第１章　総　則

第１節　計画の目的と構成

平成23年３月11日に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）と地震に伴い発生した大津波は、人知を超えた猛威をふるい、県内で死者１万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた、未曽有の大災害（以下「東日本大震災」という。）であった。このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、県民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

第１　計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地震災害に対処するため、県内での地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、宮城県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、県土並びに県民の生命、身体、財産を地震災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。

なお、この計画は大規模地震災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模地震災害に至らない場合にあってもこの計画を準用しながら対処する。

また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第５条第２項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を第５章に位置付ける。

第２　計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定により「宮城県地域防災

計画」の「地震災害対策編」として、宮城県防災会議が作成する計画であり、宮城県の地域における地震防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき地震防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

県では、地震災害の特殊性を考え、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、地域の特性等を踏まえつつ一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより地震防災対策を推進する。

第３　計画の修正

１　修正の概要

この計画は、災害対策基本法第40条の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、地震防災対策の確立に万全を期す。特に、東日本大震災後の災害対策基本法の大改正等を背景とした平成25年２月及び平成26年２月の修正においては、東日本大震災の教訓等を踏まえ、以下の方針に基づいて大規模な見直しを行った。

２　見直し方針

（１）　東日本大震災の教訓の反映

東日本大震災は、大津波が襲来した沿岸部を中心に、本県に甚大な被害をもたらした。

本県は、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、県民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくりを進める。

（２）　県の検証結果等の反映

東日本大震災の主な特徴としては、「津波による被害が甚大」、「被災地域が広大」、「中長期にわたる災害対応」が挙げられており、大震災から得られた教訓や課題のほか、県がまとめた「宮城県の６か月間の災害対応とその検証」の結果を踏まえ、幅広く検討し、修正可能なものから見直すものとした。

（３）　国の防災基本計画の見直し内容の反映

国の防災基本計画の見直しを踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、「宮城県地域防災計画（地震災害対策編）」の見直しに反映した。

本計画策定時点でも、国等において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、国等の検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。

（４）　津波対策の強化

地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものとがあるが、東日本大

震災においては津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、主として津波による災害に対するものは「津波災害対策編」として、主として揺れによる災害に対するものは「地震災害対策編」として記述している。両者は重なるところもあるが、両編合わせて地震・津波災害対策のために活用されるべきものである。

第４　計画の構成

１　本計画は、本編と資料編で構成する。

２　本編の構成は、次のとおりとする。

第１章　総則

第２章　災害予防対策

第３章　災害応急対策

第４章　災害復旧・復興対策

第５章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第５　基本方針

大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市町村・団体等が総力を結集して、県勢の復興とさらなる発展を目指す。

１　「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ､同震災クラスの地震を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの地震に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る｢減災｣の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。

そのため、耐震化等のハード対策によって地震による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える地震に対しては、防災教育の徹底など、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

２　災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

地震による被害を軽減するためには、地震が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の情報伝達

体制や地震観測体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

3　大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。

4　被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模地震発生時においては、地震及び津波の被害、地震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

5　自助・共助による取組の強化

大規模災害時に県民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、県民一人ひとりが防災に対する意識を高め、県民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。

そのため、国、県、市町村及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進、県民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、県民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

6　二次災害の防止

大規模地震の発生時においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

7　迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模地震発生時においては、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努め、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立する必要がある。

8　要配慮者への対応

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

9　携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模地震災害時においては、情報伝達を確実に行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難の指示等を伝達するなど、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。また、効果的・効率的な情報伝達による防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

10　複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。

その際、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる必要がある。

11　多様な主体の参画による防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命、地域における意見の聴取など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性やこども・若者、高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。また、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。

12　迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設

の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

13　国民保護措置を踏まえた取組

国際社会の時代を画する変化を踏まえ、防災に関する各種ソフト施策について、国民保護に関する取組も対象とするなど、武力攻撃事態等と自然災害等の双方を想定した避難施設のデュアルユースを推進する環境整備に取り組む必要がある。

第２節　各機関の役割と業務大綱

第１　目　的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県・市町村及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、地震災害防止のため相互に協力する。

第２　組　織

１　防災会議

宮城県防災会議は、知事を会長として、災害対策基本法第15条第５項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本県における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

２　災害対策本部等

県内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）は、災害対策基本法に基づく県及び市町村の災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営等については、防災関係機関において定めておく。

第３　各機関の役割

１　宮城県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

２　市町村

市町村は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言、応援等を行う。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるように協力する。

5　公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は､平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、県、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6　県民

県民一人ひとりは「自らの命は自らが守る」ということを基本に、地震に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平時から地域、家庭、職場等で地震災害から身を守るために、積極的な取組に努める。

また、３日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

地域内の住民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。

また、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

7　企業

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

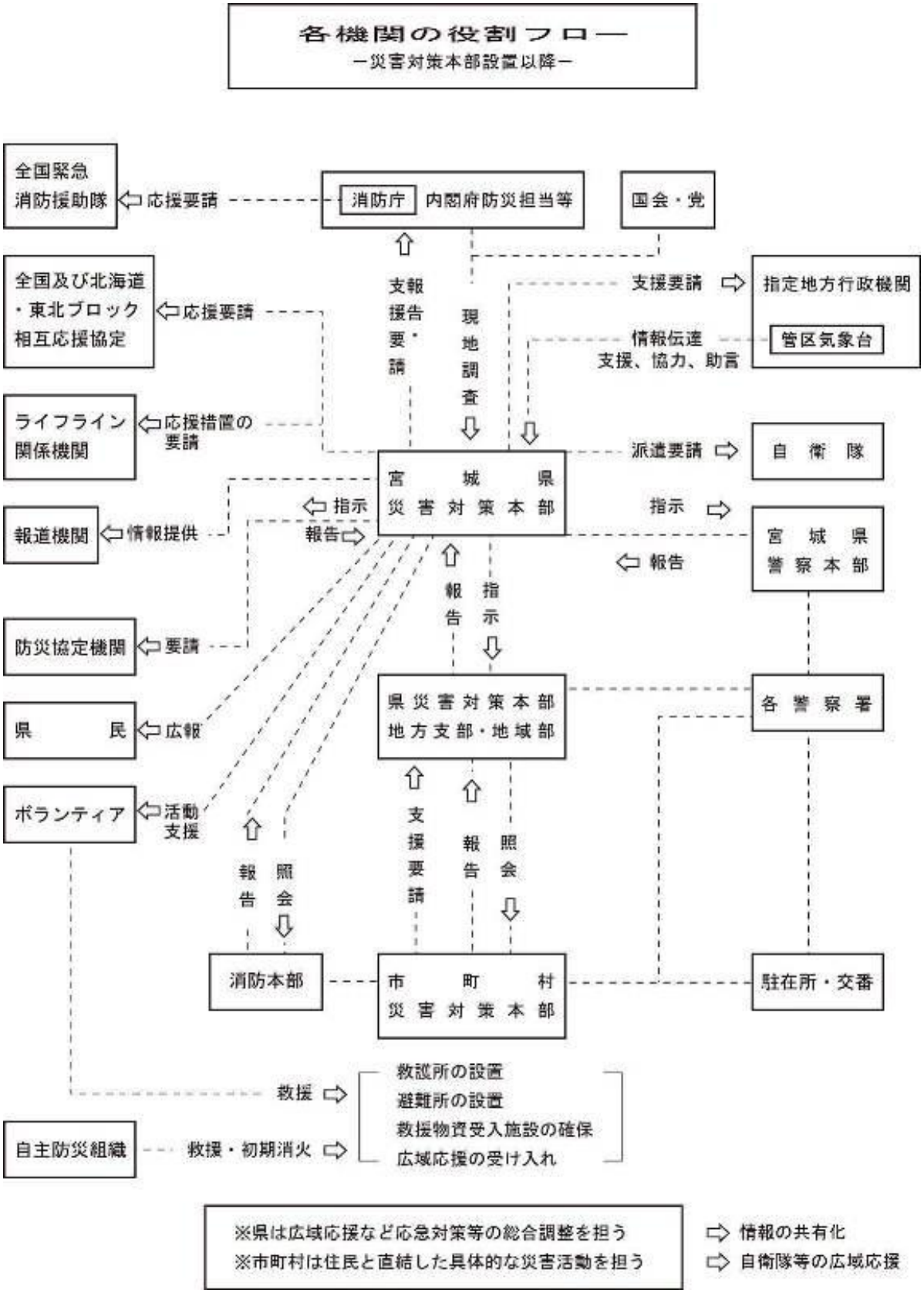
各機関の役割フロー
－災害対策本部設置以降－
全国緊急消防援助隊
応援要請
消防庁
内閣府防災担当等
国会・党
全国及び北海道・東北ブロック相互応援協定
応援要請
支援要請
指定地方行政機関
管区気象台
情報伝達
支援、協力、助言
支援要請・報告
現地調査
ライフライン関係機関
応援措置の要請
派遣要請
自衛隊
宮城県災害対策本部
指示
報告
報道機関
情報提供
指示
報告
宮城県警察本部
報告
指示
防災協定機関
要請
県民
広報
県災害対策本部地方支部・地域部
各警察署
ボランティア
活動支援
支援要請
報告
照会
報告
照会
消防本部
市町村災害対策本部
駐在所・交番
救援
教護所の設置
避難所の設置
救援物資受入施設の確保
広域応援の受け入れ
自主防災組織
救援・初期消火
※県は広域応援など応急対策等の総合調整を担う
※市町村は住民と直結した具体的な災害活動を担う
情報の共有化
自衛隊等の広域応援

第４　防災機関の業務大綱

【県・市町村】

機関名	業務大綱
宮城県	（１）　宮城県防災会議の事務 （２）　宮城県災害対策本部の事務 （３）　防災に関する施設・設備の整備 （４）　通信体制の整備・強化 （５）　防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 （６）　情報の収集・伝達及び広報 （７）　自衛隊への災害派遣要請 （８）　防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 （９）　公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 (10)　交通及び緊急輸送の確保 (11)　災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 (12)　火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び被害の拡大防止のための応急対策 (13)　保健衛生、文教対策 (14)　自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15)　市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 (16)　被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17)　その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置
宮城県警察本部	（１）　災害情報の収集伝達 （２）　被災者の救出及び救助 （３）　行方不明者の捜索 （４）　死者の検視・調査 （５）　交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持 （６）　犯罪の予防、その他社会秩序の維持 （７）　避難誘導及び避難場所の警戒 （８）　危険箇所の警戒 （９）　災害警備に関する広報活動
宮城県教育委員会	（１）　公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）設備等の災害対策 （２）　公立学校等幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全対策 （３）　公立学校等教育活動の応急対策 （４）　社会教育施設、社会体育施設の災害対策

市町村	（１）　市町村防災会議に関する事務 （２）　防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導 （３）　防災に関する施設・設備の整備 （４）　防災訓練並びに教育及び広報の実施 （５）　災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 （６）　避難情報の発令及び指定避難所等の開設 （７）　避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施 （８）　被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 （９）　水、食料その他物資の備蓄及び確保 (10)　清掃、防疫その他保健衛生の実施 (11)　危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (12)　公立幼稚園、小・中・高等学校の応急教育対策 (13)　ボランティアによる防災活動の環境整備 (14)　被災建築物応急危険度判定業務に関する事務

【指定地方行政機関】

東北管区警察局	（１）　災害状況の把握と報告連絡 （２）　警察官及び災害関係装備品の受支援調整 （３）　関係職員の派遣 （４）　関係機関との連絡調整 （５）　津波予報の伝達
東北管区行政評価局	（１）　被災者への生活支援情報の提供 （２）　専用電話を備えた相談窓口の開設 （３）　特別行政相談所の開設
東北総合通信局	（１）　放送・通信設備の耐震性確保の指導 （２）　災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備 （３）　通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置
東北財務局	（１）　民間金融機関等に対する金融上の措置要請 （２）　地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 （３）　災害発生時における国有財産の無償貸与等 （４）　公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会 （５）　財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供

東北厚生局	（１）　災害状況の情報収集、通報 （２）　関係職員の派遣 （３）　関係機関との連絡調整
宮城労働局	（１）　労働者の被災状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導 （２）　地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査（労働安全衛生法第88条）の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 （３）　事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えい事故の確認 （４）　被災労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い （５）　労働基準法第33条（昭和22年法律第49号）による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過重労働防止の指導
東北農政局	（１）　農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 （２）　農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 （３）　災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病害虫防除の指導 （４）　農業災害に係る資金融資に関すること （５）　土地改良機械の貸付及び指導 （６）　災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北森林管理局	（１）　山火事防止対策 （２）　災害復旧用材（国有林材）の供給 （３）　林道の適正な管理
東北経済産業局	（１）　工業用水道の応急復旧 （２）　災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 （３）　産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安監督部東北支部	（１）　災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策 （２）　災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策 （３）　鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導

東北地方整備局	（１）　国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 （２）　直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理 （３）　直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等その他の管理 （４）　北上川下流、鳴瀬川、阿武隈川下流及び名取川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関すること （５）　直轄河川及び直轄道路の災害応急復旧工事の実施 （６）　直轄道路の交通確保 （７）　直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施 （８）　港湾施設、空港施設等の整備 （９）　直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 (10)　大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 (11)　港湾施設、空港施設の災害復旧事業の実施
東北運輸局	（１）　交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達 （２）　緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
東京航空局仙台空港事務所	（１）　災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置 （２）　航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助
国土地理院東北地方測量部	（１）　地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること （２）　復旧測量等の実施に関すること
仙台管区気象台	（１）　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 （２）　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 （３）　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 （４）　県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 （５）　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第二管区海上保安本部	（１）　災害予防 ア　防災訓練に関する事項 イ　海上防災講習会等啓発活動に関する事項 ウ　調査研究に関する事項 （２）　災害応急対策 ア　警報等の伝達に関する事項 イ　情報の収集に関する事項 ウ　活動体制の確立に関する事項 エ　海難救助等に関する事項

	オ　緊急輸送に関する事項 カ　物資の無償貸与又は譲与に関する事項 キ　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事項 ク　流出油等の防除に関する事項 ケ　海上交通安全の確保に関する事項 コ　警戒区域の設定に関する事項 サ　治安の維持に関する事項 シ　危険物の保安措置に関する事項 （３）　災害復旧・復興対策
東北環境局	（１）　災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 （２）　家庭動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援を実施 （３）　緊急環境モニタリングの実施・支援 （４）　大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 （５）　所管施設等の避難場所等としての利用
東北防衛局	（１）　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整 （２）　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整 （３）　原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡

【自衛隊】

自衛隊	（１）　災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 （２）　災害時における応急復旧活動 （３）　災害時における応急医療・救護活動

【指定公共機関】

独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ	（１）　災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 （２）　広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 （３）　災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報 （４）　独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援
日本銀行仙台支店	災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策

日本赤十字社宮城県支部	（１）　医療救護 （２）　救援物資の備蓄及び配分 （３）　災害時の血液製剤の供給 （４）　義援金の受付 （５）　その他応急対応に必要な業務
日本放送協会仙台放送局	気象予報・警報、災害情報等の放送
東日本高速道路株式会社東北支社	（１）　高速道路等の維持管理 （２）　高速道路等の交通確保 （３）　災害時における情報収集及び伝達 （４）　災害復旧工事の実施
日本郵便株式会社東北支社	（１）　災害時の業務運営の確保 （２）　災害時の事業に係る災害特別事務取扱い
東北電力株式会社宮城支店 東北電力ネットワーク株式会社宮城支社	（１）　電力供給施設の防災対策 （２）　災害時における電力供給の確保
日本通運株式会社仙台支店 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 一般社団法人ＡＺ－ＣＯＭ丸和・支援ネットワーク	（１）　災害対策に必要な物資の輸送確保 （２）　災害時の応急輸送対策
東日本旅客鉄道株式会社仙台事業本部	（１）　鉄道施設の整備保全 （２）　災害復旧工事の実施 （３）　全列車の運転中止手配措置 （４）　人命救助 （５）　被災箇所の調査、把握 （６）　抑止列車の乗客代行輸送の確保 （７）　旅客の給食確保 （８）　通信網の確保 （９）　鉄道施般の復旧保全 (10)　救援物資及び輸送の確保 (11)　列車運行の広報活動
日本貨物鉄道株式会社東北支社	（１）　災害対策に必要な物資の輸送確保 （２）　災害時の応急輸送対策

ＮＴＴ東日本株式会社宮城事業部	（１）　災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 （２）　電気通信システムの信頼性向上 （３）　災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和及び通信手段の確保 （４）　災害を受けた通信設備の早期復旧 （５）　災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携
ＫＤＤＩ株式会社 株式会社ＮＴＴドコモ ＮＴＴドコモビジネス株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	（１）　電気通信設備の整備及び災害防止 （２）　災害時における通信の確保 （３）　電気通信設備の復旧
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等

【指定地方公共機関】

石巻ガス株式会社 塩釜ガス株式会社 古川ガス株式会社	（１）　ガス供給施設の防災対策 （２）　災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供
一般社団法人宮城県ＬＰガス協会	液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
公益社団法人宮城県トラック協会	災害時における緊急物資のトラック輸送確保
公益社団法人宮城県バス協会	（１）　災害時における緊急避難輸送確保 （２）　災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達

阿武隈急行株式会社 仙台空港鉄道株式会社	（１）　鉄道施設の整備保全 （２）　災害復旧工事の実施 （３）　全列車の運転中止手配措置 （４）　人命救助 （５）　被災箇所の調査、把握 （６）　抑止列車の乗客代行輸送の確保 （７）　旅客の給食確保 （８）　通信網の確保 （９）　鉄道施般の復旧保全 (10)　救援物資及び輸送の確保 (11)　列車運行の広報活動
東北放送株式会社 株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社エフエム仙台	災害情報等の放送
公益社団法人宮城県医師会	災害時における医療救護活動
一般社団法人宮城県歯科医師会	（１）　救護所及び避難所等における歯科医療救護活動・歯科保健活動 （２）　行方不明者の身元確認
一般社団法人宮城県薬剤師会	災害時における医薬品の管理と適正な使用の担保
一般社団法人宮城県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策への協力
宮城県道路公社	（１）　有料道路等の維持管理 （２）　有料道路等の交通確保 （３）　災害時における情報収集及び伝達 （４）　災害復旧工事の実施

第５　防災行動計画（タイムライン）の作成

国、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第３節　県の概況

第１　位　置

本県は、東北地方の東南部に位置し、東は太平洋に面し、西は秋田県・山形県の２県に、南は福島県、北は岩手県にそれぞれ隣接している。

第２　地　勢

１　地形、地質

本県は、北上高地地帯、阿武隈高地地帯、奥羽脊梁山脈地帯及びそれらに取り囲まれる中央低地帯などによって構成されている。

北上高地と阿武隈高地は、共に古生層及び中生層よりなる古い山地である。

奥羽脊梁山脈地帯は、宮城県と山形県との県境をなしており、新第三紀以降の火山活動及びその後の隆起により山脈化した地帯である。

中央低地帯は仙北丘陵帯、仙北低地帯、仙南低地帯よりなる。この低地帯は、北上・阿武隈両高地と奥羽脊梁山脈との中間に位置し、南北に連なっている。

以上の区分は、地質の特徴と密接に関係していると考えられるので、本県の地質について以下の４地域ごとに説明する。

（１）　北上高地地帯

北上高地地帯は、岩手県東部全域を占める隆起帯であるが、その南延長が本県の北部東側に達し、緩やかな地形が南に向かうに従って、次第にその幅と高さを減じながら牡鹿半島を経て金華山まで延長する。

地質は主として古生層、中生層により構成され、それらの大部分は堆積岩よりなる。第三系の分布は西縁部の一部のみであり、第四紀の火山岩はまったくみられない。新第三紀後半から第四紀にかけての造山運動時にもその変動の影響は軽微であり、陸地として存在した安定地塊である。

（２）　阿武隈高地地帯

阿武隈高地地帯は、福島県東部に広く分布する紡錘形の隆起帯であるが、その北部は本県の南部に延び、仙台市の西部から南部にかけて広がる丘陵地帯下に没している。

隆起帯は、本県に入ると２つの山列に分かれる。西側の列は花崗岩で、その延長部は蔵王山・面白山・鳴子などの新第三系の基盤となって分布する。

東側の隆起帯は畑川破砕帯及び双葉破砕帯に挟まれた地塁状を構成しているが、本県側ではその幅も狭くなって著しく破砕された砂岩・粘板岩及び花崗岩よりなる。

（３）　奥羽脊梁山脈地帯

奥羽脊梁山脈地帯は、宮城・山形県境部を構成する標高1,000m前後の山岳地帯で、栗駒山、船形山、蔵王山などの第四紀の火山が連なっている。

この地帯は、中生代白亜紀の花崗岩類を基盤とし、新第三紀変朽安山岩、流紋岩溶岩、緑

色凝灰岩類（グリーンタフ）及び第四紀の火山岩類が分布する。

新第三系の溶岩及び凝灰岩は、熱水変質を受けたほとんどが緑色に変化している。

（4）　中央低地地帯

中央低地帯は、北上・阿武隈両高地と奥羽脊梁山脈との中間に位置し、南北に連なっている。

中央低地帯は仙北丘陵地帯、仙北低地帯及び仙南低地帯によって構成されている。

ア　仙北丘陵地帯は、北上高地と奥羽山脈の間に存在し、環状又は弧状を呈する丘陵及び低地帯が交互に配列する渦状の特有な地形を形成している。

丘陵部には、中新統（堆積岩、火山岩）及び鮮新統が背斜構造を示して分布している。

イ　仙北低地帯は、仙北平野とも呼ばれ、北上川及びその支流の諸河川によって形成された自然堤防及び後背湿地堆物よりなり、湖沼及び湿地帯がみられる。

ウ　仙南低地帯は、黒川・泉・松島・台の原丘陵の南方に広がる地域で、南北に平行な３帯に分けられる。

中央低地帯の基盤は新第三系で構成されている。仙台市東方から北部阿武隈高地の東側に続く海岸平野には、沖積地堆積物が広く分布し、その基盤岩は、おおむね鮮新統下部の竜の口層である。

白石・川崎・秋保などに南北に連なる盆地性の沖積地には、沖積地堆積物が分布し、その基盤岩は中新統の堆積岩及び火山岩よりなる。

阿武隈高地と高舘山一体の丘陵に挟まれた角田・槻木・大河原などの盆地には、第四系更新統の段丘堆積物が分布し、その基盤岩は中新統の堆積岩、火山岩及び白亜紀の花崗岩である。

2　河川及び湖沼

本県は、西部に奥羽山脈が縦走し、北東部には岩手県からの北上高地が、南東部には福島県からの阿武隈高地が本県へ続いている。これら山地を水源として、北上川、阿武隈川の二大河川のほか、迫川・江合川・鳴瀬川・七北田川・名取川・白石川などの河川が多くの支流を集めて東部に流れ、仙台湾に注いでいる。

本県の河川の特徴として、北上川・阿武隈川の両河川は、その上流がいずれも隣接県の広大な山地を流域として発しているため、雨期における増水は激しく、また、その他河川のほとんどは、急峻な山地から短時間で低平地へ流れ込む形態であるため、雨期には増水・氾濫の危険を伴う特性を有している。

湖沼については、県北部の低地帯に点在していたが、その多くは干拓され、現在は、伊豆沼・内沼・蕪栗沼などが残っている。

3　海　岸

本県の海岸線は、総延長約830㎞に達している。南北に連なる海岸の中央部には、牡鹿半島が突出して、海岸を南北に分割しており、北部は岩手県南部に連なる三陸南海岸であり、南部は、仙台湾を形成する仙台湾沿岸である。

牡鹿半島の突端黒崎以北の三陸海岸は、北上の褶曲山地が海に迫り、極めて複雑な屈曲を示し、いわゆる“リアス海岸”を形成している。

4　気　象

宮城県は、西に奥羽山脈がそびえ、東は北上高地の南端となる牡鹿半島が突出し、その間には仙台平野が広がる。また、東に広がる三陸沖では、日本の南を北上する黒潮からの暖水と千島列島に沿って南下する親潮からの冷水が複雑に入り混じった海域（混合域）となっている。

春は、寒暖の変動を繰り返しながら暖かくなり、桜前線が北上する。梅雨の時期は天気がぐずつき、ヤマセによる低温や梅雨末期に大雨となることがあり、梅雨明け後は蒸し暑い夏となる。

そして秋は空が高く感じられる秋晴れとなるが、秋雨前線や台風の襲来により大雨となることもある。

このように、宮城県では四季の変化が明瞭に現れる。冬は山沿いで雪となるが、平野は晴れの日が続く。

春（３～５月）は、高気圧と低気圧が交互に通過し、気温は寒暖の変動を繰り返しながら上昇していく。高気圧に覆われ、晴れて風の弱い夜は放射冷却により気温が下がり霜の降りることがある。一方、低気圧の通過後など、奥羽山脈を越える強い西風が吹くとフェーン現象により空気が乾燥し、火災が発生しやすい気象状況となる。

なお、５月から６月はひょう害が発生しやすい時期である。

夏（６～８月）のうち、６月中旬から７月下旬の期間は梅雨期（東北南部の平年の梅雨入りは6月12日頃、平年の梅雨明けは７月24日頃）となり、梅雨前線の影響により大雨となることがある。日本の北にあるオホーツク海高気圧から冷たく湿った東よりの風（ヤマセ）が吹き付けることがあり、オホーツク海高気圧が停滞するとヤマセの影響により、曇りや雨のぐずついた天気が続く。また、７月下旬から８月上旬にヤマセが続くと、低温と日照不足により稲の生育に大きく影響する。梅雨が明けると太平洋高気圧に覆われて晴天が続き、気温が高くなる。

秋（９～11月）の前半は、秋雨前線が日本付近に停滞し、ぐずついた天気が続くことがある。台風は日本付近を通過することが多くなり、台風や秋雨前線の影響により大雨となることがある。秋の後半は、移動性高気圧に覆われ、秋晴れのさわやかな天気の日が多くなる。

冬（12～２月）は、大陸から張り出す高気圧と千島方面に発達した低気圧がある、西高東低の冬型の気圧配置が現れる。西よりの風が強く吹き、日本海から流れ込む雪雲は奥羽山脈を越えて山沿いで雪を降らせる。平野は晴れて乾燥した日が続くが、本州の南岸を通る低気圧などにより大雪となることがある。

なお、仙台（仙台管区気象台）における年平均気温（平年値:統計期間1991～2020年）は、12.8℃（東京15.8℃）、年降水量（平年値:統計期間1991～2020年）は1,276.7㎜（東京1,598.2㎜）となっている。

5　人口の推移

令和２年10月１日の国勢調査による本県の人口は、230万1,996人（男112万2,598人・女117万9,398人）で、全国14位であり、平成27年の国勢調査人口に対し1.4％、３万1,903人の減少となってい

る。

人口密度は、１㎢当たり、316.1人で全国平均338.2人を下回っている。

地域別の状況は、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理郡、宮城郡、黒川郡の６市７町１村で構成される仙台都市圏が154万389人と人口の66.9％を占め、大崎広域圏19万5,353人（8.5％）、石巻広域圏18万5,679人（8.1％）、仙南広域圏16万6,529人（7.2％）、登米広域圏７万6,037人（3.3％）、気仙沼・本吉広域圏７万3,372人（3.2％）、栗原広域圏６万4,637人（2.8％）である。

６　土地利用

現況については、奥羽山脈など山岳部や山麓部には、生産性の高い森林や自然性の豊かな森林が広がり、林業の場、レクリエーションの場として利用されている。

仙北の丘陵地や仙南の丘陵地を含む広大な仙台平野は、各河川によって涵養され、これらの主要河川の流域を中心に集落が開け、全国有数の穀倉地帯を形成している。

仙台湾臨海部は、仙台塩釜港の建設を契機として、工業開発が進み、県土の中でも人口の集積や商工業、教育文化機能の集積が著しく、都市的土地利用が最も進んでいる。

利用形態別の推移をみると、昭和47年から令和４年までの50年間においては、農用地が415㎢、森林が200㎢減少した一方で、宅地が232㎢、道路が153㎢の増加となっており、総体的に、農林業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいる。

７　交　通

（１）　道　路

本県の道路網は、東北縦貫自動車道及び常磐、三陸縦貫自動車道を主軸とし、東北地方各県及び関東地方を連絡する国道４号、６号、45号などの一般国道（1,439.7㎞）、さらに、県内主要都市相互を連絡する主要地方道（1,195.4㎞）、一般県道（1,152.2㎞）及び地域住民の日常生活に密着した市町村道（21,851.9㎞）で構成されており、総延長は令和５年３月末現在で25,639.2㎞となっている。

（２）　鉄　道（ＢＲＴを含む）

県内の鉄道網は、ＪＲ線については東北新幹線、東北本線（松島接続線を含む）、常磐線の３路線が南北に走り、仙石線等６路線が、仙台市、美里町を中心に東西に走っている。営業キロ（県内駅区間距離の合計）は令和６年９月末現在で新幹線約109㎞、在来線約430㎞に及んでいる。

また、私鉄については、県南部に、阿武隈急行線（県内営業キロ25.5㎞）、県中部に、仙台空港線（営業キロ7.1㎞）、市営鉄道については、仙台市内に地下鉄南北線（営業キロ14.8㎞）、地下鉄東西線（営業キロ13.9㎞）が走っている。

（３）　空　港

仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。

令和８年７月現在、国内定期便は７都市（札幌、名古屋、大阪、神戸、広島、福岡、沖縄）、国際定期便は海外８都市（ソウル、大連、北京、上海、台北、高雄、香港、バンコク）への

路線が開設されている。

（4）　港　湾

本県の港湾は、国際拠点港湾として仙台塩釜港（仙台港区、塩釜港区、石巻港区、松島港区）及び地方港湾として気仙沼港、女川港など７港がある。

港湾における取扱貨物量は令和４年で3,890万トン、うち外国貿易貨物取扱量は1,198万トンである。

宮 城 県 地 勢 図

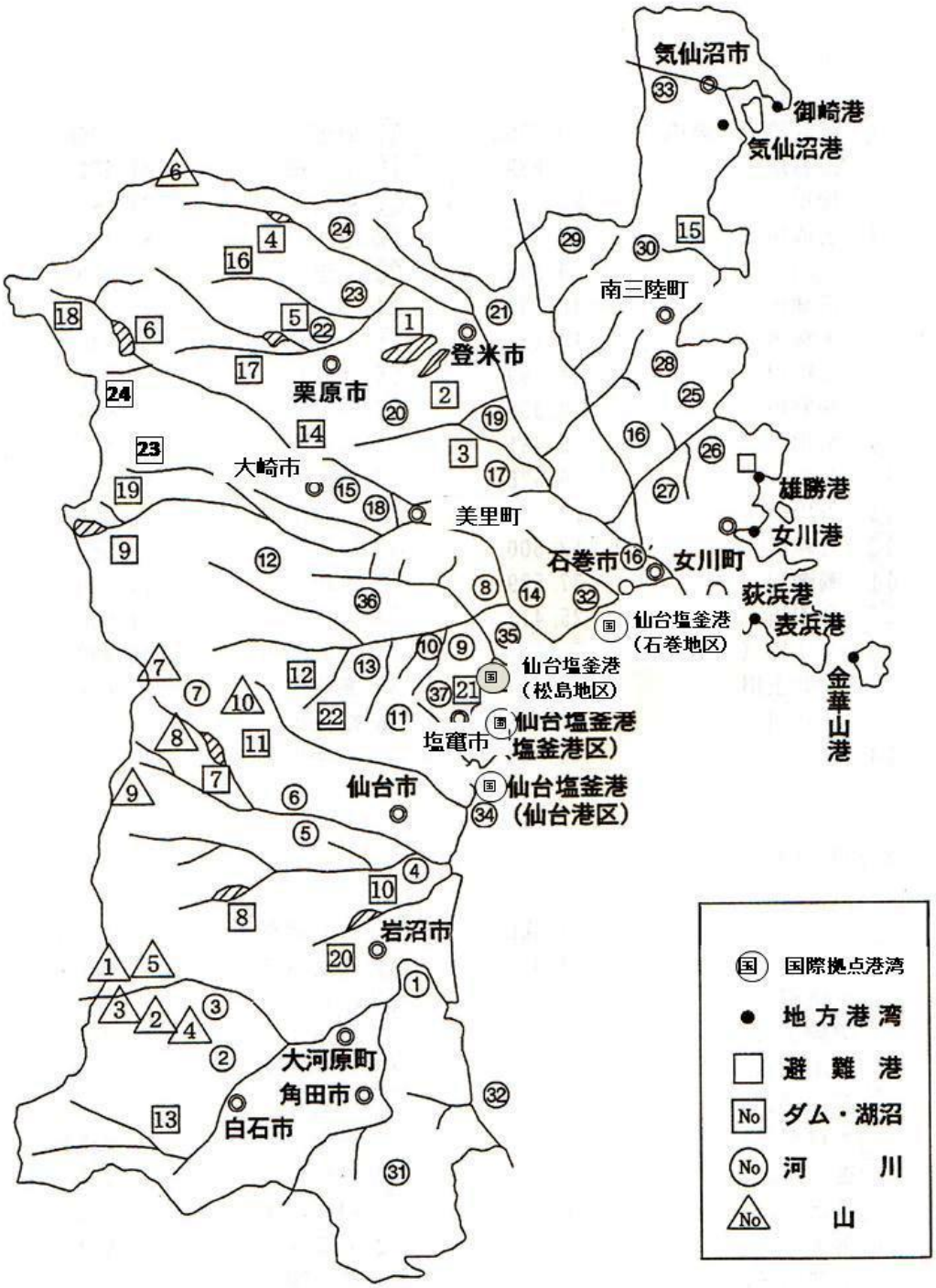
気仙沼市
御崎港
気仙沼港
南三陸町
登米市
栗原市
大崎市
美里町
石巻市
女川町
雄勝港
女川港
荻浜港
表浜港
金華山港
仙台塩釜港（石巻地区）
仙台塩釜港（松島地区）
仙台塩釜港塩釜港区）
仙台塩釜港（仙台港区）
塩竈市
仙台市
岩沼市
大河原町
角田市
白石市
国際拠点港湾
地方港湾
避難港
ダム・湖沼
河川
山

主な山

△1	熊野岳	1,841 m	△6	栗駒山	1,627 m
△2	屏風岳	1,825	△7	船形山	1,500
△3	刈田岳	1,758	△8	後白髪山	1,284
△4	不忘岳	1,705	△9	面白山	1,264
△5	五色岳	1,672	△10	北泉ヶ岳	1,253

主な河川

①	阿武隈川（県内）	53,600 m	⑲	旧迫川	26,100 m
②	白石川	69,689	⑳	小山田川	31,572
③	松川	20,745	㉑	夏川	21,598
④	名取川	42,543	㉒	迫川	87,434
⑤	笊川	6,200	㉓	二迫川	47,400
⑥	広瀬川	40,035	㉔	三迫川	38,072
⑦	大倉川	19,636	㉕	大沢川	6,840
⑧	吉田川	44,199	㉖	富士川	8,760
⑨	味明川	2,399	㉗	追波川	8,944
⑩	滑川	5,481	㉘	南沢川	5,445
⑪	西川	9,526	㉙	二股川	15,722
⑫	善川	13,854	㉚	伊里前川	7,800
⑬	竹林川	13,500	㉛	坂元川	6,563
⑭	鳴瀬川	77,589	㉜	定川	17,781
⑮	多田川	25,417	㉝	大川	11,890
⑯	北上川（県内）	54,000	㉞	七北田川	40,899
⑯'	旧北上川	35,000	㉟	高城川	7,656
⑰	江合川	79,961	㊱	鶴田川	13,681
⑱	新江合川	5,200	㊲	砂押川	14,491

主な沼及びダム

1	伊豆沼	4.5 km^2	13	七ヶ宿ダム	4.1 km^2
2	長沼	4.0	14	化女沼ダム	0.7
3	蕪栗沼	1.2	15	払川ダム	0.08
4	栗駒ダム	0.8	16	荒砥沢ダム	0.8
5	花山ダム	2.4	17	小田ダム	0.9
6	鳴子ダム	2.1	18	上大沢ダム	0.08
7	大倉ダム	1.6	19	筒砂子ダム	1.2
8	釜房ダム	3.9	20	川内沢ダム	0.2
9	漆沢ダム	0.8	21	惣の関ダム	0.2
10	樽水ダム	0.4	22	宮床ダム	0.4
11	七北田ダム	0.5	23	二ツ石ダム	0.5
12	南川ダム	0.9	24	岩堂沢ダム	0.7

第４節　宮城県を取り巻く地震環境

第１　宮城県の地質、地形

地形・地質の特徴から、宮城県は大きく次の４つの地域に分けることができる。

①　北上高地　　②　阿武隈高地

③　奥羽山脈とその東側の丘陵　　④　中央低地

北上高地は古生界・中生界及び少量の花崗岩、阿武隈高地は花崗岩とこれに貫入された変成岩から成り、ともに、東北日本の基盤をなしている。

宮城県と山形県を境とする奥羽脊梁山脈は、新第三紀前半においては主に海底の火山活動の場であった。新第三紀後期に隆起し始め、現在の奥羽脊梁山脈の東側丘陵部を含めた広い範囲でカルデラの形成を伴う大規模な珪長質火山活動が起こった。第四紀に至ると、奥羽脊梁山脈の東縁に大規模な逆断層が形成されて急速に山脈化し、同時に安山岩質の火山活動の場となった。したがって、北上・阿武隈高地のような古い山地とは対照的に、若い地形・地質の特徴を持っている。

北上・阿武隈高地と奥羽脊梁山脈との間の低地帯は、新第三紀には北上・阿武隈地域の安定域とその西側の沈降域との境界（「盛岡－白河構造線」と称されている）域に相当し、最も後まで海域として残っていたところである。第四紀に奥羽脊梁山脈が急速に隆起し始めると、低地帯としての特徴は一層明瞭になった。第四紀の最終氷期の海水準低下によって侵食が一段と進行したが、その直後の最終間氷期における海水準面の上昇とともに、広く沖積層で埋め立てられ、平野となった。

平野と丘陵部は人口密集地であり、しかも、沖積層は一般に著しく軟弱であるため、その分布、厚さ及び岩相は重要である。埋没した侵食地形である沖積層下底は起伏に富んでおり、宮城野海岸平野や石巻平野下の沖積層の厚さは60m前後で、北上川河口付近の埋没谷底では約90mに達する。沖積層表層部の岩相は、最終間氷期における埋め立て末期における河川の移動・蛇行を反映して複雑に変化している。

1　浜堤：海岸付近で海岸線にほぼ平行にのびる高所で、宮城野平野では海岸から内側約３kmの範囲に、石巻市～東松島市付近の平野では海岸から約６kmの範囲内に４列が断続的に分布している。頂面は高さ２～３m以内で平坦である。自然堤防同様、主に砂層からなり、液状化し易いが、地震動に対しては後背湿地よりは安定である。

2　自然堤防：河川沿いの高所で、現在の河川に沿うもののほか、旧河道に沿うものがある。河川流路の移動による曲流、分流、合流などにより、きわめて複雑な分布を示す。周囲の低地からの比高は２～３m以内で、河川ごとに下流ほど不明瞭になる。

3　後背湿地と旧河道：後背湿地は浜堤間や自然堤防背後の氾濫原に相当する。旧河道とは蛇行しつつ移動する河川に取り残された河道のことであり、現在でも沼地となっているところもある。後背湿地と旧河道には粘土や泥炭などが堆積しているため、地震動に対しては最も弱い所である。

宮城県の地形分布
国土地理院資料
宮城県の地質分布
宮城県（1980）

第２　宮城県内の活断層

活断層とは、最近の地質時代（第四紀、約260万年前から現在まで）に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことをいう。近い過去に繰り返しずれた活断層は、今後も同じようにずれを繰り返すと考えられている。地震は断層が活動して岩盤がずれるときに生じるものなので、活断層では将来も地震が繰り返し発生すると推定される。

日本の活断層は、活断層研究会編「新編日本の活断層」（1991）にまとめられている。これより宮城県内の活断層をあげると、以下の表のようになる。

（活断層分布図は22頁に掲載）

宮城県内の活断層一覧

断層番号	断層名	確実度	活動度	長さ（km）
①	長町－利府線	Ⅰ	B	12
②	大年寺山断層	Ⅰ	B	8
③	鹿落坂断層	Ⅰ	C	3
④	坪沼断層	Ⅰ	B	5
⑤	円田断層	Ⅱ	B	10
⑥	愛子断層	Ⅰ	B	2
⑦	作並－屋敷平断層	Ⅰ	C	9
⑧	遠刈田－三住	Ⅱ	C	7
⑨	白石断層	Ⅰ	B	2.5
⑩	上品山西	Ⅲ		4
⑪	加護坊山－篭岳山	Ⅲ		12
⑫	旭山撓曲	Ⅱ	B～C	8
⑬	鹿折川	Ⅲ		15
⑭	栗駒山山頂断層	Ⅰ	B	1、2
⑮	揚石山南	Ⅱ	B	3
⑯	鬼首断層	Ⅰ	B	6
⑰	双葉断層［小斉峠付近］	Ⅱ	B	5
⑱	越河断層	Ⅰ	B	15

確実度　Ⅰ：活断層であることが確実なもの
　　Ⅱ：活断層であると推定されるもの
　　Ⅲ：活断層の可能性があるもの

活動度　A：第四紀の平均変位速度　1～ 10m/1000年
　　B：第四紀の平均変位速度　0.1～ 1m/1000年
　　C：第四紀の平均変位速度　0.01～0.1m/1000年

活断層研究会編（1991）

宮城県では、平成７年度～11年度に長町－利府線断層帯、平成10年度～12年度に福島盆地西縁断層帯における活断層調査を行っている。これらの活断層調査では、活断層の活動の時期や想定される地震の規模の把握のために、地表地質踏査、反射法地震探査、ボーリング調査、トレンチ調査を行い、活断層の位置、長さ、活動履歴等について調査を行っている。これらの調査結果の概要をまとめると以下のようである。

長町－利府線断層帯は、長町－利府線、大年寺山断層、鹿落坂断層、坪沼断層及び円田断層を一括して総称した呼び名で、仙台市の市街地中心部を北東－南西方向に約21kmにわたり連続している。長町－利府線は深部で北西傾斜の断層構造を示し、浅部では地層の撓曲構造を示す。一方、副次的な断層である大年寺山断層は浅部で南東傾斜の逆断層として認められる。長町－利府線は

名取川付近の南西方に位置する坪沼断層と連続する可能性は低いと考えられ、約7,300年前以後と約2,500～2,800年前以後の計２回にわたり、活動した可能性が推定されている。坪沼断層、円田断層は、両断層合わせて長さ約12㎞の北西傾斜の逆断層で、坪沼断層では7,000年前以降に活動していないということが判ったが、坪沼断層全体の活動の履歴は、まだ充分解明されていない。

福島盆地西縁断層帯は、白石断層、越河断層、藤田東断層、藤田西断層、桑折断層、台山断層、土湯断層を一括した総称で、このうち、宮城県には白石断層と越河断層が分布している。白石断層は、約14,000年前以降に少なくとも２回以上活動したことが確認され、最新の活動は、約3,700～2,100年前に起きたことが明らかになっている。

なお、福島盆地西縁断層帯については、福島県側においても調査が行われているが、同断層帯の中部地域における断層活動時期が明らかでないため、宮城県側の白石断層との関係を確定できない状況にあり、同時期に活動した可能性は残されている。

第３　宮城県内の地震等観測体制

昭和53年６月12日の宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年８月に地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国８地域を「特定観測地域」として選定し、本県東部は「宮城県東部・福島県東部」と指定され、国でもこの地域を震源とする地震を重視してきた。

その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等（87箇所）が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等（18箇所）が設置されている。

国においては、平成14年度から平成16年度にかけて、宮城県沖を対象としてパイロット的な地震に関する重点的調査観測（周辺領域の地震観測・地殻変動観測、過去の地震活動履歴解明に向けた地質調査・文献調査、周辺領域の地殻構造調査等）が実施され、引き続き平成18年度から平成21年度にかけて宮城県沖地震における重点的調査観測が実施された。

さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の整備が進められ、ケーブル式海底観測装置（地震計・水圧計）により、北海道沖から千葉県までの沖合の観測が実施されている。これにより、地震や津波の早期検知と、緊急地震速報や大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）の更新の早期発信が期待されている。

本県の防災対策上、地震等観測体制の強化は重要であることから、関係機関と密接に連携した対応を図ることとしている。

なお、国の中央防災会議においては、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の各地震対策大綱を、平成26年３月、「大規模地震防災・減災対策大綱」に一本化し、今後の課題として検討すべき施策、個別の具体的な施策を網羅的に取りまとめ、今後発生するおそれのある大規模地震に対する防災・減災対策が図られている。

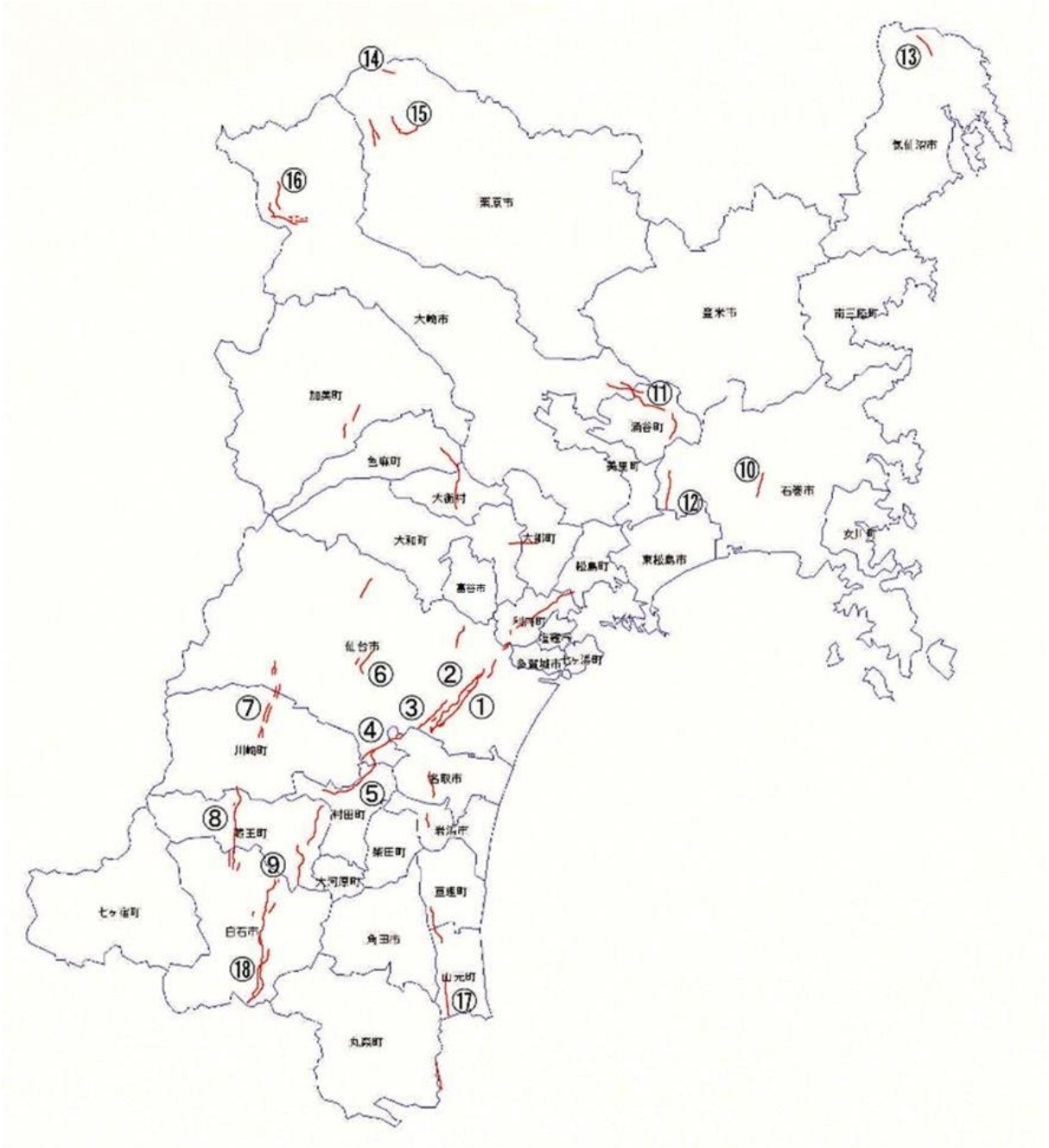

宮城県内の活断層の分布
番号は前 27 頁の活断層一覧に対応

第４　宮城県の地震被害

宮城県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋沖合いで発生する地震と陸域の浅いところで発生する地震である。

陸域の地震としては、明治以降では、1956年の白石の地震（M6.0）、1900年（M7.0）と1962年（M6.5：宮城県北部地震）に宮城県北部で発生した地震が知られている。最近では、2008年６月14日に発生した岩手・宮城内陸地震（M7.2）で甚大な被害が生じている。また、宮城・岩手・秋田県境の栗駒山周辺は東北地方の中で群発地震活動の比較的活発な地域で、鬼首付近や蔵王山付近でも群発地震が知られている。

青森県から宮城県にかけての太平洋沖合いでは、1896年の明治三陸地震（M8.2）や1933年の三陸地震（M8.1）、1968年十勝沖地震（M7.9）のようにＭ８クラスの巨大地震が発生することがある。二つの三陸地震は陸地から離れた日本海溝付近で発生したため、地震動による被害は小さかったが、津波により太平洋沿岸に大きな被害をもたらした。これらの地震より規模の小さな地震でも、1978年宮城県沖地震（M7.4）の際には、丘陵を造成した宅地に大きな被害が生じ、さらに、ガス、水道、電気などのライフラインの被害による市民生活に混乱が生じるなど、都市型の災害が生じた。この宮城県沖地震が発生した海域付近では、1855年（M7･1/4）、1897年（M7.4）、1936年（M7.4）と、ほぼ40年間隔で同程度の規模の地震が発生している。

また、2011年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（M9.0）では、巨大な津波により未曾有の被害が発生した。

宮城県に被害を及ぼした主な地震

西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典
869.7.13 (貞観11)	三陸沿岸	8.3	(家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者1,000。)	宮城県
1611.12.2 (慶長16)	三陸沿岸及び北海道東岸	8.1	(津波があり、伊達領で溺死者1、783、南部、津軽で人馬の死3,000以上。)	新編日本被害地震総覧
1646.6.9 (正保3)	陸前・岩代・下野	6.5～6.7	仙台城・白石城で被害。	理科年表
1793.2.17 (寛政5)	陸前・陸中・磐城	8～8.4	仙台藩で死者12、家屋破損1,060以上。	新編日本被害地震総覧
1835.7.20 (天保6)	仙台	7	仙台城石垣破損。	新編日本被害地震総覧
1896.6.15 (明治29)	(明治三陸地震)	8.2	津波による被害。死者3,452、負傷者1,241、家屋倒壊854、同流出3,121。	新編日本被害地震総覧
1900.5.12 (明治33)	宮城県北部	7.0	遠田郡で被害最大。死者13、負傷者4、家屋全壊44。	新編日本被害地震総覧
1933.3.3 (昭和8)	(三陸地震)	8.1	津波による被害。死者・行方不明308、負傷者145、家屋倒壊528、同流出950。	新編日本被害地震総覧
1960.5.23 (昭和35)	(チリ地震津波)	9.5	津波による被害。死者・行方不明54、負傷者641、建物全壊977、建物流失434。	新編日本被害地震総覧
1962.4.30 (昭和37)	(宮城県北部地震)	6.5	田尻町、南方村を中心に被害。死者3、負傷者272、住家全壊340。	新編日本被害地震総覧
1978.6.12 (昭和53)	(1978年宮城県沖地震)	7.4	死者27、負傷者1,273、住家全壊1,180。	新編日本被害地震総覧
2003.5.26 (平成15)	宮城県沖	7.1	重軽傷者64、住家半壊11、一部破損1,033。	宮城県 (H15.6.19最終報)
2003.7.26 (平成15)	宮城県北部	6.4	重軽傷者675、住家全壊1,276、半壊3,809、一部破損10,975。	宮城県 (H16.3.12確定報)
2005.8.16 (平成17)	宮城県沖	7.2	負傷者79。	宮城県 (H17.7.27確定報)
2008.6.14 (平成20)	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	7.2	死者14、負傷者365、住家全壊28、半壊141、一部破損1,733。	宮城県 (H23.4.29現在)
2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	9.0	死者10,571、行方不明者1,215、住家全壊83,005。	宮城県 (R5.9.30現在)
2011.4.7 (平成23)	宮城県沖(東北地方太平洋沖地震の余震)	7.2		
2021.2.13 (令和3)	福島県沖	7.3	重軽傷者73、住家全壊5、半壊132、一部破損14,116。	宮城県 (R3.5.28現在)
2021.3.20 (令和3)	宮城県沖	6.9		

2022.3.16 （令和4）	福島県沖	7.4	死者2、重軽傷者108、住家全壊51、 半壊616、一部損壊21,172。	宮城県 （R4.6.17現在）

地震調査研究推進本部地震調査委員会編（2009）に加筆

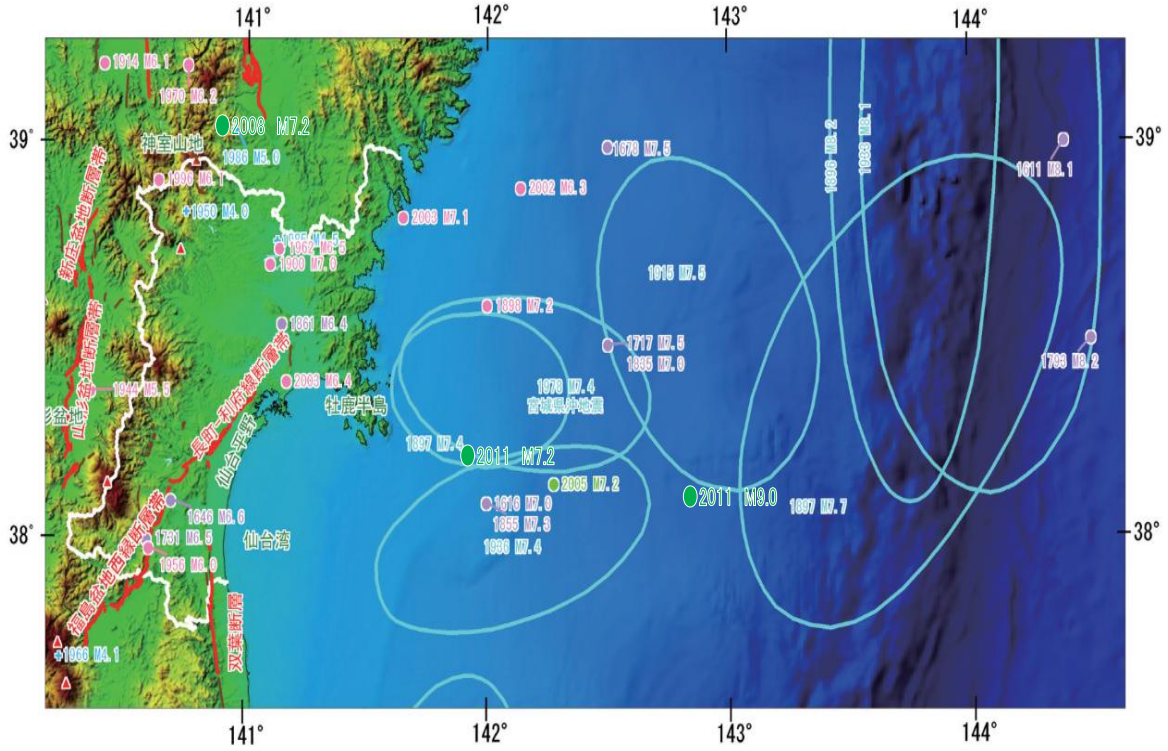
141°
142°
143°
144°
39°
38°
2003 M7.2
神室山地
1896 M6.1
1915 M7.5
2002 M6.3
2003 M7.1
1915 M7.5
1896 M7.2
1717 M7.5
1835 M7.0
1793 M8.2
1978 M7.4
宮城県沖地震
1897 M7.4
2011 M7.2
2005 M7.2
2011 M9.0
1897 M7.7
1916 M7.0
1835 M7.3
1936 M7.4
1611 M8.1
1891 M6.4
2003 M6.4
牡鹿半島
1646 M6.6
1731 M6.5
1958 M6.0
仙台湾
1896 M6.1
1896 M7.0
1896 M6.5
1914 M6.1
1879 M6.2
1896 M6.0
1896 M6.1
1950 M6.0
1896 M6.5
1896 M7.0
1943 M6.5
1896 M6.4
1896 M6.1
1896 M6.0
1896 M7.1
1896 M6.1
1896 M6.0
1896 M6.1
1896 M6.0
1896 M6.1
1896 M6.0

第５　東日本大震災の地震の概況

１　地震の発生状況

平成23年３月11日14時46分18.1秒、三陸沖（北緯38°06.2′東経142°51.6′震源の深さ24km）でマグニチュード（M）9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度７、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の４県37市町村で震度６強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度６弱から１を観測した。

気象庁はこの地震を「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（英語名：The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake）と命名し、政府はこの地震による震災の名称を「東日本大震災」とした。「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（M9.0）は、国内観測史上最大規模の地震となる（災害時地震・津波速報　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震　気象庁による。）。

なお、県内で震度６弱以上を観測した地域は次のとおりであった。

震度	市区町村
7	栗原市
６強	仙台市宮城野区、石巻市、塩竈市、名取市、登米市、東松島市、大崎市、蔵王町、川崎町、山元町、大衡村、涌谷町及び美里町
６弱	仙台市青葉区、仙台市若林区、仙台市泉区、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亘理町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町及び南三陸町

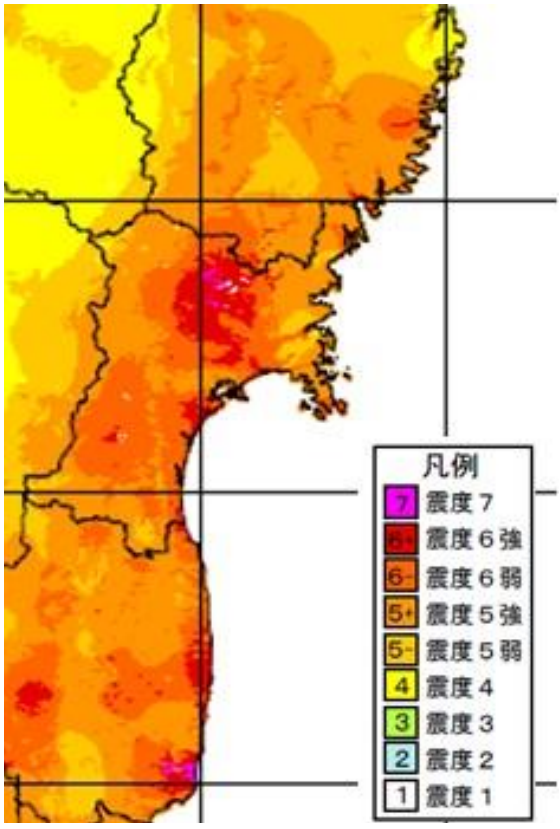

推計震度分布図　　気象庁資料

２　地震の特徴

（１）　震源域

震源域が東北地方から関東地方にかけての太平洋沖の幅約200km、長さ約500kmと広範囲にわたり、日本列島のほぼ全域で揺れを観測するほどの海溝型の巨大地震であった。

2011 年 3 月 1 日～ 2012 年 2 月 29 日，深さ 0 ～ 90km，M ≧ 5.0．図中の吹き出しは矩形領域内で発生した M7.0 以上の地震と M6.0 以上で震度 5 強以上を観測した地震．

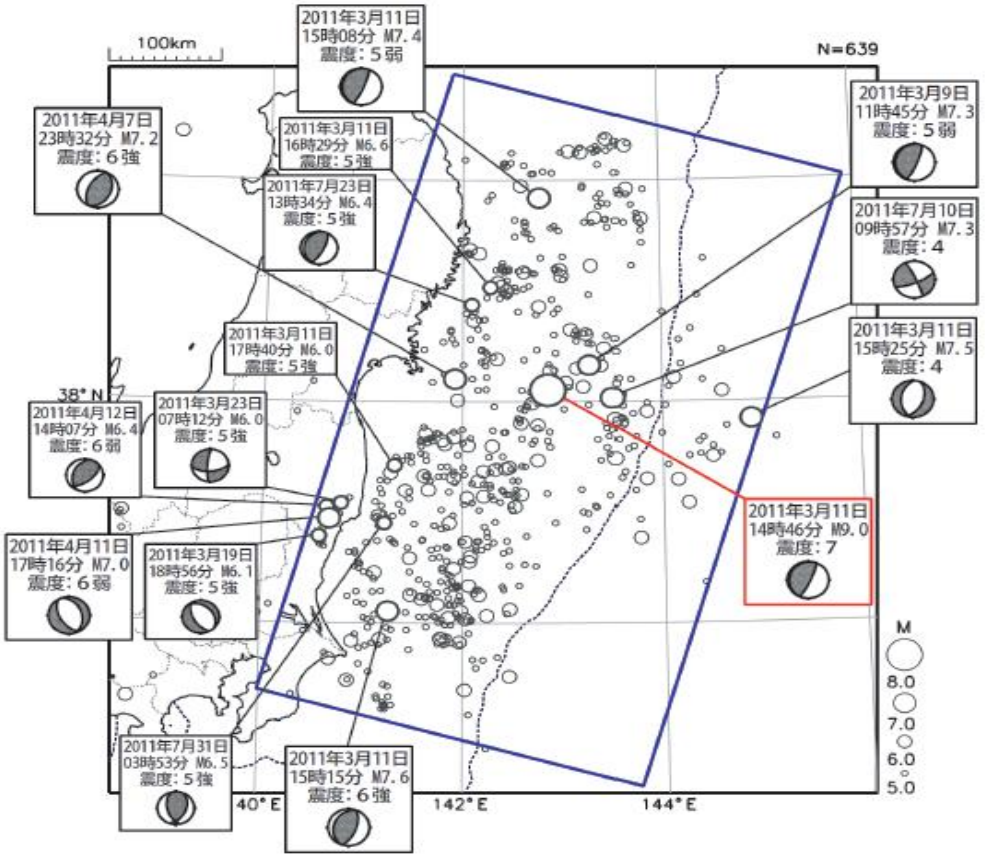

気象庁資料

（２）　プレート境界でのすべり

本震の発震機構は、西北西－東南東方向圧力軸を持つ逆断層型で、太平洋プレートと陸のプレートとの境界で発生し、巨大津波を発生させた。

断層すべりの大きさは、宮城県沖で最大25m以上に達すると推定されている。

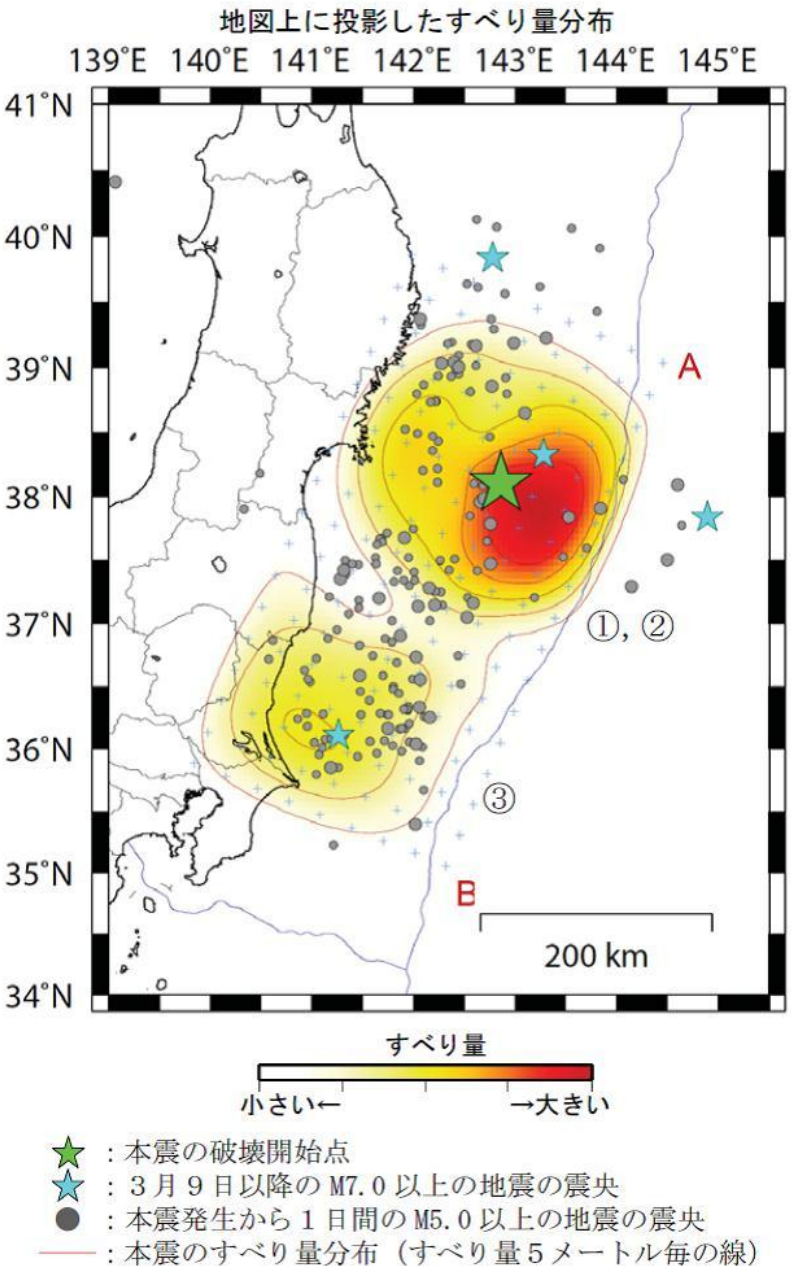

プレート境界でのすべり量

気象庁資料

（３）　地殻変動

東北地方太平洋沖地震により、石巻市牡鹿では上下変動量で約1.2m程度沈下し、水平変動量で約5.3m程度東南東方向に移動した。

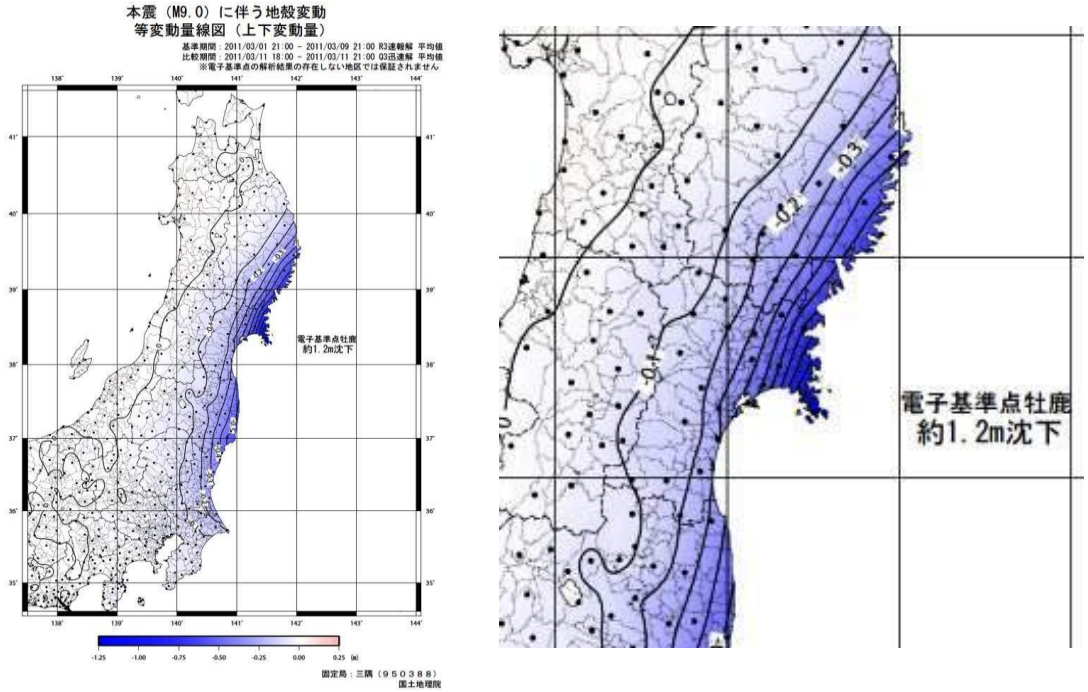

上下変動（国土地理院）

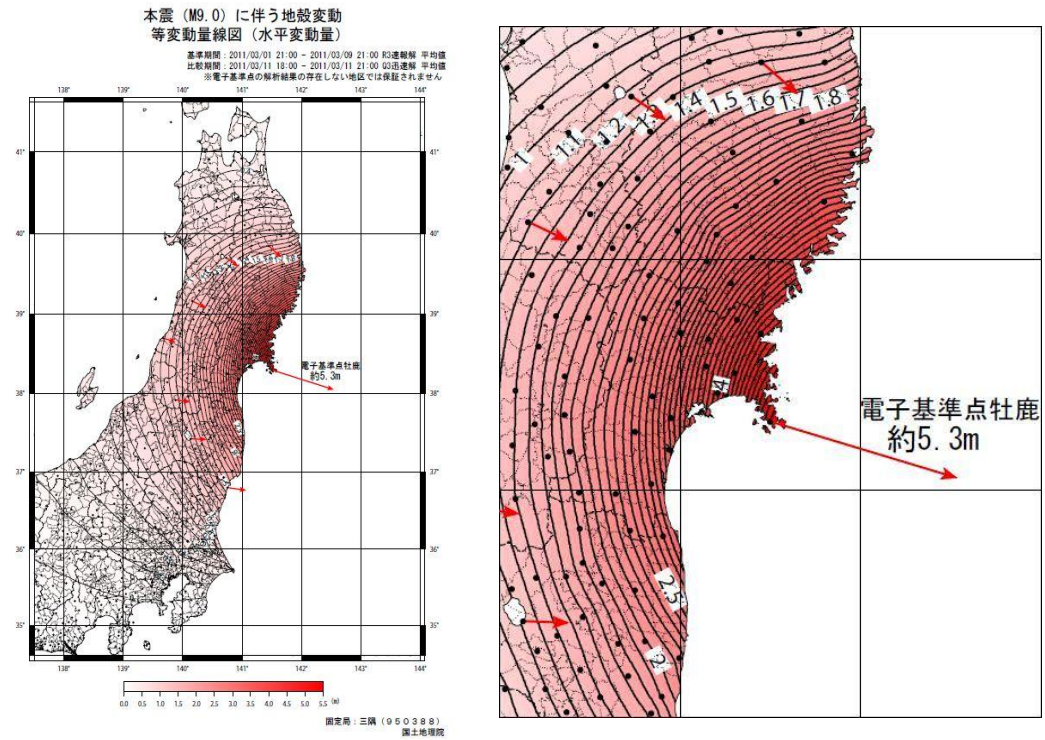

水平変動（国土地理院）

国土地理院資料

（４）　余震の発生

過去の大地震と比較して、余震の発生回数が非常に多く、地震から３週間後の４月１日においてマグニチュード５以上の余震が400回以上発生している。

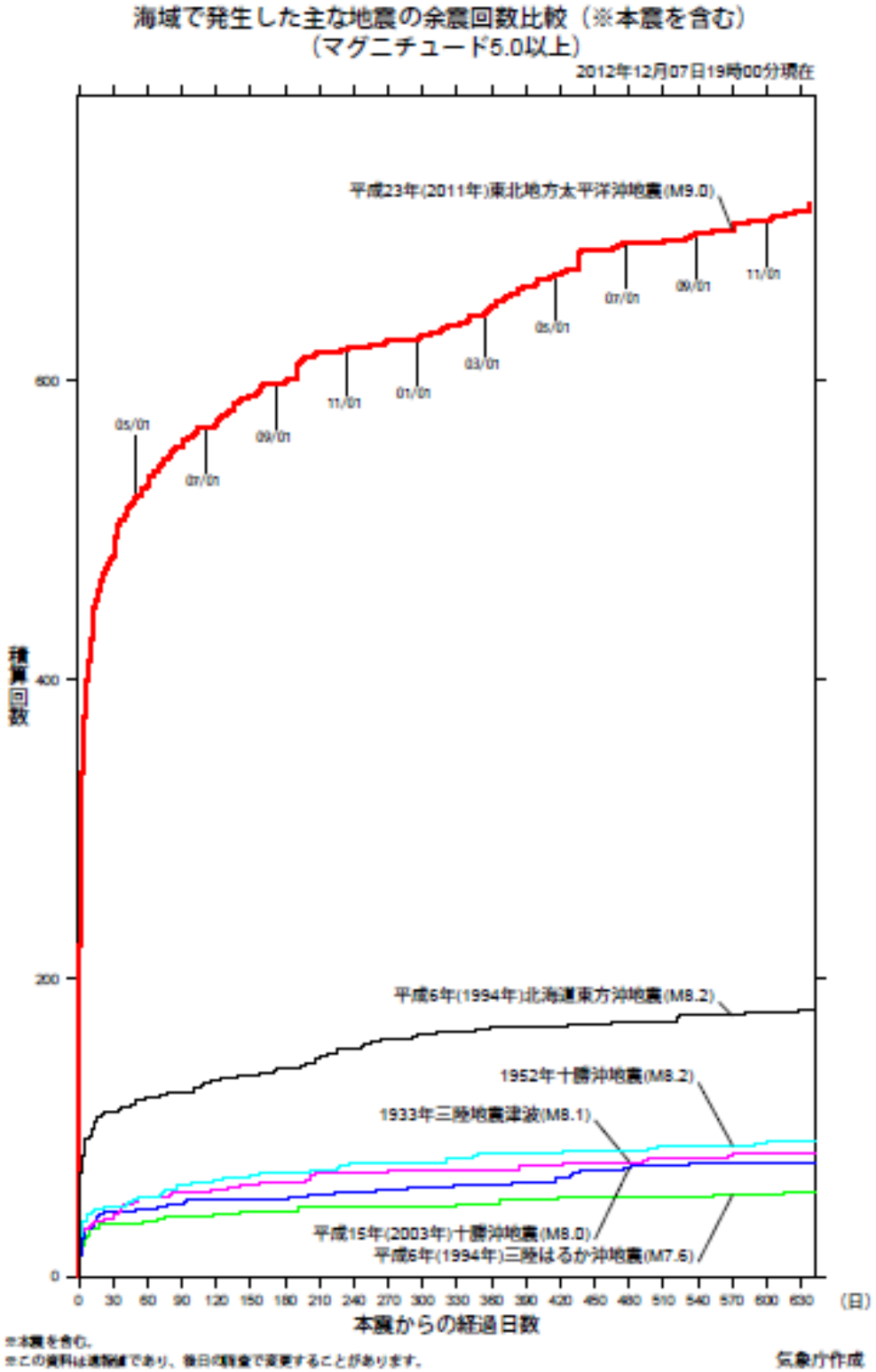

３　地震発生のメカニズム

（１）　2011年３月11日 14時46分 本震

2011年３月11日以前においては、しっかりと固着していた太平洋プレートと陸側プレートの境界面（図中の赤線部）で、2011年３月11日14時46分に大きなすべりが急激に発生した（東北地方太平洋沖地震　本震）。このプレート境界では20～30m程度のすべりが発生したと考えられるが、日本海溝に近い領域では最大80m程度にも達するすべりが発生したと考えられる。本震発生時にすべった領域は南北に約500km、東西に約200km程度である。このような広範囲におけるプレート境界での膨大なすべりにより、マグニチュード9.0という超巨大地震が発生した。

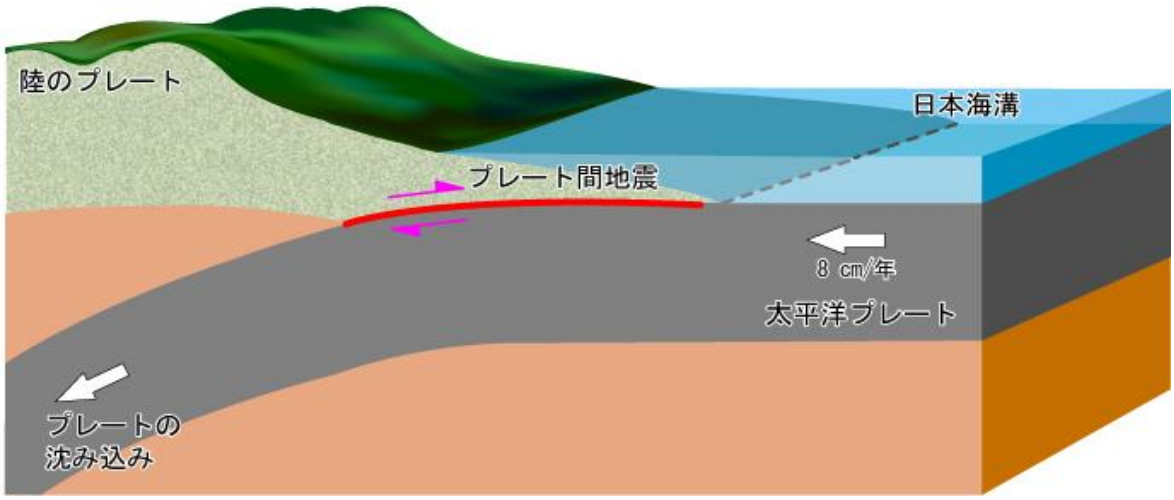

※ 2011年３月11日 14時46分のマグニチュード9.0の地震（本震）。

※ ピンク色矢印は本震時のすべりの方向を表す。

2011年３月11日 14時46分 本震の発生メカニズム

（２）　2011年３月11日 本震から39分後の地震

本震によるプレート境界での膨大なすべりにより、太平洋プレート内部の応力場が急変し、日本海溝外側（アウターライズ）では圧縮場から伸張場になったと考えられる。これにより本震から39分後に、太平洋プレート内部で正断層型地震が発生した。これまで、このような大きなマグニチュードの正断層型地震はごく稀にしか発生していなかった。1933年３月３日には、この地震の北側でマグニチュード8.1の正断層型地震の昭和三陸地震が発生し、大きな津波を引き起こしている。

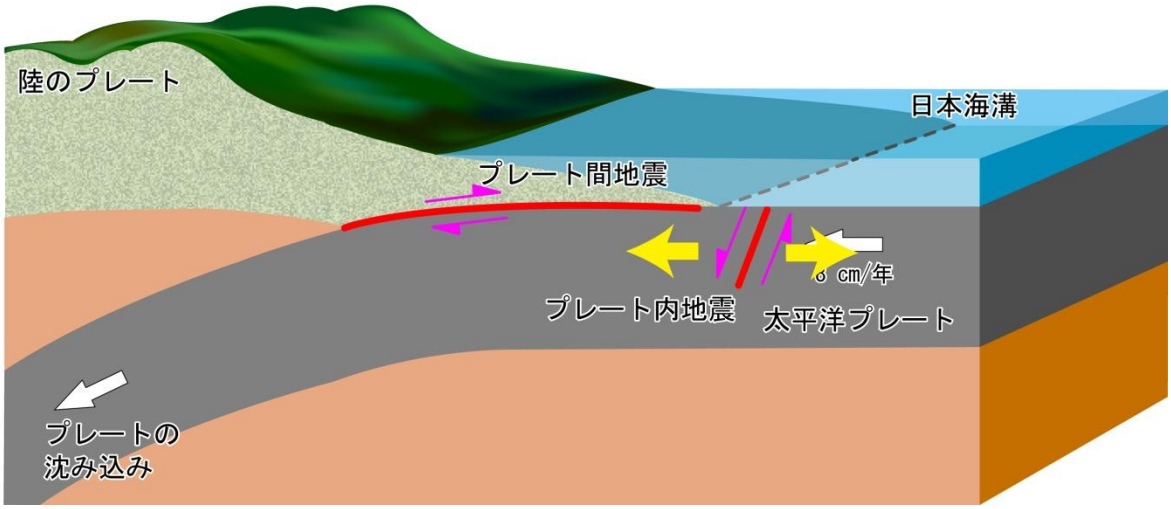

※本震から39分後に発生した日本海溝外側（アウターライズ）のマグニチュード7.5の正断層型地震。

※赤線は断層面、ピンク色矢印はすべりの方向、黄色矢印は張力を表す。

2011年３月11日 本震から39分後の地震の発生メカニズム

（３）　2011年４月７日 宮城県沖のスラブ内地震

沈み込んだ太平洋プレートの深部でも、本震のすべりにより応力場に変化がみられた。本震発生後には圧縮力がより一層増加したため、深さ約66㎞でマグニチュード7.2の逆断層型のスラブ内地震が発生した。

スラブ内地震は震源から放出される地震波に、高周波成分を多く含むことが知られており、この地震により宮城県を中心として、かなりの地震動災害が発生した。

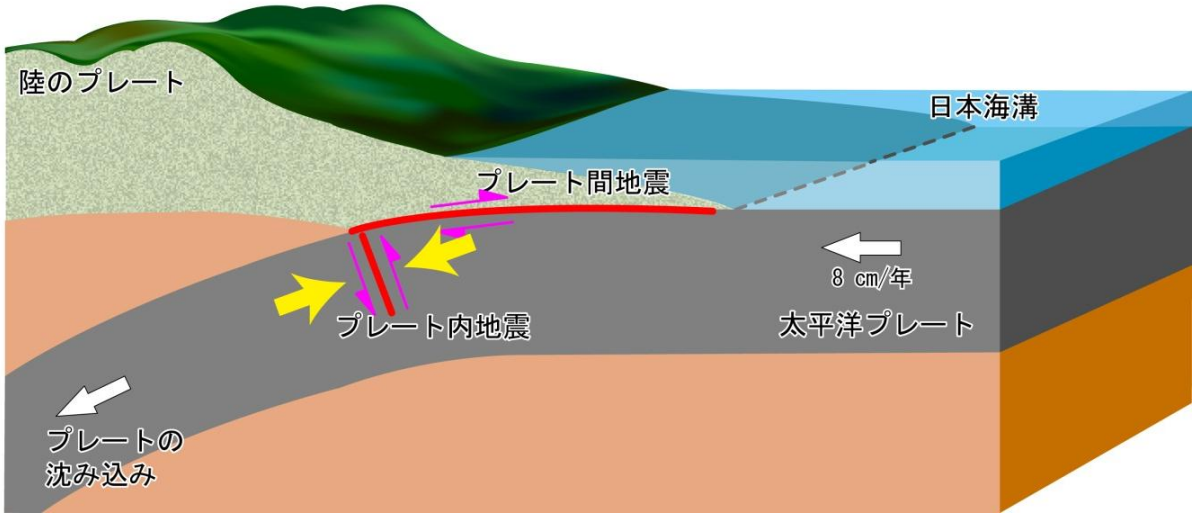

※ 2011年４月７日 宮城県沖のスラブ内地震（マグニチュード7.1）。

※ 赤線は断層面、ピンク色矢印はすべりの方向、黄色矢印は圧縮力を表す。

2011年４月７日 宮城県沖のスラブ内地震の発生メカニズム

（４）　2011年４月11日 福島県南部の内陸地震

本震の発生時に東北地方の陸地部分は大きく東南東にずれ動いたことが知られている。特に、太平洋側の場所ほど大きくずれている。本震発生以前は、日本海溝から沈み込む太平洋プレートと陸側プレートの境界面が固着していたため、陸側プレート内部では東西方向の圧縮場となっていた。

そのため、例えば2008年６月14日の岩手・宮城内陸地震（マグニチュード7.2）のような逆断層型の内陸地震が多数発生していたが、本震時の内陸での東南東への地殻変動により、陸側プレート内部では伸張場となり、正断層型の内陸地震が発生したと考えられる。これまで、東北地方ではこのように大きな正断層型の内陸地震はほとんど発生してはいなかった。

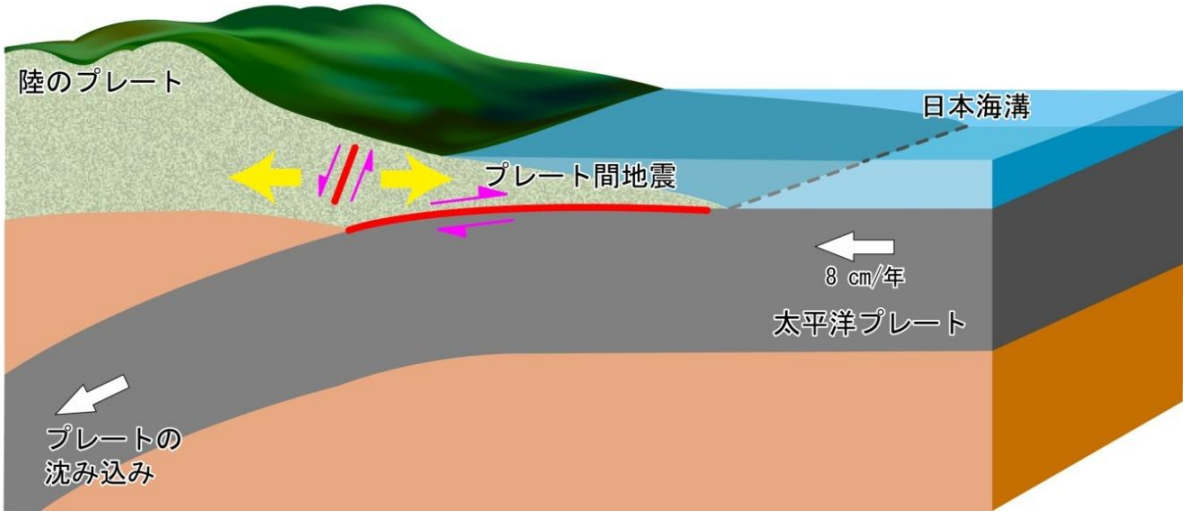

※ ４月11日 福島県南部のマグニチュード7.0の内陸地震。

※ 赤線は断層面、ピンク色矢印はすべりの方向、黄色矢印は張力を表す。

2011年４月11日 福島県南部の内陸地震の発生メカニズム

第５節　対象とする地震

第１　想定される地震の設定と対策の基本的考え方

県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。なお、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携する。

また、今後起こりうる様々な地震のうち、県の防災対策上重要なものについて、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。

その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことや想定手法の限界等から、想定やシナリオには一定の限界があることや、被害想定を行ったもの以外の地震が発生する可能性に留意する。

第２　想定される地震の考え方

想定される地震動は、構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とする。

この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

第３　地震被害想定

宮城県では、過去の地震被害に鑑み有効な地震対策を講じるため、昭和59年度から昭和61年度までの第一次から平成14年度から平成15年度までの第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。第三次被害想定調査から８年が経過した平成23年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成23年３月11日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施ができなくなり、中断することとなった。

その後、被災市町において復興に向けたまちづくりがおおむね完了したことから、令和３年度から第五次地震被害想定調査に着手し、令和５年度に完了した。

第４　第五次地震被害想定調査

１　調査の概要

防災基本計画や震災対策推進条例に基づき以下の調査検討を実施するものである。なお、250m四方の区画（メッシュ）を単位としたマクロ的（巨視的）なものである。

（１）　地震動・津波の計算

（２）　人的被害・物的被害等の予測

（３）　防災対策・減災目標の検討

調査結果は、県民の防災意識向上や、関係機関の事前対策における基礎資料等として広く活用するとともに、地域防災計画の修正及びみやぎ震災対策アクションプラン（具体的な事業計画）策定にも活用している。

本調査では、４つの地震を対象としているが、それ以外の地震が発生する可能性があることに留意が必要である。

２　実施体制

宮城県防災会議に「地震対策等専門部会」を設置（令和２年度防災会議承認）し、学識経験者、ライフライン等関係機関､国の機関等の計19名により計６回の部会を開催し､調査検討を行った。

３　調査の特徴

本調査は、県として東日本大震災後初の調査であり、復旧・復興の状況や科学的知見等を反映した。特に東日本大震災のような最大クラスの津波をもたらす地震や、震災後発生頻度が高まっているスラブ内地震を新たに想定していることや、今後の防災対策まで踏み込み、減災推計と減災目標を新たに検討していることが特徴である。

４　被害予測結果の総括とこれまでの防災対策の効果、今後の課題

被害予測を行った地震とその予測結果の総括を示す。また、そこから考えられる、これまでの防災対策の効果や今後の課題は以下の通りである。

	被害想定を行った地震	県内最大震度、最大津波高	県内死者数	国と県では計算条件（津波避難意識等）が異なる。四捨五入しており、合計が合わない場合がある。		
				うち津波による	うち揺れによる	うち火災による
国実施（内閣府）（参考）	A　千島海溝モデル　M9.3	3以下 約11m	約5,200人	約5,200人	-	-
	B　日本海溝モデル　M9.1	6強 約16m	約8,500人	約8,500人	約　10人	-
県実施（第五次地震被害想定調査）	**①　東北地方太平洋沖地震　M9.0**	**6強 約22m**	**約5,500人**	**約5,300人**	**約　90人**	**約　140人**
	②　宮城県沖地震（連動型）　M8.0	**6強 約8m**	**約　90人**	**約　20人**	**約　40人**	**約　30人**
	③　スラブ内地震　M7.5	**7 約1m**	**約　750人**	**約　10人**	**約　200人**	**約　540人**
	④　長町-利府線断層帯地震　M7.5	**7 -**	**約1,100人**	**-**	**約　130人**	**約　930人**

「最大クラスの津波」

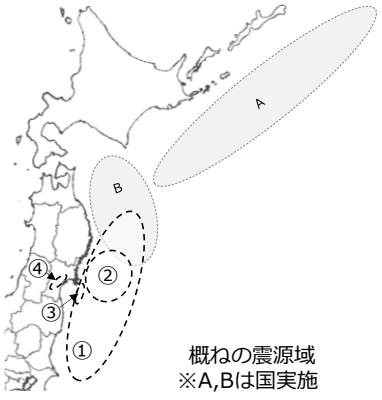

概ねの震源域
※A,Bは国実施

〔津波対策〕

○海岸防潮堤の整備等により、宮城県沖地震（連動型）など比較的頻度の高い津波（レベル１

津波）に対する安全度が大きく向上した。

○東北地方太平洋沖地震など最大クラスの津波（レベル２津波）は防潮堤を超えるため、適切な避難行動をとることが必要不可欠である。

○特に、日本海溝モデル・千島海溝モデルは切迫性が高く注意する必要がある。

〔揺れ・火災対策〕

○第三次被害想定調査（H15）と比較して建物の耐震化率が大きく向上した。これによって揺れや建物倒壊に起因する火災被害が軽減していることが考えられる。

○耐震化率向上等の揺れ対策を継続するとともに、出火・延焼による被害を軽減するための火災対策も必要である。

５　被害予測結果の概要

大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名			
				東北地方太平洋沖地震	宮城県沖地震（連動型）	スラブ内地震	長町－利府線断層帯地震
建物被害（全壊・焼失）	揺れによる被害	冬 5時	棟	6,696	5,415	9,281	4,737
		夏12時	棟	6,689	5,414	9,265	4,727
		冬18時	棟	6,696	5,415	9,281	4,737
	うち液状化	冬 5時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410
		夏12時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410
		冬18時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410
	うち揺れ（強震動）	冬 5時	棟	1,661	717	4,154	3,323
		夏12時	棟	1,655	717	4,138	3,314
		冬18時	棟	1,661	717	4,154	3,323
	うち急傾斜地崩壊	冬 5時	棟	3	3	4	3
		夏12時	棟	3	3	4	3
		冬18時	棟	3	3	4	3
	津波による被害	冬 5時	棟	69,429	153	0	
		夏12時	棟	69,429	153	0	
		冬18時	棟	69,429	153	0	
	火災による被害（地震火災）	冬 5時	棟	5	0	990	3,915
		夏12時	棟	329	3	1,828	4,285
		冬18時	棟	2,193	520	9,368	19,051
	計	冬 5時	棟	76,129	5,568	10,271	8,651
		夏12時	棟	76,447	5,571	11,093	9,012
		冬18時	棟	78,318	6,088	18,649	23,787

大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名			
				東北地方太平洋沖地震	宮城県沖地震（連動型）	スラブ内地震	長町－利府線断層帯地震
人的被害（死者）	揺れによる被害	冬 5時	人	90	39	211	137
		夏12時	人	85	37	198	130
		冬18時	人	86	37	200	132
	うち建物倒壊	冬 5時	人	90	38	211	136
		夏12時	人	85	36	198	129
		冬18時	人	84	36	196	128
	うち屋内収容物、屋内落下物	冬 5時	人	28	20	49	51
		夏12時	人	17	12	30	31
		冬18時	人	17	12	31	32
	うち急傾斜地崩壊	冬 5時	人	0	0	0	0
		夏12時	人	0	0	0	0
		冬18時	人	0	0	0	0
	うちブロック塀等・自動販売機転倒、屋外落下物	冬 5時	人	0	0	0	0
		夏12時	人	0	0	1	1
		冬18時	人	2	1	3	5
	津波による被害	冬 5時	人	5,057	18	4	
		夏12時	人	4,219	22	9	
		冬18時	人	5,251	20	7	
	火災による被害（地震火災）	冬 5時	人	1	0	64	215
		夏12時	人	20	1	119	174
		冬18時	人	144	27	543	930
	計	冬 5時	人	5,147	57	279	352
		夏12時	人	4,324	59	326	303
		冬18時	人	5,481	85	749	1,062
人的被害（負傷者）	揺れによる被害	冬 5時	人	1,420	748	2,887	2,205
		夏12時	人	1,795	967	3,503	2,516
		冬18時	人	1,657	900	3,268	2,458
	うち建物倒壊	冬 5時	人	1,419	748	2,886	2,204
		夏12時	人	1,784	958	3,481	2,487
		冬18時	人	1,602	857	3,157	2,302
	うち屋内収容物、屋内落下物	冬 5時	人	716	534	1,149	1,169
		夏12時	人	466	348	752	773
		冬18時	人	471	352	757	771
	うち急傾斜地崩壊	冬 5時	人	0	0	0	0
		夏12時	人	0	0	0	0
		冬18時	人	0	0	0	0
	うちブロック塀等・自動販売機転倒、屋外落下物	冬 5時	人	0	0	1	1
		夏12時	人	11	8	22	29
		冬18時	人	55	42	110	156
	津波による被害	冬 5時	人	2,326	20	0	
		夏12時	人	601	11	0	
		冬18時	人	2,144	17	0	
	火災による被害（地震火災）	冬 5時	人	1	1	46	147
		夏12時	人	2	1	19	13
		冬18時	人	104	21	378	635
	計	冬 5時	人	3,747	769	2,933	2,352
		夏12時	人	2,398	978	3,522	2,529
		冬18時	人	3,905	938	3,646	3,093

大項目	小項目		季節時刻	単位	地震名			
					東北地方太平洋沖地震	宮城県沖地震（連動型）	スラブ内地震	長町－利府線断層帯地震
人的被害（負傷者のうち重傷者）	揺れによる被害		冬 5時	人	160	69	401	326
			夏12時	人	199	86	482	375
			冬18時	人	197	92	474	398
		うち建物倒壊	冬 5時	人	159	69	400	325
			夏12時	人	194	82	473	364
			冬18時	人	176	75	431	338
		うち屋内収容物、屋内落下物	冬 5時	人	132	96	220	227
			夏12時	人	86	63	144	151
			冬18時	人	87	63	145	150
		うち急傾斜地崩壊	冬 5時	人	0	0	0	0
			夏12時	人	0	0	0	0
			冬18時	人	0	0	0	0
		うちブロック塀等・自動販売機転倒、屋外落下物	冬 5時	人	0	0	0	0
			夏12時	人	4	3	8	11
			冬18時	人	21	16	43	61
	津波による被害		冬 5時	人	156	1	0	
			夏12時	人	64	1	0	
			冬18時	人	132	1	0	
	火災による被害(地震火災)		冬 5時	人	1	0	18	57
			夏12時	人	1	0	7	5
			冬18時	人	41	8	148	248
	計		冬 5時	人	316	70	419	383
			夏12時	人	263	87	489	380
			冬18時	人	371	101	622	646
生活支障等	避難者（直後）	避難所	冬 5時	人	181,600	9,847	18,075	20,323
		避難所外		人	92,642	6,486	12,048	13,549
		避難者　計		人	274,242	16,333	30,123	33,872
	避難者（直後）	避難所	夏12時	人	182,752	9,286	17,123	21,423
		避難所外		人	93,110	6,079	11,411	14,282
		避難者　計		人	275,861	15,364	28,533	35,705
	避難者（直後）	避難所	冬18時	人	184,519	10,278	28,811	50,316
		避難所外		人	94,408	6,754	19,204	33,544
		避難者　計		人	278,926	17,032	48,014	83,860
	災害廃棄物		冬18時	千トン	10,692.0	1,348.3	2,020.6	974.6
	津波堆積物		冬18時	千トン	9,339.5	351.0	113.4	
	電力（直後）	停電人口	冬18時	人	1,320,298	1,075,848	1,679,820	1,544,681
		（停電率）		（%）	57%	47%	73%	67%
	上水道（直後）	断水人口	冬18時	人	753,629	448,841	1,031,204	1,124,192
		（断水率）		（%）	33%	20%	45%	49%
	下水道（直後）	下水道機能支障人口	冬18時	人	433,582	227,996	510,048	627,503
		（機能支障率）		（%）	19%	10%	22%	27%
	都市ガス（直後）	供給停止戸数	冬18時	戸	212,946	214,600	319,870	286,592
		（供給停止率）		（%）	65%	68%	95%	90%
	通信（直後）	通信支障人口	冬18時	人	305,308	248,561	381,700	334,317
		（通信支障率）		（%）	13%	11%	17%	15%
	緊急輸送道路	被害箇所数	箇所		359	157	210	129
	鉄道	被害箇所数	箇所		789	607	982	653

６　減災目標の検討

今後の現実的な防災対策、国の動き、本調査で構築した被害予測モデルを用いた減災推計結果等の観点から、今後の防災対策の大きな方向性を検討した。

第５　減災目標とその達成に向けた取り組み

第五次地震被害想定調査において検討された以下の２つを今後10年間（令和６年度～15年度）の減災目標とする。

目標１：最大クラスの津波をもたらす地震により想定される死者数を今後10年間でおおむね８割減少させる。

目標２：宮城県沖地震（連動型）により想定される死者数を今後10年間でおおむね半減させる。

この目標の達成に向け、みやぎ震災対策アクションプラン（具体的な事業計画）を策定したため、その推進を図っていく。

第２章　災害予防対策

第１節　総則

第１　東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での地震は、複数の領域が連動して広範囲の震源域となった、マグニチュード9.0の規模の巨大な地震であり、栗原市の最大震度７をはじめ、県内のほとんどで震度６弱以上の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道などで液状化に伴う家屋被害が発生するなど、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。長周期地震動による被害についても、超高層ビルの天井材の落下やエレベーターの損傷等の被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。

今回、従前の想定を超えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の考え方を根本的に見直すとともに、主に以下のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

１　行政機能の喪失

東日本大震災において、地震及び地震に伴い発生した大津波により、本県の沿岸15市町のうち、10市町で災害対応の中心となる市町庁舎が被災し、そのうち７市町で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。

２　大規模広域災害

東日本大震災発生時においては、被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により相互応援協定に基づく被災地に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練などの不足や、交通手段や宿泊先の確保等、多くの課題も見られた。

３　物資の不足

東日本大震災においては、物資を備蓄していた指定避難所や倉庫が津波の被害に遭った。多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。

４　不十分な要配慮者対策

県内では、要配慮者について、支援計画が策定された直後、あるいは未策定という市町村が多く、福祉避難所が被災し利用できなくなるなど、要配慮者への対策が十分とは言えなかった。

５　地域防災力の不足

沿岸地域では、従来から一定の津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

6　地震の揺れによる被害拡大

建築物、交通インフラ、ライフラインの被害が、被害拡大と応急対策活動の阻害の要因となっていた。

7　住民への情報途絶

東日本大震災では、地震による広域的な停電、市町村の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

第２　基本的考え方

地震から県民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくり実現のため、県、市町村及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、建築物、交通インフラやライフライン等の耐震化といったハード対策と防災活動等のソフト対策とを組み合わせた地震災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。

第３　想定される地震の考え方

地震対策を講じるに当たり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定する。

1　発生確率は低いが海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動
（東北地方太平洋沖地震、日本海溝（三陸・日高沖）モデル地震、千島海溝（十勝・根室沖）モデル地震）

2　構造物、施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ地震動
（宮城県沖地震（プレート境界型）、プレート内部で生じるスラブ内地震）

3　発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動
（長町－利府線断層帯の地震）

構造物・施設等は、宮城県沖地震（単独・連動）やプレート内部で生じるスラブ内地震クラスの地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、東北地方太平洋沖地震や長町－利府線断層帯の地震クラスの高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする

さらに、構造物・施設等のうち、いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対応活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、広域における経済活動に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、多数の人数を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

※　「スラブ内地震」･･･沈み込むプレート（スラブ）の内部で発生する地震。

第２節　地震に強いまちの形成

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、土木部）、市町村

第１　目　的

県及び市町村は、社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、地震に強いまちづくりを推進する。

第２　基本的な考え方

県及び市町村は、地震に強いまちの形成に当たり、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等の耐震性を確保する。その場合の耐震設計の方法は、以下を基本とする。

（１）　発生確率は低いが海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動、供用期間中に１～２度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。

（２）　高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、かつ一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。

（３）　以下のような構造物・施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

ア　いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの

イ　東北地方、国レベルの広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの

ウ　多数の人々を収容する建築物等

なお、耐震性の確保には、個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

第３　地震に強い都市構造の形成

県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災拠点ともなる都市公園、幹線道路、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及びグリーンインフラの取組推進等、総合的な防災・減災対策を講じることにより、地震に強い都市構造の形成を図る。

事業の実施に当たっては、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第４　揺れに強いまちづくりの推進

１　建築物の耐震化

県及び市町村は、詳細なハザードマップの作成・公表による耐震化の必要性の周知、住宅・建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を推進する。

また、庁舎、学校、病院、公民館、駅等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化の促進を図る。

２　耐震化を促進するための環境整備

県及び市町村は、住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図るよう努める。

３　火災対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、県及び市町村は、建築物の耐震化を促進する。また、円滑・迅速な避難の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、避難場所・避難路等の整備、周辺建築物の不燃化等を促進する。さらに、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

４　居住空間内外の安全確保対策

県及び市町村は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及、家具の適切な固定を促す住宅供給の促進等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

また、液状化対策、宅地造成地安全確保対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策の推進等により、居住空間外の安全確保対策を推進する。

第５　所有者不明土地の利活用

国、県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第６　地震防災緊急事業五箇年計画

知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべ

き施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。

なお、計画の策定に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮し、積雪寒冷地特有の課題や、沿岸地特有の地理的条件についても配慮する。

また、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

１　計画期間

（１）　第１次五箇年計画－平成８～12年度

（２）　第２次五箇年計画－平成13～17年度

（３）　第３次五箇年計画－平成18～22年度

（４）　第４次五箇年計画－平成23～27年度

（５）　第５次五箇年計画－平成28～令和２年度

（６）　第６次五箇年計画－令和３～７年度

事業主体別事業計画額一覧

（単位：百万円）

	宮城県	市町村	消防本部等	合計
第１次計画	181,743	42,372	4,410	228,525
第２次計画	69,243	37,824	6,266	113,333
第３次計画	44,833	48,893	1,574	95,300
第４次計画	931	46,163	3,918	51,012
第５次計画	108,287	21,422	2,492	132,201
第６次計画	80,690	6,312	4,303	91,305

２　事業対象地区

県に大きな被害を与えることが想定される地震の中から、４つの地震について詳細な被害想定を行っているが、最大クラスの地震を想定した場合、県土全域で強い揺れが想定されることから、人的及び物的被害の発生防止及び被害の軽減を図るためにも、計画対象地域は県土全域とする。

３　対象事業の範囲

（１）　避難地

（２）　避難路

（３）　消防用施設

（４）　消防活動が困難である区域の解消に資する道路

（５）　緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

（６）　共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

（７）　公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

（８）　社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
（９）　公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(10)　公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(11)　公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(12)　（７）～（11）までのほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
(13)　海岸保全施設又は河川管理施設
(14)　砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
(15)　地域防災拠点施設
(16)　防災行政無線設備その他の施設又は設備
(17)　井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
(18)　非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
(19)　救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備又は資機材
(20)　老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第７　長寿命化計画の作成

県及び市町村は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第８　石油コンビナート等防災計画への対応

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市町村及び特定事業所は、法第５条第２項の規定に基づき、宮城県石油コンビナート等防災計画第３章第８節に定める、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備に努める。

また、県は、石油コンビナート区域等における災害への対処を図るため、石油コンビナート用消防施設の整備を促進する。

第３節　地盤にかかる施設等の災害対策

＜主な実施機関＞
県（環境生活部、農政部、水産林政部、土木部）、市町村、東北森林管理局

第１　目　的

県、市町村及び防災関係機関は、地震に伴う土砂災害等を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、住民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

第２　土砂災害防止対策の推進

１　現　況

県内の土砂災害危険箇所・山地災害危険地区をみると、土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区は県内全般に広く分布しており、地すべり危険箇所・地区は奥羽山脈沿いの地盤特性によるものが多くみられる。また、過去の土砂災害は危険箇所以外においても発生していることから、こうした地域の対策も必要である。

２　土砂災害防止対策の推進

国、県及び市町村は、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

（１）　土砂災害危険箇所の調査把握

県は、おおむね５年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。

また、県は土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するとともに、基礎調査を完了させる実施目標を設定し、定期的に進捗状況を国土交通省に報告する。

（２）　土砂災害防止のための啓発活動

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

このため、県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の基礎調査結果を公表しなければならない。

また、調査を終えた土砂災害警戒区域等を国県等の関係機関・市町村及び住民に周知・

広報・告知し、災害時に市町村が適切な警戒避難体制がとれるよう助言する。

市町村は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識等の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

さらに、避難情報の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

仙台管区気象台は、県、市町村その他の防災関係機関や報道機関と連携し、土砂災害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これに係る防災気象情報の解説及び住民への精確な知識の普及・啓発に努める。

ア　土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間

毎年６月は土砂災害防止月間になっており、その中でも６月１日～７日は、がけ崩れ防災週間となっている。

県では特にこの期間に市町村及び住民に対し次のような広報活動を実施する。

（ア）　市町村に対してポスター等の配布・土砂災害に関する説明会

（イ）　危険箇所のパトロールの実施、住民に対してのチラシ等の配布

（ウ）　土砂災害に関する小中学生の絵画・ポスター・作文の優秀作品の一般公開

イ　土砂災害に関する絵画・ポスター・作文コンクール

土砂災害による貴重な人命財産の被害の現状を考慮し、絵画・ポスター・作文を募集して、小・中学生に土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めてもらえるよう実施する。

ウ　土砂災害対策推進連絡会

関係行政機関からなる推進連絡会をつくり、土砂災害対策に関する危険箇所や土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害に対する防災対策、警戒避難体制の検討等を行う。

その構成委員については、下表のとおりである。

会　長	宮城県土木部長
副会長	宮城県土木部副部長（技術担当）
副会長	宮城県水産林政部副部長（技術担当）
委　員	東北地方整備局河川部河川調査官
委　員	東北地方整備局道路部道路調査官
委　員	東北森林管理局計画保全部治山課長
委　員	仙台管区気象台気象防災部予報課長
委　員	東日本高速道路（株）東北支社管理事業部調査役
委　員	東日本高速道路（株）東北支社建設事業部建設事業総括課長
委　員	東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部設備部長

委　員	宮城県警察本部警備部警備課長
委　員	宮城県復興・危機管理部防災推進課長
委　員	宮城県水産林政部森林整備課長
委　員	宮城県土木部道路課長
委　員	宮城県土木部河川課長
委　員	宮城県土木部防災砂防課長
委　員	宮城県土木部建築宅地課長

（３）　市町村の役割

市町村長は、土砂災害の警戒避難体制に関してあらかじめ下記事項を定めておく。

ア　市町村地域防災計画において定める事項

（ア）　雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

（イ）　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

（ウ）　土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

（エ）　警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

（オ）　救助に関する事項

（カ）　上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ　避難情報の発令基準及び発令対象区域

ウ　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所

エ　上記ア（イ）のほか、土砂災害に対して安全な指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営体制、開設状況の伝達方法

オ　上記ア（エ）のほか、土砂災害時の要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難情報の伝達方法や、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法

カ　土砂災害に係る防災意識の向上方法

土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。基礎調査の結果土砂災害警

戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

（４）　土砂災害警戒区域等の公表

市町村は、土砂災害警戒区域等を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現地への標識の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

（５）　土地利用の適正化

県は、土砂災害特別警戒区域として指定された当該区域について以下の措置を講じる。

ア　住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

イ　建築基準法に基づく建築構造規制を踏まえた安全確保の推進（※建築主事を置く地方公共団体）

ウ　土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ　勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図る。

第３　山地災害危険地区の計画的な整備の推進

１　山地災害危険地区の整備方針

山地災害危険地区とは、林野庁が定める山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊・地すべり・土砂流出などにより、保全対象に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質条件からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区のことであり、それぞれ荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の３種類に区分（※危険度の高低によりＡランクからＣランクに区分）される。

県は、山地災害危険地区に相当する範囲を示した図面等を公表するとともに、「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」により目標を定め、山地災害危険地区Ａランク箇所を優先とした治山対策について計画的に推進する。

２　山地災害危険地区の啓発活動

山地災害危険地区は、法に基づき指定される区域（土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険地区・地すべり防止区域など）とは異なり、調査結果を市町村に周知することで、自主避難の判断や市町村の行う警戒避難態勢の確立に資することを目的としている。

このため、県は、各種媒体により山地災害危険地区に関する情報提供を行い、市町村に対して市町村地域防災計画及びハザードマップ等に山地災害危険地区対策を組み入れるよう働きかける。

（１）　山地災害防止キャンペーン

毎年５月20日～６月30日は山地災害防止キャンペーン期間となっている。

県では特にこの期間に市町村及び住民に対し次のような広報活動を実施する。

ア　市町村等へのポスター・パンフレットの配布

イ　ホームページへの掲載

ウ　危険箇所のパトロールの実施

（２）　山地災害防止標語及び写真コンクール

山地災害の防止、森林や治山事業の効果、防災意識の高揚などを広く国民に呼びかけるため、山地災害防止キャンペーンの関連行事として実施する。

第４　地すべり等防止事業

地すべりの発生する危険地帯は、地形地質の特性から主にグリーンタフでおおわれている奥羽山脈の東端部に主に存在しており、本県の地すべり地域は、主に「白石市西方白石川沿いの県南地域」、「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南央地域」、「鳴子から鬼首にかける県西北地域」の３つに大別され、現在、地すべり防止区域は67箇所約2、301.26ha が指定されている。

地震等により、ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設等に直接被害を与えるにとどまらず、降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。このため、国及び県は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、現に地すべりが発生している地域又は地すべりのおそれが極めて大きい地域で、公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な諸対策を実施する。

第５　急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止施設の整備については、本来、がけの所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適当な自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積などの行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、急傾斜地崩壊危険区域として378箇所を指定しており、指定面積は500.531ha に及んでいる。

第６　砂防設備

県は、荒廃渓流を対象にダム工、流路工等の砂防設備を重点的に整備し、土砂災害の防止に努める。また、3,413個所の土石流危険渓流での着手率が17%と低いことから、砂防設備の整備とともに警戒、避難体制の早期確立を図るよう、土砂災害警戒区域等の指定を実施している。

なお、本県における砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地は、1,538箇所（約7,272.92ha）となっている。県は、地震後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施

する。

また、特に土砂・流木による被害の危険度が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

第７　治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、国、県及び市町村は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

また、山地災害危険地区については、現地の状況を踏まえて見直しを進め、市町村に対して周知する。

国及び県は、地震後には、必要に応じて既設治山施設について点検を実施する。

第８　農林水産業災害予防対策

大規模な地震災害により、農業、畜産業、養蚕業、林業及び水産業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、県、市町村、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。

１　農地、農業用施設の災害の防止

農業の有する多面的機能（洪水防止、水資源の涵養、生態系保全等）を発揮・維持するため、防災重点農業用ため池や農業用排水施設等の耐震化に加え、点検・整備、必要に応じた補修・更新等を、国の新たな土地改良長期計画等に基づき総合的に推進し、災害リスクの低減を図る。

新築、増改築される農業用施設については、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

また、農業用施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。

２　農業被害の予防対策

農業、畜産業、養蚕業の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。

（１）　営農用資機材の確保

ア　営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。

イ　稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるように予備として全国農業協同組合連合会宮城県本部の優良種子備蓄倉庫(栗原市高清水)に備蓄するよう、（公社）みやぎ農業振興公社を指導するとともに、その他確保のための対策を請じる。

（２）　営農防災対策の推進

ア　水稲・畑作物・果樹対策

農地の崩壊等を防ぐため、水路・畦畔、斜面の補強を行う。

イ　施設園芸・養蚕・畜産対策

施設の耐震性を強化するとともに、非常用給水、給電施設の整備を進める。

３　集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。

（１）　避難路や避難地等の確保

ア　避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

イ　災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備

ウ　避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

（２）　消防用施設の確保

ア　営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

イ　防火水槽整備

（３）　集落の防災設備整備

ア　集落防災設備整備

地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

イ　公共施設補強整備

地震等の防災上補強が必要な既存の橋梁等の公共施設の整備

（４）　災害情報の伝達施設の確保

情報基盤施設整備　…　住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要なＣＡＴＶや防災無線の整備

（５）　病害虫防除体制の整備

市町村やＪＡ等関係機関の連携を図り、防除実施に当たる体制整備に努める。

（６）　防災営農技術等の普及

地震災害に対応する技術対策の指導を徹底し、災害の未然防止に努める。

ア　畜産業対策

畜舎等の建設・改築時には、地震災害に対応をするよう推進指導する。

イ　火　災

育雛施設等火気使用施設の取り扱いについて注意するよう指導する。

（７）　養蚕業対策

養蚕業については、地震災害の被害を受けないよう指導する。

（８）　園芸等施設対策園芸等の施設については、地震災害の被害を受けないよう、施設の維持、補強に努めるよう指導する。

（９）　水産業対策

自然災害に対し、次の事項に重点を置く。

ア　合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法を技術的に指導し、地震災害に対応した施設の維持を図る。

イ　漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い、漁船の安全性の確保を図る。さらに、漁家には次の点を指導する。

（ア）　講習会などを開催し、船舶運航技術の向上を図る。

（イ）　小型漁船に対する携帯ラジオ、無線電話の搭載を指導し、その普及を図る。

（ウ）　漁船損害等補償法に基づく漁船保険の加入及び漁業災害補償法に基づく水産物、漁業施設共済加入を促進する。

（エ）　漁業用海岸局の機能整備を促進し、気象予報事業などの強化を促進する。

ウ　漁港地域において、地震災害の被害を低減するため、防波堤等の耐震化対策を推進する。

(10)　林業対策

森林の生育状況などに応じた適時適切な間伐等の保育作業を実施するなど、地震災害に強い健全な森林の育成を指導する。

また、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

第９　宅地造成及び特定盛土等規制

県等は、宅地造成及び特定盛土等の工事について都市計画法及び宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく技術基準を適用し許可等を行って盛土等に伴う災害の防止を図る。

規制区域

法律名	規制区域等
都市計画法	県全域
宅地造成及び特定盛土等規制法	県全域

第10　液状化対策の推進

１　液状化対策等の実施

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、県、市町村及び各施設管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。

２　液状化ハザードマップの作成

県は、市町村に対し、液状化発生の可能性を予測した液状化ハザードマップの作成と、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施について指導を行い、防災関係機関及び建築物の施工主等に周知するよう努める。

３　県民への情報提供

県は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等について、県民への適切な情報提供を図る。

第11　地盤沈下防止

地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取によって地下水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じる現象であり、いったん沈下した地盤は元には戻らず、建築物の損壊や洪水時の浸水被害の増大等をもたらすため、主原因である地下水採取の規制、代替水源への転換指導を行う。

１　現　況

県では昭和40年代に仙台市東部に新しく立地した工場・事業所がその水源を地下水に求めて過剰な揚水を行ったために地盤沈下被害が発生し、大きな問題となった。

このため、県では昭和49年度から「宮城県地盤沈下防止対策要綱」を制定して、規制を行っていたが、平成８年度からは地盤沈下防止対策を「宮城県公害防止条例」に盛り込み、現在規制を行っている。

また、昭和50年度から「工業用水法」により地下水採取指定地域を指定し規制を行っている。

仙台平野地域の臨海部、気仙沼地域、石巻地域の地盤沈下によるゼロメートル地帯では地下水の塩水化等が生じている。

２　地盤沈下防止対策事業

（１）　水準測量調査

県及び関係市町は、地盤沈下の確認がされている仙台平野地域（宮城県、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、利府町）、古川地域（大崎市）、気仙沼地域（気仙沼市）において精密水準測量調査を実施し、地盤高の変動量を観測している。

（２）　観測井による地下水位及び地盤収縮量の観測

県及び仙台市は、仙台平野地域において、地下水位計、地盤沈下計を設置し監視測定している。

（３）　地下水等の採取規制

ア　工業用水法による採取規制

昭和50年７月に工業用水法による指定地域となったのは苦竹地区を含む仙台市東部、多賀城市及び七ヶ浜町の一部の計90㎢で、これらの地域では工業用の井戸の許可基準が定められ、揚水設備の設置には知事の許可を必要とする。

既設の井戸については、工業用水道への転換が終了している。

イ　条例による地下水採取規制

要綱の指定地域は、昭和49年７月に仙台市東部の苦竹地区7.5㎢、その後、昭和58年９月に仙台市、塩竈市、多賀城市、利府町のそれぞれ一部37.2㎢を、また、平成４年４月には仙台市東南部荒井・沖野地区17.7㎢に拡大し、62.4㎢となった。

現在は、「宮城県公害防止条例」を施行し、規制を行っている。

規制内容は、地下水を採取しようとする者は新設・既設を問わず、建設工事による者を含めて届出が必要になる。

揚水設備は構造等基準が設けられ、吐出口の断面積19㎠以上の揚水設備を持つ地下水採取者には、採取量の報告を義務づけている。

さらに、地盤沈下の進行状況等に応じて、必要なときは地下水の採取量の削減又は水源の転換を勧告できるとしている。

３　地盤沈下地域における防災事業の促進等

海岸部や河川沿岸等に面した地盤沈下地帯は、地震による浸水等の災害に対して脆弱である。

また、内水排除が困難となり、洪水被害がさらに拡大する。

特に、仙台平野地域、石巻地域、気仙沼地域等の海岸に分布しているゼロメートル地帯は、その危険性が高い。

そのため、県は地盤沈下の未然防止対策として、地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井による監視を継続して実施する。

また、地盤沈下の主原因が地下水の過剰揚水と考えられることから、仙台平野地域の一部においては、工業用水法や県公害防止条例に基づき、地下水揚水量の削減及び水源転換の指導を行うとともに、地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置、堤防のかさ上げ等の整備等を行う。

さらに、軟弱地層が分布する地域において、建築物の敷地として使用する際、安全上支障を来さないようにするため、関係機関は適切な指導を行う。

第12　盛土等による災害防止

県等は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとす

る。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や改善命令等の行政処分など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

第４節　海岸保全施設等の整備

＜主な実施機関＞
県（農政部、水産林政部、土木部）、市町村、東北地方整備局

第１　目　的

県及び防災関係機関は、地震に伴う海岸、河川、ダム、農地、港湾、漁港等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。

第２　海岸保全施設等の整備

１　本県の海岸保全施設

本県の海岸総延長は約830㎞で、８市７町にわたっている。南西に連なる海岸の中央部には、牡鹿半島が突出して海岸を南北に分割しており、北部は岩手県南部から続くリアス式海岸の三陸南沿岸、南部は平坦な砂丘状の海岸線が福島県まで続く仙台湾沿岸である。三陸南沿岸は、津波、高潮などの異常海象に対して災害を倍加する特殊な地形となっており、仙台湾沿岸は近年前浜が侵食される傾向にあり、台風、高潮時の危険に脅かされている。

宮城県の海岸状況（令和５年３月現在）

区分 所管別	海岸線総延長	海岸保全区域延長	海岸保全施設			
			堤 防	護 岸	閘門・水門・樋門	海岸保全施設の有効延長
国土交通省	m	m	m	m	カ所	m
水管理・国土保全局	414,335	96,624	53,892	8,247	169	69,053
港湾局	121,703	59,590	24,802	17,349	150	51,707
農林水産省						
農村振興局	29,581	29,581	20,648	7,671	259	28,319
水産庁	262,442	114,012	57,625	23,730	376	82,115
計	828,061	299,807	156,967	56,997	954	231,194

※閘門・水門には、陸閘を含む　　「海岸統計」令和５年度版（国土交通省水管理・国土保全局編）

２　海岸保全事業等の実施

海岸管理者は、地震災害を防止し又は地震災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、適宜耐震点検等を実施し、改善が必要な施設については、随時改修を進めるなど海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期す。

また、海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い地域から必要な耐震性を確保し、計画的かつ総合的に海岸保全施設の整備や海岸林の保全などを促進する。

なお、災害に関する危険区域の周知又は災害を防止するための情報の収集・伝達に必要な施設、観測機器等の整備を促進する。

第３　河川管理施設

１　事業の実施

河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

２　応急復旧及び水防活動の体制整備

河川管理者は、施設が被災し、治水機能が損なわれ二次災害が発生するおそれのある場合に備え、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じては、水防活動等の応急措置を行う体制をあらかじめ構築する。

３　防災拠点等の整備

河川管理者は、出水時には水防活動の拠点となり、地震災害時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進めるとともに、都市部の名取川及び広瀬川において、緊急時に避難や物資輸送に資する緊急河川敷道路の適切な管理及び整備を行う。

第４　ダム施設

ダム管理者は、ダム情報の迅速かつ正確な収集と伝達を目的とした「ダム総合情報システム」を運用しながら、初動体制の強化を図るとともに、ダム施設の定期点検や維持修繕工事により防災対策に万全を期す。

なお、ダム建設に当たっては、法令等に基づき、十分な耐震構造で設計・施工を行う。

第５　農業用施設

県及び市町村等は、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施する。また、施設（用途廃止施設を含む。）が被災し、その他調査の結果により、二次災害が発生するおそれがあると判断された場合は、速やかに対策を行い、災害発生の防止を図る。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池等については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化、統廃合等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップの作成・公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。その他の「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案・農水省）」の対象ため池についても、迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制維持・強化を図る。

第６　港湾・漁港等の施設

港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁、防波堤等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

第５節　交通施設の災害対策

＜主な実施機関＞
県（企画部、水産林政部、土木部）、県警察本部、市町村、東北地方整備局、東京航空局仙台空港事務所、東日本高速道路（株）東北支社、東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部、阿武隈急行（株）、仙台空港鉄道（株）、宮城県道路公社、仙台市交通局、仙台国際空港（株）

第１　目　的

道路、港湾、空港、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって、道路、港湾、空港、鉄道等の交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。

第２　道路施設

道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

また、地震災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

１　道路

（１）　耐震性の強化

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

（２）　避難路・避難階段の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震対策を実施するなど、安全性の確保を図る。

（３）　避難路の安全対策

避難計画に位置づけられる避難路においては、安全性や機能性が確保されているかを確認の上、問題箇所を抽出し、道路の改築や新設を含め、必要な対策を講じる。

（４）　道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、国、県及び市町村との情報の共有化を図る。

２　橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋及び側道橋等については、橋梁補強工事を実施し耐震性を高める。

３　トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

４　道路付属施設

（１）　災害情報システムの構築

道路管理者は、災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、土木部流域情報システムによる雨量、水位情報の活用のほか、気温、積雪、凍結等路面検知器等の機器及び道路情報提供装置の整備を進め、これらを有機的に運用するための災害情報システムの構築を図る。

（２）　避難誘導標識の整備

市町村は、道路管理者と調整の上、避難計画に位置づけられる避難対象地域から、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。

５　交通管制施設及び交通管理体制の整備

警察本部は、広域交通管理体制の整備を図るとともに信号機、交通情報板及び交通管制センター等交通管制施設の耐震性を確保し、災害時の道路交通管理体制を整備する。

第３　港湾施設

１　港湾施設の位置づけ

港湾施設は、災害発生初期における避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送活動を確保するための防災拠点として極めて重要な役割を果たす施設であるばかりでなく、災害発生後長時間にわたり、一定の生産活動及び生活活動を確保するために必要な最低限度の物流機能を維持するための極めて重要な施設である。中でも仙台塩釜港は重要な物流拠点として位置づけられており、仙台港区においては既に３岸壁が耐震強化岸壁として整備済みである。

２　港湾施設の整備及び管理

港湾管理者は、今後塩釜港区や石巻港区においても耐震強化岸壁の整備を一層推進するとともに、耐震強化岸壁と近接し物資の一時保管場所及び駐車場となる港湾緑地等を優先的に整備し、被災地への物資輸送の拠点として支障が生じることのないよう、施設の整備・管理に努める。

気仙沼港等の地方港湾についても、地震災害後最低限度の物資輸送が確保できるよう施設の整備・管理に努める。

また、港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、航路泊地の浚渫事

業の推進に努める。

第４　漁港施設

漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報の収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行い、防災拠点漁港（気仙沼、志津川、女川、石巻、塩釜、閖上）及びその補完漁港、離島の漁港について重点的かつ総合的に整備を図る。

第５　空港施設

空港は、地震災害時においては、人命救助・救援物資等の有力な緊急輸送基地のひとつであり、また、地震による被害が生じた場合、人命に関わる事故が発生するだけでなく、応急活動の支障ともなるため、国土交通省航空局の各種基準等に基づき、滑走路等の耐震性の確保及び航空保安施設等の維持整備に努める。

第６　鉄道施設

１　耐震性の強化

鉄道事業者は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の強化の向上を図る。

２　異常事態発生時の対策検討

鉄道事業者は、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制や車両停止時の避難誘導を行えるよう、あらかじめ対策を検討する。

３　線路巡回計画の策定

鉄道事業者は、土木建造物の変状若しくは、既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、地震発生後の線路巡回計画を定める。

４　線路に近接する施設の対策

鉄道事業者は、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

５　復旧体制の整備

鉄道事業者は、地震発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

（１）　復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制

（２）　復旧用資材・機器の手配

（３）　防災意識の普及・向上

第７　地下鉄施設

地下鉄事業者（仙台市）は、阪神・淡路大震災以降に出された国の耐震補強に関する通達（平

成７年度・平成13年度）に基づき、耐震補強が必要な柱等について、平成８年度から平成11年度の４ヶ年でトンネル及び高架橋を対象に、平成17年度から平成19年度の３ヶ年で単柱形式の橋脚を対象に補強工事を実施し、地下鉄南北線の耐震性の向上を図った。

また、平成27年12月開業の地下鉄東西線においては、阪神・淡路大震災後に定められた耐震設計基準に基づき整備を行った。

第６節　都市の防災対策

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、土木部）、市町村

第１　目　的

県及び市町村は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、大規模地震災害など都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

第２　市街地再開発事業等の推進

１　低層木造建築物等密集市街地対策の推進

県及び市町村は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業により、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

２　既存建築物の耐震化の推進

県及び市町村は、耐震化を促進すべき比較的古い建築物が多く立地する地区等において、既存建築物の耐震化に関する計画作成及び診断を積極的に行い、さらに、市街地総合再生計画を立て、耐震改修を必要とする建築物に対し、優良建築物等整備事業により支援する。

第３　土地区画整理事業の推進

１　土地区画整理事業による市街地整備

県は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備について、市町村を指導する。

２　地域防災計画と都市計画との関連への配慮

防災街区の整備のみでは、都市防災対策として十分な目的は達せられないため、市町村は、その他の防災対策を含む地域防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を行う。

３　木造住宅密集地域が残る場合の対応

木造住宅密集地域が残る場合、市町村は、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

第４　都市公園施設

県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び配置、ネットワークの形成を図るとともに、市町村が避難場所に指定する都市公園については、

必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。

第７節　建築物等の予防対策

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、土木部、教育庁）、市町村

第１　目　的

地震による建築物等の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）の的確な施行に基づき、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第２　公共建築物

１　公共建築物全般の対策

（１）　耐震性、不燃性の確保

県、市町村及び施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等要配慮者に関わる施設、劇場、駅等の不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保に努める。

県及び市町村は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

（２）　停電対策の強化

県、市町村及び施設管理者は、地震災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

（３）　活断層の回避

県及び市町村等は、公共建築物等については、できるだけ、活断層直近を避けた場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず立地する場合には、地質調査などに基づき、活断層直上を回避する。

２　県有建築物

県は、地震による被害を最小限にとどめるため、「県有建築物の耐震診断実施方針」（平成８年２月制定）に基づき、防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断の結果、耐震性が不足する建築物については、平成25年度までに耐震改修工事を完了している。

なお、新築、改築の際、耐震性の一層の確保に努める。

３　教育施設

学校等教育施設の管理者及び市町村は、災害時における児童生徒等及び教職員の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

なお、私立学校の設置者に対しては、校舎等の耐震性の強化及び設備・備品等の安全管理につ

いて、適切な対策を講じるよう要請する。

（１）　校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

（２）　設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童生徒等及び教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

（３）　水泳プールの防災機能等の整備

災害時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

４　耐震診断の実施

県は、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとに、耐震性に係るリストを作成し、市町村が計画的に耐震改修事業を実施するよう支援する。

第３　一般建築物

１　既存の建築物の耐震改修の促進

（１）　所管行政庁は、耐震関係規定に係る既存耐震不適格建築物について、耐震改修促進計画等を策定し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年10月27日公布、同年12月25日施行）に基づき、所有者に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言・指示を行う。

（２）　県は、市町村と協力して、耐震診断の普及や耐震改修工事を促進するための支援事業を行う。

２　適正な維持管理の促進

特定行政庁は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第１項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。

第４　特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

特定行政庁は、建築基準法第12条第１項に規定する特殊建築物及び同条第３項に規定する建築設備、防火設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。

※　「特殊建築物」…劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物

「建築設備」……換気設備（中央管理方式の空調設備に限る）、排煙設備（排煙機を有する排

煙設備に限る）、非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る）

「防火設備」……随時閉鎖式又は作動できるものに限る

第５　ブロック塀等の安全対策

所管行政庁は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路のブロック塀等を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導を行う。

また、通学路及び避難道路沿いの住民や建築物の所有者等は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。

※　宮城県沖地震後の対策

昭和53年（1978年）６月に発生した宮城県沖地震における被害の大きな特徴は、ブロック塀による倒壊が多発したことで、犠牲者の半数以上がこれによるものであり、地盤軟弱地帯や斜面の盛土造成地での塀の構造について一つの研究課題となった。

その後、宮城県沖地震を契機に、建築基準法施行令の改正があり、昭和56年６月１目から施行されたが、その中でブロック塀、石塀の規定についても見直しが行われ、安全基準がより厳しくなっている。

本県ではこれに加え、建築学会の設計規準を指導基準として採用し、指導してきている。

平成14年度及び平成30年度にブロック塀、石塀の安全点検の推進・スクールゾーン内の安全点検パトロール及びその結果に基づく改善指導、その後の改善状況等の調査を行った。その中で撤去指導、補強指導を行っている。

第６　落下物防止対策

１　調査及び改善指導

所管行政庁は、市街地の沿道に存する広告物や外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため、調査と改善指導を行う。

２　天井の脱落防止等の対策強化

建築物の所有者等は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。

第７　建物内の安全対策

県、市町村等は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための対策について、普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

第８　高層建築物における安全対策

１　エレベーターの閉じ込め防止対策の推進

地方公共団体は、地震時管制運転装置の設置、関係事業者における閉じ込め者の早期救出体制の整備、施設管理者によるエレベーター内への防災備蓄品の配置を促進するなどによりエレベーターの安全対策を推進するものとする。

高層建築物の所有者等は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

２　長周期地震動対策及び啓発の実施

高層建築物の所有者等は、長周期地震動対策を講じるよう努めるとともに、居住者等に対し、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止などの防災対策について、啓発に努める。

第９　文化財の防災対策

県及び市町村は、国とともに文化財保護のための防災対策に努める。

宮城県建築物等地震防災総合対策フロー

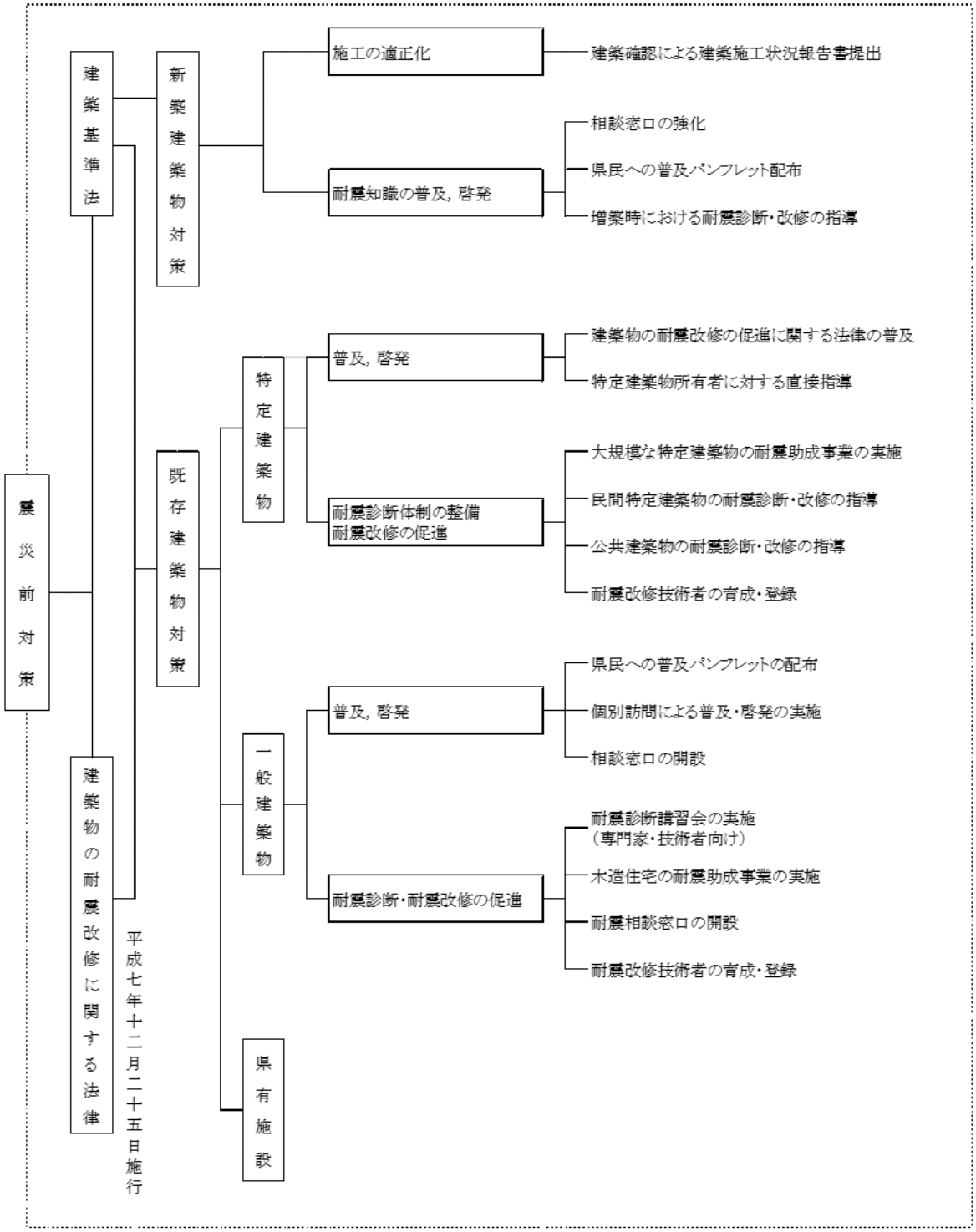

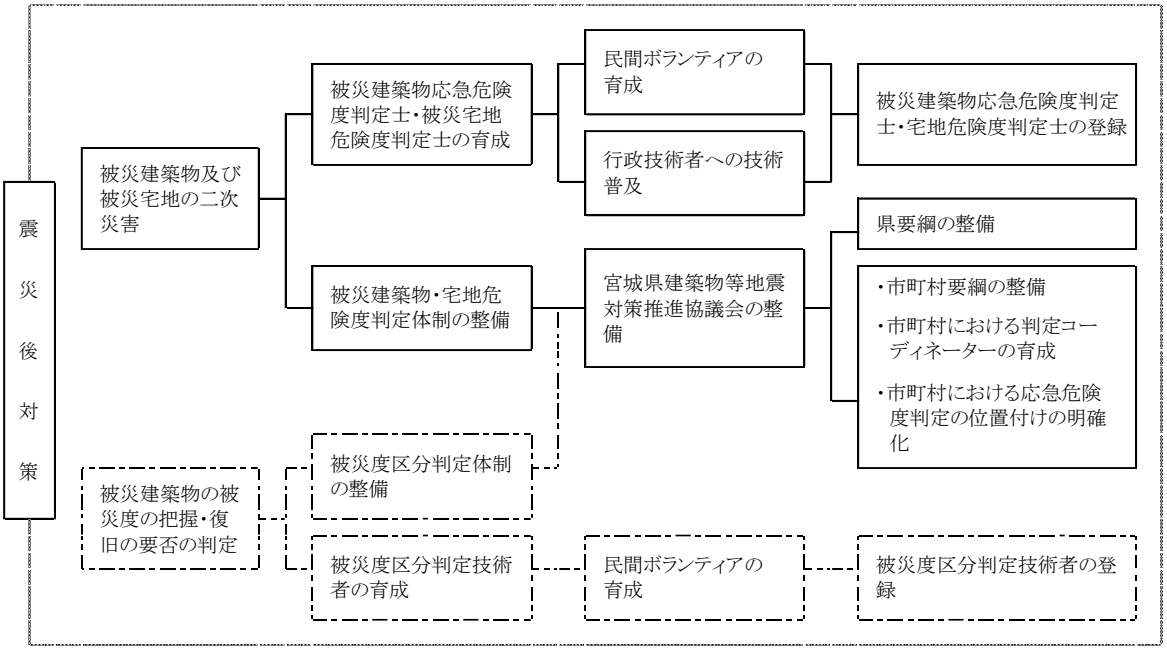
震災後対策
被災建築物及び被災宅地の二次災害
被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の育成
民間ボランティアの育成
行政技術者への技術普及
被災建築物応急危険度判定士・宅地危険度判定士の登録
被災建築物・宅地危険度判定体制の整備
宮城県建築物等地震対策推進協議会の整備
県要綱の整備
・市町村要綱の整備
・市町村における判定コーディネーターの育成
・市町村における応急危険度判定の位置付けの明確化
被災建築物の被災度の把握・復旧の要否の判定
被災度区分判定体制の整備
被災度区分判定技術者の育成
民間ボランティアの育成
被災度区分判定技術者の登録

第８節　ライフライン施設等の予防対策

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、企画部、環境生活部、土木部、企業局）、市町村、
関東東北産業保安監督部東北支部、東北地方整備局、東北電力（株）宮城支店、
東北電力ネットワーク（株）宮城支社、（一社）宮城県ＬＰガス協会、塩釜ガス（株）、
石巻ガス（株）、古川ガス（株）、ＮＴＴ東日本（株）宮城事業部

第１　目　的

大規模地震の発生により県民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、県民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、大規模な地震災害が発生した場合の被害想定を行い、その想定結果に基づいて、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施する。

第２　水道施設

１　水道施設の耐震性強化

（１）　水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、地震災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について耐震性の強化、液状化対策、地盤の状況及び地震災害等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。

特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの安全性の確保を重点的に行う。

（２）　水道事業者等は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業間の連絡管整備を推進する。

（３）　水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。

（４）　水道事業の管理者等については、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。

（５）　水道事業者等は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常

用自家発電機等を整備する。

２　復旧用資機材の整備

水道事業者等は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

３　管路図等の整備

水道事業者等は、地震災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

４　危機管理体制の確立

（１）　水道事業者等は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、地震災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。

（２）　県は、応急給水に関する行動計画を作成する。

（３）　水道用水供給事業者は、知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

第３　上下水道施設

下水道管理者は、下水道施設の被災が県民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上や液状化対策を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

１　下水道施設計画

下水道管理者は、下水道施設の新設、改築、更新に当たっては耐震性の向上や液状化対策を計画的に推進する。

２　下水道施設維持管理

下水道管理者は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

３　上下水道防災体制

水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実を図る。また、上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

第４　工業用水道施設

地震による施設の被災を最小限に食い止めるため、水道施設の耐震性の向上や液状化対策に努

めるとともに、被災した場合に当たっては、二次災害を防ぐ上でも早急な応急復旧のできる体制を確立することを基本に次の対策を講じる。

1　工業用水道施設の耐震性強化

工業用水道施設の新設、改良については、「水道施設耐震工法設計指針」等に基づいて設計施工を行うとともに、既存の施設のうち特に重要性の高い施設については、優先順位を勘案しながら計画的に耐震性の向上や液状化対策を進める。

2　復旧用資機材の整備

工業用水道施設が被災した場合に、直ちに「企業局緊急時対策指針」に基づき応急復旧に着手できるよう復旧用資機材を計画的に備蓄し、併せて応急復旧体制の確立を図る。

3　情報収集システム・監視・制御システムの整備

地震災害時も十分機能を発揮できる施設となるように各システムの整備を図る。

第５　電力施設

1　水力発電設備

（1）　ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるように設計する。

（2）　ダムを除く水路工作物並びにその他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、技術基準に基づいて行う。

（3）　建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行う。

2　火力発電設備

（1）　機器の耐震化は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて耐震設計を行う。

（2）　建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行う。

3　原子力発電設備（詳細は「原子力災害対策編」に記載）

原子力発電設備は安全上の重要度に応じて耐震設計や液状化対策を行う。また、重要な建物及び構造物は、十分な支持性能を持つ地盤に設置する。

4　送電設備

（1）　架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

（2）　地中電線路

終端接続箱、給油装置については耐震対策指針等に基づき設計を行う。洞道は、標準示方書等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

5　変電設備

（1）　機器の耐震設計は、変電設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、

技術基準に基づいて行う。

（２）　建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行う。

６　配電設備

（１）　架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

（２）　地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

７　通信設備

通信設備を構成する通信機器及び関連する施設は、電力保安通信規程（JEAC6011－2013）に示す耐震設計・対策を考慮した設計とする。

８　電力供給体制及び広報の実施

電気事業の管理者等については、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

９　復旧迅速化のための連携強化

電力施設管理者は、協力会社社員を含めた緊急通行の協議、現場へ到着するための道路情報の入手、車両燃料の確保、衛星写真の活用、工業用水等の早急な確保等について、復旧迅速化のため関係機関との連携強化を図る。

第６　ガス施設

１　液化石油ガス施設

（１）　液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号）及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、地震災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

ア　消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、Ｓ型メーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進

イ　耐震性の確認（チェーン止め等による転倒・転落・流出防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）

ウ　各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消

エ　周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）

（２）　（一社）宮城県ＬＰガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、ＬＰガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

（３）　県は上記（１）、（２）の各内容に関して適宜、指導助言（立入検査を含む）することにより、その完遂を支援する。

（４）　関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、液化石油ガス販売事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

２　都市ガス施設

（１）　ガス事業者は、「ガス事業法」（昭和29年法律第51号）並びに（一社）日本ガス協会が定める各種指針に基づきガス施設の耐震化を推進する。また、地震災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、使用者に対して次の対策を講じるよう要請するとともに、緊急時連絡体制及び緊急資器材の整備を図る。

ア　使用者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、マイコンメーター等）の設置

イ　耐震性の向上（ガス導管の地区分割・緊急操作設備の充実、高耐震性の継ぎ手の選択等）

ウ　各設備の定期点検等の着実な実施と、基準不適合設備の解消

エ　周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）

（２）　仙台市ガス局の対応

ア　安全管理体制について

港工場、供給管理事務所及び保安担当会社においては、不測の事態に対応できるよう24時間体制をとるとともに、（一社）日本ガス協会及び仙台市ガス工事人との緊急連絡体制をさらに整備する。

イ　港工場における災害予防について

「宮城県石油コンビナート等防災計画」の定めによるほか、関係法令に基づき、主要設備の定期点検及び整備を行う。

ウ　防災教育・訓練について

「仙台市ガス保安規程」等に基づき、職員並びに工事関係者に対して、ガス局の研修機関で防災教育を実施する。

また、仙台市が毎年実施している防災訓練に参加するほか、ガス局独自の訓練を毎年定期的に実施する。

エ　市民への防災ＰＲについて

定期的に発行する広報誌によりＰＲを行うほか、検針、ガス設備点検等でお客様を訪問した際に、消費機器の安全使用に関する必要な周知を行う。

オ　防災関連器具等の導入について一般需要家のマイコンメーターの完全普及に努めるほか、

ガス警報器の設置を促進し、さらに安全装置機能を有する新型消費機器に関する情報の提供を行う。

（３）　関東東北産業保安監督部東北支部は、ガス事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

（４）　ガス事業者は、ＰＥ管等耐震性の高い導管への取替えを促進し、耐震化率の一層の向上を図るよう努める。

（５）　ガス事業者は、供給停止判断基準を見直し、供給継続・供給停止の可否判断の充実を図るよう努める。その際、あらかじめ、液状化による著しい地盤変位や盛土崩壊の可能性地区をリスト化し、これらを判断要素に盛り込む。また、特定製造所における感震自動ガス遮断装置の全数設置を促進する。

３　広報の実施

ガス事業の管理者等については、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

第７　電信・電話施設

１　設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

（１）　電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。

（２）　通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは２ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

（３）　災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

２　体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

３　災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

４　停電とふくそう対策

非常電源の確保や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

第８　共同溝・電線共同溝の整備

東北地方整備局、県及び市町村は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案する。

第９　廃棄物処理施設

１　処理施設の耐震化等

市町村及び一部事務組合並びに廃棄物処理業者は、耐震化が図られていない処理施設の耐震判断を実施するとともに、必要に応じて耐震性能向上（地盤改良を含む）や風水害等の災害を考慮して浸水対策を行う。

また、市町村及び一部事務組合は、新規設置等を行う焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の中間処理施設については、処理能力などの面で災害廃棄物対策に配慮した施設づくりを実施する。

市町村及び一部事務組合の最終処分場については、災害時に備え残余容量を確保することとし、既存の最終処分場の残余容量等を踏まえ、必要に応じて新規の処分場について計画的に整備を進める。

市町村及び一部事務組合は、処理施設の停電時の緊急停止や再稼働に必要な非常用災害発電機の設置、地下水や河川水等の予備冷却水の確保、運転に必要な燃料や薬剤などの備蓄等について、施設の被害想定等を踏まえて取り組む

２　処理施設の補修体制の整備

市町村及び一部事務組合及び廃棄物処理業者は、処理施設において、災害時のＢＣＰ（業務継続計画）等の対応計画や、処理施設を点検・修復・復旧するためのマニュアルを作成するとともに、机上訓練・実地訓練等を行い災害時の対応体制を整える。

処理施設が被災した場合の補修等に必要な資機材や災害時の移動手段の燃料が不足することを想定して備蓄を行うとともに、点検・修復・復旧に備え、プラント関係業者やメンテナンス業者等との協力体制を確立しておく。

３　収集運搬車両の燃料確保

県は、災害時における収集運搬車両の燃料確保について、石油関連団体と検討を行うとともに、市町村及び一部事務組合に対しても、収集運搬車両の燃料確保を地域防災計画や災害時応援協定等の内容に含めるよう助言し、円滑に燃料が確保される体制を整備するよう要請する。

４　処理体制の整備

県及び市町村は、迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう災害廃棄物処理計画を策定するとともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第10　災害用井戸・湧水

市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

第９節　危険物施設等の予防対策

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、保健福祉部）、県警察本部、市町村、関東東北産業保安監督部東北支部、塩釜ガス（株）、石巻ガス（株）、古川ガス（株）

第１　目　的

地震災害時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、県及び消防関係機関は各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、地震対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進するほか防災訓練の積極的実施を推進する。

また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図るほか、各危険物施設や護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、地震災害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第２　各施設の予防対策

各施設管理者は、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるように計画を策定する。

また、地震発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策等について検討を行う。

第３　危険物施設

県内には、石油等の危険物貯蔵所などが多数あり、地震災害時においては破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられる。これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、県及び消防機関は、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、屋外タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、予防対策の推進を図る。

１　安全指導の強化

危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

２　施設基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

3　自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

4　広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般の県民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

5　防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

6　第二管区海上保安本部

第二管区海上保安本部は、港内石油基地の状況（規模、消防設備、機材等）、危険物荷役の状況（荷役場所、荷役時の保安措置等）、危険物積載船舶の出入港状況等を常時把握するとともに、事業所等に対し泡消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等防除資機材の整備に関して基準の遵守を指導し、被害の拡大防止に努める。

また、タンカー火災、大量の油、放射性物質の流出等が発生した場合の航行制限及び防除、避難対策等を検討する。

第４　高圧ガス施設

1　高圧ガス製造・販売・貯蔵等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

2　県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、自主保安体制の整備及び保安意識の高揚を推進し、各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震化対策や設備等の安全化を図るほか、必要に応じ改善その他の措置命令を行う。

3　関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督の推進のために必要な指導・助言を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第５　火薬類製造施設等

1　火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、地震災害時、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を行う。

（1）　定期自主検査、保安教育を確実に実施する。

（2）　製造施設・火薬庫の維持点検に努める。

2　（一社）宮城県火薬類保安協会は、事業主、保安責任者及び従事者に対する保安教育講習会を

実施し、保安意識の高揚を図る。

3　消防関係機関は、（1）について立入検査等を通じて適宜指導・助言を行う。

4　県は、（1）について消防関係機関に対し、適宜助言を行うとともに、（2）について自主保安体制の確立・推進を支援するほか、安全性の確保のため、火薬類を取り扱う製造業者・販売業者及び取扱業者等に対して、関係機関・団体と協力して指導を行う。

また、警察は取締りを行う。

5　関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督の推進のため、火薬類の製造、貯蔵等について必要な指導助言を行い、保安教育の徹底・自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第６　毒物劇物貯蔵施設

1　毒物劇物営業者等は、毒物及び劇物取締法令に基づき、日頃から事業所等で貯蔵する毒物劇物の適切な保管管理を行うとともに、毒物劇物危害防止規定の作成や緊急対応のための防護資材等の整備を図り、毒物劇物に由来する災害の防止に努める。

2　県は、関係機関・団体と連携し、立入検査や研修会等を通じ毒物劇物営業者等に指導助言を行う。

3　県毒劇物協会は、災害対策用連絡網及び支援体制（中和剤、防毒器具）を確立する。

4　県は、災害で散乱した毒物劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、体制の整備を図る。

第７　放射性物質の使用・貯蔵施設等

1　放射性物質取扱（使用・販売・廃棄）事業者は、関係法令を遵守するとともに、放射性物質による事故等を防止し、公共の安全を確保するように万全を期す。

2　県及びその他の関係機関は、放射性物質取扱事業所等の把握及び安全管理等の指導に努める。

第10節　防災知識の普及

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、教育庁）、市町村、第二管区海上保安本部、仙台管区気象台、
ＮＴＴ東日本（株）宮城事業部、各防災関係機関

第１　目　的

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの命を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、地域の水害・土砂災害リスクや災害時に取るべき行動について普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等の充実や、地域が主体となる研修体制の確立を推進し、市町村の初動対応等の災害対応能力の向上に努める。

第２　防災知識の普及、徹底

１　職員への防災知識の普及

災害発生時の県、市町村及び防災関係機関は、災害対策の中枢を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

防災教育は、各部、各課、各機関にて行い、その内容は少なくとも次の事項を含む。

（１）　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
（２）　地震・津波に関する一般的な知識
（３）　地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合を含む）
（４）　職員等が果たすべき役割
（５）　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（６）　今後地震対策として取り組む必要のある課題

（７）　北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識

（８）　家庭及び地域における防災対策

２　住民等への防災知識の普及

（１）　防災関連行事の実施

ア　総合防災訓練、講演会等の実施

県及び市町村は、住民等の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、住民等の積極的な参加を呼びかける。この際､防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し､各々の役割等を住民等に周知させる。

イ　防災とボランティア関連行事の実施

県及び市町村は、毎年１月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、１月17日の「防災とボランティアの日」にも広く住民等を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

ウ　「みやぎ鎮魂の日」の普及・啓発

県及び市町村は、東日本大震災の教訓を忘れず、地震・津波への備えを普及・啓発するため、「みやぎ鎮魂の日」の周知とその趣旨にふさわしい取組を行うように努める。

（２）　ハザードマップ等の活用

県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

（３）　専門家の活用

県及び市町村は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、地震災害に関する専門家の活用を図る。

（４）　普及・啓発の実施

県及び市町村は、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工団体、その他の公共的団体、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）等）、

テレビ・ラジオ局、ＣＡＴＶ局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

① 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動
② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
③ 地震・津波に関する一般的な知識
④ 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
⑤ 災害危険性に関する情報
- 各地域における避難対象地区
- 孤立する可能性のある地域内集落
- 急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識　など

⑥ 避難行動に関する知識
- 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- 「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例等
- 各地域における災害種別毎の避難場所及び避難路に関する知識
- 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- 各地域における避難の指示等の伝達方法　など

⑦ 家庭内での予防・安全対策
- 「最低３日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等）の準備
- 自動車へのこまめな満タン給油
- 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備
- 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
- 出火防止等の対策の内容（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、住宅用火災警報器の設置等）
- 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること　など

⑧ 災害時にとるべき行動
- 地震が発生した場合の出火防止
- 近隣の人々と協力して行う救助活動
- 自動車運行の自粛
- その他避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合

にとるべき行動
- 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動
- 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること　など

⑨　その他
- 正確な情報入手の方法
- 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
- 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動
- 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施　など

（５）　要配慮者及び観光客等への配慮

ア　要配慮者への配慮

県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、多言語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い、並びにこども・若者（特に里親委託児、虐待被害経験者、発達障害等の特性をもつこども、外国人のこども、被災により孤立したこども等、声を聴かれにくい環境にあるこども・若者）の個別の状況や特有のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

イ　観光客等への対応

市町村は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市町村及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置するなど、広報に努める。

（６）　災害時の連絡方法の普及

ア　災害時通信手段の利用推進

ＮＴＴ東日本（株）宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、県及び市町村は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

イ　災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線ＬＡ

Ｎスポットにおける Ｗｉ－Ｆｉ接続サービスなどの普及を促進する。

（７）　相談窓口の設置

県及び市町村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

（８）　「暴力は許されない」意識の普及、徹底

県及び市町村は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

３　海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

（１）　関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

（２）　海岸等の利用者に対しては、次により地震災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

ア　防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配付等を行う。

イ　各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。

ウ　第二管区海上保安本部は、巡視船艇職員等による船舶への立入検査又は訪船指導の際に、防災関係資料の配付等を行う。

４　地域での防災知識の普及

（１）　ハザードマップの整備

ア　ハザードマップの作成・周知

県及び市町村は、急傾斜地崩壊危険箇所や必要に応じて積雪寒冷地特有の課題等を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

イ　ハザードマップの有効活用

県及び市町村は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

（２）　日常生活の中での情報掲示

県及び市町村は、避難場所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

（３）　観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

県及び市町村は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

５　ドライバーへの啓発

（１）　徒歩による避難の原則の徹底

県及び市町村は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

（２）　運転中における災害時の対応の周知

県及び市町村は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

６　社会教育施設や防災拠点の活用

県及び市町村は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

第３　学校等教育機関における防災教育

１　学校等教育機関は、県及び市町村、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や地震のリスク、過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

２　防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

３　児童生徒等及び指導者に対する防災教育

（１）　児童生徒等に対する防災教育

ア　学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

イ　地理的要件など地域の実情に応じ、地震等様々な災害を想定した防災教育を行う。

ウ　災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校園時など校園外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

（２）　指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

４　県及び市町村並びに教育委員会は、県民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。

５　県及び市町村並びに教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために県内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市町村単位で安全担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。

なお、私立学校においても、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に努める。

6　県及び市町村並びに教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

7　県及び市町村並びに教育委員会は、各学校等において、防災主任、安全担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。

8　県及び市町村並びに教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、地震防災上必要な知識の普及に努める。

9　県及び市町村並びに教育委員会は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

第４　県民の取組

県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動する、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助けるなどの、防災への寄与に努める。

1　食料・飲料水等の備蓄

「最低３日間、推奨１週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品等の定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

2　家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

3　家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)、ＳＮＳ等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

4　防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

5　防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

第５　防災指導員の養成

県は、地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者及び主に事業所における震災対策を推進する者を養成するための講習等を開設し、修了者を宮城県防災指導員として位置づけ、その活動の推進を図る。なお、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、講習等への女性の積極的な参加を促す。

１　目的

自治会、町内会、自主防災組織のリーダーや事業所において積極的に震災対策を推進する者など、地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得する。

２　主な講座内容

地震・津波災害に関する基礎知識、地震・津波に備えた防災手法、防災ボランティア、被災の形態と災害リスク、震災対策と地域連携、事業継続計画関連等。

３　開催場所

市町村からの受講者推薦を受けて、地域別に開催する。

第６　災害教訓の伝承

大規模災害は、発生頻度は低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生するおそれがあることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難するよう、東日本大震災等の大規模災害の教訓を生かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

１　資料の収集及び公開

県及び市町村は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、県は、市町村からの資料の収集体制の構築に努める。

２　伝承機会の定期的な実施

県及び市町村は、学校等教育機関、企業、ＮＰＯ等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、県民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

３　石碑やモニュメントの継承

県及び市町村は、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

４　伝承の取組

県民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性

についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第11節　地震防災訓練の実施

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、教育庁）、市町村、東北総合通信局、各防災関係機関

第１　目　的

各防災関係機関は地震発生時に、県、市町村、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、地震防災訓練を行う。

第２　防災訓練の実施とフィードバック

１　定期的な実施

地方公共団体等は、その実施する防災訓練において、国民保護の取組を紹介することや防災訓練に続けて国民保護訓練を実施することなど、国民保護訓練との連携に留意するものとする。

県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、住民に対し、とるべき身を守る行動や地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

２　地域の実情に応じた内容

県及び市町村は、防災訓練を少なくとも年１回以上実施し、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策について盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

３　目的及び内容の明確な設定

県及び市町村は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

４　課題の発見

県及び市町村は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

５　フィードバック

県及び市町村は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第３　県の防災訓練

１　総合防災訓練

（１）　全県的な規模での実施

県は、毎年、みやぎ県民防災の日（６月12日）、防災の日（９月１日）に合わせて総合防災訓練を実施する。訓練の方法として、展示型の訓練だけでなく、ハザードマップ等を活用し、より実際の災害に近い状況で実践的な災害対応能力の向上を図る図上訓練を実施し、県内市町村、防災関係機関、災害時応援協定締結団体等にも積極的な参加を求める。図上訓練については、市町村においても導入されるよう研修等を行い、全県的な規模で実施されるよう努める。

（２）　県域を超えた訓練の実施

県は、広域に被害が及ぶ大規模災害や、考えうる様々な被害を想定の上、通信訓練等には国機関の協力も依頼し、また、広域応援協定締結道県についても相互に協力するなど、県域を越えた訓練の実施についても努める。

また、大規模災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

（３）　多様なシナリオの想定

県は、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等も想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。

（４）　複合災害時の訓練の実施

東日本大震災を教訓に「原子力災害との複合災害」等を想定し、複合災害発生時の本部事務局体制の検討、初動対応に係る手順の確認等を目的とした図上訓練や情報伝達訓練及び機関連携訓練の実施についても検討するとともに、市町村と連携した複合災害時の住民避難訓練等の実施にも努める。

（５）　総合防災訓練の内容

ア　６．12総合防災訓練

県は、職員の非常招集訓練、緊急通信訓練、災害対策本部運用訓練等を実施する。

イ　９．１総合防災訓練

県は、毎年実施市町村を定め、当該市町村、防災関係機関等と調整を図りながら、実践的な訓練を実施する。

２　地域の実情に応じた訓練

県は、市町村、防災関係機関と連携した津波警報伝達訓練や、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発表された場合の情報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な防災訓練を行う。

（１）　動員訓練及び本部運営訓練

（２）　津波警報等の情報収集、伝達訓練

（３）　警備及び交通規制訓練

３　市町村の防災訓練への助言・指導

県は、市町村が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行う。

第４　市町村の防災訓練

市町村は、毎年、６月12日（みやぎ県民防災の日）、９月１日（防災の日）及び11月５日（津波防災の日）等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。

この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等多様な視点での配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

また、地下鉄、地下街等における災害を想定した訓練についても検討を行う。

さらに、市町村は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

（訓練内容）

１　災害対策本部運用訓練
２　職員招集訓練
３　通信情報訓練
４　広報訓練
５　火災防御訓練
６　緊急輸送訓練
７　公共施設復旧訓練
８　ガス漏えい事故処理訓練
９　避難訓練
10　救出救護訓練
11　警備、交通規制訓練
12　炊き出し、給水訓練
13　防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練
14　水害防止訓練
15　自衛隊災害派遣要請等訓練
16　避難所運営訓練
17　その他

第５　防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年１回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方公共団体の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

１　実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項（シナリオ）については、過去の大規模地震災害の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の

事態を想定して作成し、訓練を行う。

2　防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

3　災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

4　男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

5　訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

第６　救助・救急関係機関の教育訓練

救助・救急関係省庁、地方公共団体及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第７　通信関係機関の非常通信訓練

東北総合通信局、県、市町村及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年１回以上非常通信訓練を実施する。

第８　学校等の防災訓練

1　地震災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。

2　校園外活動（自然体験学習、校外学習、野外活動を含む）等で海浜部又は山間部を利用する場合は、事前に地震・津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。

3　避難訓練を実施する際には､障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。

4　学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、市町村は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。この際、訓練項目に「こどもの居場所（キッズスペース・学習スペース等）の設置・レイアウトの検証」や、こどもから意見を聴き取り避難所運営に反映する「模擬的な意見聴取（アンケート、投書箱の設置等）及びこども向けの情報提供」に関する実践的訓練を盛り込むとともに、訓練結果を計画やマニュアルの改善にフィードバックする。

第９　企業の防災訓練

１　企業は、大規模な地震発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。

２　企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所や指定避難所として指定されている場合は、地震災害時に指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。

３　災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

（訓練内容）

１　避難訓練

２　消火訓練

３　救急救命訓練

４　災害発生時の安否確認方法

５　災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）

６　災害時の危険物、有害物の漏えい等の対処訓練

７　災害救助訓練

８　市町村、自治会、他企業との合同防災訓練

９　施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第12節　地域における防災体制

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、保健福祉部）、県警察本部、市町村

第１　目　的

大規模地震が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、県及び市町村等は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団、自主防災組織、防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第２　地域における自主防災組織の果たすべき役割

１　自主防災組織の必要性

大規模地震発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

２　自主防災組織の活動に当たって

大規模地震発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識の下に行動することが必要である。また、住民自身の地震に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第３　自主防災組織の育成・指導

１　県の役割

（１）　市町村が行う自主防災組織育成事業について、必要な支援を行う。

（２）　市町村及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、講習会等を開催し、自主防災組織の活性化、リーダーの育成推進を図る。また、女性の積極的な参加を促し、女性リーダーの育成に努める。

（３）　市町村及び関係機関と協力し各種普及啓発事業を通して自主防災の重要性を県民に呼びかけ、組織化を推進する。また、自主防災組織への女性やこども・若者の参加の促進に努める。

（４）　県は自主防災組織の連携強化を図るため、市町村と協力し県自主防災組織連絡協議会の設置について検討する。

２　市町村の役割

市町村は災害対策基本法第５条第２項の規定により、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

（１）　市町村は自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。

（２）　市町村は県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性やこども・若者の参画の促進に努め、若者リーダーの育成（消防団や地域防災に取り組む若者、大学生・高校生等の自主的ボランティアのリーダー候補化）に努める。

（３）　自主防災組織の円滑な活動を期するため、平時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について考慮する。

（４）　市町村は地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、市町村自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

第４　自主防災組織の活動

１　平時の活動

（１）　訓練の実施等

ア　防災訓練への参加

災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう県及び市町村等が実施する防災訓練へ参加する。

イ　防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ウ　消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する。

エ　避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

オ　救出・救護訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者などに対する応急手当の方法等を習得する。

カ　避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、市町村担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

（２）　防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

（３）　防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

（４）　避難行動要支援者の情報把握・共有

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

２　地震・津波発生時の活動

（１）　情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市町村等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決める。

ア　地域内の被害情報の収集方法

イ　連絡をとる防災関係機関

ウ　防災関係機関との連絡方法

エ　防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

（２）　出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

（３）　救出・救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので､防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う｡さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

（４）　避難の実施

市町村長又は警察官若しくは海上保安官等から避難の指示等が行われた場合には、住民

に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

ア　避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

（ア）　市街地　……　火災、落下物、危険物

（イ）　山間部、起伏の多いところ　……　土石流、がけ崩れ、地すべり

（ウ）　海岸地域　……　津波

（エ）　河川　……　津波、決壊・氾濫

イ　円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。

ウ　避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。

（５）　避難所開設・運営への主体的な参画

災害発生時には、市町村の担当職員が被災し、避難所への参集が遅れることなども想定されることから、避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参画するよう努める。

（６）　給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市町村が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

３　地域安全活動

警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関する支援を行う。

第５　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町村は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第13節　ボランティアのコーディネート

＜主な実施機関＞
県（環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部）、市町村、東北地方整備局、
日本赤十字社宮城県支部、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等

第１　目　的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体・ＮＰＯ・ボランティア等は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するというボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、行政機関等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアのコーディネート等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第２　ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

１　生活支援に関する業務
- （１）　避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- （２）　炊き出し、食料等の配布
- （３）　救援物資等の仕分け、輸送
- （４）　高齢者、障害者等の介護補助
- （５）　清掃活動
- （６）　その他被災地での軽作業

２　専門的な知識を要する業務
- （１）　救護所等での医療、看護、保健予防
- （２）　被災建築物の応急危険度判定
- （３）　被災宅地の危険度判定
- （４）　外国人のための通訳
- （５）　被災者へのメンタルヘルスケア
- （６）　高齢者、障害者等への介護
- （７）　アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- （８）　公共土木施設の調査等
- （９）　ＩＴ機器を利用した情報の受発信
- (10)　その他専門的な技術・知識が必要な業務

第３　災害ボランティア活動の環境整備

１　県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアが自主性に基づきその支援力を向上し、県及び市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。

２　県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（都道府県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるほか、市町村は、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

３　県及び市町村は、災害ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティアの三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

４　県及び市町村は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市町村は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

５　県及び市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

６　県及び市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるとともに、国は、登録ボランティア人材のデータベースの整備を図るものとする。

７　国は、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を進めるとともに、国、県及び市町村は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。

８　県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

第４　専門ボランティアの登録

平成30年４月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

１　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

被災建築物応急危険度判定は地震で被災した建築物について、被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、それぞれその後の地震などによる二次災害の防止を目的として、その危険性を判定するものである。

県は、こうした判定活動にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動をとおして、市町村要綱整備の指導及び判定コーディネーターの育成等に努める。

宮城県建築物等地震防災総合対策フロー（部分）

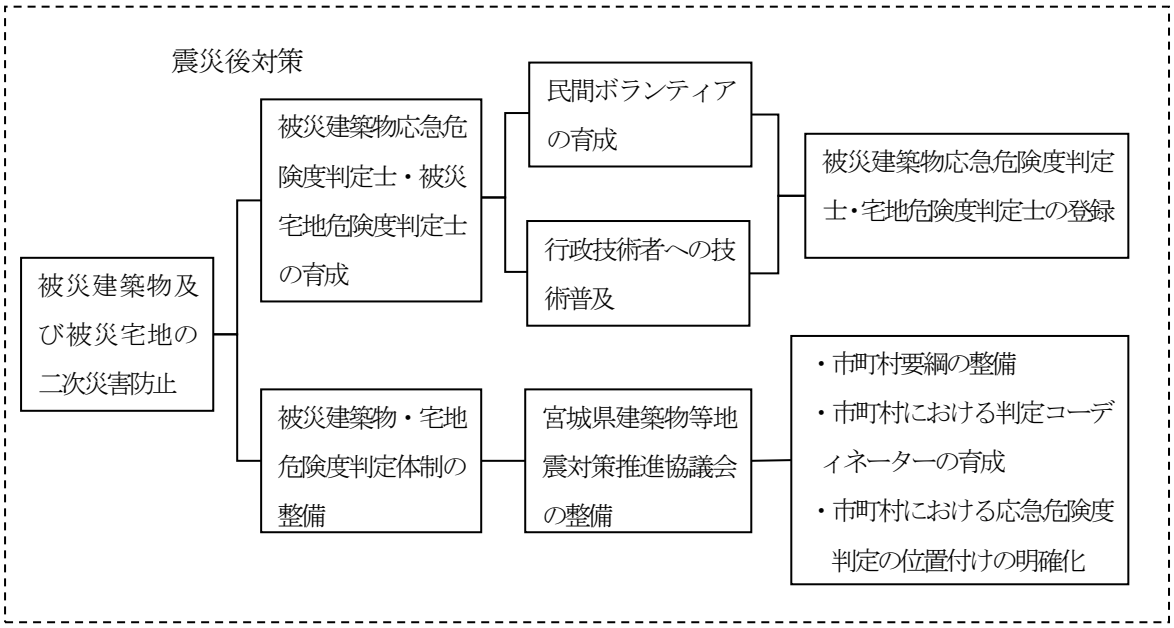

２　砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、県・市町村の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

３　防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。

東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設等の被害状況を把握する。

４　災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し県や市町村の職員だけでは十分な対応ができない。そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集

し、被災地に派遣する。県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成も併せて行う。

第５　一般ボランティアのコーディネート体制

１　一般ボランティアのコーディネート体制づくり

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアのコーディネートは、社会福祉協議会及びＮＰＯ等関係機関が中心となって、市町村レベル、県レベルの２段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平時から行政、関係機関等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。

（１）　ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生した場合、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、市町村と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

（２）　ボランティアコーディネート拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

（３）　コーディネート体制の整備

社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入れのための体制を構築するよう努める。

（４）　災害ボランティア関係機関等とのネットワークの整備

災害ボランティアコーディネート支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、ＮＰＯ・ボランティア等とのネットワークを構築する。

２　行政の支援

（１）　ＮＰＯ等との連携

県及び市町村は、災害ボランティアのコーディネートに必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりを、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるＮＰＯ・ボランティア等との協

働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

（２）　広域でのサポート体制の構築

県は、大規模災害時の災害ボランティアセンターの設置・運営に備え、県内外を含め、広域でのサポート体制を構築しておくよう努める。

第６　日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置

大規模地震災害時等においては、行政等の救護機関だけによらず自主的できめ細かなボランティア活動が必要となってくる場合がある。

日本赤十字社宮城県支部では、災害発生後、災害の規模等を考慮した上で、赤十字防災ボランティアセンターの設置を決定する。

１　赤十字防災ボランティア（以下「防災ボランティア」という。）

災害時に日本赤十字社宮城県支部の調整の下に災害救護活動等の補助的活動を行うため、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとして登録し、その能力、労力、時間等を、自主的に無報酬で提供するすべての個人又は団体をいう。

２　防災ボランティアの養成

適宜、必要な研修・訓練として「防災ボランティア養成研修会」等を開催し、防災ボランティアを養成するとともに、防災ボランティアの中から防災ボランティアリーダーの養成も図る。

なお、防災ボランティアリーダーは、防災ボランティアセンターの運営・管理にも携わる。

３　活動内容

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、被災地ニーズを調査し、各人又は各団体の技能や特色を生かした活動を積極的に行う。

４　関係機関との連携

防災ボランティア活動を円滑に実施するため、活動場所・活動内容等について、常に関係機関との密接な連絡体制維持に努める。

第14節　企業等の防災対策の推進

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、経済商工観光部）

第１　目　的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第２　企業等の役割

１　企業等の活動

（１）　企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

（２）　事業継続上の取組の実施

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

（３）　被害の拡大防止

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

（４）　帰宅困難者対策の実施

地震発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

（５）　市町村長への報告

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮

を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告する。

2　県、市町村及び防災関係機関の役割

（1）　防災に関するアドバイスの実施

県、市町村、防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

（2）　企業防災の取組支援

県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

市町村、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

（3）　企業の防災力向上対策

県、市町村及び各業界の民間団体は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

第３　企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や県民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

1　防災訓練
2　従業員等の防災教育
3　情報の収集・伝達体制の確立
4　火災その他災害予防対策
5　避難対策の確立

6　応急救護
7　飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
8　施設耐震化の推進
9　施設の地域避難所としての提供
10　地元消防団との連携・協力
11　コンピュータシステム及びデータのバックアップ
12　大型の什器・備品の固定

第15節　地震調査研究等の推進

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部）、市町村、防災関係機関

第１　目　的

地震に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などで行われてきているが、これらの機関と連携し、総合的に推進する。

第２　県における調査

１　地震地盤図の作成（昭和54～58年度）

２　地震被害想定調査等の実施

（１）　第一次地震被害想定調査（昭和59～61年度）

（２）　第二次地震被害想定調査（平成７～８年度）

（３）　第三次地震被害想定調査（平成14～15年度）

（４）　第四次地震被害想定調査（平成22～23年度　東日本大震災の発生により中止）

（５）　第五次地震被害想定調査（令和３～５年度）

３　津波被害想定調査の実施

（１）　津波被害想定調査（昭和59～61年度）

（２）　津波浸水域予測図の作成（平成14～15年度）

（３）　津波浸水想定の設定公表（令和２～４年度）

４　主要活断層の調査

（１）　長町～利府線断層帯（平成７～12年度）

（２）　仙台平野南部地域地下構造調査（平成14～16年度）

第３　調査研究の連携強化

観測・情報網の充実、地震対策の調査研究について、平成15年に発足した宮城県沖地震対策研究協議会などを中心に産学官の連携体制（ネットワーク）を整備し、地域の地震防災力の向上を図る。

第４　被災原因の分析及びフィードバック

被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ県又は市町村に報告するよう努める。県又は市町村は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講じるよう努める。

第５　防災対策研究の国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、県及び市町村は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国

に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第16節　情報通信網の整備

＜主な実施機関＞
県（総務部、復興・危機管理部、企画部、土木部）、県警察本部、市町村、各防災関係機関、各放送会社

第１　目　的

大規模地震災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、県、市町村及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのＩＴ化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

また、放送機関については、被害状況の報道、県民への的確な情報の提供が強く求められていることから、放送用施設の耐震化等に努める。

第２　県における災害通信網の整備

１　防災対策の推進等

県は、国、市町村及び電気通信事業者等と連携し、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の活用推進等を図る。

また、地方公共団体及び指定公共機関は、災害時に災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

２　情報伝達ルートの多重化

県は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、大規模災害発生時におけるふくそうの回避に留意しつつ、消防庁、県、各市町村、各消防本部等を通じた一体的な整備を推進する。

３　県防災行政無線の整備拡充

地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、県は、市町村、他都道府県、国その他防災関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達の多ルート化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備及び明確化など有事即応体制の確立に努める。

（１）　災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため、地域衛星通信ネット

ワークの衛星系地球局を県庁、合同庁舎、市町村、消防本部、その他重要な防災関係機関等に設置し、通信体制の充実・強化を図り運用する。

（２）　衛星系通信網の映像設備においては、第３世代ネットワーク設備を整備し、併せて関連する地上系・有線系を運用する。

４　県と国を結ぶ防災無線網等の整備

（１）　災害対策基本法、消防組織法（昭和22年法律第226号）等に基づき、災害時等において県と総務省消防庁との間における情報伝達に必要な通信の確保のため、消防庁消防防災無線網を整備し運用する。

（２）　防災情報の早期収集、情報伝達の迅速化等の災害対策に万全を期すため、首相官邸及び政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）と県災害対策本部等との間に、緊急連絡用の無線回線（中央防災無線）を整備し運用する。

５　総合防災情報システムの機能拡充

県は、「宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）」（以下「ＭＩＤＯＲＩ」という。）を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達する。

また、県は、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報について、市町村、消防本部等が各種被害情報をＭＩＤＯＲＩに直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。

各種被害情報や防災情報は、県で収集管理し、県内住民に対し、様々な公共メディアを通じて情報提供を行うよう努める。

今後、さらにＭＩＤＯＲＩの機能拡充により、急速に発展する情報ネットワークや技術革新に対応する。

（１）　仙台管区気象台から受信した気象警報等は、防災行政無線等のネットワークを活用して市町村や消防本部等の防災関係機関に自動配信する。

（２）　県の防災担当者が所持する携帯電話に気象特別警報、気象警報及び震度情報（震度４以上）、津波警報等を一斉伝達し、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制の確保を図る。

６　震度情報ネットワークシステムの整備

県内各市町村に震度計等を設置し、即時に県内各地の震度情報を県に収集することを目的に、震度情報ネットワークシステムを運用し、地震発生時の迅速な初動体制、被害推定、応急対策活動に必要な震度情報の収集を図る。

今後、さらに仙台管区気象台などの関係機関と連携し、システムの機能充実に努める。

震度情報ネットワークシステム概要図

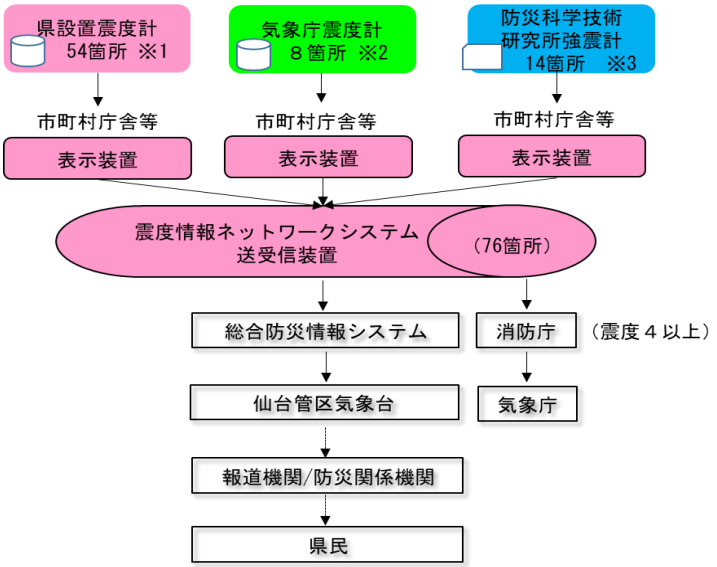

※１　県設置震度計　下記以外の市町村

※２　気象庁震度計　大崎市（旧古川市）、気仙沼市、柴田町、松島町、涌谷町、栗原市（旧栗駒町）、登米市（旧中田町）、南三陸町（旧志津川町）　（気象庁震度計16基のうちネットワークに接続のもの８基）

※３　防災科学技術研究所強震計　仙台市（宮城野区）、石巻市（旧石巻市、旧北上町、旧牡鹿町）、塩竈市、白石市、角田市、岩沼市、大和町、大崎市（旧鳴子町）、栗原市（旧築館町）、登米市（旧東和町、旧豊里町）、南三陸町（旧歌津町）

７　大規模災害時緊急情報連絡システムの整備

地震や津波等による大規模・広範囲な災害が発生したときに、県が保有する正確かつ適切な最新情報（避難情報、被害状況等）をテレビ・ラジオ等を通して、知事等が直接リアルタイムで県災害対策本部（庁議室）の控室にあるテレビスタジオから県民に提供するシステムを整備し運用する。

〈システムの流れ〉

大規模災害の発生→知事が放送５社（ＮＨＫ・東北放送・仙台放送・宮城テレビ放送・東日本放送）に対して放送の実施を要請→放送５社受諾→放送（行政庁舎４階庁議控室をテレビスタジオとして、ＮＨＫが代表取材し、民放４社に分配）

〈システムの概念図〉

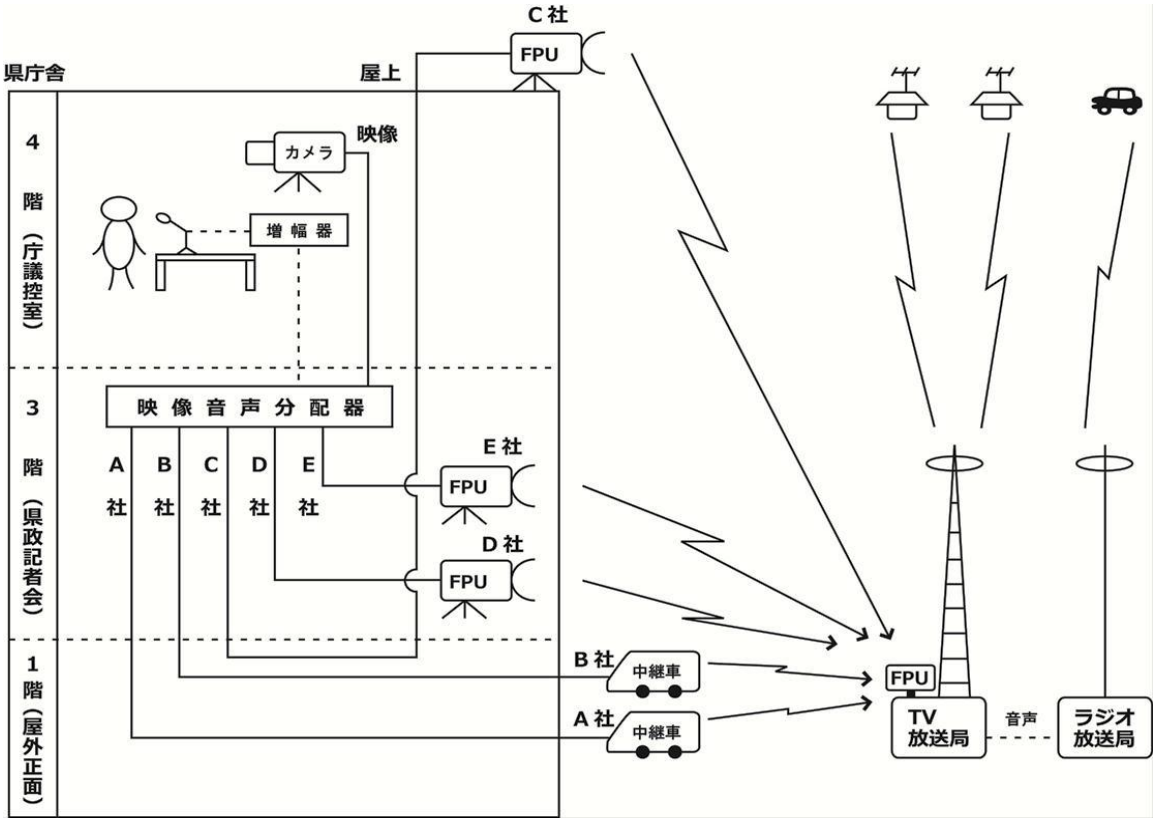

8　ヘリコプターテレビ画像伝送システム等の整備

（1）　画像伝送システムの整備

被災現場の状況等を県警及び仙台市消防局、陸上自衛隊、東北地方整備局、第二管区海上保安本部からのヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送システムを整備し運用する。

（2）　多様な情報収集手段の活用

県は、機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、船舶、車両、ＳＡＲ衛星を含む人工衛星等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備の推進に努める。

9　インターネットの活用

（1）　住民への情報提供

災害時における住民等への関係情報を迅速、的確に行うため、システムの安定的な運用に努める。

ア　インターネット情報提供システムの安定的運用

イ　総合防災情報システムとの連携による情報提供

ウ　道路交通情報の提供

（２）　広域的な情報提供

大規模災害時における被害情報を県外に広く伝えるため、ホームページを活用する。

10　非常通信体制の整備

（１）　非常通信計画の作成等

県は、国、市町村その他防災関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化などの体制確立に努め、東北総合通信局及び東北地方非常通信協議会と連携しつつ、非常通信計画や手引きの作成、非常通信訓練の実施、無線設備の総点検を行い、非常通信体制の整備に努める。

なお、防災関係機関の通信網を活用した非常通信ルートについては、既に策定している県と国の間のルートに併せ、県と市町村間についても、国土交通省、県警察本部、東北電力株式会社の協力の基に複数ルートを策定した。今後、実践的な通信訓練の実施を行い、非常通信体制を確立する。

（２）　重要機関・部局との連絡体制の確保

県は、消防庁など重要機関との連絡網について、ふくそうなどの影響をうけない連絡手段を確保するよう努めるとともに、初動時に通信確保の必要性が特に高い部局や求められる衛星携帯電話等の台数等について、通信事業者等からの調達や関係部局への配布リストを事前に整理するなど、通信体制の確保に努めるとともに、災害時の利用を考慮した十分な電気通信回線容量を確保する。

11　災害関連情報等分析体制の整備

県は、収集した災害関連情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

12　地域住民等に対する通信手段の整備

（１）　地域住民等からの情報収集体制の整備

県は、市町村と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

（２）　情報伝達手段の確保

県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Ｌアラート（災害情報共有システム）を介し、ＮＨＫ、民間放送、ケーブルテレビ（ＣＡＴＶ）、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、アプリケーション、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

13　非常用電源の確保

県は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保

が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努めるほか、自家発電設備の活用体制の整備に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努める。

14　マップ・ＧＩＳ等の活用

県は、平時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、消防防災ＧＩＳの活用や、災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るよう努める。

15　被災者支援システムの活用

県及び市町村は、災害発生時に、被災者の生活再建に向けて必要となる膨大な行政事務の迅速化・効率化を行うため、国のクラウド型被災者支援システム等の活用を積極的に検討するものとする。

第３　市町村における災害通信網の整備

１　防災対策の推進等

市町村は、国、県及び電気通信事業者等と連携し、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。

２　情報伝達ルートの多重化

市町村は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める

３　市町村防災行政無線等の整備拡充

市町村は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、必要に応じ同報無線や市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ）等の導入に努める。

防災行政無線設備整備市町村においては、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備･活用を促進するとともに､各設備等の耐震性確保や、停電時を想定した実践的な訓練の実施により、防災体制の強化に努める。

４　職員参集等防災システムの整備

市町村は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した震度情報ネットワークシステム等を利用し、市町村職員が緊急的に自主参集できるシステムの構築を検討するとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

５　地域住民等に対する通信手段の整備

（１）　地域住民等からの情報収集体制の整備

市町村は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

（２）　情報伝達手段の確保

市町村は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Ｌアラート（災害情報共有システム）を介し、ＮＨＫ、民間放送、ＣＡＴＶ、ラジオ（コミュニティＦＭ含む。）等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

なお、市町村防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。また、Ｌアラート（災害情報共有システム）に関しては、災害関連情報等の迅速かつ正確な発信に努める。

（３）　要配慮者への配慮

市町村は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、ＧＰＳ機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

６　孤立想定地域の通信手段の確保

市町村は、地震による道路寸断時等に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市町村防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

７　非常用電源の確保

市町村は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努める。

８　大容量データ処理への対応

市町村は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワーク

の体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図るよう努める。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、耐震性のある堅固な場所への設置に努める。

第４　防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関は、大規模災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用又は無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、県及び市町村等と連携強化が図られるよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については、耐震性の強化に努める。

１　消防無線通信施設

（１）　連絡体制の整備

消防機関においては、災害時における情報伝達が確実に行えるように連絡体制を整備する。消防機関の無線通信施設として固定局、基地局のほか、車載、携帯等の移動局を整備し、常日頃から無線通信施設の保守点検等保守管理体制の充実を図り、災害時の通信手段の確保に努める。

（２）　消防無線通信施設の整備推進

県は、市町村、消防機関に対して消防無線通信施設の整備を指導し、市町村、消防本部はこれらの整備推進に努める。

なお、消防救急無線についても、ふくそうの緩和やデータ通信、秘匿性の向上による利用高度化の観点から、デジタル化を推進するとともに、大規模災害時における適切な無線統制体制の構築や衛星通信、防災行政無線等の代替的手段の活用についても検討する。

２　警察情報通信施設

警察は、災害時の情報手段を確保するため、次の事項について推進を図る。

（１）　情報通信施設の耐震性の強化を図る。

（２）　定期的に非常電源の設備の保守点検を行い、機器の保全に努める。

（３）　災害時の応急復旧のための出動体制等の整備を図る。

第５　放送施設の整備

１　日本放送協会仙台放送局

（１）　現況

公共放送としての協会の使命を達成するため、地震災害に際しては、速やかに取材放送体制を確立し、放送の送出及び受信を行う。そのため、平時から以下の項目について整備を進めるとともに、職員に対する防災教育や各種防災訓練を実施している。

ア　局舎及び放送施設の耐震対策

イ　非常持出機器の指定及び整備
ウ　消耗品、器材等の一定量の常備
エ　無線中継状態の把握
オ　移動無線機等の伝播試験
カ　緊急交通路の調査
キ　局舎・送信所等が被災した場合の仮設放送設備の確保
ク　その他必要と認められる事項

（２）　計画目標

放送を確保するため、施設面では、局舎等の耐震補強、放送設備・機器等の耐震対策を一層推進する。また、地震・津波情報、災害情報等を迅速かつ正確に放送するため、緊急初動体制を強化するとともに、通信・連絡設備の充実を図る。

（３）　実施計画

放送施設・設備・機器等については、耐震補強対策を継続して実施する。

非常災害対策マニュアルを定期的に見直し、緊急初動体制の一層の強化を図る。

また、衛星を利用した通信・連絡設備の充実を図るとともに、定期的に訓練を行い、非常災害対策の強化に努める。

２　東北放送株式会社

（１）　現況

東日本大震災の反省を踏まえ、全社的な「事業継続計画」を策定し、合わせて緊急報道マニュアル「地震・津波等緊急事態報道～初報・初動体制のために～」を改定した。これらと合わせ、以下の項目については整備を進めてきた。

ア　局舎及び放送施設の耐震対策
イ　初動体制の迅速な確立
ウ　非常用（代替）放送設備の充実・拡充
エ　放送確保のための食料品・消耗品などの備蓄

（２）　計画目標

「事業継続計画」に基づき、まずは災害発生から48時間は自力で、その後は系列局の応援を得て放送を継続できるよう対策を充実させる。

ア　ライフラインが停止しても48時間は自力で放送が出せるような設備の整備
イ　系列局を含めた外部からの応援・支援体制の整備
ウ　情報収集のための体制・設備の整備
エ　目標に合わせた食料品・消耗品の備蓄の充実

（３）　実施計画

「事業継続計画」に基づく訓練を年１回実施する。また、緊急報道マニュアル「地震・津波等緊急事態報道～初報・初動体制のために～」に基づく初動訓練も随時実施する。

情報収集のために行っている「ＴＢＣタクシー防災レポーター制度」については、引き

続き年度計画で研修会等を開き充実を図る。

3　株式会社仙台放送

（1）　現況

非常災害に際し、放送機能の維持確保を図るため「非常災害基本マニュアル」を策定し、これに基づき定期的に非常災害訓練を実施している。

万一、仙台放送が発局としての機能を一時的にでも果たせなくなった場合は、系列の隣接局又はキー局がカバーできるように年１回系列でも非常災害訓練を実施している。

本社演奏所、主たる送信所においては、非常用電源設備、予備送信機を設置し、予備中継回線、重要棚器の耐震工事、燃料確保、動員計画等を配している。

（2）　目標

地震等災害発生に備え、放送を通した的確な情報伝達の機能を果たすため、施設の耐震補強、放送設備・機器等の耐震対策を推進する。

緊急初動体制を強化するとともに、放送機器や回線に障害が発生したときの緊急対策を整備する。

パソコン通信、アマチュア無線の活用についても積極的に取り入れる。

従業員の防災思想の高揚に努め、災害対策、非常時対応の知識を周知徹底する。

（3）　実施計画

定期点検を充実させ非常災害に備えるよう放送設備の整備保全に努める。

また、インターネットや衛星電話など新技術の導入による通信・連絡設備を整備し、これらに基づく実践的な訓練を通じて非常災害対策の充実・強化を図る。

4　株式会社宮城テレビ放送

（1）　現況

大規模災害に備え、放送業務を遂行するための「非常災害対策要綱」を策定している。これに基づき放送設備の充実を図っている。

ア　大規模災害に備え、非常用発電・バッテリーによる放送用電源確保のための整備を行っている。

イ　親局、中継局・その他放送施設の点検を定期的に行っている。

ウ　「非常災害対策要綱」以外に、各部門の「緊急対応マニュアル」を作成し、意識の啓発を行っている。

（2）　計画目標

ア　災害時の電源確保のため、送信所・演奏所の電源供給ルートの２重化

イ　停電対策として非常用発電機の２台化

ウ　親局―演奏所間の回線の２重化

（3）　実施計画

ア　親局の障害に備え、親局２台化実施（平成24年度）

イ　マスター設備障害対策のため、簡易送出装置導入（平成24年度）

ウ　演奏所―親局間回線障害対策機器の導入（平成24年度）

エ　室根山マイクロ中継基地の無停電化（平成24年度）

5　株式会社東日本放送

（1）　現況

ア　地震災害に際し放送機能の維持確保のため「非常災害対策規定」を策定し、これに基づき放送施設の防災及び緊急放送体制の充実を図っている。

イ　非常災害の放送機能の維持確保のため、機材の点検整備・耐震対策を実施している。

ウ　本社演奏所、主たる送信所においては非常用電源設備、常時並列運転送信機の設備、予備中継回線、重要機器の耐震工事、燃料確保、動員計画等を配している。

（2）　計画目標

ア　放送設備の倒壊防止対策

イ　無停電電源装置施設

ウ　局舎の耐震補強

エ　空中線系の点検整備

※　上記の各項の細部についての点検・補強を推進する。

（3）　実施計画

ア　放送設備の定期点検を充実させ、非常災害に備えるよう設備の整備を実施する。

イ　非常災害に即応できるよう要員の動員計画、物資の整備、放送機能の確保についてさらに具体的な検討を行う。

6　株式会社エフエム仙台

（1）　地震災害に際し放送局としての機能を維持確保するため、「非常事態対策要領」を策定し、平時からこれに基づき、機器の整備をするとともに、社員の防災思想の普及及び各種訓練を実施している。

（2）　本社演奏所には、独自の非常用発電設備を設置し、商用電源の停電に備えている。

（3）　演奏所が使用不能になったとき、送信所から直接放送を行えるように機材の整備を行っている。

※　「タクシー防災レポート車」とは

（一社）宮城県タクシー協会と東北放送（株）が連携し、本制度の趣旨を理解した上、活動に必要な諸費用を自己負担し協力する会社を募り発足した制度である。

大規模地震発生時等において委嘱されたタクシー乗務員がボランティアでレポーターとなり、乗客や自らの安全を確保しながら、携帯電話で、指定された特定のタクシー（防災レポート車）から東北放送（株）に対して災害現場周辺や道路の状況を情報提供し、その情報をリスナーに放送することにより、災害報道として役立てようとするもの。

また、補助活動として、災害の初期消火や救助に協力するため、消火器、ロープ、バール、ノコギリ、ジャッキ、救急セット等の機材を無償提供するもの。

なお、防災レポート車は、車両の左右リアフェンダーに黄色の「鳩」マークと「防災レポート車」の表示ステッカーを貼付し、ルーフには上空からも確認できる表示をしている。

第17節　職員の配備体制

＜主な実施機関＞
県、市町村、防災関係機関

第１　目　的

県内において地震災害時には、県、市町村及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、県、市町村及び防災関係機関は、平時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

第２　県の配備体制

１　災害対策本部

（１）　災害対策本部の組織・運用

県災害対策本部の組織は、「宮城県災害対策本部条例」（昭和36年条例第223号）及び「宮城県災害対策本部要綱」（昭和56年５月15日施行）に基づきあらかじめ定めており、策定済みの各種マニュアルを活用し、県災害対策本部の体制運用を行う。

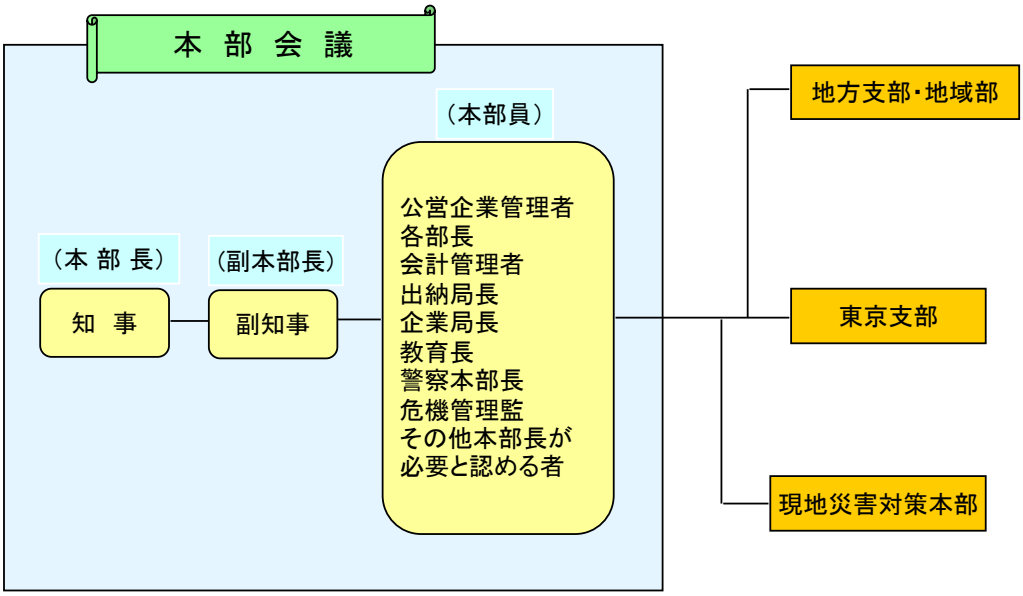

（２）　指揮命令系統

知事が災害対策本部長として指揮を執れない場合、副知事、復興・危機管理部長の順に指揮を執る。各地方支部又は地域部において地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事

務所長が支部長として指揮を執れない場合、副所長がこれに代わる。以下の順位については、各地方支部又は地域部毎に別途定める。

（３）　災害対策本部の設置及び廃止

県災害対策本部は、県内における相当規模以上の災害時において、知事が必要と認めたときに設置（ただし、県内で震度６弱以上（実測値）を観測する地震が発生したとき、県内に特別警報（地震動特別警報を除く）が発表されたとき又は県内市町村が緊急安全確保を発令したときは自動的に設置する）し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたときに廃止する。そのために、平時から、自動設置となる場合と、知事が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。

なお、設置又は廃止した場合は、その旨を直ちに公表するとともに、県災害対策本部の標識を県災害対策本部事務局前に掲示又は撤去する。

（公表先機関及び担当課）

公表先	国（消防庁）	報道機関	市町村	気象台	自衛隊	日赤宮城県支部	防災関係機関
担当課	防災推進課	広報課	防災推進課	同左	同左	保健福祉総務課	防災推進課

（４）　本部の運営

次の組織を運営するに当たって、平時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知しておく。

ア　本部会議

本部長は、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項を協議決定する。

イ　部

部は、本庁における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

ウ　地方支部、地域部

地方支部及び地域部は、災害現地における災害対策活動組織として、各部及び管内市町村等と連携し、災害対策業務に従事する。

エ　現地災害対策本部

知事は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要があると認めるとき、当該地域を所管する支部等又は当該災害現場等に現地災害対策本部を設置し、災害地にあって当該災害対策本部の事務の一部を行う。

オ　特定（非常又は緊急）災害現地対策本部との連携

県災害対策本部は、国が特定（非常又は緊急）災害現地対策本部を設置したときは、当該現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

（５）　関係機関等の出席要請

県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

２　警戒本部・特別警戒本部

県内で震度４（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、県内で震度５弱（実測値）を観測する地震が発生したとき、又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による）に警戒本部を設置し、また、震度５強（実測値）を観測する地震が発生したときに特別警戒本部を自動的に設置し、災害応急対策を実施する。

３　水防本部

水防本部は、水防法（昭和24年法律第193号）第７条の規定により知事が定めた宮城県水防計画により、洪水、津波又は高潮による水害を警戒し、防御するため設置し、水防応急対策を実施する。

ただし、県災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

４　原子力災害警戒本部

原子力災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合は、宮城県原子力災害警戒本部を設置し、情報の収集、通報連絡、緊急事態応急対策の準備等に当たる。

ただし、特定事象発生（５マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出された場合など）の通報を受けた場合等、災害対策本部が設置されたときは、警戒本部を廃止する。

５　県職員の動員配備

（１）　配備体制

県職員の配備体制の基準及び内容をあらかじめ定めておくとともに、基準に対応した所要の職員の配備を定めておく。ただし、警察については、警察本部長の定めるところによる。

（２）　夜間・休日等における体制

県は、夜間、休日等の勤務時間外において自然災害等が発生した場合に、情報収集及び初動対応を迅速かつ的確に行うための危機管理当直員を配置する。

（３）　伝達系統

職員の非常招集の概要は次の系統で伝達し、細部の連絡系統について各組織にあらかじめ周知する。

ア　宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）、一斉同報ＦＡＸを使用した場合

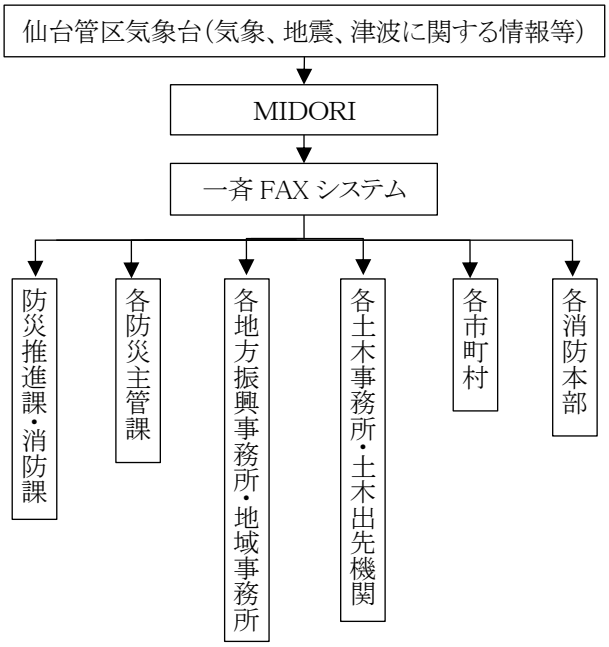

イ　ラジオ・テレビによる場合

本部事務局長は、必要に応じ「災害時における放送要請に関する協定」等に基づき、ＮＨＫ、東北放送、仙台放送、宮城テレビ放送、東日本放送、エフエム仙台に非常招集に関する放送を要請し、職員に伝達する。

（４）　職員の応急配備

初動時における非常配備については、各部の分掌事務に応じて作成された配備編成計画による。

また、初動時対応可能な複数の職員を事前に指定し、本部、支部及び地域部事務局の初動体制の構築を図る。

（５）　被災市町村への職員の派遣

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡確保及び被災市町村への災害対策支援のため、震度６弱以上を観測する地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合は、次の職員を派遣することができる。

ア　初動派遣職員

被災市町村に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る被災市町村の現状及び要望等）を収集し、防災行政無線電話・防災行政無線ＦＡＸ又は持参した衛星携帯電話により、地方支部等に迅速かつ正確に報告する。被災市町村において災害対策本部が設置された場合は、本部会議の内容等についても情報収集を行う。その際、被害状況等について、被災市町村職員に代わって宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）により報告する。また、県災害対策本部と市町村災害対策本部間の総合調整を行うとともに、必要に応じて、被災市町村に参集した応援自治体間の情報共有と応援方針等の確認等を目的に応援自治体等連絡会議を

主催する。

イ　災害応援従事職員の派遣

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条の規定により、市町村長から応援を要求された場合、災害応援従事職員を派遣することができる。

（６）　他部局等からの職員の応援

各班の災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、次の方法により他の本部班、支部班、地域部班から応援を受ける。

ア　県本部における応援

県本部の各班で人員不足等により他部職員の応援を受けようとするときは、次の条件を示して各部長が本部長に要請する。本部長は、各部班の作業状況を確認の上、職員応援の調整を行う。

（条件）作業内容・従事場所・従事期間・応援を必要とする職種及び人員・携帯品

イ　地方支部及び地域部における応援

地方支部及び地域部の各班で他班職員の応援を受けようとするときは、各班長が支部長又は地域部長に要請する。支部長又は地域部長は地方支部又は地域部内の作業状況を確認の上、余裕のある班に応援を要請するが、当該地方支部又は地域部に余裕がないと判断した際には、その旨本部に連絡し、指示を受ける。提示する条件は本部の例に準じる。

ウ　応援体制の構築

施設、設備の被災や職員の通勤への支障を具体的に想定した上で、各事務所において衛星携帯電話や簡易な自家発電装置など最低限の設備機器の備蓄を進めると共に、職員を自宅から通勤できる範囲の事務所に一次的に応援配置するなど、実効性のある災害対応体制の検討を進める。

（７）　情報収集・連絡要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、市町村への派遣要員が把握すべき情報内容や連絡手段、必要な設備（衛星携帯電話等）について詳細に定めた情報収集要領をあらかじめ作成するとともに、災害時に派遣が困難な遠隔地については、平時の管轄地域にこだわらず担当する事務所を事前に定めておく。

（８）　県本部・地方支部及び地域部間の役割分担の整理

県は、今後の災害に備え、地方支部及び地域部が実施すべき業務の選定と、地方支部及び地域部と本部間の情報の流れと役割分担を、明確に整理しておく。

６　災害復旧（復興）対策本部の設置及び廃止

災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認め、県災害対策本部を廃止した場合には、必要に応じて災害復旧（復興）対策を円滑かつ適切に推進するため、県復旧（復興）対策本部を設置する。

県復旧（復興）対策本部の運営に関し、必要な事項は被災の状況に応じ、その都度定める。

第３　市町村の配備体制

１　配備体制の明確化

市町村は、当該市町村の管内において震度４以上を観測する地震が発生した場合には、速やかに警戒本部等所定の配備体制が構築できるよう体制整備を図る。また、管内で震度６弱以上を観測する地震が発生したときには、市町村災害対策本部を自動的に設置する。この際、首長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

２　職員参集手段等の検討

休日、夜間等勤務時間外に地震等が発生した場合を想定し、特に首長等幹部職員及び災害担当課職員の参集手段について検討し、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築しておく。

第４　防災関係機関等の配備体制

１　防災関係機関の体制整備

地震災害時、防災関係機関は、必要な職員を動員し、県及び市町村等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

２　県災害対策本部への要員派遣体制の整備

防災関係機関は、各防災関係機関間の連携を確保するため、必要に応じて県災害対策本部への要員の派遣について、あらかじめ定めておく。

３　要配慮者関連施設の体制整備

病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等要配慮者収容施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、大規模地震災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第５　防災担当職員の育成

県、市町村及び防災関係機関等は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第６　人材確保対策

県及び市町村は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第７　感染症対策

県、市町村及び防災関係機関は、災害対応に当たる職員等の感染症対策のため、健康管理等を徹底する。

第８　マニュアルの作成

１　応急活動のためのマニュアル作成

県、市町村及び防災関係機関等は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

２　県における対応

県は、県災害対策本部事務局各グループの業務分掌について、より分かりやすく事前に周知する資料を作成し、訓練などを通じて理解を深めるとともに、事前に必要事項を網羅した記録様式や対応マニュアルを整備する。

第９　業務継続計画（ＢＣＰ）

１　業務継続性の確保

（１）　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

県、市町村及び防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

（２）　業務継続体制の確保

県、市町村及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

（３）　業務継続体制の検証

県は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

（４）　市町村の業務継続計画（ＢＣＰ）策定の促進

県は、市町村における業務継続計画の策定を促進する。

２　電源及び非常用通信手段の確保対策

（１）　電源及び非常用通信手段の確保

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

（２）　再生可能エネルギーの導入推進

県は、市町村と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

３　データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、市町村は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

４　職員のメンタルヘルスケア

県、市町村及び防災関係機関は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、あらかじめ体制を検討する。

第18節　防災拠点等の整備・充実

＜主な実施機関＞
県、県警察本部、市町村、防災関係機関

第１　目　的

地震災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・充実を図る。また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連づけて整備・充実を図る。

第２　防災拠点の整備及び連携

１　県は、市町村の防災活動の円滑な実施を強力に支援するための拠点として、また災害時の活動拠点と後方支援拠点の機能を有する拠点として、交通輸送上の利便性、中心市街地との近接性及び基幹災害拠点病院との連携等を考慮し、広域防災拠点の整備を図る。

なお、県は、広域防災拠点施設について、平時の一般県民向けの防災教育施設としての利用についても検討する。

２　県は、広域防災拠点及び市町村の地域防災拠点と相互に補完・連携しながら圏域内の市町村を支援する拠点として、また必要に応じ他圏域への支援にも対応するための拠点として、圏域ごとに圏域防災拠点を確保するとともに、運営マニュアルの作成や運営資機材の整備を行う。

県は、各圏域の防災対策の中核的な施設として県合同庁舎を位置づける。また、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等への活用が見込まれる施設を圏域防災拠点としてあらかじめ選定するとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点を円滑に開設及び運用できるよう、圏域内の市町村等と調整を図る。

３　市町村は、庁舎の耐震化及び大規模地震災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努めるほか、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実にも努める。

また、市町村は、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。

４　国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

５　防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要となる防災拠点の整備・充実に努める。

第３　防災拠点機能の確保・充実

１　県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとと

もに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

２　県、市町村及び防災関係機関は、庁舎等が被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。

また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

３　県、市町村及び防災関係機関は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。

４　県及び市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第４　ヘリポートの整備

県は、東日本大震災により被災し、使用不能となったヘリポートについて、仙台市とともに新たなヘリコプター運航拠点の整備を図り、平成30年４月から供用を開始している。

第５　防災用資機材等の整備・充実

１　県が整備する資機材

（１）　防災用資機材

応急活動用資機材について、防災拠点の整備と関連づけて整備・充実を図る。

（２）　水防用資機材

地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。

（３）　防災特殊車両等

災害対策に必要な防災ヘリコプター、特殊車両の整備・充実を図る。

（４）　化学消火薬剤等

化学消火薬剤等を備蓄する。

なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、あらかじめ連携体制の整備に努める。

２　市町村が整備する資機材

（１）　防災用資機材

応急活動用資機材の整備・充実について、防災拠点の整備と関連づけて整備・充実を図

る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備・充実にも努める。

（２）　水防用資機材

地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。

（３）　防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備・充実を図る。

（４）　化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。

なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。

３　防災関係機関

迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備・充実を図る。

第６　防災用資機材の確保対策

１　地域内での確保対策

県、市町村及び防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給についての協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

２　備蓄困難な資機材の確保対策

県及び市町村は、支援物資を取り扱う事業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

３　防災用備蓄拠点の整備

県及び市町村は、スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通事業者及び物流事業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

４　救助用重機の確保対策

県及び市町村は、都市部における地震災害において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

第19節　相互応援体制の整備

＜主な実施機関＞
県、県警察本部、市町村、東北管区警察局、東北地方整備局、仙台管区気象台、自衛隊

第１　目　的

大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第２　相互応援体制の整備

１　受入れ体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。あわせて、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

なお、資機材、人員等の配備手配に当たっては、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。

また、県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮する。

さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

地方公共団体は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

２　協定の締結

人の生命を守るための災害応急対策は、時間との競争であるため、県、市町村及び防災関係機

関等は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3　外部専門家による支援体制の構築

県、市町村及び防災関係機関は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努める。

第３　市町村間の応援協定

1　相互応援協定の締結等

市町村の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、各市町村長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

（1）　連絡体制の確保

ア　災害時における連絡担当部局の選定

イ　夜間における連絡体制の確保

（2）　円滑な応援要請

ア　主な応援要請事項の選定

イ　被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

2　県内全市町村間の相互応援協定

県及び市町村は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」に基づき、平時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。

3　遠方の市町村間の相互応援協定

市町村は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

4　訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平時における訓練及び災害時の具体の応援等に係る情報交換を行う。

5　後方支援体制の構築

市町村は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

第４　県による市町村への応援

1　市町村への応援体制の確立

（1）　支援体制の構築

県は、被災による市町村機能の低下などにより情報収集や救助活動に支障をきたす場合等を想定し、各地方振興事務所・地域事務所職員を中心とした被災地への派遣など、独自の情報収集体制を構築する必要があることなどから、災害対策本部地方支部や地域部、現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について検討するとともに、防災資機材の備蓄、他市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受入れ等の支援体制を構築する。

（２）　大規模災害発生時等の対応

県は、市町村からの要請に応じ各種の支援を実施するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、市町村からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。

２　連携体制の構築

市町村は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

３　応援体制の強化

県及び市町村は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第５　消防機関における消防相互応援体制等の整備

大規模地震災害時には、被災地の地方公共団体だけで全ての対策を実施することは困難であり、隣接する地方公共団体もまた、同時に大きな被害を受ける可能性があるため、地方公共団体は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、県内外の地方公共団体間の広域的な消防相互応援体制の拡充を図る。

本県においても「宮城県広域消防相互応援協定」、「宮城県広域航空消防応援協定」及び「宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定」を締結し、県内における広域応援体制の整備を推進しているが、今後ともこれらの協定に基づく防災訓練等を通じ、消防相互応援体制の実効性確保に努める。

第６　医療相互応援体制の整備

県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

第７　他都道府県との応援体制の整備

１　北海道・東北８道県における相互応援

県は、北海道及び新潟県を含む東北８道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」に基づく相互応援・受援の実効性を高めるため、相互の連携強化に努める。

また、県は、複数の自治体からの応援を速やかに受入れ、その支援を調整し、被災市町村支援を行うため、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。

〈協定の主な特徴〉

（１）　自主的な相互応援

ヘリコプターを活用した緊急被災情報収集体制を確立し、被災道県の情報収集を行い、状況に応じ自主的、積極的な相互応援を行う。

※　宮城県が被災した場合のヘリによる緊急被災情報収集体制…（正）山形県　（副）福島県

（２）　実践的相互応援

８道県の防災体制の連携強化と応急応援を迅速、円滑に行うため、カバー（支援）県を定めるとともに、カバー（支援）県は、必要に応じて被災道県の災害対策本部に連絡調整員を派遣する。また、カバー（支援）県は、被災道県を直接人的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

※　宮城県が被災した場合のカバー（支援）県…（第１順位）山形県　（第２順位）福島県
（第３順位）北海道

（３）　具体的な相互応援

各道県が応援可能とする具体的項目については、相互に資料を交換し、被災道県において必要な応援要請を迅速、的確に行う。

２　全国知事会における相互応援

「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」に基づく支援では応急対策が十分に実施できない場合には、北海道東北ブロック幹事県が全国知事会に対し「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく広域応援を要請する。その実効性を高めるため、県は、日頃より都道府県間の連携強化に努める。

３　総務省の応急対策職員派遣制度

県は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく、被災市町村における災害対応業務を支援するための連絡調整体制を整備する。

県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

４　東北地方における災害時の相互応援

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」により、県土木部は、大規模災害発生直後に、円滑かつ迅速な応急復旧を行うため、各関係機関の応援協力を得る体制の整備に努める。

５　相互応援体制の強化充実

（１）　平時からの連携

協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。

（２）　受援体制の整備

県は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、受入れ窓口や指揮系統を明確化するとともに、国の関係機関、海外等からの支援を含む他機関からの応援についても受入れ可能な体制を整備する。

（３）　連携体制の構築

県は、国又は他都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

（４）　専門職の確保対策

東日本大震災や令和元年東日本台風の際には、応援自治体において対応が可能な職員数が限られている技術職（土木職、農業土木職、電気職、機械職、保健師の中長期派遣など）は、十分な支援が得られないという課題がみられたことから、県は、災害時に人材不足が想定される専門職をあらかじめ明確にした上で、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

（５）　他都道府県被災時の応援体制

県は、他都道府県において災害が発生した際には、「宮城県災害時広域応援計画」に基づき、東日本大震災の被災県としての経験を生かした人的応援、物的応援、業務等の提供を実施するなどして、効率的な広域応援を行う。なお、人的応援により職員を派遣する場合には、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

第８　緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

緊急消防援助隊は、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年２月６日付け消防震第９号総務大臣通知）並びに「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」（平成16年３月26日付け消防震第19号消防庁長官通知）に基づき各都道府県に編成された全国規模の組織であり、各消防本部に所属する救助隊や救急隊などを事前に登録し、消防庁長官の求め又は指示に応じて地震などの大規模災害時に被災地に出動する。

県は「宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成16年８月）」を策定しており、この計画に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の整備を図ることとする。

また、県及び市町村は、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や

迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第９　警察災害派遣隊の編成

警察災害派遣隊は、全国すべての都道府県警察に設置され、広域緊急援助隊等の即応部隊及び特別警備部隊等の一般部隊で編成されている。

警察災害派遣隊は、国内の大規模災害時において、都道府県の枠を超えて迅速に出動し、直ちに被害情報や交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保、検視・検分等の活動に従事する。

なお、本県の警察においては、次のとおり配備、充実を図る。

1　警察は、警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実を通じて、広域的な派遣体制の整備を図る。

2　警察災害派遣隊は、主として被害情報及び交通情報の収集、救出活動、緊急交通路の確保、検視・検分等の活動を行う即応部隊と被災地での犯罪の予防、防犯指導及び遺体の身元確認等を行う一般部隊で編成する。

3　警察災害派遣隊の広域緊急援助隊等は、救助技術等の習熟訓練を行うとともに、関係機関との相互連携を図る。

第10　TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊：国土交通省）との連携体制

県、国土交通省東北地方整備局、東北運輸局及び仙台管区気象台は、災害時のTEC-FORCEの出動に関し、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平時から連携体制の強化を図る。その際、TEC-FORCEの災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実に努める。

第11　自衛隊との連携体制

1　連携体制の強化

県及び自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。

2　円滑な連携への備え

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。

3　派遣要請基準の想定

県は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。

第12　非常時連絡体制の確保

１　非常時連絡手段の確保

県及び市町村は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

２　通信不通時の連絡ルールの策定

県及び市町村は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所など）についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

第13　資機材及び施設等の相互利用

県及び市町村は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第14　救援活動拠点の確保

県及び市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第15　関係団体との連携強化

県及び市町村は、他市町村等関係機関間や、平時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるものとする。また、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続きの確認を行う、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し 、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

さらに、県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。

第20節　医療救護体制・福祉支援体制の整備

＜主な実施機関＞
県（保健福祉部）、市町村、医療関係機関、宮城県社会福祉協議会

第１　目　的

大規模地震災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、県、市町村は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、県民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

第２　医療救護体制の整備

１　県の役割

（１）　保健医療福祉活動に関する調整組織の設置

県は、保健医療福祉活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。

名　　称	設置・出務場所	業務内容
保健医療福祉調整本部	保健福祉部執務室及び行政庁舎１階１０１会議室（必要に応じて災害対策本部内に連絡員を設置する。）	保健医療福祉活動全体の調整
災害医療コーディネーター	保健医療福祉調整本部内	保健医療福祉全般の調整
	設置：原則地域保健医療福祉調整本部（災害拠点病院に出務することもあり）	地域における保健医療福祉全般の調整
宮城ＤＭＡＴ調整本部	保健医療福祉調整本部内	ＤＭＡＴの受入・配置調整等
日赤救護班活動調整本部	保健医療福祉調整本部内	日赤救護班の活動全般の調整，受入・配置調整等
宮城ＤＰＡＴ調整本部	保健医療福祉調整本部内	ＤＰＡＴの受入・配置調整等
災害薬事コーディネーター	保健医療福祉調整本部内	医薬品の供給及び薬剤師活動に係る助言，調整等
	原則地域保健医療福祉調整本部等（災害拠点病院に出務することもあり）	地域における薬剤師活動に係る助言，調整等
ＤＭＡＴ・ＳＣＵ本部	航空搬送拠点（仙台空港・航空自衛隊	地域医療搬送及び広域医療

	松島基地・陸上自衛隊霞目駐屯地）	搬送の調整
地域保健医療福祉調整本部	被災地の保健所・支所	地域保健医療福祉活動全体の調整
地域保健医療福祉連絡会議	被災地の保健所・支所	地域内の保健医療福祉活動の情報共有
ＤＭＡＴ活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域でのＤＭＡＴ活動の調整等
日赤救護班活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域での日赤救護班活動の調整等
宮城ＤＰＡＴ活動拠点本部	地域保健医療福祉調整本部又は災害拠点病院等	地域でのＤＰＡＴ活動の調整等

宮城県保健医療福祉調整本部 体制図

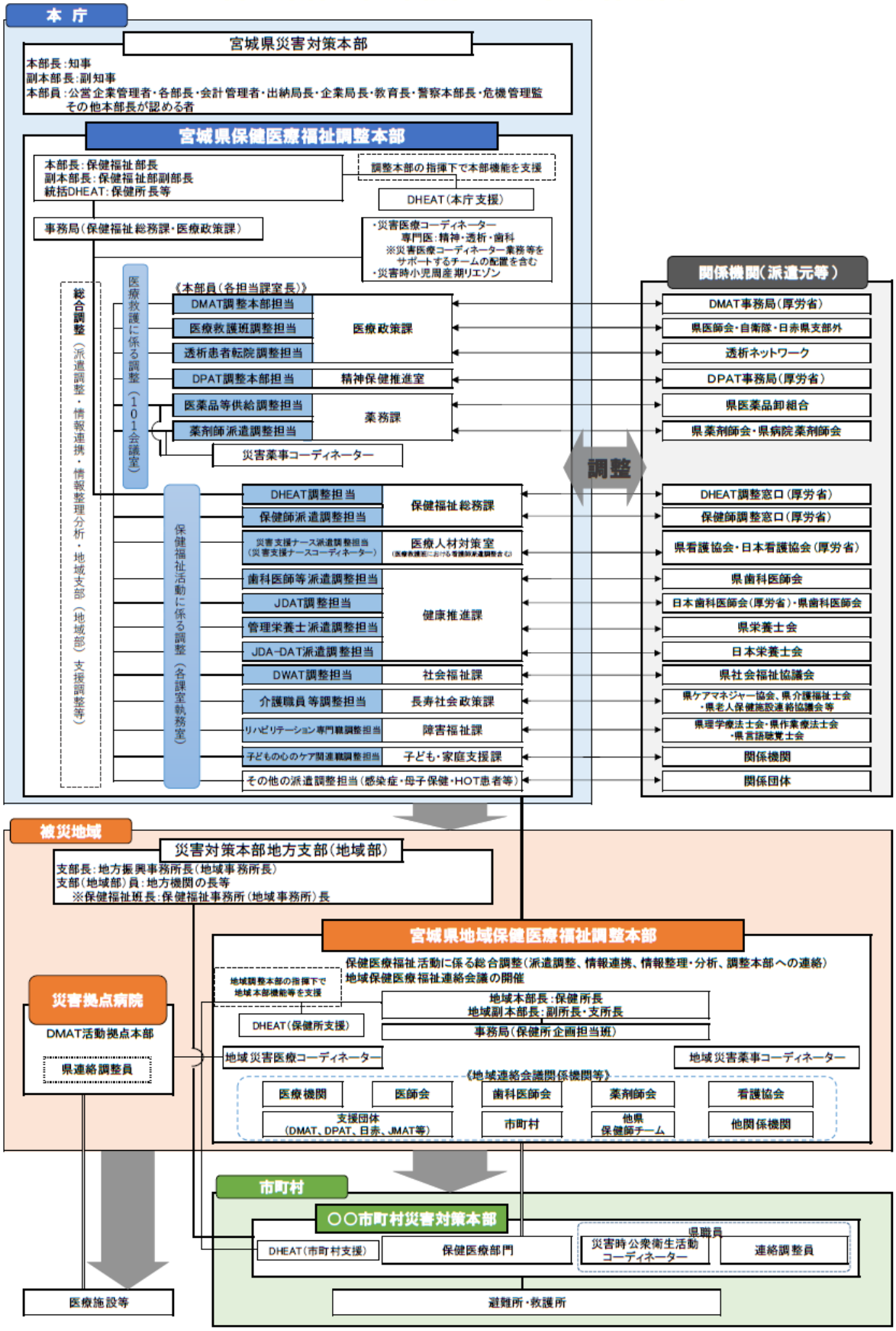

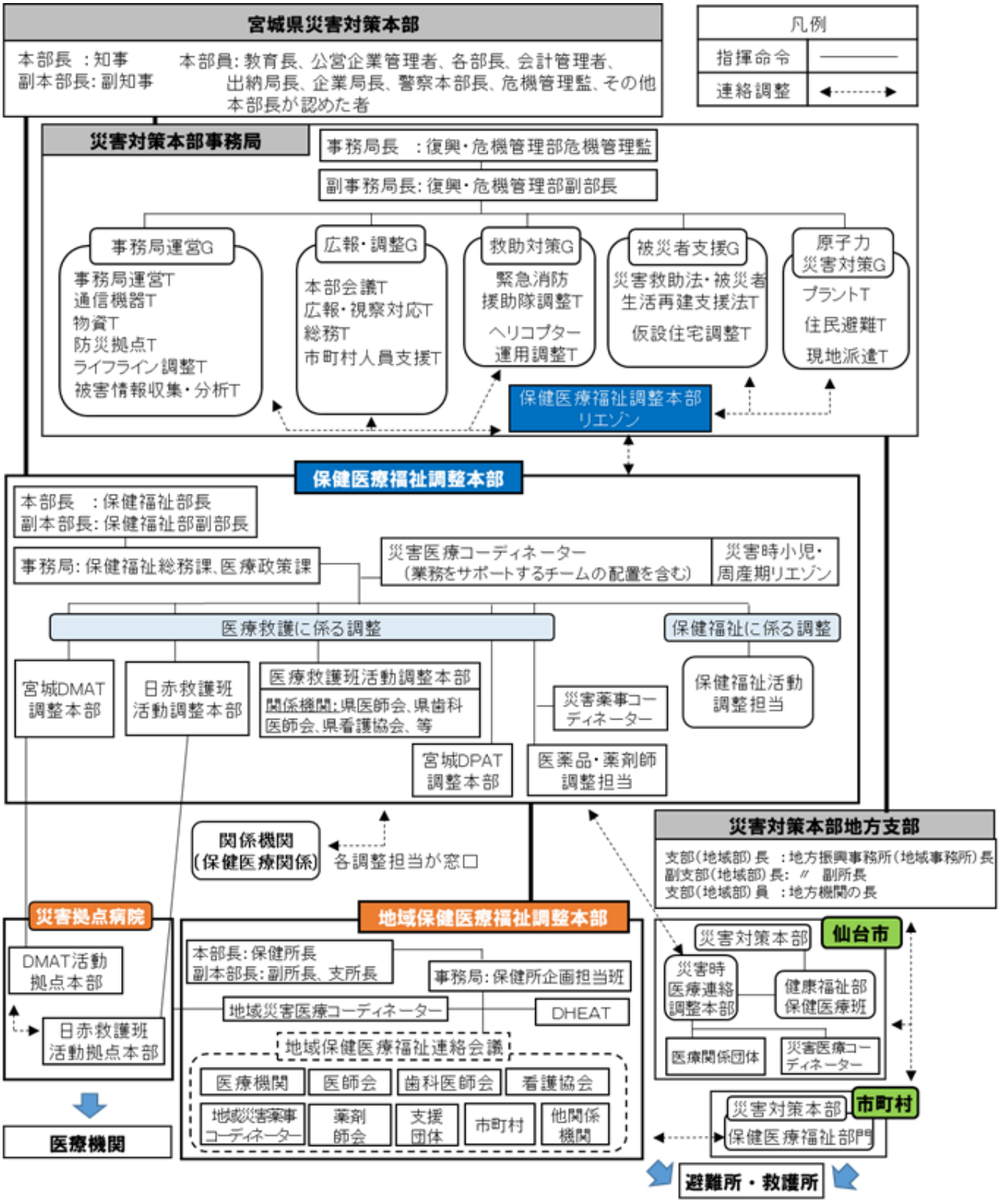

補足事項	※仙台市（保健所設置市）は、地域保健医療福祉調整本部と同等の機能を有し、保健医療福祉調整本部が仙台市と情報共有を行うよう努め、必要に応じて保健医療福祉活動チームの派遣調整等の支援をする。 ※災害対応の長期化等の場合は、出務者の交代等が円滑に行えるよう、災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターが相互に支援する。

（２）　保健医療福祉調整本部

ア　県災害対策本部（本部長：知事）のもとで、保健医療福祉活動の総合調整を行う。
また、市町村の保健医療福祉活動の支援を行う。

イ　本部長は保健福祉部長、副本部長は保健福祉部副部長とする。本部員は保健福祉部各課室の長及び災害医療コーディネーターとし、事務局は保健福祉総務課及び医療政策課の職員とする。

ウ　保健医療福祉調整本部の本部員は、次の業務を行う。

（ア）　保健医療福祉活動チーム等の派遣調整

（イ）　保健医療福祉活動に必要な物資支援の調整

（ウ）　傷病者の搬送調整

（エ）　保健医療福祉活動に関する情報連携

（オ）　保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

（カ）　地域保健医療福祉調整本部の支援及び調整

（キ）　その他保健医療福祉活動に係る総合調整に関し必要な事項

エ　保健医療福祉調整本部に、災害医療コーディネーターを置き、災害時の県全体の保健医療福祉活動の調整を行う。

オ　保健医療福祉調整本部に、災害薬事コーディネーターを置き、災害時の県全体の医薬品供給･薬剤師派遣に関する情報収集･調整及び一次医薬品集積所の管理を行う。

カ　保健医療福祉調整本部等に、災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断した場合に災害時小児周産期リエゾンを置き、災害時の県全体の小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を行う。

キ　保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動がおおむね完了するまで設置する。

（３）　地域保健医療福祉調整本部

ア　地域保健医療福祉調整本部は管内の保健医療福祉活動の総合調整を行う。

イ　地域保健医療福祉調整本部は、次表のとおり設置する。

二次医療圏	地域保健医療福祉調整本部	職名	もって充てる職	所管区域
仙南医療圏	仙南地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	仙南保健所長	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
		地域副本部長	副所長	
仙台医療圏	仙台市災害時医療連絡調整本部	災害時医療連絡調整本部長	仙台市健康福祉局の本部員	仙台市

	塩釜地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	塩釜保健所長	塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村
		地域副本部長	副所長 黒川支所長	
	岩沼地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	塩釜保健所長	名取市、岩沼市、亘理町、山元町
		地域副本部長	岩沼支所長	
大崎・栗原医療圏	北部地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	大崎保健所長	栗原市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
		地域副本部長	副所長 栗原支所長	
石巻・登米・気仙沼医療圏	東部地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	石巻保健所長	石巻市、登米市、東松島市、女川町
		地域副本部長	副所長 登米支所長	
	気仙沼地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	気仙沼保健所長	気仙沼市、南三陸町
		地域副本部長	副所長	

※　仙台市については、県保健医療福祉調整本部が災害医療連絡調整本部（市が医療関係団体と設置）と連携をとって活動する。

ウ　地域保健医療福祉調整本部においては、地域本部長は保健所長、地域副本部長は保健所副所長又は支所長とする。地域本部員は、保健所の職員及び地域災害医療コーディネーター等とする。

エ　地域保健医療福祉調整本部は、所管区域の市町村と協力して次の業務を行う。

（ア）　保健医療福祉活動チーム等の避難所への派遣調整

（イ）　保健医療福祉活動に関する情報連携

（ウ）　保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析並びに調整本部への報告

（エ）　その他保健医療福祉活動に係る総合調整に関し必要な事項

オ　地域保健医療福祉調整本部に地域災害医療コーディネーターを置き、地域の災害時の保健医療福祉活動を調整する。

カ　地域保健医療福祉調整本部に、地域災害薬事コーディネーターを置き、災害時の管内の医薬品供給・薬剤師活動に関する情報収集・調整及び二次医薬品集積所の管理を行う。

キ　地域保健医療福祉調整本部は、当該地域において保健医療福祉活動がおおむね完了するまで設置する。

（４）　災害拠点病院（宮城ＤＭＡＴ指定病院）

ア　県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」及び「地域災害拠点病院」を設置する。

災害拠点病院	医療圏	病院名
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院、公立刈田綜合病院
	仙台	東北大学病院、仙台市立病院、東北労災病院、 仙台赤十字病院、仙台オープン病院、 東北医科薬科大学病院、坂総合病院、 総合南東北病院
	大崎・栗原	大崎市民病院、栗原市立栗原中央病院
	石巻・登米・気仙沼	石巻赤十字病院、登米市立登米市民病院、 気仙沼市立病院

イ　災害拠点病院は次の機能を有する。

（ア）　多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の地震災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能

（イ）　患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能

（ウ）　自己完結型のＤＭＡＴ及び医療救護班の派遣機能

（エ）　他の医療機関から派遣されたＤＭＡＴや医療救護班の受入れ機能

（オ）　地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能

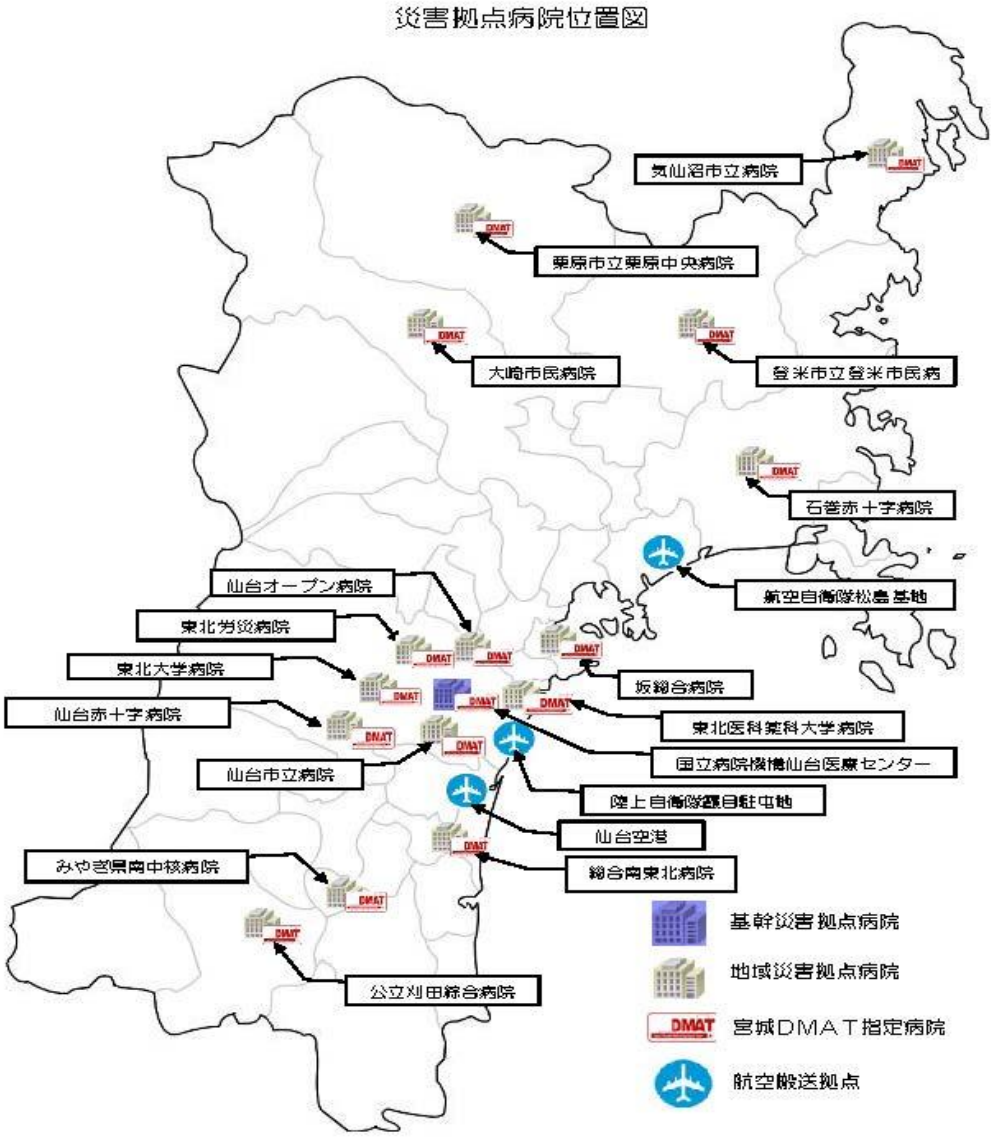

（５）　宮城ＤＭＡＴ調整本部・ＤＭＡＴ活動拠点本部

ア　ＤＭＡＴの派遣を要請した場合には、保健医療福祉調整本部内に宮城ＤＭＡＴ調整本部を設置し、県内で活動するすべてのＤＭＡＴを統括する。

イ　宮城ＤＭＡＴ調整本部の責任者は、あらかじめ登録していた統括ＤＭＡＴ登録者の中から保健医療福祉調整本部長が任命する。

ウ　被災地域の災害拠点病院に、ＤＭＡＴ活動拠点本部を設置し、宮城ＤＭＡＴ調整本部の指揮・調整のもと、地域内で活動するＤＭＡＴを指揮する。

エ　ＤＭＡＴ活動拠点本部の責任者は、当該地域で活動する統括ＤＭＡＴ登録者の中から宮城ＤＭＡＴ調整本部の責任者が任命する。

オ　宮城ＤＭＡＴ調整本部及びＤＭＡＴ活動拠点本部は、県内でＤＭＡＴの活動が行われる間設置する。

（６）　日赤救護班活動調整本部・日赤救護班活動拠点本部

ア　日赤救護班の派遣を要請した場合には、保健医療福祉調整本部内に日赤救護班活動調整本部を設置し、県内で活動するすべての日赤救護班を統括する。

イ　日赤救護班活動調整本部の責任者は、日本赤十字社宮城県支部から派遣された日赤災害医療コーディネーターが務める。

ウ　被災地域の災害拠点病院に、日赤救護班活動拠点本部を設置し、日赤救護班活動調整本部の指揮・調整のもと、地域内で活動する日赤救護班を指揮する。

エ　日赤救護班活動拠点本部の責任者は、日本赤十字社宮城県支部から派遣された日赤災害医療コーディネーターが務める。

オ　日赤救護班活動調整本部及び日赤救護班活動拠点本部は、県内で日赤救護班の活動が行われる間設置する。

（７）　救急患者等の搬送体制の確保

ア　県は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者の搬送のため、平時から複数の搬送手段の確保に努め、災害時の救急患者等の地域医療搬送、広域医療搬送の体制を整備する。

（注）　広域医療搬送…被災地域で対応が困難な重症患者をヘリコプター等で被災地域外の医療機関に搬送して緊急の治療を行うもの。

イ　県は、被災地域及び被災地域外の空港等に下表のとおり航空搬送拠点をあらかじめ指定しておく。

航空搬送拠点
仙台空港
航空自衛隊松島基地
陸上自衛隊霞目駐屯地

ウ　航空搬送拠点に、自衛隊の協力を得てＳＣＵを設置する。ＳＣＵは、被災地内の災害拠点病院から搬送されてくる患者を一時収容し、症状の安定化を図り、広域医療搬送のためのトリアージを実施する。

エ　ＳＣＵにＤＭＡＴ・ＳＣＵ本部を設置し、宮城ＤＭＡＴ調整本部の指揮・調整のもと、ＳＣＵで活動するＤＭＡＴを指揮する。

オ　ＤＭＡＴ・ＳＣＵ本部の責任者は、ＳＣＵで活動する統括ＤＭＡＴ登録者の中から宮城ＤＭＡＴ調整本部の責任者が任命する。

カ　県は、県防災ヘリコプターの運航体制を充実するとともに、防災関係機関、民間会社等が所有するヘリコプターの運用について、関係機関・団体と連絡を図り、これらのヘリコ

プターの活動状況を集約し、連携を進める仕組み作りに努める。

キ　県は、航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関（国、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努める。

（８）　医療関係団体との連携

ア　県は県医師会、県歯科医師会等の医療関係団体、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等（以下「医療救護関係団体」という。）の協力を得て、地震災害時における医療救護体制を確立しておく。

また、県は、これらの医療救護関係団体と協議し、必要に応じて協定を締結しておく。

イ　県は大規模な地震災害により、県内の医療救護体制が十分機能しない場合に備え、隣接県をはじめ、東北ブロック各県、全国の都道府県との災害時医療の相互協力体制の確立に努める。

（９）　大規模災害時医療救護活動マニュアルの整備

ア　県は、災害時の医療救護活動が円滑に実施できるように、「大規模災害時医療救護活動マニュアル」を整備するとともに、随時点検を行い、必要に応じて見直しをする。

イ　各保健福祉事務所及び地域事務所は、地域の実情に応じた対応マニュアルを整備する。

２　市町村の役割

（１）　保健医療福祉活動の担当部門の設置

ア　市町村は、地震災害時に円滑な保健医療福祉活動を実施するために、市町村災害対策本部内に保健医療福祉を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。

イ　市町村は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。

ウ　市町村は、医療救護体制について県が設置した地域保健医療福祉調整本部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

（２）　医療救護所の指定

ア　市町村は、郡市医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

イ　市町村は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域保健医療福祉調整本部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

ウ　保健福祉事務所（保健所）は平時から管内市町村の医療救護所の設置される場所を確認しておく。

（３）　地域医療関係機関との連携体制

市町村は、地域の医師会、歯科医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておく

とともに、必要に応じ協定を締結しておく。

（４）　医療救護班の編成

ア　市町村は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては郡市医師会、地区歯科医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。市町村独自で医療救護班編成が困難な場合は、保健福祉事務所（保健所）の協力のもと、広域圏で編成する。

イ　市町村等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所（保健所）へ報告する（仙台市は県保健医療福祉調整本部へ）。変更した場合も同様とする。

（５）　応急救護設備の整備と点検

市町村は、地震災害時、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

３　医療機関の役割

（１）　医療機関

ア　すべての医療機関は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療救護班・ＤＭＡＴ等の派遣及び受入れの方法、医薬品・食糧・水等の備蓄の充実等を記載した災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画（ＢＣＰ）の作成に努める。

イ　透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

ウ　人工呼吸器等を使用している患者の入院が想定される医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておく。

エ　病院の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

（２）　医療救護関係団体

医療救護関係団体は、県からの派遣要請に備え、医療救護活動が効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。

（３）　災害拠点病院

ア　災害拠点病院は、地震災害時に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、ＤＭＡＴ及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたＤＭＡＴ及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。

イ　災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。

ウ　災害拠点病院においては、ヘリポートの整備に努める。

エ　災害拠点病院は、適切な容量の受水槽の保有や、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等、あらゆる手段を講じて診療時に必要な水の確保に努める。

オ　災害拠点病院は、食料、飲料水、医薬品等の備蓄について、流通を通じて適切に供給さ

れるまでの適当な期間に必要な量として、３日分程度を確保するよう努める。この際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定する。

カ　災害拠点病院は、自家発電機用燃料の備蓄量として、停電を想定し、３日分程度を確保するよう努める。

４　在宅要医療患者の医療救護体制

（１）　県及び市町村は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。

（２）　医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について市町村及び患者に周知する。

被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。

（３）　県は、県透析医会、市町村、県医師会等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する体制を整備する。

第３　医療救護体制に係る情報連絡体制の整備

１　災害時情報伝達手段の確保

（１）　県及び市町村は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線等の複数の通信手段の整備に努める。

（２）　災害拠点病院は、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。

（３）　救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。

２　医療救護活動に関する情報連絡体制

（１）　情報の共有

ア　保健医療福祉調整本部は、地域保健医療福祉調整本部及び災害拠点病院からの情報を収集し、整理し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。

イ　地域保健医療福祉調整本部は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、保健医療福祉調整本部ほか関係機関と情報を共有する。

ウ　地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（都道府県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。

（２）　広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）による連絡体制等

ア　医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）により行う。

イ　保健医療福祉調整本部及び地域保健医療福祉調整本部は、DMATの活動状況について、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） による情報収集に加え、直接DMATなどの医療救護活動チームからの支援情報を収集し、関係機関と情報を共有する。

3　研修・訓練の実施

県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の操作等の研修・訓練を定期的に行う。

県は、国〔厚生労働省〕の技術的助言等の支援を受けつつ、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議を開催するなどにより、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。

第４　医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

1　医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

（1）　県は、宮城県医薬品卸組合と「非常災害用医薬品確保に関する協定」を締結し、緊急に必要となる医薬品、医療資機材については、当該組合が流通備蓄として確保する。

（2）　県及び宮城県医薬品卸組合、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部、宮城県医療機器販売業協会は、災害急性期以降も含めた医療救護活動に必要な医薬品等を迅速に供給できるよう、あらかじめ協議し、体制を整備しておく。

（3）　市町村は、地区薬剤師会（仙台市は（公社）仙台市薬剤師会）と災害時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。

（4）　県は県外から輸送される医薬品等を受入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所を宮城県医薬品卸組合との「大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書」に基づき１か所設置する。また、必要に応じて一次医薬品集積所から輸送された医薬品等を受入れ、仕分け及び管理を行った後、医療救護施設等に供給する二次医薬品集積所を地域保健医療福祉調整本部ごとに１か所程度設置する。

（5）　県は、関係機関と協議して、医薬品集積所の運営体制及び候補施設を決めておく。

2　輸血用血液

県は、宮城県赤十字血液センターとあらかじめ協議し、県内の主要医療機関等と協力し、災害時の輸血用血液の備蓄・供給体制を確立しておく。また、宮城県赤十字血液センターが被災によりその機能を果たせなくなった場合の輸血用血液の供給体制を整備しておく。

3　薬剤師の確保

（1）　県は、（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での調剤、医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導等を行う。

（2）　市町村は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、郡市医師会や地区薬剤師会（仙台市は（公社）仙台市薬剤師会）とあらかじめ協議しておく。

第５　医療救護活動に係わる研修や訓練の実施

県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平時から、保健医療福祉調整本部、宮城県ＤＭＡＴ調整本部、日赤救護班活動調整本部、地域保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉連絡会議の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

また、ＤＭＡＴが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、ＤＭＡＴから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努める。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。

第６　心のケア体制の整備

県は、災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう、「公衆衛生活動ガイドライン」について、随時点検し見直しを行うとともに、災害時には、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ） 調整本部を庁内に設置して、チーム編成等の調整を行い、速やかに災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を被災地に派遣する。

第７　福祉支援体制の整備

大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所等や在宅避難、車中泊避難の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ（以下「災害派遣福祉チーム」という。））及び災害支援ナースの派遣体制の整備に努める。

１　災害派遣福祉チームの体制の整備

（１）　災害派遣福祉チームの派遣スキーム

災害派遣福祉チームの派遣スキームは次のとおりとする。

※被災都道府県に対する派遣に当たっては、スキーム内の”市町村”を”被災都道府県”に読み替える。

○　宮城県災害派遣福祉チームの派遣スキーム

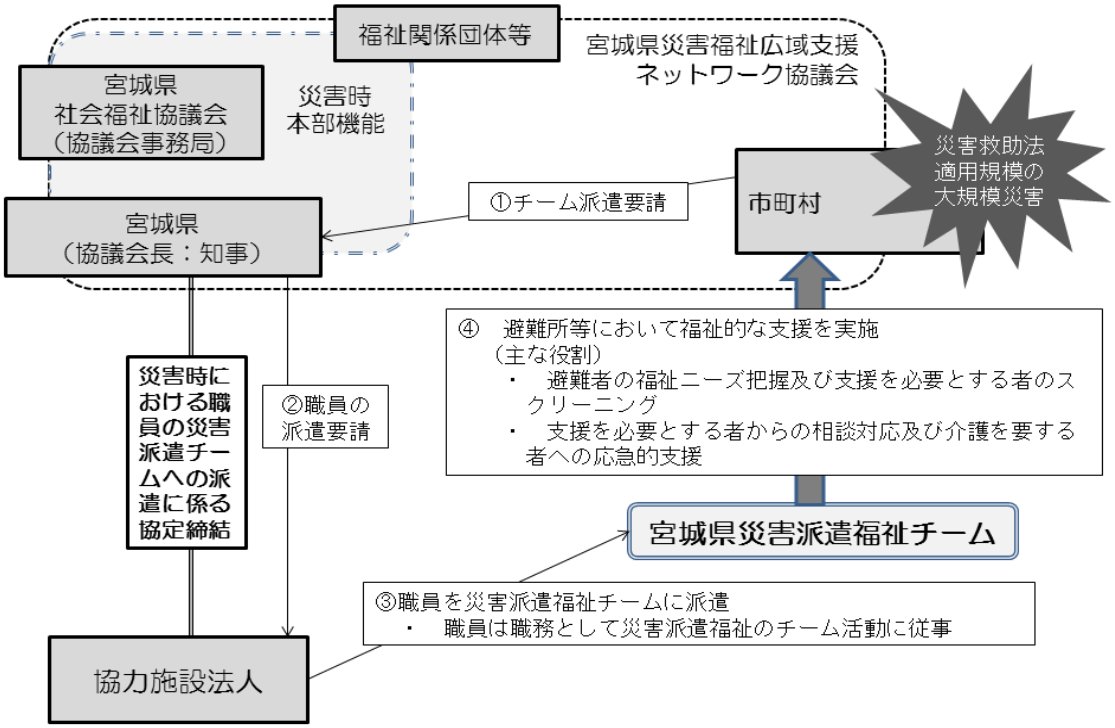

（２）　災害派遣福祉チームの体制における役割（平時）

ア　県の役割

（ア）　災害派遣福祉チームへの職員の派遣を求めるために、社会福祉法人等へ協力を依頼し、職員の派遣に関する協定を締結する。

（イ）　災害時における福祉チームの相互派遣が実施できるよう、他都道府県との連携体制の整備を行う。

（ウ）　災害派遣福祉チームに関する周知・啓発のための活動を行う。

イ　宮城県社会福祉協議会（宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局）の役割

（ア）　社会福祉法人等からチームに派遣する者として届出のあった者について、チーム員名簿に登録する。

（イ）　災害派遣福祉チームに関する研修を行う。

ウ　市町村の役割

（ア）　市町村の地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備する。

（イ）　災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。

エ　宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割

福祉関係団体等を構成する法人、施設等に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣等のチームの活動に関する協力について呼びかけを行う。

オ　災害派遣福祉チームへの派遣に関する協定を締結した法人、施設等（以下「協力法人施設」という。）の役割

チーム員に対する研修への職員の派遣など災害派遣福祉チームの活動に関する協力を行う。

（３）　災害派遣福祉チームの体制における役割（災害時）

ア　県の役割

（ア）　市町村又は国（厚生労働省）若しくは被災都道府県のチーム派遣要請を受け、情報収集を行い、災害派遣福祉チームの派遣の決定を行う。

（イ）　協力法人施設に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣を要請する。

イ　宮城県社会福祉協議会（宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局）の役割

（ア）　協力法人施設に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣についての事前調整を行う。

（イ）　派遣可能な職員による災害派遣福祉チームの編成を行う。

（ウ）　災害派遣福祉チームとの連絡調整など災害派遣福祉チームの活動をサポートする。

ウ　市町村の役割

避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

エ　宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割

宮城県及び宮城県社会福祉協議会が実施する災害派遣福祉チームの本部機能について支援を行う。

オ　協力法人施設の役割

可能な限り、知事からの要請に応じ、災害派遣福祉チームに職員を派遣する。

２　災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施

宮城県災害福祉ネットワーク協議会（事務局：宮城県社会福祉協議会）は、災害派遣福祉チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。

また、災害時に避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。

第８　避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備

大規模な災害時においては、避難生活の長期化が想定され、避難所の環境に適応しづらい高齢者、障害者等は普段実施している日常生活動作が制限されることで活動量が低下し、さらなる心身機能の低下や新たな障害の発生のリスクが高まる。

県は、災害時の避難所の状況に応じ避難所環境の改善、心身機能低下の予防の取組が実施できるよう、災害発生時には保健医療福祉調整本部において日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）と連携を図り、避難所の環境改善やリハビリテーション関連専門職の派遣調整を行う。

第９　栄養支援体制の整備

県は、災害時の栄養支援活動が円滑に実施できるよう、「災害時公衆衛生活動ガイドライン」について、随時点検し見直しを行うとともに、平時より宮城県栄養士会との協力体制の構築に努め、災害時には、厚生労働省及び日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）、宮城県栄養士会と連携し、速やかに管理栄養士等を被災地に派遣する。

第10　災害時健康危機管理体制の整備

県は、県内での相互支援だけでは保健医療福祉調整本部又は保健所の指揮調整が困難となることが予想される場合や、被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図るため、国に対して、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）や保健師等チームの応援派遣に関する調整を依頼する。

また、県は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施や被災者の健康管理を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）や保健師等チームの応援派遣を行うものとする。

さらに、平時においては災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

第21節　火災予防対策

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部）、市町村、第二管区海上保安本部

第１　目　的

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。火災による人的・物的被害の軽減を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努める。

第２　出火防止、火災予防の徹底

１　情報の収集・伝達体制の整備

県、市町村及び防火関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

２　防災活動の促進

地震災害時の出火要因には、発火源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。このため、県及び消防機関は出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

県民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火をできる限り防止する。

３　防災教育の推進及び民間防火組織の育成

県及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、県民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

また、火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であるほか各家庭や地域における防火意識の高揚を図ることも重要であることから、女性防火クラブ・幼少年消防クラブの結成と育成について指導する。

４　火気使用設備・器具の安全化

過去の地震の被害状況から見て、地震災害時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

消防機関は、火災予防条例に基づき、対震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。

５　出火防止のための査察指導

消防機関は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い地下街（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、地震災害時における従業員の対応等について指導する。

6　初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災及び延焼火災による人的、物的被害を最小限にするためには、出火の未然防止とともに、早期通報、初期消火を行うことが重要である。

このため、家庭、事業所及び地域等にあっては自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により県民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

第３　消防力の強化

1　消防組織の充実強化

地震災害時における消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

2　消防資機材等の整備

（1）　資機材等の整備促進

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、県は、消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、市町村、消防本部における消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図るよう指導するとともに、財政援助に努めるものとし、市町村、消防本部はこれらの設備整備を積極的に進める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、令和３年度を初年度とする第６次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。

（2）　燃料供給体制の構築及び自家発電整備の推進

県は、消防車両等の重要車両に対する燃料の優先的供給体制の構築及び停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実や署所における自家発電設備の整備を推進する。

3　消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活

動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきている。

このため、県及び市町村は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

（１）　消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。

（２）　消防団員数が減少傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手に対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努め、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進める。

また、消防団員の資質向上を図るため、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を推進する。

（３）　県は、市町村に対し、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等について指導し、積極的な財政援助に努め、市町村は、これらの充実に努める。

４　連携強化

市町村は、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

５　火災予防措置

（１）　予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、防火対象物関係者による自主防火体制の充実・強化が重要であるので、予防査察等の機会を捉え、各種出火防止、消防用設備等の自主点検、市町村火災予防条例の遵守について指導を徹底し、これを計画的、継続的に実施する。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大であり、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行う。

（２）　消防用機械・資機材、装備品及び設備等の整備・普及

県及び市町村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材及び無線機等の装備品の整備促進に努める。

火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

（３）　住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防炎物品及び防炎製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有

効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努めるとともに、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

６　広域応援体制の整備

市町村は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援する立場、応援を受入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

第４　消防水利の整備

大規模地震災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができないことが予想されるため、県は市町村に対し、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用排水路等を消防水利としての活用を指導し、これらの施設整備を促進する。

第５　消防計画の充実強化

県は、消防組織法に基づき、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行うための市町村消防計画について、組織・施設の整備拡充が図られるよう見直しなどの指導助言をする。

１　消防力等の整備及び点検

２　災害に対処する消防地理、危険区域等の調査

３　消防職員及び消防団員の教育訓練

４　査察その他の予防指導

５　その他火災を予防するための措置

第６　海上における火災の防止

第二管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。

１　地震による火災の防止

（１）　危険物積載船

特に危険物積載船が岸壁係留中又は荷役中における地震による船体の破損、荷役装置、配管等の損害による危険物の流出及び火災発生は、大規模災害になると予想されるので、地震発生時における荷役の即時中止、沖出し避難のための出港準備等の実施について指導を強化する。

（２）　一般船舶

地震発生時には、係留施設の損壊・護岸の陥没・船体の破損等による火災発生も予想されるので、船内の火気管理の指導を強化する。

２　火災の予防

（１）　在港船の臨船指導により、備え付け義務を有する船舶の消防設備等を点検し、指導を強化する。

（２）　防災措置実施機関、関係民間団体等との相互連絡の強化、事故対策に関する計画の策定、必要資機材の備蓄整備を図る。

（３）　危険物積載船舶乗組員及び関係者の防災思想の啓発・教育・訓練・講習会を実施する。

第22節　緊急輸送体制の整備

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、企画部、経済商工観光部、農政部、水産林政部、土木部）、県警察本部、東北地方整備局、（公社）宮城県トラック協会、宮城県倉庫協会

第１　目　的

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、県及び関係機関はあらかじめ緊急輸送道路、輸送体制について定めておく。

第２　緊急輸送ネットワークの形成

１　緊急輸送ネットワークの設定

県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

また、県及び市町村は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

２　緊急輸送ネットワークの安全性確保

県及び関係機関は､緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の確保に配慮する。

第３　緊急輸送道路の確保

１　緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

道路管理者は、関係機関と協議し地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、地震災害対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、港湾管理者は、緊急輸送道路ネットワーク計画により防災拠点として位置づけられている港湾施設について、耐震化の整備等を進め、海上輸送拠点として緊急輸送活動を支援するために必要な施設の確保に努める。

２　緊急輸送道路の確保及び整備

国、県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭

で信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努める。

３　交通規制等交通管理体制の整備

県警察本部は、災害時の応急復旧等に必要となる道路を確保するため、交通規制計画の策定や交通管理体制の確保等を推進する。

（１）　交通規制計画

災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、あらかじめ交通規制計画及び交通管制センター運用計画を策定する。

交通規制計画の策定に当たっては、次に掲げる道路について、道路管理者等と連携の上、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する県警察等との交通規制計画と整合性のとれた計画を策定する。

ア　広域交通規制対象道路

イ　避難路、その他の防災上重要な幹線道路

ウ　高速自動車国道等（インターチェンジについては個々のインターチェンジごと）

エ　広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路

オ　津波の襲来、がけ崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路

カ　石油コンビナート等災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

キ　その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

（２）　交通管理体制及び交通管制施設等の整備

ア　緊急復旧体制の確立

災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、耐震性の確保と倒壊、破損等の被害を受けた場合の緊急復旧体制の確立を図る。

イ　交通規制資機材の整備

災害発生時の交通規制を円滑に行うため、交通規制資機材の整備を図るとともに、警備業者等による交通誘導の実施やレッカー業者等による放置車両等の撤去の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練の実施方法等について事前に協議を行い、協定等の締結に努める。

ウ　信号機滅灯対策の推進

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を

推進する。

（３）　災害発生時の運転者の義務の周知

災害発生時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合の、できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない、といった車両の運転者の義務等について周知を図る。

４　道路啓開体制の整備

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自然災害発災後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結を推進するものとする。

また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。

県及び市町村は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

第４　臨時ヘリポートの確保

県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る。

災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

第５　建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

県及び市町村は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上（病院、役所、学校等）に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第６　緊急輸送体制

１　緊急通行車両に係る確認手続き

災害対策基本法に基づき、知事及び県公安委員会が緊急通行車両に関する確認事務を行う。

２　緊急輸送に関する協定

（１）　配送に関する協定

県及び（公社）宮城県トラック協会は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、あらかじめ協定を締結し、車両の台数及び派遣箇所について常時対応できる体制を整備する。

市町村は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等各機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて（公社）宮城県トラック協会や輸送事業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

（２）　仕分けに関する協定

県及び市町村は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や協定の締結を事前から検討しておく。

（３）　協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画､物流･ロジスティクスを熟知した人材の支援物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による避難場所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

３　緊急輸送の環境整備

県及び市町村は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

４　燃料優先協定の締結

県及び市町村においては、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

５　緊急通行車両であることの確認手続の周知

県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、災害発生前にあらかじめ緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両標章等の交付を受けることができることについて、民間事業者等に対して周知を行うとともに、確認手続の普及を図る。

６　復旧体制の整備

道路管理者は、橋梁、一般道と高速道や鉄道の立体交差地点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

第７　港湾・漁港機能の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、仙台塩釜港港湾機能継続協議会等を通じて災害時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との

協定の締結に努める。

第23節　避難対策

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、企画部、保健福祉部、農政部、水産林政部、土木部、教育庁）、
県警察本部、市町村

第１　目　的

大規模地震災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、市町村は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

第２　徒歩避難の原則の周知

地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

第３　指定緊急避難場所の確保

１　市町村の対応

（１）　指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

市町村は大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じること、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、地震に伴う津波については、「津波災害対策編 第２章第 23 節 避難対策」を参照する。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、指定緊急避

難場所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努める。

（２）　公共用地等の有効活用

市町村は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

（３）　教育施設等を指定する場合の対応

市町村は、学校等教育施設（私立学校を含む）を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

（４）　交流拠点の指定緊急避難場所への活用

市町村は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

（５）　備蓄倉庫及び通信設備の確保

市町村は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

（６）　指定緊急避難場所の指定基準と留意点

地震を対象とする指定緊急避難場所の指定にあたっては、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則に示される指定基準に従うほか、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考にしながら、次の条件に留意する。

ア　要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。

イ　火災による輻射熱の危険性がない場所であること。

ウ　指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

エ　津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。

オ　地割れ、がけ崩れのおそれのない場所であるよう配慮する。

カ　臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であることが望ましい。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。

キ　対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保するよう配慮する。

（７）　指定緊急避難場所の機能等の整備

指定緊急避難場所の機能や環境整備にあたっては、下記の条件に留意する。

ア　夜間照明及び情報機器等の整備に努めるものとする。

イ　建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。

ウ　指定緊急避難場所及びその近辺で、２日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

エ　指定緊急避難場所への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策及び防寒対策と

して、指定緊急避難場所においてテントや飲料水、防寒具等の備蓄に努めるものとする。

オ　民間施設を指定緊急避難場所として活用する場合は、災害時に空調の確保や避難者への備蓄品の提供等が行われるよう、あらかじめ施設管理者との調整に努めるものとする。

カ　被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

キ　発災後速やかに避難者を把握できるよう衛星電話の配備や監視カメラの設置に努めるものとする。

ク　指定緊急避難場所の整備にあたっては、高齢者や障害者等の要配慮者が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置するなど、バリアフリー環境の整備に努めるものとする。

ケ　積雪寒冷地においては、屋内空間を備えた避難場所の確保が望ましい。

２　県の対応

県は、市町村で指定する避難場所を補完するという観点から、広域的な避難場所について検討し、必要に応じて整備を図る。

この場合、上記１（６）の指定基準等のほか、（７）の機能等、道路交通の利便性にも留意する。

第４　避難路の確保

市町村は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

１　十分な幅員があること。

２　万一に備えた複数路の確保。

３　津波、がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

４　避難場所から避難所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難の経路等

市町村は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第５　避難路等の整備

１　避難路・避難階段の整備・改善

県及び市町村は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯、積雪などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

２　避難路等の安全性の向上

県及び市町村は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施する。なお、積雪寒冷地においては、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に配慮する。

3　避難誘導標識等の設置

（1）　避難誘導標識等の整備

市町村は、指定した避難路について、避難誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。避難誘導標識を設置する際には、日本産業規格（ＪＩＳ）に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

（2）　多言語化の推進

市町村は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4　道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、市町村は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生するおそれがある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

第６　避難誘導体制の整備

1　行動ルールの策定

県及び市町村は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2　避難誘導・支援の訓練の実施

県及び市町村は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3　避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

県及び市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

第７　避難行動要支援者の支援方策

１　避難行動要支援者の支援方策の検討

県及び市町村は、地震等災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

２　避難行動要支援者の支援体制の整備

県及び市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

３　社会福祉施設等における対応

（１）　動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

（２）　緊急時情報伝達手段の確保

市町村及び社会福祉施設等の管理者は、地震災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

（３）　非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄など持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

４　在宅者対応

（１）　情報共有及び個別避難計画の作成

市町村は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、個別避難計画の作成等に努める。

（２）　避難支援に配慮した方策の検討

市町村は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示するなど、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

（３）　在宅人工呼吸器使用者への対応

県は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者について、市町村における情報の把握、及び災害時個別避難計画の作成等を支援するなど、対策強化を図る。

（４）　感染症の自宅療養者への対応

県及び保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担

当部局（県の保健所にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

5　外国人等への対応

県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

（1）　地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。

（2）　指定緊急避難場所や避難誘導標識等について、日本産業規格（ＪＩＳ）に沿ったピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的な表示方法を整備するとともに、多言語化を推進する。

（3）　多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

（4）　外国人への情報伝達に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。

第８　消防機関等の対応

1　救助・救急活動の実施体制確保

県及び市町村は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行う。

なお、救助・救急活動の実施体制の整備に当たっては、孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

2　消防職員の安全確保対策

職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

第９　教育機関における対応

1　児童生徒等の安全対策

（1）　引渡しに関するルールの策定

県及び市町村並びに教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

（2）　安全確保対策の検討

学校等の校長又は園長（以下「校長等」という。）は、地震が発生した場合又は市町村長等が避難の指示等を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

（３）　引渡し対応の検討

学校等の校長等は、児童生徒等の引渡しにおいては、平時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も合わせて検討する。

２　連絡・連携体制の構築

市町村は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。あわせて、平時からこども・子育て主管部署、教育委員会、危機管理・防災担当部署が情報共有と緊密な連携体制（非常時優先業務の整理、個人情報の取り扱い、民間支援団体との調整窓口等）を構築し、非常時にこどもの居場所設置や意見反映が迅速かつ円滑に機能するよう、マニュアルやガイドラインの整備に努める。

第10　避難計画の作成

１　市町村の対応

市町村は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の作成を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

なお、積雪寒冷地においては、避難経路上の積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮する。

また、ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

防災マップの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難計画の作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

（１）　避難情報発令の具体的な基準及び伝達方法

（２）　避難路及び避難経路、誘導方法

（３）　指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員

（４）　指定避難所の名称、所在地、収容人員

なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考とする。

２　公的施設等の管理者

学校等、病院、デパート、公民館、劇場等の興行場、駅、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模地震災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第11　避難に関する広報

市町村は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難所、避難路等を記載した地図を作成し、積極的に住民へ配布等を行う。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、同報無線等の整備を推進する。

第24節　避難受入れ対策

＜主な実施機関＞
県（総務部、復興・危機管理部、企画部、環境生活部、保健福祉部、土木部、教育庁）、
県警察本部、市町村

第１　目　的

大規模地震災害時には、地震、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、県、市町村は事前に指定する避難所等について、地震災害時の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第２　避難所の確保

１　指定避難所の指定と周知

市町村は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所を、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努める。

なお、県及び市町村は、指定避難所について、武力攻撃事態等においても使用可能な場合には使用することを想定するものとする。

２　指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

市町村は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

３　指定避難所の代替施設の指定

市町村は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

また、県は、宿泊施設との連携に関し、旅行代理店や観光協会、旅館組合等と、災害時のホテル、旅館の活用方法について、事前に協定を結ぶなどの対策に努める。

４　指定避難所の指定基準

地震を対象とする指定避難所の指定にあたっては、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則に示される指定基準に適合するもので、原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

５　避難所の施設・設備の整備

（１）　指定避難所の施設の整備

市町村は、指定避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

（２）　物資等の備蓄

市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、冷暖房器具・燃料等、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等にも配慮するものとする。

県は、必要に応じて物資等の備蓄を行い、市町村への支援体制の構築に努めるとともに、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資の備蓄と、その備蓄状況について、年に１回、広く住民に公表することを検討するものとする。

６　避難所の運営・管理

市町村、各避難所運営者は、避難所の運営・管理にあたって、「避難所における良好な生活環

境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年８月策定）を参考にしながら、避難所における良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

（１）　市町村は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮すること。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

（２）　避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努めること。

（３）　避難所の運営に女性や子育て家庭の参画を推進し、男女のニーズの違い等、多様な生活者の視点への配慮や子供・若者の居場所の確保ができるよう、事前に運営体制を検討しておくこと。

（４）　避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。

（５）　運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」（内閣府、平成 28 年４月策定）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、配置しておくこと。

（６）　ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておくこと。

（７）　市町村は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。

（８）　より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておくこと。

（９）　指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。

(10)　新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

　感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和２年６月策定）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努めること。

(11)　指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関

わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めること。

(12)　市町村は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。

(13)　市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(14)　市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

7　県有施設を指定避難所とする場合の対応

市町村は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分（施設ごとの個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努めること。

8　学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

（1）　運営体制等についての協議

市町村は、学校等教育施設（私立学校を含む）を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること。

（2）　運営取組の促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、県教育委員会は、学校等と市町村や地域との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、学校等、市町村、関係機関の取組を促進する。

（3）　防災機能の強化

県及び市町村は、公立の義務教育諸学校等施設について、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

9　福祉避難所の確保

（1）　福祉避難所の指定及び整備

市町村は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議に

より、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定避難所を指定し、整備するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、市町村は、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

（２）　福祉避難所の公示

市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

（３）　福祉避難所の指定基準

ア　バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ　災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

ウ　災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

（４）　他市町村での受入れ拠点の確保

市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

10　広域避難の対策

市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

県は、広域避難その他被災者保護のために必要がある場合に、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送を円滑に実施できるよう、運送事業者等との協定の締結に努める。

第３　避難の長期化対策

１　栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、県及び市町村は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

２　生活環境の確保

県及び市町村は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の多言語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、多様な生活者に配慮した物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。特に、指定避難所等の運営においては、キッズスペースや学習スペースなど、こども・若者の安心・安全な居場所（こどもにやさしい空間）の確保に努め、避難所の開設・レイアウト想定時からあらかじめこれらの設置スペースを計画に組み込む。

第４　避難所における家庭動物の対策

市町村は、避難所における家庭動物の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所における家庭動物の同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。

なお、被災地域が広域にわたる際の家庭動物の救護活動を見据え、県と（公社）宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定を強化する。

第５　応急仮設住宅対策

１　応急仮設住宅（建設型応急住宅）の確保

（１）　応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備

県及び仙台市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が可能な公用地等を把握し、県が締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、協定締結団体等と建設能力の把握に努めるほか、災害の規模により、地元企業の活用による応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備確保を行う。

（２）　居住施設の供給体制の整備

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、県が協定を締結した団体等と連携を図って応急仮設住宅（建設型

応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

２　民間賃貸住宅の借上げ対策

県は、（公社）宮城県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会宮城県本部並びに（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会との「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認める場合には、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定める。

第６　帰宅困難者対策

１　基本原則の周知

県及び市町村は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

２　安否確認方法の周知

県及び市町村は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

３　企業・学校等の取組の促進

県及び市町村は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

４　事業継続計画（ＢＣＰ）

県は、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画（ＢＣＰ）の作成支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組を促進する。

５　避難対策

（１）　マニュアルの作成

県及び市町村は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。その際、武力攻撃事態等との避難施設のデュアルユースの推進を図るものとする。

（２）　情報伝達体制の整備

県及び市町村は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や災害時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者等との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

（３）　備蓄の確保

県及び市町村は、帰宅困難者が避難することが想定される庁舎等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

６　徒歩帰宅者対策

県及び市町村は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

７　災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県内に店舗を有する（一社）日本フランチャイズチェーン協会加盟企業との協定に基づき、帰宅困難者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、市町村や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

８　訓練の実施

県及び市町村は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

９　帰宅支援対策

県及び市町村は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

10　県管理施設の提供

県は、市町村が開設する一時的な滞在施設の不足に備え、駅周辺の県管理施設等を一時的な滞在施設として提供するための整備又は確保に努める。

11　地域協議会等の設置

県は、主要な駅を中心とした帰宅困難者対策を検討するため、鉄道事業者、警察、周辺の主要企業等関係機関が参画した地域協議会等の設置が進むよう、市町村と連携して取り組む。

12　都市再生緊急整備地域における対策

県、仙台市及び関係事業者等は、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備等を定めた都市再生安全確保計画を必要に応じて作成しながら、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

第７　被災者等への情報伝達体制等の整備

１　情報伝達手段の確保

（１）　多様な伝達手段の確保

県及び市町村は、市町村防災行政無線等の無線系の整備や、ＩＰ通信網、ＣＡＴＶ、コミュニティＦＭ等のメディア、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

（２）　多様な主体への情報伝達体制の整備

県及び市町村は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、外国人等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、国、県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

（３）　多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進

国、県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

２　役割・責任の明確化

県及び市町村は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

３　生活情報伝達体制・施設・設備の整備

県、市町村及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

４　居住地以外の市町村への避難者への対応

県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

５　被害・安否情報収集・伝達体制の確保

県は、災害時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくとともに、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう努める。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

６　被害・安否情報収集・伝達体制に関する協定

県は、被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・提供に際し、民間ポータルサイトとの協力協定等についても検討を行う。

第８　孤立集落対策

１　市町村は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市町村間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、災害時公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。

２　市町村は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。

　また、県及び市町村は、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

３　市町村は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。

４　市町村は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。

　また、施設の耐震化等を推進する。

５　国、県及び市町村は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

６　防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。

７　市町村は、地震による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。

第25節　食料、飲料水及び生活物資の確保

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、企画部、環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、農政部、水産林政部、企業局）、市町村、東北農政局、（公社）宮城県トラック協会、宮城県倉庫協会

第１　目　的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、県及び関係機関は物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図る。

第２　県民等のとるべき措置

１　県民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき、最低３日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。

２　県民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても、併せて準備しておくよう努める。

３　県民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。

４　事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、３日分の食料、飲料水の備蓄に努める。

５　県及び市町村は、県民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。

６　県及び市町村は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第３　食料及び生活物資等の供給計画の策定

大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、必要とされる物資について、市町村は、あらかじめ備蓄するとともに、県及び市町村は、災害時における調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

地方公共団体は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。また、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）の利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

第４　食料及び生活物資等の備蓄

１　公共用地、国有財産の有効活用

県及び市町村は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

２　集中備蓄・分散備蓄体制の整備

県及び市町村は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

３　備蓄拠点の整備

県及び市町村は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

４　備蓄物資の選定時の配慮

県及び市町村は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

５　データベースの構築とパッケージ化の検討

県及び市町村は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後３日間を目安に、飲料水・食料・生活用品（毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等）をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

６　国民保護措置を踏まえた備蓄

県及び市町村は、防災に必要な備蓄と国民保護に必要な備蓄を相互に兼ねることができる認識の下、備蓄に取り組むものとする。

第５　食料及び生活物資等の調達体制

１　食料の調達

（１）　県は、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料（米穀、野菜、果実、乳製品等）についてあらかじめ調達体制を整備し、それらの供給確保に努める。

ア　米穀については、「農林水産省防災業務計画」（昭和38年９月６日付け38総第915号農林水産事務次官依命通知）等に基づく農林水産省からの供給体制の確保を図る。

イ　野菜・果実については、農業関係団体等に対し、緊急時における提供等の確認を求める。

ウ　水産加工品については、各水産加工業協同組合等と、地震災害時における提供に備えた協力体制の確立に努める。

エ　乳製品については、広域流通している観点から他県の乳業メーカーとの協力体制の確立に努める。

オ　その他副食品等については、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどと、あらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」の締結などを行う一方、宮城県食品産業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等の協力を得るなどして、緊急時における供給体制の確立に努める。

カ　日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、調達による確保を基本とし、関係事業者等との協定を締結するなどして、体制の確保を図る。

（２）　市町村は、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。

（３）　東北農政局は、応急用食料の供給必要量及び受入れ体制について、県と十分な連絡を取りつつ、農林水産省災害対策本部に速やかに報告する。

（４）　国・他都道府県からの調達

ア　政府所有の米穀の調達

県は、災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、農林水産省農産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年５月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。

また、県及び東北農政局は、円滑に買い受け・引き渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておく。

イ　他都道府県との応援協定

県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、災害時応援協定を締結している都道府県に対して応援を要請し、必要量を確保する。

また、構成都道府県は、円滑に要請・応援が実施できるよう、担当窓口の把握や通信手段の確保、備蓄量の把握、訓練の実施など連絡体制の整備を図っておく。

（ア）　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会）

（イ）　大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定（北海道・東北７県）

２　生活物資の調達

県は、応急生活物資を供給するため、あらかじめ、宮城県生活協同組合連合会など関係業界と協議し、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。

また、災害救助法が適用される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。

なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレル

ギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

3　飲料水の調達

（1）　飲料水及び応急給水資機材の確保

ア　市町村は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

イ　市町村は、地震災害時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。

ウ　市町村は（公社）日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど応急体制の確立を図る。

エ　県は主に給水の応援に係る情報の連絡調整、総合的な助言指導及び関係機関への応援要請を行うとともに、給水拠点が遠い地域や危険地域にあるなどの地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保策について検討する。

（2）　広域水道の対応

可能な限り受水市町村の要請に応えられる体制の整備に努めるとともに、災害発生による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送事業者に対して、飲料水輸送のため車両の派遣を依頼するなど、必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。

ア　企業局の送水系統が被災しない場合（浄水、送水ともに可）

市町村の水道施設被災による断水に対応するため、各浄水場及び広域水道送水管上に設置する臨時給水所を利用した給水車への供給及び住民への給水を、可能なかぎり実施する。

イ　企業局の送水系統が被災した場合（浄水可、送水不可）

局内復旧チーム等による広域水道送水管系統の早期復旧を目指すとともに、各受水市町村と飲料水の供給方法を協議する。また、給水可能な場所に設置する臨時給水所等を利用し、給水車への供給及び住民への飲料水の供給に努める。

第６　食料及び生活物資等の輸送体制の整備

1　段階的な輸送体制の構築

（1）　輸送体制構築の計画策定

県は、救援物資の配送について、以下の段階に応じて輸送体制を構築していく計画を策定する。

ア　災害直後は、現地の備蓄で対応

イ　被災市町村と連絡が取れない段階では、飲料水や食料などをプッシュ型で早期に送付

ウ　被災市町村の要望を踏まえ、物流企業等の協力により、安定的に供給できるロジスティクスシステムを構築

エ　避難活動が長期化した場合、多様化する被災者のニーズへ対応できるよう、多品目少量の物資を供給できる体制へ発展

（２）　情報管理体制の構築

県は、内容不明な物資やニーズに合わない物資による業務の支障が生じないようにするため、受け入れる物資の選別や在庫管理を適切に実施する体制を確保するとともに、支援物資の適切な供給のため、関係者間において物流情報を適切に共有化できるよう、情報管理体制についても検討しておく。

２　協力体制の構築

（１）　物流体制の整備

県は、大規模災害が発生した際に、より早期に、物資拠点に適した民間倉庫などを入庫、在庫管理などに効果的に運用し、迅速に市町村へ発送できるよう、あらかじめ、倉庫協会やトラック協会などと連携した体制を構築し、物流体制を整えておく。

（２）　災害時物資拠点の確保

県は、災害時の物資拠点として、災害時には、施設の使用状況、被災状況等に左右されることを想定し、多くの倉庫施設等を選定しておくよう努める。

（３）　災害時の物資拠点の確保に関する協定

県は、倉庫協会等の協力を得ながら、災害時の物資拠点として、民間倉庫、大規模展示場、旧市場施設などの施設から、容積、床荷重、交通アクセス、県全体での配置バランスなどを勘案し、関係機関と災害時の協力が得られるよう、また、災害時には専門倉庫を物資拠点として利用するとともに、フォークリフト等の専用機材の提供、さらに、倉庫管理や輸送業務実施への支援を得られるよう、事前に協定等を締結する。

３　被災市町村のバックアップ体制の確保

県は、災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

４　訓練の実施

県は、平時より、倉庫協会・トラック協会や地方機関などと、情報伝達図上訓練や物流実動訓練を合同で実施することを通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第７　燃料の確保

１　燃料の調達、供給体制の整備

（１）　物流体制の整備

県は、平時における燃料のストック状況や流通状況、タンクローリー等の特殊車両の配備状況等を把握し、弱点と対応策を講じておくとともに、市町村も含めた発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入れ態勢等を検討する。

（２）　燃料の確保に関する協定等

ア　県における協定

県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合等と締結した「災害時における支援に関する協定」を活用し、燃料の確保に努める。

イ　県における覚書

県は、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した覚書を有効に活用するとともに、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報の共有・拡充に努める。

ウ　市町村における協定

市町村は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

（３）　石油燃料の備蓄

県は、県石油商業協同組合等と連携し、石油燃料の備蓄（ランニングストック方式）を支援する。

（４）　情報連絡体制の確立

県は､石油商業協同組合等や市町村と災害発生時における情報連絡体制を確立しておく。

２　重要施設・災害応急対策車両等の指定

（１）　情報の収集

県は、災害発生時においても、その機能を維持する必要のある病院などの重要施設をあらかじめ指定し、それら施設における、非常用電源施設の運転可能時間、燃料の備蓄量、油種、想定される必要補給量、受入れ設備の状況などの情報をあらかじめ収集する。

（２）　停電時の対策強化

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、72時間の事業継続が可能となる電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備え、その活用体制を整備するとともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。

（３）　平時からの燃料確保

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

３　災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

県及び市町村は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

県及び市町村から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、県及び市町村と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

４　被災地域災害対応型中核給油所整備事業の推進

県は、災害が発生した場合に的確な燃料の供給を間断なく継続するための給油所の災害対応力を強化する取組を推進する。

５　普及啓発

（１）　燃料管理等の普及啓発

県及び市町村は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から県民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

（２）　車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第26節　要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

＜主な実施機関＞
県（保健福祉部、経済商工観光部）、市町村

第１　目　的

大規模地震災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、県、市町村及び関係機関は、その対策について整備する。

第２　高齢者、障害者等への支援対策

一般に要配慮者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとりぐらし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、県、市町村、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期す。

１　社会福祉施設等の安全確保対策

（１）　防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

（２）　組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。また、市町村と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

（３）　防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び施設職員が、災害時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

（４）　業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

２　要配慮者の災害予防対策

（１）　市町村地域防災計画・全体計画の策定

市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府、平成25年８月策定）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定）等（以下、「避難行動要支援者等に係る取組指針及びガイドライン等」という。）を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。

（２）　要配慮者の把握

市町村は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、市町村は、避難行動要支援者等に係る取組指針及びガイドライン等に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

ア　要配慮者の所在把握

（ア）　市町村は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。

また、平時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

（イ）　市町村は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

イ　所在情報の管理

（ア）　常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

（イ）　災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

（ウ）　個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏えい防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

（３）　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア　避難行動要支援者名簿の作成・更新

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

イ　個別避難計画の作成・更新

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援等実施者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援等実施者の安全確保等にも十分留意する。

ウ　避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（個別避難計画については避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者）の同意又は当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿・個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、情報漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ　個別避難計画未作成の避難行動要支援者への支援

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

また、市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

（４）　避難行動要支援者の移送

市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

（５）　個別避難計画に係る取組の支援

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努める。

（６）　支援体制の整備

市町村は、避難行動要支援者等に係る取組指針及びガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

（７）　防災設備等の整備

県及び市町村は、既に整備済みであるひとりぐらし高齢者独居老人や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員（ボランティア等）や市町村等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための緊急速報メールや一斉ＦＡＸ送信等文字情報の提供システムの構築に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

※　緊急通報システム

緊急通報システムは、ひとりぐらし高齢者の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

ひとりぐらし高齢者等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント（小型無線発信器）を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員（ボランティア等）の電話番号等関係情報を表示し、救援体制を支援している。

〈システム概念図〉

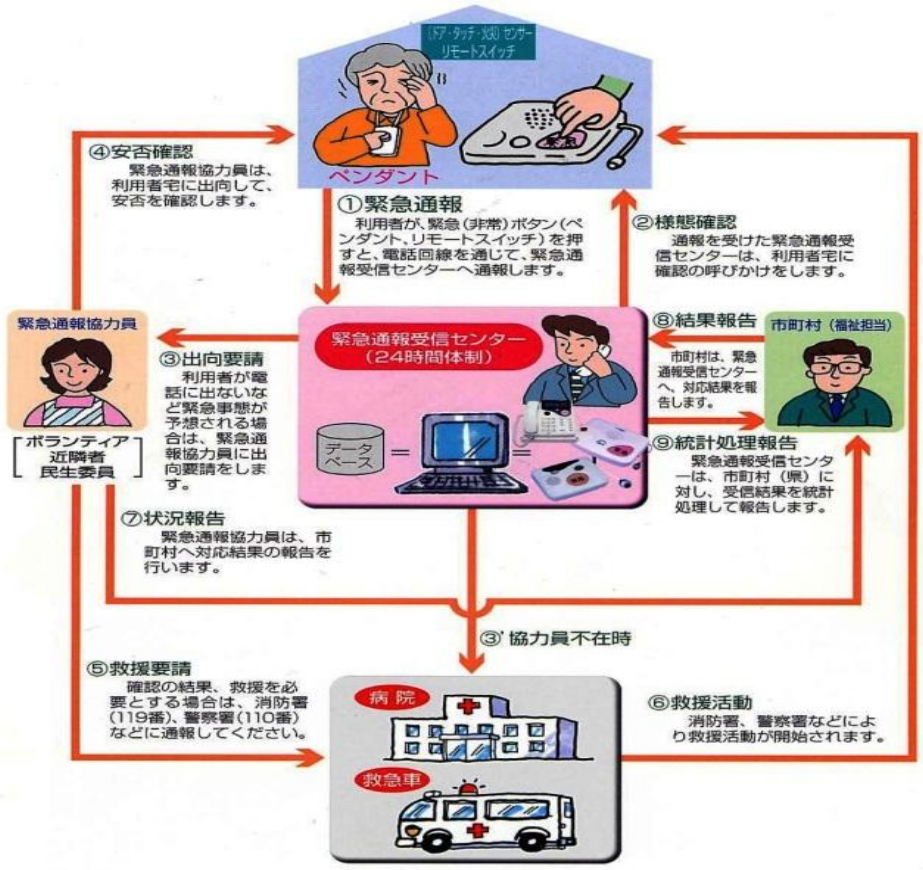

（８）　相互協力体制の整備

市町村は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

（９）　情報伝達手段の普及

県及び市町村は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、ＧＰＳ機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）の他、聴覚障害者向けの情報受信装置、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

３　福祉避難所の確保

（１）　福祉避難所の整備・指定

市町村は、施設の津波や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所

の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

（２）　市町村の域を超えた要配慮者の受入れ体制の構築

市町村は、県と連携を図りながら、当該市町村での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、市町村の域を越えて受け入れる体制の構築に努める。

（３）　福祉避難所の構造・設備

市町村は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

（４）　支援対策要員の確保

市町村は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

なお、県においては、広域避難時の要配慮者の支援体制における、市町村や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、市町村を支援する。

４　福祉サービスの継続と関係機関の連携

市町村は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

（１）　福祉施設等受入れ先の確保に関する協定

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請する。

（２）　介護職員等の確保

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して、事業所内における災害時の職員派遣協力協定の締結等を促すことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

（３）　県及び市町村は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

５　家族を含めた防災訓練の実施

市町村は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

６　要配慮者自身の備え

県及び市町村は、平時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以

下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

（１）　避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく

（２）　防災用品をそろえる

（３）　貴重物品をまとめておく

（４）　近所の人に災害時の支援について依頼しておく

（５）　防災訓練に参加する　など

第３　外国人への支援対策

本県に在住する外国人は、現在３万人となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び市町村は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行客についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

１　市町村は、防災計画の作成に当たり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。

２　市町村は、多言語による防災マップ・行動マニュアル等を作成・配付するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、避難経路等の周知徹底を図る。

３　市町村は、避難場所までの案内板等を多言語表記とする。

４　市町村が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含める。

５　市町村は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。

６　市町村は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。

７　県は、これら市町村と連携し外国人防災対策事業を実施するとともに、必要な支援も併せて行う。

８　県は、災害時における通訳ボランティアの制度により、県内一円をカバーできる体制を整備する。

９　県は、各種関係団体に意見を聞いた上で、災害時における多言語による情報発信のための体制の整備及び媒体の確保を行うとともに、適切な広報の方法を決めておく。

10　県及び市町村は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人（外国人のこどもを含む）に配慮した支援に努める。特に外国人のこどもに対しては、言葉の壁による社会的孤立や学校生活情報の寸断を防ぐため、写真やイラスト、ピクトグラム等を多用した視覚的情報の提供に努め、複数チャネル（紙媒体、掲示、SNS、アプリケーション等）を併用した丁寧な情報発信を行う。

11　県、市町村及び（公財）宮城県国際化協会は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

第４　旅行客への支援対策

１　情報連絡体制の整備

日本三景のひとつに数えられる松島や、多くの国定・国立公園及び温泉地を有する本県には、毎年6,000万人を超える観光客が訪れており、災害時の旅行客の安全に配慮する必要がある。このため県は、地震・津波災害時の旅行客の被害状況把握について、（一社）日本旅行業協会東北支部及び（一社）全国旅行業協会宮城県支部に対して協力を要請するとともに、情報連絡体制をあらかじめ整備する。

２　観光施設における防災訓練等の実施

市町村は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。

３　関係機関との連携及びマニュアル策定

県は、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供、公共交通機関が停止した際の旅行客の交通手段の確保が行えるよう、市町村や観光協会等関係機関との連携体制をあらかじめ整備するとともに、マニュアルの策定に努める。

４　外国人旅行客の安全確保

外国人旅行客は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、県及び市町村は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月策定国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行客の安全確保に努める。

第27節　複合災害対策

＜主な実施機関＞
県、市町村、防災関係機関

第１　目　的

大規模災害から県民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第２　複合災害の応急対策への備え

県、市町村及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）発生の可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施にあたっては､特に以下の点に留意し､複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

１　活動体制

（１）　県は、複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備しておくとともに、要員・資機材の投入判断についてあらかじめ定めておき、不足することが想定される場合は、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

また、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議しておく。

（２）　複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。

（３）　県及び関係市町村は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢を速やかにとることを考慮する。

（４）　複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

２　情報の収集・伝達体制の整備

（１）　複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよ

う情報共有に努める。

（２）　県、市町村、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。

（３）　県は、国とも連携し、大規模自然災害発生後の原子力施設の状況に係る情報を早期に把握し、必要に応じ、異常の有無に係わらず、その結果を迅速に関係機関に連絡するとともに、公表する。

（４）　県、市町村、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

ア　地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者

派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。

イ　ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者

広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話等を活用することに留意する。

（５）　複合災害時において、県、市町村、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

３　避難・退避体制の整備

（１）　原子力災害発生時の複合災害が想定される市町村は、複合災害時でも適切に避難活動が行えるよう、避難計画において、避難路となる道路の被災や放射性物質の放出までの時間等を考慮した対策をあらかじめ検討する。

（２）　複合災害時には、避難情報や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。

（３）　県及び市町村は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

（４）　県及び市町村は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

第３　複合災害に関する防災活動

１　訓練の実施

県、市町村及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

２　複合災害に関する知識の普及啓発

県は、原子力災害を含む複合災害時における県民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第28節　災害廃棄物対策

＜主な実施機関＞
県（環境生活部、保健福祉部、農政部、水産林政部、土木部）、市町村、東北環境局

第１　目　的

大規模地震発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、県、市町村及び関係機関は、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第２　処理体制

１　市町村の役割

市町村は、円滑かつ迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を市町村地域防災計画や災害廃棄物処理計画等に定めるとともに、当該市町村の処理能力を超える災害廃棄物が発生した場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、他の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

２　県の役割

県は、災害廃棄物処理計画等に基づき、市町村が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的支援を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域処理体制の確立を図る。

なお、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して周知に努める。

３　東北環境局の役割

東北環境局は、災害廃棄物の発生・処理状況の把握を行い、処理に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。

また、災害廃棄物対策東北ブロック協議会の枠組を通じて、災害廃棄物に関する人材育成、大規模災害時における広域連携体制の構築及び地域ブロックでの行動計画の策定等を実施する。

４　事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

第３　主な措置内容

市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

１　緊急出動体制の整備

（１）　一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。

（２）　収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。

（３）　廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。

（４）　廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めること。

２　地震災害時における応急体制の確保

（１）　仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。

（２）　他の市町村等との協力・応援体制を整備し、その連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において、具体的に明示すること。

（３）　定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練に参加するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

３　避難所の生活環境の確保

（１）　仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うこと。

（２）　（１）の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

第29節　積雪寒冷地域における地震災害予防

＜主な実施機関＞
県（土木部）、市町村、東北地方整備局、東日本高速道路（株）東北支社、宮城県道路公社

第１　目　的

積雪寒冷地域における積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の整備、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第２　除雪体制等の整備

道路管理者は、積雪寒冷地域において、積雪寒冷地に適した道路整備に努めるとともに、相互の連携の下に、除雪を強力に推進する。また、雪崩、地吹雪等によりたびたび通行止めが発生する箇所については、雪崩防止柵や防雪柵等の施設を整備する。

市町村は、地震災害時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

第３　避難所体制の整備

山間豪雪地帯においては、集落間の交通の確保が困難なこと、あるいは途絶する可能性があるため、市町村は、集落単位に一時避難場所を確保する。

また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等のほか衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、防災行政無線等の通信手段及び非常用発電機の確保に努める。

なお、宿泊のための毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

第４　スキー場利用客対策

スキー場での大規模地震発生時においては、リフト、ゴンドラ、ロッジ等の損壊や、雪崩の発生等により、多数のスキー客の被害が考えられる。

このため、スキー場を有する市町村では、スキー場利用客の安全対策として、スキー場施設管理者と連携を図りながら、スキー場利用客も考慮した一時避難所の確保及び救出・救助対策を講じる。

第３章　災害応急対策

本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成している。

そのなかで被害を最小限とするための対応のあり方を検討しているが、当初の条件を超える災害の発生に対しては、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大規模災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急策を講じる必要がある。

第１節　情報の収集・伝達

＜主な実施機関＞

県（総務部、復興・危機管理部、農政部、水産林政部、土木部）、県警察本部、市町村、
東北総合通信局、東北地方整備局、仙台管区気象台、第二管区海上保安本部、
東日本高速道路（株）東北支社、日本郵便（株）東北支社、ＮＴＴ東日本（株）宮城事業部、
各放送事業者

第１　目　的

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが重要である。特に要配慮者への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第２　緊急地震速報

１　緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級３以上が予想された場合に、震度４以上又は長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオで放送する。また、最大震度３以上又は長周期地震動階級１以上、又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が６弱以上又は長周期地震動階級４の揺れが予想される場合を特別警報に位置付けている。

仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

※　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れ

の到達に原理的に間に合わないことがある。

2　緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を通じて受理した県及び市町村は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

また、市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

3　緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、あわてず、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第３　地震・津波情報

仙台管区気象台は、地震・津波情報を伝達する。これらの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知される。

1　情報の種類

仙台管区気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。

（１）　地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 （地震発生から 10 分後程度で１回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は１時間半～２時間程度で発表

その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

地震及び津波に関する情報

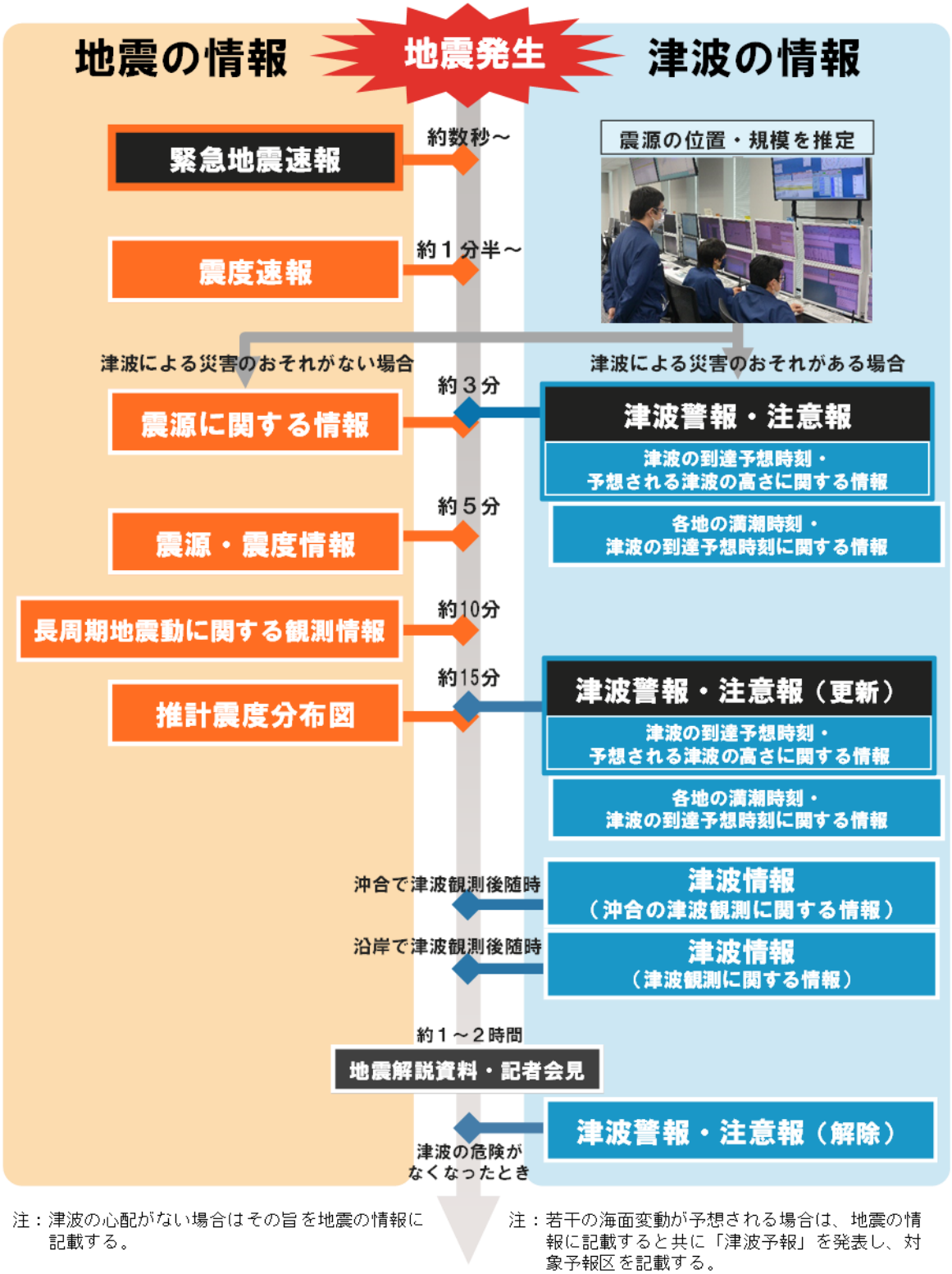

注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。

注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区を記載する。

（２）　津波情報等

（津波情報、津波警報等の詳細については津波災害対策編第３章第１節第４を参照）

（３）　地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度４以上を観測 （ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

２　仙台管区気象台からの情報の伝達

（１）　仙台管区気象台及び防災関係機関の対応

仙台管区気象台は、津波警報等、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達する。

なお、緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接市町村及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、総務省消防庁から同報送信されている。

（２）　報道機関の対応

報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を住民に広く周知することに努める。

３　その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、大地震後の地震活動（余震等）や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

また、震度５強以上を観測した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。

４　放送事業者の対応

放送事業の管理者は、次の措置を講じる。

（１）　放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が必要な情報の放送に努めるよう留意する。

（２）　発災後も円滑に放送を継続し、地震情報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。

第４　北海道・三陸沖後発地震注意情報

１　情報発表条件

北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合に限り、発表される。

なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発表される。

２　情報発表の流れ

気象庁において一定精度のMwを推定（地震発生後２時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。その後、準備が整い次第、防災庁・気象庁合同記者会見が行われる。

３　情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容

（１）　合同記者会見では、気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報の説明」が、防災庁から「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼び掛け」が行われる。

（２）　防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。

４　情報に関する留意事項

（１）　「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。

（２）　以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。

ア　この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。

イ　後発地震の発生可能性は、先発地震の発生から時間が経つほど低くなる。

ウ　後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。

エ　後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。

オ　統計的には、先発地震を伴わずに大規模地震が突発的に発生することのほうが多く、大地震の前に必ず「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が出るものではない。

カ　最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある内陸直下の地震や、最大クラスの地震より規模は小さいが発生確率が高いMw8クラスの地震等にも備える必要がある。

キ　情報発表の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。

ク　すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。

５　情報が発表された場合の対応

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の対応については、第５章第５節「北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項」の定めるところよる。

第５　災害情報収集・伝達

地震災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、地震災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有して、被害規模の早期把握を行う。

１　地震発生直後の被害の収集・伝達

（１）　市町村及び消防機関は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を

含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に報告する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。

（２）　人的被害のうち死者・行方不明者数については、県が一元的に集約、調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

（３）　行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

（４）　市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時の死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等公表に係る対応方針」に基づき、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

また、県は、国民の「知る権利」に応え、不確実な情報の拡散を防止する目的から、同方針に基づき、死者及び行方不明者の氏名等を公表する。

（５）　道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、指定地方公共機関、県及び市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡する。また、県及び市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

（６）　県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプター、無人航空機等、高所監視カメラによる目視及び各防災関係機関のヘリコプターを活用したヘリコプターテレビ伝送システムの画像情報等により必要な被害規模に関する概括的な情報を速やかに把握し、収集した画像情報について、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努め、これらの情報を総務省消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

（７）　県又は市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、防災ＩｏＴシステム等を活用し、首相官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

（８）　警察は、ヘリコプター、パトカー及び警備艇等により情報の収集、110番通報、交番及び駐在所からの被害の収集など被害規模を早期に把握する。

また、概括的な情報を警察庁に報告し、県及び防災関係機関に対しても通報する。

（９）　県、市町村及び防災関係機関等は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

(10)　県は、報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。また、収集された情報は、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）等を活用して消防庁等の関係省庁に報告するとともに被災市町村や各防災関係機関に直ちに提供する。

２　情報の収集

（１）　県は、地震災害が発生した場合は、速やかに市町村に対して被害概況の報告を求め、市町村及び消防機関等からの被害情報を、県出先機関（地方振興事務所・地域事務所）を経由して収集するとともに、総合防災情報システム（MIDORI）を活用して情報収集する。

地方公共団体及び指定公共機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるものとする。

また、地方公共団体は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。

（２）　県は、必要に応じ市町村に職員を派遣するなど、市町村の応急対策実施状況及び管内被災状況等に関する情報収集を行い、その報告を総括し県全体の被害概況を把握する。

（３）　県は、市町村において情報通信等が途絶したと判断される場合は、職員等を現地に派遣して、情報収集活動を行う。

（４）　県は、市町村からの被害報告及び防災ヘリコプター等による情報収集活動により、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊、第二管区海上保安本部等に対し、被害状況の把握について応援を要請するなどの対応により、警察及び防災関係機関と緊密に連携し、各機関で収集した被害情報について相互に情報交換する。

（５）　県は、必要に応じてタクシー防災レポート車制度や（公社）隊友会宮城県隊友会と締結した「災害時における隊友会の協力に関する協定」に基づく災害時における情報の収集、救援活動等の補助による被害現場等からの情報を活用する。

（６）　県は、防災ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を活用して、上空からの迅速な被害情報の収集を行うとともに、各防災関係機関のヘリコプターテレビ伝送システム等による情報収集を行う。

（７）　市町村は、防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、職員による巡回や自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに県への報告を行う。

（８）　防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を速やかに情報収集するとともに、随時、県、関係市町村及び他の防災関係機関に報告又は通報する。

（９）　港湾・漁港管理者及び海岸管理者は、地震の揺れが収まり、津波の心配がないと確認された後、二次災害の発生に十分注意の上、速やかに施設の調査を実施し、被害状況を把握するとともに、二次災害の危険性の有無等の検討を行い、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行う。

また、港湾・漁港施設については、緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、施設の使用可否等の検討を行う。

(10)　東北地方整備局及び東日本高速道路（株）東北支社は、地震の揺れが収まった後に地震の影響範囲の道路についてパトロールを実施し、道路施設における被害状況の把握を行う。

(11)　第二管区海上保安本部は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。

情報収集活動の実施に当たっては、航空機による広域的な被害状況調査が初期段階において非常に有効であることから、災害が発生したときは、行動中の巡視船艇のほか、航空機に対しても直ちに情報収集活動を指示する。特に、大規模な地震や海上災害が発生した場合等においては、別に定めるところにより、隣接管区本部等の航空機による情報収集活動も併せて実施する。

なお、必要に応じ、映像伝送システムを用いた被害規模の調査を行う。

(12)　第二管区海上保安本部は、上記（11）のうち、地震災害等にあっては、特に、次に掲げる事項に関し情報収集活動を行う。この場合、航空機による陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部における被害状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行う。

ア　海上及び沿岸部における被害状況

（ア）　被災地周辺海域における船舶交通の状況

（イ）　被災地周辺海域における漂流物等の状況

（ウ）　船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況

（エ）　石油コンビナートの被害状況

（オ）　流出油等の状況

（カ）　水路、航路標識の異状の有無

（キ）　港湾等における避難者の状況

イ　陸上における被害状況

３　情報の伝達

（１）　県と市町村の間においての情報伝達は、主として防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。

（２）　県及び市町村は、防災行政無線が使用できない場合は非常通信ルート等を用いて対応する。また、市町村は、同報無線、消防無線、携帯電話、ワンセグ等を活用して住民に対し情報の伝達を行う。

（３）　県は、消防庁消防防災無線を活用して総務省消防庁に対し速やかに情報の伝達を行う。

また、必要に応じ内閣府の緊急連絡用回線網（中央防災無線）を活用して、首相官邸及び政府本部に情報伝達する。

あわせて、地域衛星通信ネットワークも活用する。

（４）　報道関係機関は、県からの要請があった場合、災害対策基本法に基づき、あらかじめ締結した「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時放送に関する覚書」により正確かつ迅速な情報の伝達を行う。

４　災害情報等の交換

（１）　災害情報の種類

県､市町村及び防災関係機関が､相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

ア　災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること

イ　災害時、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること

ウ　法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること

エ　その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項

（２）　災害情報等の相互交換体制

ア　県、市町村及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

イ　県、市町村及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。

ウ　市町村は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

エ　災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである

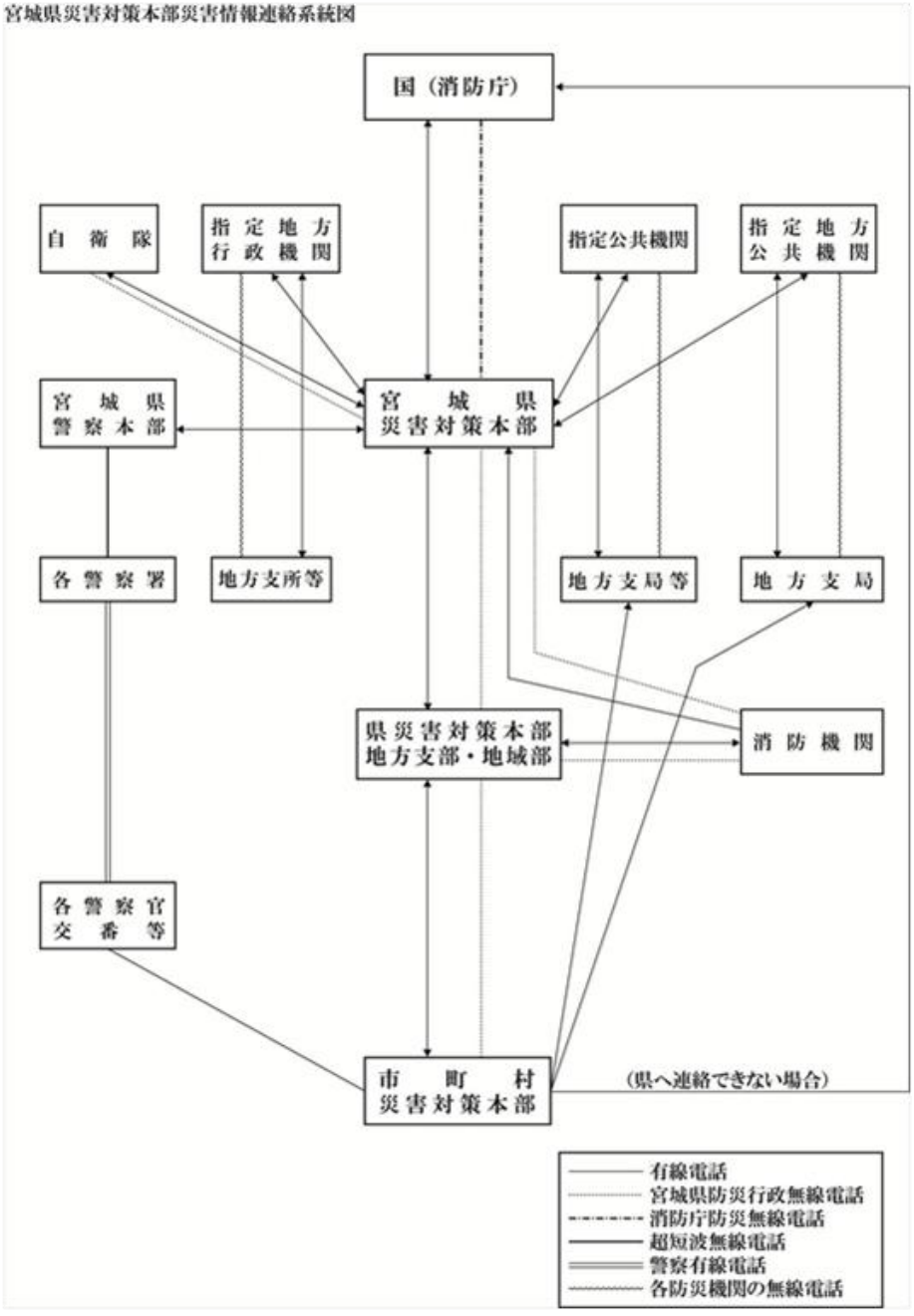

（３）　被害状況等の報告

ア　市町村（市町村災害対策本部長）は、市町村被害状況報告要領に基づき速やかに県に報告する。

イ　県は、次に掲げる災害が生じた際には、災害対策基本法第53条第２項の規定により、内閣総理大臣（窓口:総務省消防庁）に対し速やかに報告する。

（ア）　県災害対策本部を設置した災害

（イ）　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

（ウ）　（ア）又は（イ）に定める災害になるおそれのある災害

ウ　国への報告に際しては、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う

エ　県の関係地方機関の長（支部班長）は、被害情報を収集して各部局長及び地方振興事務所長（地方支部長）に報告し、各部局長は、収集した情報を取りまとめの上、知事（災害対策本部長）に報告する。

ただし、緊急を要すると認められるものについてはこの限りでない。

オ　各防災関係機関は、県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害が発生したときは、防災業務計画等の定めるところにより被害状況及びその経過について収集し、随時、県所管部局長（災害対策本部員）を通じて知事（災害対策本部長）に報告する。

カ　応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、市町村は10日以内に県へ、県は20日以内に内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を各１部ずつ総務省消防庁へ、それぞれ所定の様式に取りまとめの上報告する。

第６　通信・放送手段の確保

１　災害時の通信連絡

（１）　通信連絡手段

大規模地震災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努め、必要に応じて相互に連携をとりながら通信手段の確保を図る。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

ア　一般加入電話…災害時に途絶やふくそうがある。

イ　災害時優先電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。

ウ　災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。

エ　携帯電話（スマートフォン）…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。

オ　衛星携帯電話…衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。

カ　公共安全モバイルシステム　･･･携帯電話技術を活用した公共機関向けの通信システムであり、平時は携帯電話として使用でき、災害発生時等には、機関の内部や、自機関と他機関との間で連絡・情報共有ができる。

キ　国土交通省回線（緊急連絡用回線）…国土交通省と各県を結んでいる無線回線。

ク　消防庁回線（消防防災無線）…消防庁が各県と結んでいる無線回線。

ケ　内閣府回線（中央防災無線）…内閣府と各県を結んでいる無線回線。

コ　地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。

サ　消防用回線（消防無線）…各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。

シ　防災相互波…本周波数を所有している異なる免許人の間で通信ができる。

ス　ＭＣＡ無線システム…（一財）移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。

セ　非常通信…県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。

ソ　インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。

また、ふくそうを回避するための手段として、次の２つの情報提供が有効である。

タ　災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）…災害発生時、その規模によりＮＴＴ東日本（株）が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（web171）はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件についてＮＴＴ東日本（株）で決定しテレビ・ラジオ・ＮＴＴ東日本公式ホームページ等で知らせる。

チ　災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

（２）　非常時の通信の確保

ア　県は、災害情報連絡のための防災行政無線等通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡し、東北総合通信局は通信の確保に必要な措置を講じる。

イ　東北総合通信局は、被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るとともに、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保について要請があった場合は、移動電源車の貸与を行う。

ウ　県及び電気通信事業者は、携帯電話や衛星通信等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備するよう努める。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

エ　電気通信事業者は、災害時において、県、及び地方行政機関等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

オ　県は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、災害時の無線局運用時において、通信ふくそうにより生じる混信等の対策のため、通信統制を行う等により通信の運用に支障を来さないよう努める。

（３）　郵便関係の措置

日本郵便（株）東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、１世帯に郵便はがき５枚及び郵便書簡（ミニレター）１枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、決定次第周知する。

２　県防災行政無線施設

県は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための保守要員の確保に努め、直ちに保守要員を現場に配置する。

また、必要に応じ、可搬型衛星地球局、衛星携帯電話機、携帯無線機等の移動通信回線の活用により、緊急情報連絡用の臨時回線の設定に努める。

さらに、災害時の無線局運用時における通信ふくそうを避け、円滑に運用するため、通信回線の増強を図るほか、通信統制を行うことなどにより通信の運用に支障をきたさないよう努める。

３　市町村防災行政無線施設

（１）　市町村は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、市町村防災行政無線、地域防災無線等通信手段の確保に努める。

（２）　災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。

（３）　避難所等となった学校等と市町村庁舎との通信手段の確保に努める。

あわせて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

４　消防無線通信施設

消防機関は、災害が発生した場合の、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講じる。

５　警察情報通信施設

（１）　警察は、災害発生後直ちに情報通信手段の機器、施設及び機能の確認を行うとともに、支障が生じた機器等の復旧を行い、通信の確保に必要な措置を講じる。

（２）　必要に応じて、東北管区警察局に応急通信用情報通信機材等を要請し、情報通信手段を確保する。

６　放送施設

（１）　日本放送協会仙台放送局

ア　放送体制

大規模地震が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設置し、要員及び放送取材機器を確保し、取材体制を確立する。

また、地方公共団体・警察・消防・気象台等関係機関との緊密な連携をとって、被災状況を的確に把握し、災害情報・生活（ライフライン等）情報等を放送する。

イ　放送応急対策

放送施設・設備の被災状況を早期に把握し、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により、施設の機能維持に努め、放送の確保を図る。

また、取材・放送送出等に支障を来さないよう放送回線・通信回線・連絡回線等についても、関係機関と緊密な連絡をとって確保し、放送体制の確立に万全を期す。

（２）　東北放送株式会社

ア　放送体制

大規模地震など重大な災害が発生した場合、「事業継続計画」「地震・津波等緊急事態報道～初報・初動体制のために～」に沿って初動体制をとり、以後全社的規模での放送・取材体制を組む。また、関係機関（東北総合通信局、自治体、警察、消防、気象台など）との連絡を密にしながら、災害情報・生活情報・安否情報等をラジオ及びテレビの特性を考慮した内容で放送し、二次災害の防止、被災者への情報提供などに万全を期す。

イ　放送応急対策

（ア）　大規模地震などで現用放送設備が使用不能となった場合、復旧・代替設備への切り替えを最優先とし放送の確保に努める。

（イ）　自力での放送継続のほか、系列局等との協力・応援体制を作り放送・取材にあたる。

（３）　株式会社仙台放送

ア　放送体制

「非常災害基本マニュアル」に基づき、震度５弱以上の大地震やそれに伴う津波、火災などの大災害を非常災害と定義する。非常災害が発生した場合、「災害対策本部」が設置されるまでの応急対策として報道局を中心に「緊急報道部」を組織する。緊急報道部は、速やかに状況を判断して、緊急災害放送を実施し災害初期の混乱を防止するとともに、住民の安全確保のための緊急情報を他の番組に優先して放送する。災害対策本部が設置された場合は、全社員が出社して放送業務を遂行する。

イ　放送応急措置

放送設備の電源、送出・送信機器、通信回線等の保守点検を速やかに実施し、テレビ放送の継続に必要な設備、機器等の確保と運用に全力を挙げる。また、系列の隣接局との相互協力体制、応援体制をとり、取材・放送等に支障をきたさないように万全を期す。

（４）　株式会社宮城テレビ放送

ア　放送体制

大規模災害発生時には「非常災害対策要綱」に基づき「非常災害対策本部」を設置する。「非常災害対策本部」は宮城県防災会議のほか、関係機関との連絡を密にしながら災害広報に協力し、二次災害の予防、被害の軽減に役立つ放送を実施する。

イ　放送応急措置

「非常災害対策本部」のもとに「放送対策本部」を設置する。「放送対策本部」は県民の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に協力するため、「非常災害時の放送マニュアル」により県民の求める情報を収集し、適時適切な放送を行う。放送継続のために下記の事項に関し、最大限の努力を払う。

（ア）　送信所、中継所の確保

（イ）　機械室、電源の確保及び放送用回線の確保

（ウ）　取材機器の維持と出動体制確保

（エ）　中継資材、機材の確保

（オ）　放送番組の継続、ローカル枠の緊急編成などの措置

（５）　株式会社東日本放送

ア　放送体制

（ア）　非常災害対策規定に基づき直ちに非常災害対策本部を設置し、総動員態勢で災害報道にあたるとともに、テレビ朝日系列各社からの応援による放送取材体制を確立する。

（イ）　関係機関（自治体、警察、消防、気象台等）との連絡を密にしながら、災害・被災状況を的確に把握するとともに、災害・生活・安否情報等を提供し、二次災害や社会的混乱の防止等に努め、被災者の救援・復旧・安定に資するための取材・放送を実施する。

イ　放送応急措置

（ア）　放送施設・設備の電源、送信・送出機器、通信回線の点検を速やかに実施し、放送継続に必要な設備、機器等の確保と運用に全力を挙げる。

（イ）　関係機関及び系列各社との連携を密にし、相互協力体制を図るとともに、住民の安全確保のための緊急情報の取材・放送に努める。

（６）　株式会社エフエム仙台

ア　大規模な地震発生時には、緊急災害対策本部を設置し、放送要員を確保し関係機関と連絡をとりながら災害放送体制を組む。

イ　放送設備の点検を行い、可能な限りの手段を尽くし被害を受けた機器の回復と維持に努め、放送の継続を図る。

ウ　当社の機器が損傷した場合、ＪＦＮ（全国ＦＭ放送協議会）から機器及び人員の応援を受け、放送の継続に努める。

第２節　災害広報活動

＜主な実施機関＞
県（総務部、復興・危機管理部）、県警察本部、市町村、防災関係機関

第１　目　的

県、市町村及び報道機関等は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第２　社会的混乱の防止

１　情報伝達・広報の実施

県及び市町村は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

２　住民等への対応

県、市町村及びライフライン事業者は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

第３　県の広報

１　広報事項

被災者のニーズを十分把握し、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

（１）　被害区域及び被害状況に関する情報
（２）　避難に関する情報
（３）　救急・医療に関する情報
（４）　地震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
（５）　社会秩序の維持に関する情報
（６）　緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
（７）　道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
（８）　道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
（９）　生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
(10)　安否情報
(11)　被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
(12)　地震に関する情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報を含む）

(13)　津波に関する情報
(14)　保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
(15)　相談窓口の設置に関する情報
(16)　被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

2　広報実施方法

情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

情報伝達に当たって、Ｌアラート（災害情報共有システム）に関しては、災害関連情報等の迅速かつ正確な発信に努める。

（1）　大規模災害時緊急情報連絡システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）による広報
（2）　記者発表、記者クラブへの資料配布（テレビ・ラジオ・新聞）
（3）　県政ラジオ番組、新聞紙面購入による広報
（4）　テレビスポット放映による広報
（5）　県政だよりによる広報
（6）　チラシ、パンフレットによる広報
（7）　宮城県ホームページ、防災情報ポータル、アプリケーション、ソーシャルメディアによる広報
（8）　携帯メールや緊急速報メール
（9）　ＣＡＴＶ、コミュニティＦＭ放送、災害時臨時ＦＭ局（開設された場合）等への情報提供

3　報道機関との連携

情報の収集・伝達に当たっては、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関と連携を図り、的確な情報を迅速に提供する。

第４　市町村の広報

1　市町村の広報

市町村地域内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

（1）　災害対策本部設置に関する事項
（2）　安否情報
（3）　被害区域及び被害状況に関する情報
（4）　避難情報・避難場所等に関する情報
（5）　医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
（6）　防疫に関する情報

（７）　地震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
（８）　地震に関する情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報を含む）
（９）　津波等に関する情報
(10)　ライフラインの被害状況に関する情報
(11)　生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
(12)　民心安定のための情報
(13)　緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
(14)　道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
(15)　道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
(16)　被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
(17)　自主防災組織に対する活動実施要請
(18)　出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ
(19)　保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
(20)　相談窓口の設置に関する情報
(21)　被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

２　広報実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障害者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

情報伝達に当たって、Ｌアラート（災害情報共有システム）に関しては、災害関連情報等の迅速かつ正確な発信に努める。

（１）　同報無線、有線放送等による広報
（２）　広報車による巡回広報
（３）　テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
（４）　広報紙による広報
（５）　チラシ、パンフレットによる広報
（６）　市町村ホームページ、アプリケーション、ソーシャルメディアによる広報
（７）　避難所への広報班の派遣
（８）　壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じての連絡
（９）　携帯メールや緊急速報メール
(10)　ＣＡＴＶ、コミュニティＦＭ放送等への情報提供
(11)　臨時災害放送局の開設
(12)　Ｌアラート（災害情報共有システム）による広報

第５　安否情報

県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第６　防災関係機関の広報

１　警察の広報

警察は、関係機関と相互に協力し、次の事項等に関する広報活動を実施するとともに、報道機関の協力を得て災害広報を行う。

（１）　災害区域及び被害状況

（２）　避難誘導、救助活動及び緊急輸送ルート等通行路確保のための交通規制広報

（３）　道路における危険防止及び交通の円滑に関する交通広報

（４）　災害危険箇所及び危険物の所在等二次災害の防止に関する防災広報

（５）　被災地域及び指定避難所等における犯罪予防広報

２　国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

３　その他の機関

防災関係機関は、各々関係する情報について県民が必要とする度合いに応じて積極的に広報活動を行う。さらに、必要事項については、随時、県及び市町村災害対策本部にも連絡する。

放送事業者及び通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第３節　防災活動体制

＜主な実施機関＞
県、市町村、国、防災関係機関

第１　目　的

大規模地震が発生した場合、県の広い範囲で県民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、県、市町村、防災関係機関は、大規模地震を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウターライズ地震や余震に対しても、同様に基本的な対応を求めるものである。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

※　「アウターライズ地震」…陸から見て海溝の外側（アウター）の海底の隆起している部分（ライズ）で発生する地震で、陸地での揺れは比較的小さいものの、併発する津波は大規模なものになりやすい

第２　初動対応の基本的考え方

県、市町村、及び防災関係機関においては、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第３　県の活動

１　職員の配備体制

県内での災害時において、次により配備体制を敷く。

なお、災害対策本部が設置された際には、各部局は部となり、各課室は班となる。

また、非常配備体制に至らない場合であっても特別警戒配備体制、あるいは警戒配備体制を敷くこととしており、各配備体制の基準等については次のとおりである。

（１）　警戒配備（０号）

宮城県で震度４（実測値）を観測する地震が発生した場合、又は警戒本部設置前において各部局長が必要と認めた場合、各部局は、必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。（詳細は各部局の配備編成計画による）

（２）　特別警戒配備（１号）

県内で震度４（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、震度５弱（実測値）を観測する地震が発生した場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による）又は

宮城県に津波注意報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備体制（１号）を敷く。

（３）　特別警戒配備（２号）

県内で震度５強（実測値）を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（２号）体制を敷く。

（４）　非常配備（３号）

県内で震度６弱（実測値）以上を観測する地震が発生したとき、県内に特別警報（地震動特別警報を除く）が発表されたとき、又は県内市町村が緊急安全確保を発令したときは、「宮城県災害対策本部要綱」（昭和56年５月15日施行）に基づき、宮城県災害対策本部を自動的に設置し、非常配備体制を敷く。

ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想される場合、知事は速やかに災害対策本部を設置する。

（５）　現地災害対策本部

局地的かつ特に甚大な被害が発生した場合、又は発生するおそれがあり、本部長が特に必要と認めた場合には、局地災害の応急対策を強力に推進するために、当該地域を所管する支部等又は当該災害現場等に現地災害対策本部を設置する。

（６）　勤務時間外の自主配備

休日、夜間等勤務時間外に上記配備、本部設置等に該当する地震、津波等を覚知した場合、各々所定の人員は自主的に登庁し、配備につく。

２　職員の動員体制

警戒配備及び特別警戒配備に関する職員の動員については、事前に各部局でそれぞれの場合の動員計画について定めておくほか、下記の連絡員についても定める。

なお、動員に当たっては県の各部局において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認システムや災害時におけるその他の連絡手段を用いて安否確認を行う。

（１）　本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、所属部と災害対策本部事務局との連絡調整や、所属部の所管する情報の収集伝達等を行う。

（２）　情報連絡員

各班に情報連絡員を置き、所属班に関する情報等の連絡事務を行う。

（３）　支部（地域部）連絡員

支部・地域部各班に支部・地域部連絡員を置き、所属班と支部（地域部）事務局との連絡調整や、所属班の災害関連事務を行う。

（４）　支部情報連絡員

支部各班に支部情報連絡員を置き、所属班に関する連絡事務等を行う。

３　災害対策本部の運用

（1）　災害対策本部事務局は県庁の復興・危機管理部各課執務室に設置する。ただし、災害の規模によっては２階講堂に移設する。また、各支部についても設置場所について定めておく。

配備体制の基準・内容等

区分			配備基準	配備内容	本部・地方支部等体制	会議構成	備考
災害対策警戒配備要領による警戒配備	警戒配備	0号	1　県内に大雨、土砂災害、氾濫、高潮（以下「大雨等」という。）の警報が発表されたとき。 2　県内で震度4（実測値）の地震が観測されたとき。 3　県内に大雨等の注意報が発表され、かつ被害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 4　その他特に部（局）長が必要と認めたとき。	復興・危機管理部の所要人員及び特に関係ある課（所）の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。			1　休日及び勤務時間外における初動期の非常配備体制については、各部で定める配備計画に基づくものとする。 2　警戒配備及び特別警戒配備の体制については、各部で定める配備計画に基づくものとする。 3　局地的な地域で配備基準に該当する地震が観測された場合の地方機関の配備は、管内で観測された震度に応じた体制とする。（非常配備（3号）除く） 4　特別警報発表時における特別警報発表地域（大津波警報は沿岸 15 市町、噴火警報（居住地域）は栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町）を所管しない地方機関の体制については、本部長の指令により、配備編成計画に基づくものとする。 5　各種委員会の職員は随時各部に応援できるよう態勢を整えておく。 6　大雨等による警戒本部等の設置については、本部から関係部（局）を
	特別警戒配備	1号	1　県内に大雨等の危険警報が発表されたとき。 2　宮城県に津波注意報が発表されたとき。 3　県内で震度5弱（実測値）の地震が観測されたとき。 4　県内で震度4（実測値）の地震が観測され、被害が発生したとき。 5　北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき。ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による。 6　栗駒山、鳴子、蔵王山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報（火口周辺）が発表されたとき。 7　県内で台風による被害の発生が予想されるとき。 8　県内に大雨等の警報が発表され、かつ広範囲にわたる被害の発生が予想されるとき、被害が発生したとき又は気象防災速報（※）が発表されたとき。 ※警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著な現象が発生または発生しつつある場合に発表される情報。 9　その他特に復興・危機管理部長が必要と認めたとき。	復興・危機管理部の所要人員、関係課（局）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する。また、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢として、警戒本部事務局を置く。	警戒本部 （本部長：復興・危機管理部長） 警戒本部地方支部 （支部長：地方振興事務所長） 警戒本部地域部 （地域部長：地方振興事務所地域事務所長）	関係部局本部連絡員 関係公所支部連絡員 関係公所地域部連絡員	

		２号	1　宮城県に津波警報が発表されたとき。 2　県内で震度5強(実測値)の地震が観測されたとき。 3　その他特に副知事が必要と認めたとき。	復興・危機管理部の所要人員、関係部(局)長及び関係課(所)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する。また、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢として、特別警戒本部事務局を置く。	特別警戒本部 (本部長:副知事) 特別警戒本部地方支部 (支部長:地方振興事務所長) 特別警戒本部地域部 (地域部長:地方振興事務所地域事務所長)	関係部局長 関係公所長 関係公所長	通じて関係地方機関に伝達するものとする。(ただし、特別警報発表時は自動設置につき伝達は行わない) なお、津波については津波注意報、津波警報、大津波警報の発表、地震については観測震度の発表、火山については噴火警報の発表をもって警戒本部等を自動設置するので、伝達は行わないものとする。また、廃止については、本部からの指示により、関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。
災害対策本部要綱による非常配備	非常配備	３号	1　県内で震度6弱以上(実測値)の地震が観測されたとき。 2　特別警報(気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第5条に規定する特別警報のうち、地震動特別警報※を除く)が県内に発表されたとき。 3　市町村が緊急安全確保を発令したとき。 4　原子力災害特別措置法(平成11年法律第156号)に基づく事象が発生したとき。 5　災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたとき。 ※　緊急地震速報(震度6弱以上又は長周期地震動階級4)が特別警報に位置づけられているが、地震動は実測値に従う。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	災害対策本部 (本部長:宮城県知事) 災害対策本部地方支部 (地方支部長:地方振興事務所長) 災害対策本部地域部 (地域部長:地方振興事務所地域事務所長)	本部員 (本部会議) 支部員 (支部会議) 地域部員 (地域部会議)	

※蔵王山、栗駒山の噴火警戒レベルの導入に伴い、レベル２及びレベル３は噴火警報（火口周辺）に該当するため１号配備、レベル４及びレベル５については、特別警報に該当するため３号配備とする。

（2）　本部長は、県の災害対策を推進するため、庁議室において本部長、副本部長、本部員による本部会議を開催し、次の事項について基本方針を決定する。

ア　災害応急対策の実施及び各機関の調整に関すること

イ　災害救助法の適用に関すること

ウ　国、他都道府県及び市町村の応援に関すること

エ　現地災害対策本部の設置に関すること

オ　その他重要事項に関すること

（３）　県及び市町村の災害対策本部が設置される予定の庁舎が被災した場合、隣接する又は被災地近傍で倒壊・浸水のおそれのない施設等において設置する。

第４　市町村の活動

市町村は、地震災害時において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。また、災害の規模に応じて災害対策本部、現地災害対策本部等を速やかに設置し、応急対策に当たる。

１　活動体制

（１）　組織、配備体制

市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震や津波災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。その際、市町村は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、市町村は、県と一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図るとともに、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ地震規模等に応じた登庁者等について定めておく。

（２）　災害救助法が適用された場合の体制

市町村は災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

（３）　市町村間の応援協定

市町村間で応援協定を締結している場合、必要に応じて応援要請等を行う。

２　市町村災害対策本部の所掌事務

市町村災害対策本部が実施する主な所掌事務は次のとおりである。

（１）　地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
（２）　住民の不安を除くために必要な広報
（３）　消防、水防その他応急措置
（４）　被災者の救助、救護、その他の保護
（５）　施設、設備の応急復旧
（６）　防疫その他の保健衛生
（７）　避難情報の発令
（８）　被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
（９）　県災害対策本部への報告、要請
(10)　県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
(11)　自主防災組織との連携及び指導
(12)　その他必要な災害応急対策の実施

第５　警察の活動

１　警察は、地震による重大な災害時は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。

２　県が設置した災害対策本部に職員を派遣し、被害情報、活動状況等の情報交換、活動状況等の検討を行う。

３　警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第６　消防機関の活動

被災市町村の消防機関は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被災者等の救出・救助活動や被害情報の収集活動など所要の活動を行う。

１　消防本部の活動

消防本部は、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市町村災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連携をとり、効果的な活動を行う。

２　消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として管轄消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

３　水防管理団体等の活動

地震・津波が発生した場合は、水防管理団体等は次のような措置をとる。

（１）　所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

（２）　水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

（３）　水防資機材の点検、整備、配備

第７　防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）、関係者等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第８　県、市町村、国及び関係機関の連携

１　県と国機関との連携

県は、災害対策本部が設置された際には、国に対しその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。また、国による現地対策本部が設置された場合には、合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・

救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

また、国が関係省庁、県又は市町村、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集めた連絡会議及び調整会議を開催する場合、県は、対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

2　県と市町村との連携

県は、大規模な災害が発生し、情報途絶市町村が発生した場合等は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報（人命救助・人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等）を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。

3　県による現地災害対策本部の設置

県は、特に被害が甚大と思われる市町村について、必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置する。

市町村は、県による現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

4　防災関係機関職員の県への配備

県は、災害対策本部が設置された場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係機関の職員を災害対策本部へ派遣するよう要請する。

5　防災関係機関相互の連携

防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、市町村はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市町村、関係省庁、ライフライン事業者等は、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

6　ヘリコプター等の運用調整

県は、ヘリコプターを有する防災関係機関とともに、ヘリコプター運用調整会議を設置し、災害時における「ヘリコプター災害対策活動計画」や「ヘリコプター安全運航確保計画」を定め、運用を図ってきたが、東日本大震災による活動を通じて明らかになった問題点等に基づき、同計画を見直し、ヘリコプターによる効率的な災害対策活動等の実施とヘリコプターの安全な運航の確保を図る。

また、県は、ヘリコプター等の航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部事務局

内に航空機の運用を調整する部署（ヘリコプター運用調整チーム）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

なお、ヘリコプター運用調整チームは、ふくそうする航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼する。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼し、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。

第９　複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部等が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

第４節　相互応援活動

＜主な実施機関＞
県（総務部、復興・危機管理部、企画部）、県警察本部、市町村、東北管区警察局

第１　目　的

大規模地震災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

第２　市町村間の相互応援活動

１　他市町村長に対する応援の要請

被災市町村長が、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他市町村長に対し応援を求める。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

（１）　個別相互応援協定

災害時に係る相互の応援協定等を締結している市町村においては、当該協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

（２）　県内全市町村間の相互応援協定（災害時における宮城県市町村相互応援協定）

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

ただし、県と調整するいとまがないと応援市町村長が認められる場合は、活動実施後に県に報告する。

２　県への情報伝達

被災市町村が、応急対策を実施する際に、他市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。

３　応援体制の確保

県内で大規模地震災害が発生した場合、被災しない市町村においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

第３　県による応援・受援活動

１　応援要請及び指示

県は、災害応急対策を行うために必要があると認めるときは、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、被害の規模に応じて、他都道府県等に対して応援を求める。

また、必要に応じて県内市町村に対して、他市町村を応援すべきことを指示する。

2　職員派遣の要請

県は、被災市町村の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災市町村のニーズを照会し、総務省の応急対策職員派遣制度等により職員派遣を要請する。

また、派遣元自治体と派遣先自治体間の派遣受入れ調整や関係内部部局との調整を行うとともに、「プッシュ型」による人材の派遣も行う。

3　物資の供給

県は、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の飲料水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

4　応急措置の代行

県は、県内地域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にあるものを応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

5　応急復旧の要請等

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、被災都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。

6　県の職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

第４　県内消防機関の相互応援活動

大規模地震災害等が発生した場合の県内における広域消防応援については、「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」に基づき消防相互応援活動を行う。

県は、応援要請、応援消防部隊の派遣及び部隊の運用を迅速かつ円滑に行うため、必要があると認められるときは、代表消防機関に対し、宮城県広域消防応援基本計画の見直しを要請する。

第５　他都道府県からの応援活動

１　北海道・東北８道県に対する応援要請

県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北８道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」に基づき応援の要請を行う。

（１）　応援要請

応援要請は、応援の調整を実施するカバー（支援）県又は幹事県に対し、必要事項を明らかにして要請を行う。

※　宮城県が被災した場合のカバー（支援）県…（第１順位）山形県　（第２順位）福島県
（第３順位）北海道

（２）　他道県からの自主的な応援

通信手段の途絶等により、本県と他道県との連絡がとれない場合には、他道県はヘリコプターを活用した被害情報の収集を行い、本県に対する応援を実施する。また、カバー（支援）県は必要に応じて連絡調整員を本県の災害対策本部に派遣し、本県以外の道県の協力を得ながら災害応急対策を円滑に推進する。

（３）　応援の内容

ア　人的支援及びあっせん

（ア）　救助及び応急復旧等に必要な要員
（イ）　避難所の運営支援に必要な要員
（ウ）　支援物資の管理等に必要な要員
（エ）　行政機能の補完に必要な要員
（オ）　応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

イ　物的支援及びあっせん

（ア）　食料、飲料水及びその他生活必需物資
（イ）　救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
（ウ）　救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

ウ　施設又は業務の提供及びあっせん

（ア）　ヘリコプターによる情報収集等
（イ）　傷病者の受入れのための医療機関
（ウ）　被災者を一時収容するための施設
（エ）　火葬場、ゴミ・し尿処理業務
（オ）　仮設住宅用地
（カ）　輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

エ　その他、特に要請のあった事項

２　全国知事会に対する応援要請

北海道東北ブロック幹事県は、「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」

における応援活動をもっても十分な応急対策の実施ができない場合には、全国知事会に対し「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく広域応援の要請を行う。

（１）　応援要請

県は、北海道東北地方知事会の中から、あらかじめ定めている幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援に関する事項を明らかにして要請し、幹事県は、本県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡する。

なお、幹事県が被災等により事務を遂行できない場合は、幹事代理県が幹事県に代わって職務を行う。

（２）　全国知事会による応援調整等

全国知事会は、幹事県から本県の被害状況及び広域応援の要請内容等の連絡を受け、各ブロックとの調整を行った上で、本県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県及び本県に応援要請の内容を連絡する。

（３）　広域応援の内容

広域応援の内容は、被災地等における住民の避難・救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせんとする。

３　総務省の応急対策職員派遣制度による応援要請

（１）　応援職員のニーズ等の把握

県は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、被災市町村における災害対応業務を支援するための応援職員のニーズ等を速やかに把握し、総務省及び北海道東北ブロック幹事県に連絡する。

（２）　北海道東北ブロック幹事県への協力依頼

県は、把握したニーズ等に対し、県内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、北海道東北ブロック幹事県を通じてブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼する。

（３）　対口支援団体の決定

県は、対口支援団体が決定された場合には、被災市町村に対し、決定された事項を速やかに連絡する。

※　対口支援（たいこうしえん）方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。

４　国への応援調整要求

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求

等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。

第６　緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

１　消防庁への応援要請

知事は、大規模な災害時において、都道府県の区域を越える消防の広域応援の必要性がある場合には、直ちに消防庁長官に応援の要請を行う。

なお、消防庁長官は、通信の途絶により被災地の知事との連絡をとることができないなど知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待たないで応援のための措置をとることを求めることができ、特に、緊急を要し、広域的な応援出動等が必要な場合は、消防庁長官が応援側都道府県知事に直接応援出動等の措置をとることを求めることができる。

２　緊急消防援助隊の活動円滑化

県は、県内における緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて調整を行うこととするが、被災の状況や入県する都道府県隊の消防力等を勘案し、必要に応じ当該計画を適宜見直し、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように努める。

大規模災害時における緊急の広域消防応援体制図

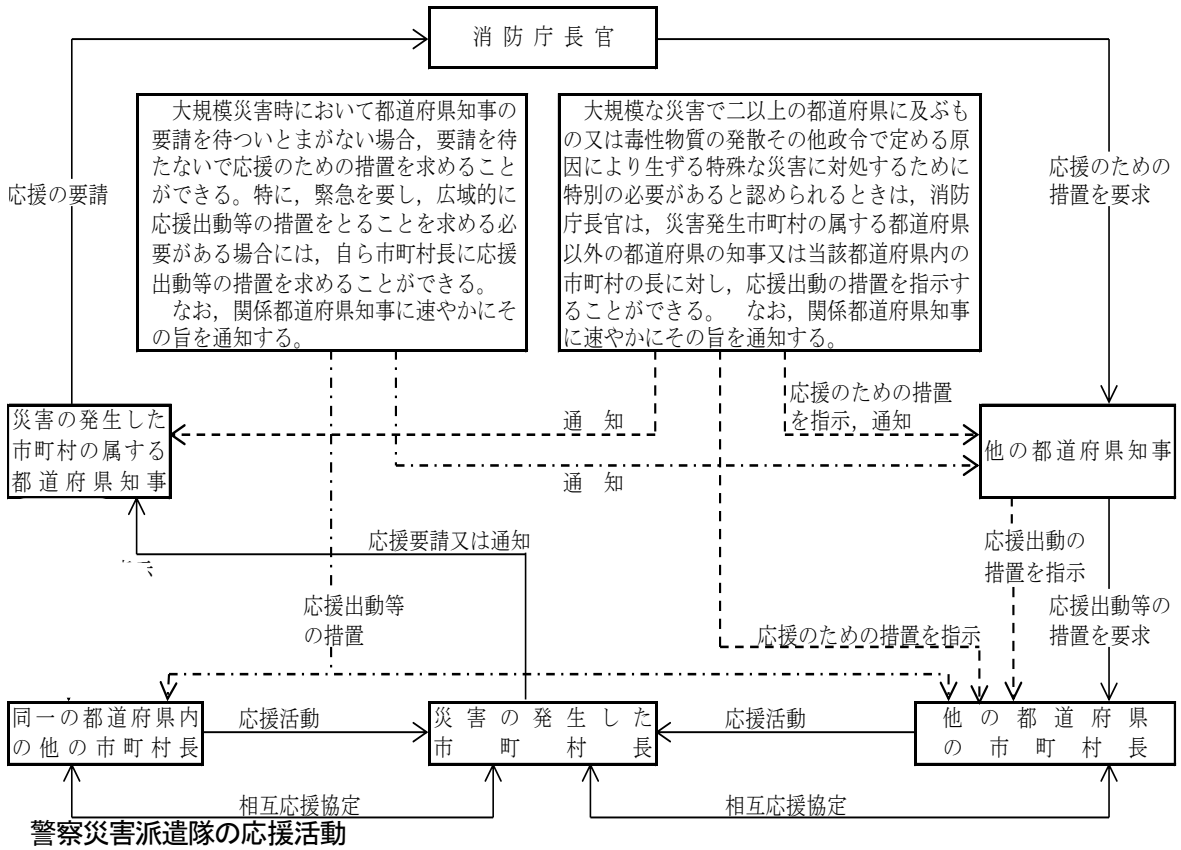

第７　警察災害派遣隊の応援活動

警察は、被災状況の把握に努めるとともに、警察災害派遣隊の必要を認めるときは、警察庁及

び管区警察局の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣要請等の措置をとる。

第８　広域的な応援体制

市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

市町村は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

第９　受入れ体制の確保

県、市町村等は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入れ体制を整備する。

また、県は、広域応援部隊に対し、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供する。

第10　他県等への応援体制

県及び市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

なお、県及び市町村は、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理等を徹底する。

また、災害時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

第５節　災害救助法の適用

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部）、市町村

第１　目　的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第２　災害救助法の適用

１　災害救助法の適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号、以下当節において「法」という。）による救助は、市町村（政令指定都市にあっては、行政区ごと又は市全域のいずれか）の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

適用基準は、以下のとおりである。

（１）　市町村の区域内における住家の被害が、市町村人口に応じ、住家の滅失した世帯数（全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の２分の１世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては、滅失世帯の３分の１とみなして換算する。以下同じ。）が次の世帯数以上であること。

市　町　村　人　口	住家滅失世帯数
５，０００人未満	３０世帯
５，０００人以上　～　１５，０００人未満	４０世帯
１５，０００人以上　～　３０，０００人未満	５０世帯
３０，０００人以上　～　５０，０００人未満	６０世帯
５０，０００人以上　～　１００，０００人未満	８０世帯
１００，０００人以上　～　３００，０００人未満	１００世帯
３００，０００人以上　～	１５０世帯

（２）　県の区域内の住家滅失世帯数が、2,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の住家滅失世帯数が、その人口に応じ、上記基準の２分の１以上に達したとき。

（３）　住家滅失が次のような状態にあるとき。

ア　県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき。(市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあること。)

イ　災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

（４）　多数の者が、生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

ア　多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。

イ　食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。

（５）　災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。

２　災害救助法の適用手続

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第４条に規定する救助を実施するときに開始される。

原則　　災害発生日　＝　救助の開始日　＝　公示日

例外　①長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合

災害発生日　＝　被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日

②被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合

公　示　日　＝　被害等が判明した日

市町村は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに該当市町村に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を市町村長に委任する。

３　救助の種類

避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の捜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。（昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」）

第３　救助の実施の委任

知事は、法第13条の規定により、次の救助の実施を市町村（救助実施市（法第２条の２第１項に定める市。以下同じ。）を除く。）長に委任することができる。同法施行令第17条の規定により委任を通知した場合において、市町村長は、当該事務を行わなければならない。

１　避難所及び応急仮設住宅の供与
２　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
３　被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
４　医療及び助産
５　被災者の救出
６　被災した住宅の応急処理
７　学用品の給与
８　埋葬
９　死体の捜索及び処理
10　障害物の除去
11　応急救助のための輸送

12　応急救助のための賃金職員雇上費

【災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分】

救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として表１のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害毎の被災範囲や被災場所（市町村の行政機能が損なわれるような状況）等を勘案し、県と市町村とが協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。

表１　災害の規模に応じた救助の実施者

実施者		救助の種類
局地災害の場合	市町村	全ての救助 （県から即時に委任（法第 13 条第１項））
	仙台市	全ての救助 （救助実施市（法第２条の２第１項））
	県	－
広域災害の場合	市町村	県及び仙台市が行う以外の全ての救助 （県から即時に委任（法第 13 条第１項））
	仙台市	全ての救助 （救助実施市（法第２条の２第１項））
	県	仙台市を除く区域の応急仮設住宅の供与

※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、市町村へ委任することができる。

第４　救助実施市

救助実施市の区域内においては、当該救助実施市が救助を実施する。

県は、物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行う。

第６節　自衛隊の災害派遣

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部）、市町村、自衛隊、第二管区海上保安本部、
東京航空局仙台空港事務所

第１　目　的

大規模地震災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、知事、第二管区海上保安本部長及び東京航空局仙台空港事務所空港長（以下「知事等」という。）は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により、自衛隊の災害派遣を要請する。

第２　災害派遣の基準及び要請の手続き

１　要請による派遣

（１）　知事等は、地震災害時において、人命及び財産を保護するため必要があると認めるとき、若しくは、市町村の通信途絶の状況から判断し必要と認める場合は、「自衛隊指定部隊等の長」に対して災害派遣を直ちに要請することができる。

自衛隊指定部隊等の長は、災害派遣の要請を受け、必要と認める場合に部隊等を派遣する。

注:「自衛隊指定部隊等の長」とは、自衛隊法第83条に規定する防衛大臣が指定する者をいい、陸上自衛隊においては方面総監、師団長、駐屯地司令の職務にある部隊等の長、海上自衛隊においては地方総監、航空自衛隊においては航空総隊司令官、基地司令の職にある部隊等の長をいう。

（２）　知事等は、事態の推移に応じ、自衛隊の災害派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

（３）　市町村長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請をするよう求めることができる。この場合、市町村長はその旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。また、市町村長は速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、市町村長等は速やかに県知事等にその旨を通知しなければならない。

（４）　自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、三要件（緊急性、非代替性、公共性）※を総合的に勘案して判断し、やむを得ない事態と認められる場合とする。

※緊急性　：状況から見て差し迫った必要性があること
非代替性：自衛隊の部隊等が派遣される以外に他に適切な手段がないこと
公共性　：公共の秩序を維持するという観点において妥当性があること

２　自衛隊の自主派遣

大規模地震災害時において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は次のとおりとする。

（１）　地震災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認められること。

（２）　地震災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、次のような直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。例えば、

ア　地震災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の２第２項の規定による市町村長からの通知を含む）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

イ　地震災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

ハ　庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合

（３）　海難事故、航空機の異常事態を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

（４）　その他災害に際し、上記（１）～（３）に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

（５）　（１）～（４）の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

３　要請の手続き

（１）　派遣要請系統図

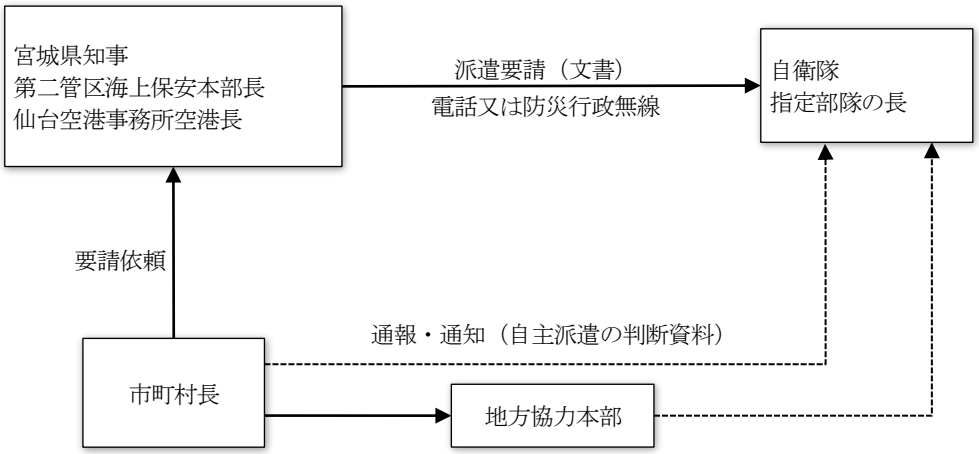

（２）　要請（連絡）先

知事等が自衛隊の災害派遣要請を必要と認めた場合は、宮城隊区担当部隊長と調整の上、要請する。ただし、仙台を中心とした地区等に海洋型又は都市直下型大規模地震災害が発生した場合、知事等は第６師団長又は東北方面総監に対し直接要請することができる。その際は、速やかにこの旨を宮城隊区担当部隊長に対し通報しなければならない。

（３）　要請

知事等が災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書を指定部隊等の長に提出しなければならない。

なお、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

ア　災害の情況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

ただし、相当数の被害が出ていると認められ、かつ被災市町村の具体的被災状況が把握できない場合にあっては、上記に関わらず、速やかな派遣要請に努める。この際、要請権者は、被災状況を把握し次第速やかに要請内容を最速の手段をもって明らかにしなければならない。

第３　県・市町村と自衛隊との連絡

１　自衛隊の連絡幹部等の派遣

（１）　大規模地震災害発生時、自衛隊は、県及び市町村災害対策本部等に連絡調整員を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。

連絡幹部等は、県及び市町村並びに関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救援活動等に関する連絡・調整を実施する。

（２）　大規模地震災害が発生した場合、自衛隊は、県に連絡調整所を開設する。

２　自衛隊の災害派遣に係る県の対応

（１）　自衛隊の災害派遣に係る県の窓口は県防災推進課(火災及び林野火災については消防課)とする。

なお、東北方面総監部が対処する場合における県の連絡調整窓口についても同じとする。

（２）　災害対策本部を設置した場合、自衛隊の連絡幹部等を災害対策本部に受入れ、災害対処に必要となる情報交換等を行う。

（３）　県は連絡幹部等と協議し、対策の緊急性、重要性を判断し救援活動の優先順位を定め、自衛隊の活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

第４　派遣部隊の活動内容

１　一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と密接な連携のもとに救援活動等を実施する。

２　災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

（１）　被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

（２）　避難の援助：避難者の誘導、輸送等

（３）　遭難者等の捜索救助活動：要救助者、行方不明者、負傷者等の捜索、救出・救助活動

（４）　水防活動：土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動

（５）　消防活動：消防機関との協力による消火活動（空中消火を含む）

（６）　道路の啓開：道路等の交通路上の障害物の排除

（７）　応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動

（８）　人員及び物資の緊急輸送：緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送

（９）　給食、給水及び入浴支援：被災者に対する給食、給水及び入浴支援の実施

(10)　救援物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第１号）に基づく措置の実施

(11)　危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

(12)　その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

３　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害時において市町村長その他市町村長の職務を行うことができる者（委任を受けた市町村の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

（１）　警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること

（２）　他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること

（３）　現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること

（４）　住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること

（５）　通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること

第５　派遣部隊の受入れ体制

災害派遣が決定された場合、派遣を受ける知事等及び市町村長等は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入れ体制を整備する。

１　連絡調整者の指定

知事又は市町村長等は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

２　資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

３　宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてる時は、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

４　作業内容の調整

知事、市町村長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、各防災関係機関の長は、状況に応じた的確な分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

５　臨時ヘリポートの設定

（１）　臨時ヘリポート設定基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

（２）　着陸地点には、臨時ヘリポート設定基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。

（３）　危険予防の処置

ア　離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

イ　表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

６　艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁を可能な限り確保する。

７　情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

第６　派遣部隊の撤収

１　派遣の目的を完了、またその必要がなくなった場合、知事等は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、当該市町村長等及び派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について要請する。

２　撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請する。

３　災害派遣部隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

第７　経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と知事等が協議して定める。

１　派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料

２　派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料

３　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等

４　派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費

５　無作為による損害の補償

６　その他協議により決定したもの

第７節　救急・救助活動

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部）、県警察本部、市町村、自衛隊、第二管区海上保安本部、
東北地方整備局、東日本高速道路（株）東北支社

第１　目　的

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、県、市町村、防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般県民においても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

第２　県の活動

１　県は、大規模地震災害においては、速やかに市町村の被害状況及び救急・救助を必要とする状況を把握し、防災関係機関が有機的に連携して救出・救助を行えるよう、県警察本部、消防本部、自衛隊等関係機関との連絡、調整を行う。この際、必要な資機材については関係機関から広く調達し、併せて防災ヘリコプターを積極的に活用する。

２　県は、市町村から要救助者の救助活動について応援要請を受けた場合、また、自ら必要と認めた場合には、防災ヘリコプターによる要救助者の捜索及び救助活動を行う。

３　県は、要救助者が相当数見込まれるときは、自衛隊、第二管区海上保安本部等に対し、速やかに救助活動を要請する。

４　県は、常時、防災関係機関から救急・救助情報を収集するとともに、一般市民等からの情報については、適宜関係機関あて伝達する。

第３　警察の活動

１　警察は、救出・救助を要する者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動を行う。

２　警察は、被害状況に基づき、迅速に災害警備部隊を被災警察署等に出動させる。

３　警察は、警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。

第４　市町村の活動

１　市町村は、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防・警察機関の協力を得ながら、速やかに捜索、救出活動を行う。また、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。

２　市町村は、一般住民からの情報についても適宜関係機関あて伝達し、人員、機材等の面で対応

が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。

3　市町村は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、政府本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

4　被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

第５　消防機関の活動

大規模地震災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、（公社）宮城県医師会、日本赤十字社宮城県支部及び警察署等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

1　消防本部の活動

救急・救助活動を行うに当たって、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。このため、関係機関と情報交換を緊密に行いながら救急・救助活動を行う。また、負傷者も軽傷者から救命処置を必要とする者までさまざまであり、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と応急処置が要求されるので、救急救命士や高度救命処置用資機材の有効活用を行うなど効率的な活動を行う。

2　消防団の活動

消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

第６　第二管区海上保安本部の活動

1　地震等により海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

（1）　船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機等又は特殊救難隊等により、その救助を行うほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその救助を行う。

（2）　船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて関係機関等に協力を要請する。

（3）　危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生の防止、船舶の航行を制限し、又は禁止するなどを行う。

（4）　救急・救助活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震発生後の地震に伴う津波等の二次災害の防止を図る。

（５）　東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、巡視船艇・航空機等の集中運用を行う。この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、特殊救難隊等をヘリコプターに搭乗させる。また、関係機関と連携を図り、効率的な活動を行う。

２　関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した巡視船の活用について配慮する。

（１）　医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

（２）　災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

（３）　その他の支援活動については、その都度協議の上、決定する。

３　物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年国土交通省令第４号）に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。

第７　住民及び自主防災組織等の活動

１　緊急救助活動の実施

住民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

２　人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、市町村等に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

３　救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力し、その他とるべき行動についても現地の警察、消防職員の指示を仰ぐ。

第８　救急・救助活動への支援

東北地方整備局、東日本高速道路（株）東北支社、県又は市町村は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。

また、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救急・救助活動への支援を行うよう努める。

県災害対策本部及び市町村災害対策本部を含む救助機関において、生命又は身体に対する重要

な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用すること。

第９　惨事ストレス対策

捜索、救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第10　感染症対策

捜索、救助・救急活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。

第11　救急・救助用資機材の整備

国、県、市町村及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

第８節　医療救護活動

＜主な実施機関＞
県（保健福祉部）、市町村、医療関係団体、消防機関、自衛隊

第１　目　的

大規模地震災害時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、県、市町村及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

第２　災害に関する情報の収集及び伝達

１　被災地の状況把握・関係団体への情報提供

（１）　県は、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線などにより、関係機関との連絡をとる。また、ＤＭＡＴ、消防機関、自衛隊等の関係機関の協力を得て情報の収集と伝達を行う。

（２）　保健医療福祉調整本部は、地域保健医療福祉調整本部、仙台市及び災害拠点病院からの情報を収集し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。

（３）　地域保健医療福祉調整本部は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、保健医療福祉調整本部ほか関係機関と情報を共有する。

２　広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）による情報収集・提供

（１）　医療機関の被災状況、傷病者の受入れの可否などの把握は、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）により行う。

（２）　広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）で把握できない情報については、地域保健医療福祉調整本部が管内市町村の医療救護に関する情報及び管内災害拠点病院の情報の把握に努め、可能な手段により保健医療福祉調整本部に伝達する

（３）　保健医療福祉調整本部及び地域保健医療福祉調整本部は、ＤＭＡＴの活動状況について、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の情報から収集するほか、直接ＤＭＡＴなどの医療救護活動チームから支援情報を収集し、関係機関と情報の提供を行う。

第３　医療救護体制・ＤＭＡＴ・医療救護班の派遣・受入れ体制

１　県

（１）　保健医療福祉調整本部の設置

ア　県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、保健医療福祉調整本部を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び地域保健医療福祉調整本部、市町村等から把握する。

イ　県は、必要に応じて、被災地の保健所に地域保健医療福祉調整本部を設置し、被災地内の病院の被害状況等を市町村等から把握し、保健医療福祉調整本部に伝える。

ウ　県は、必要と判断した場合、又は市町村から要請があった場合は、ＤＭＡＴを派遣するほか、医療救護班を派遣する。

（２）　ＤＭＡＴの派遣

ア　県は、必要に応じて、保健医療福祉調整本部の下にＤＭＡＴ調整本部を設置する。

イ　県は、宮城ＤＭＡＴが出動する必要があると判断した場合、又は市町村から派遣要請があった場合は、宮城ＤＭＡＴ指定病院に対して宮城ＤＭＡＴの出動を要請する。

ウ　県は、多数の重症、中等症の傷病者が発生すると予想される状況の場合は、国及び他都道府県にＤＭＡＴの派遣を要請する。

エ　県は、宮城ＤＭＡＴ連絡協議会を設置して、平時から医療救護活動に関する関係機関・団体の協力体制等の確立を図る。

（３）　医療救護班の派遣調整

ア　保健医療福祉調整本部は、地域保健医療福祉調整本部からの要請に基づき、県医師会、県歯科医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。

また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他都道府県、（公社）日本医師会（ＪＭＡＴ）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、大学病院、（一社）日本病院会、（公社）全日本病院協会、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）、（公社）日本薬剤師会、（一社）日本病院薬剤師会、（公社）日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。

イ　保健医療福祉調整本部は、災害の状況又は地域保健医療福祉調整本部、市町村及び医療機関等からの支援要請に応じ、医療救護班派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。

ウ　保健医療福祉調整本部は、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で派遣先等の調整を行う。

エ　地域保健医療福祉調整本部は、医療救護活動にあたるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、地域災害保健福祉医療連絡会議を設置する。

オ　保健活動は、医療救護と密接に関係するため、医療救護班はこれと十分に連携をとる。

（４）　医療ボランティアの調整

保健医療福祉調整本部は必要に応じて、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で医療ボランティアの被災地への配置について連絡・調整を行う。

（５）　活動の継続・引き継ぎ

ア　県は、ＤＭＡＴによる活動と並行して、また、ＤＭＡＴ活動の終了以降、（３）に掲げる機関等からの医療救護活動チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、

被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

イ　県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引き継ぎが適切に実施されるよう、努める。

（６）　船舶を活用した医療活動

県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。また、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。

２　市町村

（１）　医療救護担当部門の設置

ア　市町村は、必要に応じて、災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設ける。通信手段の状況を把握し、可能な手段で関係機関との連絡に努める。

イ　医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、郡市医師会及び公的病院等拠点となる病院等に医療救護班の派遣を要請する。

ウ　医療救護活動に関して、自市町村のみでは十分な対応ができない場合などには、速やかに隣接市町村及び県に協力を求める。

（２）　救護所の設置

ア　市町村は、施設の被災状況や多数の傷病者により医療機関での対応が十分にできない場合などには、救護所を設置・運営する。

イ　市町村は、設置した医療救護所の場所を、当該市町村の実情に応じた適切な方法で住民に周知する。

ウ　救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

３　宮城ＤＭＡＴ指定病院

（１）　宮城ＤＭＡＴ指定病院は、待機要請を受けたときは、宮城ＤＭＡＴを待機させる。

（２）　宮城ＤＭＡＴ指定病院は、県から「宮城県災害派遣医療チーム（宮城ＤＭＡＴ）の派遣に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、宮城ＤＭＡＴを出動させる。

（３）　宮城ＤＭＡＴ指定病院は、緊急やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報あるいは要請に基づき、宮城ＤＭＡＴを出動させる。

この場合、宮城ＤＭＡＴを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。

（４）　ＤＭＡＴの活動内容

ア　被災状況等に関する情報の収集と伝達、傷病者のトリアージ、救急医療等

イ　広域医療搬送

ウ　被災地の病院支援

エ　その他必要な事項

4　災害拠点病院

（1）　災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

（2）　医療救護班の業務内容

ア　傷病者のトリアージ、応急処置

イ　重傷者の後方病院への搬送手続き

ウ　救護所等における診療

エ　被災地の病院支援

オ　その他必要な事項

（3）　医療救護班は、派遣された救護所、病院等であらかじめ定められたルールに従って、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎを行う。

（4）　災害拠点病院は、他のＤＭＡＴ及び医療救護班の受入れを行う。

5　公的病院等

（1）　公的病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

（2）　公的病院等は、他のＤＭＡＴ及び医療救護班の受入れを行う。

6　（公社）宮城県医師会

（公社）宮城県医師会は、「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、県から医療救護班の派遣要請があったときは、「宮城県医師会災害時医療対策要綱」に基づき、各郡市医師会に医療救護班の編成を要請し、医療救護活動を行う。

7　（一社）宮城県歯科医師会

（一社）宮城県歯科医師会は、「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づき、県から歯科医療救護班の派遣要請があったときは、歯科医療救護班を編成し、歯科医療救護活動を行う。

第４　災害時後方医療体制

1　医療機関又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院に搬送し、治療を行う。

2　災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

3　県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、航空搬送拠点を確保･運営するとともに､県内の医療機関から航空搬送拠点までの重病者等の輸送を実施する。

第５　救急患者等の搬送体制

1　搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状況等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留

意して行う。

2　搬送の実施

（1）　災害時後方支援病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市町村又は県に要請する。原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市町村が、医療施設又は救護所から災害後方支援病院までの搬送については、県及び市町村が対応する。

（2）　重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、ＳＣＵ本部を設置するものとし、災害医療本部は、ヘリコプター運用調整班に必要な搬送手段の確保を要請する。

第６　医薬品等及び輸血用血液の供給体制

1　在庫・需給状況の把握

県は、宮城県医薬品卸組合、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部、宮城県医療機器販売業協会、宮城県赤十字血液センター等を通じ、医薬品、医療用ガス、医療資機材、血液製剤等（以下「医薬品等」という。）の在庫、需給状況を把握する。

2　医薬品集積所の設置

県は、救援物資の医薬品等について、受取りに混乱が生じないように宮城県医薬品卸組合との「大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書」に基づき一次医薬品集積所を設ける。また、必要に応じて二次医薬品集積所を地域保健医療福祉調整本部ごとに設置し、一次医薬品集積所から輸送された医薬品等を受入れ、救護所、避難所に供給する。

3　医薬品等の需要・供給体制

（1）　医療施設の管理者及び救護所の責任者等は、医薬品等に不足が生じた場合、当該市町村災害対策本部等に調達を要請する。

（2）　市町村災害対策本部は、医療施設又は救護所等から医薬品等の要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市町村において調達できない場合は、地域保健医療福祉調整本部に要請する。

（3）　地域保健医療福祉調整本部は、市町村災害対策本部等から医薬品等の要請を受けた場合、管内医薬品等卸売販売業者に調達を要請する。不足する場合は、二次医薬品集積所の支援医薬品等を供給し、困難な場合は、保健医療福祉調整本部に要請する。

（4）　県災害対策本部は、地域保健医療福祉調整本部から医薬品等の要請を受けた場合は、県内医薬品等卸業者に調達を要請し、不足する場合は一次医薬品集積所の支援医薬品等を供給する。輸血用血液の要請を受けた場合は、赤十字血液センターに要請する。

（5）　県内で必要な医薬品等を調達できない場合には隣接県、あるいは厚生労働省に要請する。

（6）　県は、（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及びモバイルファーマシー（ラ

イフライン喪失下でも、各種医薬品を供給できる車両）による医薬品の供給等を行う。

（7）　県は、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

第７　在宅要医療患者の医療救護体制

１　市町村は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。

２　市町村は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市町村内の医療機関若しくは県保健医療福祉調整本部へ調整を依頼する。

３　県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市町村より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整や資機材の支援等により、透析医療の確保に努める。

４　医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて市町村災害対策本部に提供する。

５　県は、市町村が行う専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第９節　消火活動

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部）、市町村、第二管区海上保安本部

第１　目　的

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、県、市町村はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

第２　消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

１　地震災害時における消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防御活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防御により行う。

（１）　重要防御地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

（２）　消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

（３）　市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

（４）　重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防御上必要な消火活動を優先する。

（５）　火災現場活動の原則

ア　出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ　火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火

災を鎮圧する。

ウ　火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第３　県の対応

県は、地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握を行い、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

第４　市町村の対応

市町村は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な地震災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

第５　消防機関の活動

１　消防本部の活動

消防本部の長は、消防署（所）及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防本部で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

（１）　初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

（２）　地震による火災の初期消火と延焼防止

地震による火災が発生した場合は、消防団を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

（３）　道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

（４）　消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

２　消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、各市町村で定めている消防計画、行動計画等に基づき、

管轄消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の活動を行う。

（１）　出火警戒活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

（２）　消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

（３）　災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

（４）　避難誘導

避難の指示等が行われた場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

３　第二管区海上保安本部の活動

地震による火災が発生した場合、速やかに次の活動を行う。

（１）　第二管区海上保安本部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちに、その旨を通報する。

（２）　速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ関係機関等に対し協力を要請する。

４　惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する消防機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第６　事業所の活動

１　火災が発生した場合の措置

（１）　自衛消防組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

（２）　必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

２　災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第７　自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

１　火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行

う。

２　初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

第８　県民の活動

１　火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

２　初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

３　通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

第９　被災地域以外からの応援

被災地域以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第10節　交通・輸送活動

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、企画部、経済商工観光部、農政部、水産林政部、土木部）、県警察本部、市町村、自衛隊、東北地方整備局、東北運輸局、第二管区海上保安本部、東日本高速道路（株）東北支社、（公社）宮城県バス協会、宮城交通（株）、（公社）宮城県トラック協会、宮城県道路公社

第１　目　的

大規模地震災害発生に際し、県民の生命の保全、県民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送道路を確保し、輸送を実施する。

第２　県の活動

１　輸送の優先順位

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。

（１）　人命の安全

（２）　被害の拡大防止（二次災害の発生防止を含む）

（３）　災害応急対策の円滑な実施

２　緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

（１）　第１段階

ア　救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資

イ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

ウ　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等

エ　医療機関へ搬送する負傷者等

オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（２）　第２段階

ア　上記（１）の続行

イ　食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

ウ　傷病者及び被災者の被災地域外への輸送

エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

（３）　第３段階

ア　上記（２）の続行

イ　災害復旧に必要な人員及び物資

ウ　生活必需品

（４）　その他関連措置

ア　避難路及び緊急交通路確保のための一般車両使用の抑制について、関係機関等に対する協力要請を行う。

イ　運転者等への交通路確保の伝達を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保を図る。

ウ　総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

３　緊急輸送の要請

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。ただし、安全な輸送の確認が取れた場合に限る。

４　緊急輸送の要請先

災害の救助、その他公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、緊急輸送の対象となる機関に緊急輸送の協力を要請する。

なお、主な緊急輸送の要請先は次のとおりである。

（１）　東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部

（２）　阿武隈急行（株）

（３）　仙台空港鉄道（株）

（４）　仙台市交通局

（５）　（公社）宮城県バス協会

（６）　（公社）宮城県トラック協会

（７）　網地島ライン（株）

（８）　シーパル女川汽船（株）

（９）　塩竈市営汽船

(10)　大島汽船（株）

(11)　東日本高速道路（株）東北支社

(12)　日本貨物鉄道（株）東北支社

５　トラックによる緊急輸送

県は、市町村からの要請も含めて、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、輸送量、輸送場所等の情報の収集・整理を行い、（公社）宮城県トラック協会に対し、協定に基づき、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼するとともに、配車状況の把握に努め、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

第３　市町村の活動

市町村は、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、独自に協定を締結している市町村においては協定締結先の（公社）宮城県トラック協会等に対し、協定未締結の市町村においては県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

第４　防災関係機関の活動

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。

また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

１　東北運輸局の役割

災害応急対策実施責任者から要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉・安全を維持するため、必要がありかつその輸送を実施する者がいない場合、又は著しく不足する場合は、道路運送事業者・海上運送事業者及び港湾運送事業者に対し、輸送を命じる等必要な措置を講じる。

２　東日本高速道路（株）東北支社の役割

物資の緊急輸送等のための緊急輸送車両、人命救助活動等のための緊急自動車の通行が必要であるときは、暫定的な復旧措置を講じるよう努める。また、当該車両に道路の状況、災害発生状況を周知させ通行方法等の指示を与える。

なお、このために必要な規制等については、宮城県警察高速道路交通警察隊と協議する。

３　（公社）宮城県バス協会の役割

大規模地震災害発生に際し、国、県及び市町村からの要請により緊急輸送等を行う場合には、これに即応するため必要な協会の業務体制を次により実施する。

（１）　（公社）宮城県バス協会の体制

（公社）宮城県バス協会内に設置されている緊急対策本部において、対応する。

（２）　（公社）宮城県バス協会本部の代行業務

緊急対策本部では、安全輸送の確保が取れた場合に限り、協会長の命により各バス事業者に協力依頼する。

なお、（公社）宮城県バス協会での業務に支障がある場合には、緊急対策本部を宮城交通（株）に移して業務を遂行する。

４　（公社）宮城県トラック協会の役割

大規模地震災害発生に際し、（公社）宮城県トラック協会が、（公社）全日本トラック協会内に設置された災害対策中央本部から緊急・救援輸送の要請を受けた場合及び宮城県内に大規模な

災害が発生した場合、又はこれらが予測される場合並びに協会長が必要と認めた場合、これに即応するため必要な協会の輸送体制整備及び業務を次により実施する。

（１）　職員の体制

非常呼集連絡表により連絡し、緊急・救助輸送体制を整える。

（２）　（公社）宮城県トラック協会本部の代行業務

（公社）宮城県トラック協会本部が地震災害等により、使用できない場合は下記の順序で支部が代行業務をする。

仙南支部→石巻支部→大崎支部→塩竈支部→登米・本吉支部→気仙沼支部→栗原支部

５　第二管区海上保安本部の役割

傷病者、医師、遭難者等又は救急物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け､有効に活用する。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮する。

輸送対象の想定は次のとおりとする。

（１）　第１段階・・・避難期

ア　救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資

イ　消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資

ウ　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等

エ　負傷者等の後方医療機関への搬送

オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（２）　第２段階・・・輸送機能確保期

ア　上記（１）の続行

イ　食料、飲料水、燃料等生命の維持に必要な物資

ウ　傷病者及び被災者の被災地域外への輸送

エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

（３）　第３段階・・・応急復旧期

ア　上記（２）の続行

イ　災害復旧に必要な人員及び物資

ウ　生活必需品

第５　陸上交通の確保

１　地震発生時の自動車運転者のとるべき措置として、以下の事項を周知徹底する。

（１）　走行中の車両の運転者は、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること

（２）　停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状

況に応じて行動すること

（３）　車両を置いて避難するときは、次のとおり行う。

ア　できるだけ道路外の場所に移動しておく

イ　やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと

ウ　駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること

（４）　避難のために原則として車両を使用しないこと。

（５）　災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

ア　道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所に車両を移動させること。

イ　速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること

ウ　通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

２　交通規制

警察は、災害が発生した場合は、現場の警察官等、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

交通の混乱、交通事故等の発生を防止し、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通安全確保に努める。

（１）　基本方針

ア　被災地域内への流入抑制と走行抑制

（ア）　被災区域への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力規制する。

（イ）　被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

イ　避難路への流入規制と緊急交通路への流入禁止

避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、

同インターチェンジへの流入を制限する。

ウ　被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又はう回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。

エ　道路管理者との緊密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

（２）　緊急交通路確保のための措置

ア　交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ　放置車両等の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両等の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

ウ　運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ　自衛官、消防吏員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は上記ロ、ハの措置を取ることができる。

オ　関係機関等との連携

警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

（３）　交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第２）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

（４）　交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

（５）　交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

（６）　交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通

規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

（７）　交通マネジメント

ア　東北地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。

イ　県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認められたときは、国土交通省東北地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

ウ　検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

エ　検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有する。

３　緊急通行車両であることの確認

緊急通行車両であることの確認手続き（標章及び証明書の交付を含む）は、以下の要領で行う。

（１）　確認に関する事務分掌

ア　知事が行う事務

知事は、知事部局等県有公用車両について確認することとし、本庁（公営企業及び教育庁の本庁を含む。）が所有する車両については地域交通政策課で、また、地方機関（公営企業及び教育庁の地方機関を含む。）が所有する車両については、所管の地方振興事務所・地域事務所でそれぞれ取りまとめた後、地域交通政策課で確認手続きを行う。

イ　県公安委員会が行う事務

県公安委員会は、ア以外の車両について確認し、県警本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署で確認手続きを行う。

なお、県と防災協定等を締結している機関の車両に係る確認手続きについては、その防災協定等を所管する事業担当課（室・所）及び防災推進課を経由して確認手続きを行う。

（２）　確認の申出

ア　申出事項

緊急通行車両の使用者又は管理責任者は、災害発生直後から災害応急対策が行うことができるようにするため、可能な限り事前に次の事項を申し出て確認を受ける。

（ア）　番号標に標示されている番号

（イ）　車両の用途

（ウ）　活動地域

（エ）　車両の使用者の住所及び氏名

（オ）　緊急連絡

イ　必要書類

（ア）　緊急通行車両確認申出書

（イ）　添付書類

a　車検証の写し

b　防災計画書、契約書等の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

c　指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類

事前届出済証の交付を受けている車両については、事前届出済証の提示と（ア）のみで足りる。

（３）　標章等の交付

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、申出者に対し標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

（４）　交付状況の把握

地域交通政策課は、（３）により標章等を交付した場合、防災推進課及び県警本部交通規制課に報告する。防災推進課及び県警本部交通規制課は、（１）の区分によりそれぞれ交付状況を把握することとし、必要に応じて確認事務の調整を図る。

緊急通行車両等の確認手続等フロー

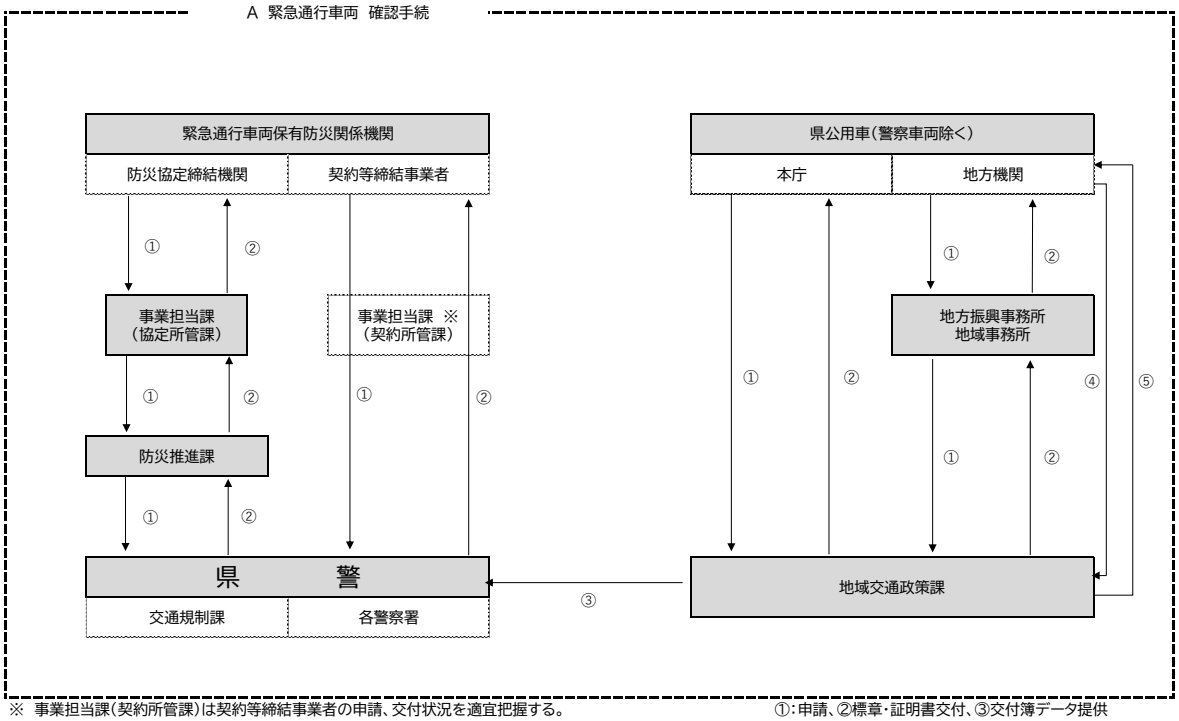

※ 事業担当課(契約所管課)は契約等締結事業者の申請、交付状況を適宜把握する。

①:申請、②標章・証明書交付、③交付簿データ提供
④:随時申請、⑤随時標章・証明書交付

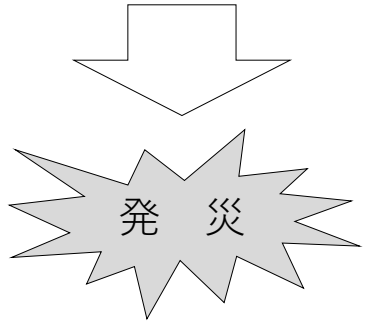

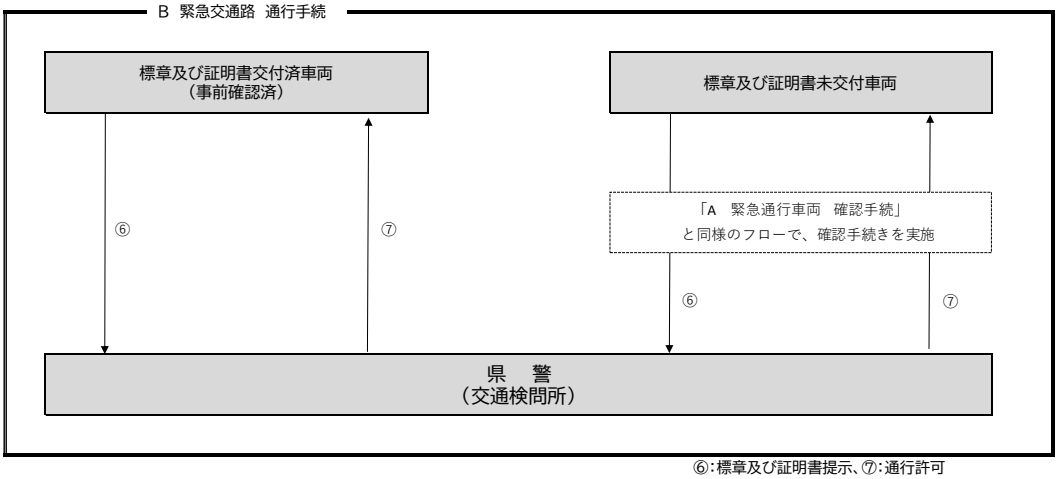

⑥:標章及び証明書提示、⑦:通行許可

4　障害物の除去等

（1）　県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）について道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。

（2）　道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、緊急車両の通行の確保及び二次災害の防止に努める。

なお、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は自ら車両の移動等を行う。

5　関係機関、道路管理者間の連携・調整

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

県は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

第６　海上交通の確保

1　第二管区海上保安本部の役割

第二管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

（1）　船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

（2）　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

（3）　海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

（4）　船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・漁港・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

（5）　水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。

（6）　航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

２　港湾管理者の役割

港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について東北地方整備局・海上保安部等の関係機関に連絡するとともに､障害物の除去及び水深の調査並びに被災施設の応急復旧等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努める。

３　漁港管理者の役割

漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう努める。また、離島の漁港について輸送の確保に努める。

第11節　ヘリコプターの活動

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部）、県警察本部、仙台市消防局、東北地方整備局、第二管区海上保安本部、東京航空局仙台空港事務所、自衛隊、仙台国際空港（株）

第１　目　的

大規模地震災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

第２　活動体制

県は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、ヘリコプター運用調整班を設置し、ヘリコプターを有する防災関係機関とともに効率的な災害対策活動等の実施と安全運航の確保を図る。

第３　活動内容

ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を生かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

1　被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
2　救出救助活動
3　救急患者等の搬送
4　救援隊・医師等の人員搬送
5　消防部隊の搬送・投入
6　被災地への救援物資の搬送
7　応急復旧用資機材等の搬送
8　住民に対する避難の指示等の広報活動
9　その他ヘリコプターにより対応すべき活動

第４　活動拠点

1　県は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。

（1）　災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び場外離着陸場を早急に確保する。

（2）　場外離着陸場においては、あらかじめ定めている県内の場外離着陸場の中から必要と思われる地区において、避難所と重複しないよう調整しながら確保する。

２　ヘリポート及び活動拠点が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行うよう努める。

第５　安全運航体制の確保

ヘリコプターを有する防災関係機関は、以下のような安全運航体制の確保に努める。

１　大規模地震災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社、陸上自衛隊東北方面航空隊（霞目駐屯地）及び航空自衛隊松島基地管制塔等との連携により安全運航体制を確保する。

２　被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は「ヘリコプター安全運航確保計画」に基づき、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。

３　ヘリコプターの離着陸時の安全確保のため地上支援要員を配置するなど安全運航体制を確保する。

第６　応援ヘリコプター

県は、必要に応じ、以下のように他県及び関係機関からの応援ヘリコプターの要請を行う。

１　「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」（平成26年10月）、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（平成24年５月）あるいは「災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協力に関する協定」（平成22年９月）等により、他県及び関係機関（国土交通省）からの応援ヘリコプターの派遣を要請できるが、その場合、応援機があらかじめ装備と必要機材の準備ができるよう、できるだけ応援活動の内容や活動地域等を明示するとともに、地上支援要員の派遣についても併せて要請する。

２　要請と同時に、速やかに応援機の受入れ体制を確立する。県外からの応援ヘリコプターについては、仙台空港等において、活動に必要な燃料の補給を行えるよう関係機関に要請し、協力を得るとともに、機動性を有するタンクローリーを活用した補給体制を確保する。

第12節　避難活動

＜主な実施機関＞
県、県警察本部、市町村、第二管区海上保安本部、自衛隊

第１　目　的

市町村及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に避難の指示等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

１　避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

避難行動は、指定緊急避難場所等に避難する「立退き避難」を基本としつつ、災害ハザードマップ等で安全が確認できる場合に自宅等に留まる「屋内安全確保」、および災害が切迫し安全な立退きが困難な場合にその場で命を守る「緊急安全確保」に分類され、状況に応じて適切な行動を選択するものとする。

２　住民がとるべき避難行動

地震発生時､揺れが続いている間はその場にあった身の安全確保を図り､揺れが収まってから、周囲の状況等により必要に応じて、指定緊急避難場所等の安全な場所への移動などの適切な避難行動をとる。避難に遅れ、すでに災害が発生・切迫し安全な移動が困難な場合は、直ちに命を守るための「緊急安全確保」行動をとる。

なお、地震に伴う津波に対する行動については、「津波災害対策編 第３章第12節　避難活動」を参照する。

第２　避難の指示等

地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市町村長は、速やかに避難情報を発令する。この際、県は時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言を行う。

さらに、市町村長は、避難情報の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

１　避難の指示等を行う者

避難の指示等を行うべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

（１）　市町村長（災害対策基本法第60条）

（２）　警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第４条）
（３）　水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第29条〕）
（４）　知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
（５）　災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

２　市町村長の役割

市町村長は、大規模地震に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難情報を発令する。

３　知事の役割

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市町村長に代わって避難情報の発令に関する措置の全部又は一部を実施する。

４　洪水等に係る指示

知事又はその命じた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているときは、速やかに当該区域の市町村長に状況を伝え、市町村長は、区域内において立退き避難が必要と認められる居住者等（必要と認める地域の必要と認める居住者等）に対し、避難指示（避難のための立退き）を指示する。

５　警察の役割

警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市町村長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難の指示等、誘導その他必要な措置をとる。

（１）　警察署長は、市町村長等が行う避難の指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。
（２）　警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示等が行われた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

６　第二管区海上保安本部の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき又は市町村長から要請があったとき、若しくは市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるときは、船舶、乗組員、旅客、住民その他の者に対し、避難のための立退きの指示その他の必要な措置をとる。

７　自衛隊の役割

災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

第３　避難の指示等の内容及び周知

１　市町村は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を市町村地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。また、平時から住民自らが災害リスク

を認識し避難行動を計画できるよう、「個別避難計画」や「マイ・タイムライン」、「災害・避難カード」等の作成・普及促進に努める。

２　市町村長等が避難の指示等を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。

また、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

（１）　避難対象地域

（２）　避難先

（３）　避難経路

（４）　避難の指示等の理由

（５）　その他必要な事項

３　避難の措置と周知

避難の指示等を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。これらを解除したときも同様とする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行う。

（１）　住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難の指示等の周知に当たっては、要配慮者に配慮した方法（聴覚障害者に対する緊急速報メール、一斉ＦＡＸ、視覚障害者に対する音声情報の多重化、外国人に対する多言語翻訳アプリやWEBサイトの活用等）をそれぞれの特性に応じて確実かつ多様な手段で実施するよう努める。

（２）　関係機関の相互連絡

県、警察、市町村、自衛隊及び第二管区海上保安本部は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、市町村の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。

（３）　周知内容

避難の指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路、出火・盗難の予防措置、携行品、その他の誘導措置、その他とする。

（４）　警察の役割

ア　警察署長は、市町村長等が行う避難の指示等について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。

イ　警察は、避難の指示等が行われた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。

第４　避難誘導

１　住民等の避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努める。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、地震に伴う津波については、「津波災害対策編 第３章第12節 避難活動」を参照する。

２　市町村は、消防職団員、水防団員、市町村職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

また、市町村は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難情報の発令等と併せて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

３　地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、市町村職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

４　県は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請する。

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

第５　避難所の開設及び運営

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市町村は、津波や土砂災害等の危険性を十分配慮し、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。

市町村は、災害の規模に鑑み必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努める。

１　指定避難所の開設

（１）　市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を開設する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。

（２）　市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する

など、避難の円滑化に努める。

（３）　市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知をするよう努める。

（４）　市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

（５）　市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

２　避難所の運営

（１）　避難所の管理

ア　適切な運営管理の実施

市町村は、各避難所の適切な運営管理を行う。

この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他市町村に対して協力を求める。

イ　管理者の設置

市町村は、避難所を設置した場合には、管理者を置き、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し必要な設備、備品を確保するとともに、避難の長期化に際しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

ウ　相談窓口及び意見回収窓口の設置

市町村は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子供への暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮するとともに、こども・若者が周囲の大人に遠慮せず相談できる相談窓口及び意見箱等の設置に配慮する。

エ　自主防災組織やボランティアとの協力

市町村は、避難所内における住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

オ　自治的な組織運営への移行

市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えること

ができるよう留意する。

カ　在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

市町村は、それぞれの避難所で受入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等を受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員･児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

加えて、市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

（２）　避難所の環境維持

ア　良好な生活環境の維持

市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること､栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、市町村は、避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

イ　健康状態・衛生状態の把握

市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や多様なニーズ、避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

ウ　家庭動物への対応

市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

エ　感染症対策

県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局

と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

（３）　男女共同参画

ア　避難所運営への女性や子育て家庭の参画促進

市町村は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性や子育て家庭の参画を推進するものとする。あわせて、こども・若者の参画を推進する。

イ　男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いへの配慮

市町村は、避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に配慮する。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、多様な生活者に配慮した物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子供・若者など多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ　女性・子供等への配慮

市町村は、避難所における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

エ　運営参加者への配慮

市町村は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

（４）　県による支援

ア　指定避難所開設状況の把握

県は、市町村からの報告により指定避難所開設の状況を把握する。

イ　県が管理する施設での対応

県は、県が管理する施設を避難所として開設する際の協力、第三者の介護を必要とする避難者を受け入れる施設のうち県が管理するものについて、避難者の救護のための必要な措置及び避難所の管理運営についての指導助言を行う。

（５）　学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市町村に協力する。この場合、管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

（６）　外国人への配慮

市町村は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

（７）　避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

（８）　ホームレスの受入れ

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。

（９）　家庭動物の受入れ

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

第６　指定緊急避難場所の開放及び周知

市町村は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所に備えられた衛星電話や監視カメラのほか、無人航空機等の活用により、避難者の把握に努めるものとする。

第７　避難情報の発令等による広域避難

１　市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については避難先市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。

２　県は、市町村から協議要求があった場合、他都道府県と協議を行う。

３　市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第８　避難長期化への対処

１　市町村は住民の避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

２　市町村は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。

３　市町村は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受入れが必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについては受入れ先市町村に直接協議し、他都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他都道府県との協議を求める。

４　県は、市町村から協議要求があった場合、他都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

５　市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

６　被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

第９　帰宅困難者対策

都市部においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び市町村は、以下の帰宅困難者対策を行う。

１　一斉帰宅抑制に関する対応

（１）　一斉帰宅抑制の広報

県及び市町村は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県民、企業、学校等関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送等を通じ、むやみに移動を開始せず、職場や学校等の施設内に留まるよう広報を行う。

また、必要に応じ、ホームページ、緊急速報メール、ＳＮＳなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。

（２）　企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

（３）　大規模集客施設等の対応

大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、市町村や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。

なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。

２　帰宅困難者への情報提供

県及び市町村は、地震・津波に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページ、ＳＮＳなどを活用し、情報提供を行う。

また、航空・鉄道など広域公共交通機関が被災した場合、バス等の代替公共交通機関の確保と避難ルートの周知に努める。

３　避難行動要支援者への対応

県及び市町村は、避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第10　孤立集落の安否確認対策

１　通信手段の確保

市町村は、居住地又は避難場所が、道路の寸断、土地の水没などにより孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話などの通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

２　通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

第11　広域避難者への支援

１　円滑な手続きの実施

県は、市町村や都道府県の区域を越える広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。

２　市町村との調整

県は、被災市町村より広域避難に関する支援要請があった場合には、県内の受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行う。

３　他都道府県との協議

県は、被災市町村からの要請に応じ、他都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援する。

４　避難者情報の提供

県は、「全国避難者情報システム」に基づき、避難者から登録された避難先等に関する情報を、避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

５　滞在施設の提供

県及び市町村は、被災市町村からの広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

６　広域避難者への支援体制の整備

自市町村からの広域避難者が発生した市町村は、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

第12　在宅避難者への支援

１　生活支援の実施

県及び市町村は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。

それらの支援は町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、県及び市町村は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

２　避難所等での物資の供給

市町村は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、支所や出張所での物資の配布の他、避難所、集落等で物資の供給を行う。

３　支援体制の整備

市町村は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。また、市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

第13節　応急仮設住宅等の確保

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、保健福祉部、土木部）、市町村

第１　目　的

大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活をすることになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、県及び市町村は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第２　応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理

１　応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備

（１）　県の対応

ア　応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備

県は、災害救助法を適用した場合において、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が必要と認めたときは、協定に基づき協定締結団等の協力を得て速やかに整備する。

整備に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や要配慮者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。

イ　応急仮設住宅（建設型応急住宅）の資機材の確保

県は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて政府本部等を通じて、又は直接資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請する。

（２）　市町村の対応

市町村は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に当たり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合において、県からの委託を受け、市町村自ら整備する。

２　応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営

（１）　管理体制

県は応急仮設住宅（建設型応急住宅）の適切な管理運営を行う。が、状況に応じて、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の所在地である市町村に管理を委託する。市町村長に委託した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託協定を締結する。

（２）　維持管理上の配慮事項

県及び市町村は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理に当たっては、安心・安

全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてＮＰＯやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子供・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

（３）　運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

ア　安心・安全の確保に配慮した対応

（ア）　防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ

（イ）　街灯や夜間照明等の工夫

（ウ）　夜間の見回り（巡回）

イ　ストレス軽減、心のケア等のための対応

（ア）　交流の場づくり

（イ）　生きがいの創出

（ウ）　悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置

（エ）　保健師等による巡回相談

（オ）　女性専用相談窓口の設置、男性に対する相談体制の整備

ウ　仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等

（ア）　集会所の設置

（イ）　仮設スーパー等の開業支援

（ウ）　相互情報交換の支援

（エ）　窓口の一元化

エ　女性の参画の推進と生活者の意見反映

（ア）　運営における女性の参画推進

（イ）　生活者の意見集約と反映

第３　公営住宅の活用等

県及び市町村は、一時的な居住の場として、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

第４　民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、応急仮設住宅（建設型応急住宅）を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを

早期に確保する。

1　県の対応

（1）　平時に定めていた民間賃貸住宅を借り上げるための取扱いについて、災害の態様や地域性に応じ、必要があると認められる場合には、具体的な取扱いを修正することとし、不動産関係団体及び市町村と協議の上、できるだけ速やかに再整理し円滑な実施が可能となるよう体制の整備を図る。

（2）　県は、平時に定めていた市町村との役割分担等に基づき、必要に応じて市町村との協議を行い、より具体的な取扱いを定める。

（3）　借上げに係る具体的な取扱いについて、できるだけ多様な広報媒体を活用して、被災者等へ適時に正確な情報の提供に努める。

（4）　災害救助法に基づく他の応急仮設住宅との重複等を避け、効率良く供与が可能となるよう関係機関との情報の共有化に努める。

2　市町村の対応

基礎的な自治体として、被災者の被災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

第５　応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

市町村は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

第６　住宅の応急修理

被災市町村は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対して、災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合に、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

県は、「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認めるときは、応急修理業者の情報提供と応急修理業者に対する技術支援を一般社団法人宮城県建設職組合連合会、一般社団法人みやぎ中小建設業協会及び一般社団法人宮城県優良住宅協会に要請する

1　対象

半壊半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難であ

る程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）。

２　修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理に限られる。

３　修理の期間

災害発生の日から３か月以内に完了する。

なお、国の災害対策本部が設置された災害においては、災害発生の日から６か月以内に完了する。

第７　支援制度に関する情報提供

県は、応急仮設住宅等への居住についての支援制度について、早い段階で全体像を被災者に示すとともに、被災者に分かりやすく伝えるための方策について検討する。

第14節　相談活動

＜主な実施機関＞
県（総務部及び関係部局）、市町村

第１　目　的

大規模地震災害時において、県は県民等からの県の業務に関する各種問い合わせや相談等に対応するため、また、市町村は、住民からの身近な相談や要望に対応するため、相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

第２　県の相談活動

１　総合相談窓口の役割

総合相談窓口では、県民等からの相談等に的確に対応するよう努める。

なお、専門性を要する相談等にあっては、内容に応じ、適切な窓口に取り次ぐなど、県民等の要請に対応する。

２　総合相談窓口の設置

（１）　県は、災害発生後、速やかに県庁（行政経営企画課）及び各合同庁舎（局所災害の場合は該当する合同庁舎（地方振興事務所・地域事務所））に総合相談窓口を設置する。

（２）　関係各課室は、必要に応じ相談窓口を設置する。

（３）　相談業務は、関係課室の相談窓口、市町村及び関係機関と連携し、即時及び効果的な対応に努める。

３　相談窓口設置の周知

（１）　各課室で相談窓口を設置した時は、主管課を通じ行政経営企画課に報告する。

（２）　行政経営企画課は、県庁内相談窓口の設置について県ホームページ・マスコミ報道などを活用し、広く県民等に周知する。

４　報告

（１）　各合同庁舎（地方振興事務所・地域事務所）における相談内容等は、それぞれの事務所で記録し、行政経営企画課に報告することとし、行政経営企画課で取りまとめる。

（２）　県庁各課における相談内容等は、それぞれの課室で記録し、行政経営企画課は必要に応じ各課室から報告を求めることができる。

５　関係機関との連携

（１）　県民からの相談等で十分な情報がないものについては、県・市町村及び各相談窓口等関係機関と連絡を取り、速やかに情報を収集し即時対応に努める。

（２）　行政経営企画課で収集した情報は、各合同庁舎（地方振興事務所・地域事務所）に速やかに伝達する。

第３　市町村の相談活動

市町村は、被災者のための相談窓口を設置し、住民からの身近な相談や要望に対応するとともに、必要により県の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図る。

第４　専門職による相談の実施

県は、災害発生直後から生じる相談需要の増加に対応するため、宮城県災害復興支援士業連絡会との間に締結した「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定書」に基づき、必要であると認める場合には、各種法律相談や専門性を要する相談業務の応援を要請し、市町村が設置する総合相談窓口への派遣等を行い、県民等の相談等に迅速かつ的確に対応する。

なお、相談業務の応援を要請する場合には、災害対策本部と調整の上、当該部局から行う。

第15節　要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

＜主な実施機関＞
県（保健福祉部、経済商工観光部）、市町村

第１　目　的

大規模地震災害時には、特に要配慮者や旅行客に対するさまざまな応急対策が必要となる。

このため、県、市町村、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策について速やかに実施する。

第２　高齢者、障害者等への支援活動

災害時には、高齢者、障害者等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

市町村は、災害時には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、避難行動要支援者本人等の同意の有無に関わらず、避難支援等に携わる関係者に対して必要な範囲で躊躇なく速やかに提供するなど、これを効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

１　安全確保

（１）　社会福祉施設等在所者

被災市町村は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

県は、状況を把握し、必要な支援を行う。

（２）　社会福祉施設等以外の要配慮者

被災市町村は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき、在宅の要配慮者の安否確認を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。

また、未登録の要配慮者に対しても、自治会や町内会などとの連携により把握に努める。

県は、状況を把握し、必要な支援を行う。

２　支援体制の確立と実施

（１）　施設従事者及び必要な物資の確保

被災市町村は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急支援を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

（２）　緊急支援

イ　受入れ可能施設の把握

被災市町村は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な社会福祉施設等を把握する。県は、状況を把握し、必要な支援を行う。

ア　福祉ニーズの把握と支援の実施

県及び市町村は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得て計画的に実施する。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

イ　福祉避難所の開設

被災市町村は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

ウ　多様な避難所の確保

市町村は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

エ　相互協力体制

被災市町村は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

（3）　避難所での支援

ア　支援体制の確立

被災市町村は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる支援体制を確立する。 特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

イ　健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

ウ　専門職による相談対応

県及び市町村は、被災地及び避難所における要配慮者に対し、災害によるショック及び

避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

エ　福祉避難所への移送

被災市町村は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

（４）　災害派遣福祉チームの活動

高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、ＮＰＯ・ボランティア等と連携し、活動を行う。

（５）　応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

第３　外国人への支援活動

県及び市町村は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

なお、支援活動においては、外国人旅行客等についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行客等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

１　市町村は、把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講じる。

２　市町村は、地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。

３　市町村は、状況に応じ広報車や防災無線等により、多言語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。

４　市町村は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による多言語での掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。

５　県は、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用し、多言語による災害情報を提供し外国人の不安の解消を図る。

６　県は、通訳ボランティア制度を活用し、必要に応じ、市町村に通訳者を派遣する。また、この制度により通訳者が充足できない場合は、必要に応じ、他都道府県・地域国際化協会や国際交流団体、大学等に通訳者の派遣を要請する。

7　県は、在日大使館等を通して外国から照会のある在住外国人の安否確認について、市町村や関係機関の協力を得て調査し、回答する。

また、外国人の被災が確認された場合は、直ちに母国の在日大使館・領事館に連絡する。

8　県及び市町村は、（公財）宮城県国際化協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。

第４　旅行客への支援活動

県は、災害時の旅行客の被災状況について、（一社）日本旅行業協会東北支部及び（一社）全国旅行業協会宮城県支部から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

また､旅行者向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により県の施設やホームページ、観光地、主要ターミナルへ掲示し情報提供を行う。

第16節　家庭動物の収容対策

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、環境生活部、保健福祉部）、県警察本部、市町村、東北環境局、
（公社）宮城県獣医師会

第１　目　的

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、（公社）宮城県獣医師会との間に締結した「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」に基づき、被災動物の救護や応急処置を要請するとともに、市町村等関係機関は県と協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。

第２　被災地域における動物の保護

１　所有者の確認

所有者不明の被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村、（公社）宮城県獣医師会等関係団体をはじめ、民間ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

２　負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、（公社）宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

３　家庭動物の一時預かり要望への対応

飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への対応について、（公社）宮城県獣医師会等と連携し、必要な措置を講じる。

第３　避難所における動物の適正な飼育

県は、避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育に係る指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、被災地における救護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

１　各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援

２　避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整

３　他県市への連絡調整及び要請

４　国（環境省）への連絡調整及び支援要請

第４　仮設住宅における動物の適正な飼育

県は、市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正飼育に係る指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第17節　食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、農政部、水産林政部、企業局）、市町村、東北農政局、自衛隊、日本赤十字社宮城県支部、（公社）宮城県トラック協会、宮城県倉庫協会、日本郵便（株）東北支社

第１　目　的

県及び市町村は、大規模地震災害時における県民の基本的な生活を確保するため、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、避難所における感染症対策に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、暑さ・寒さ対策としての空調など、被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第２　食料・物資等調達体制の整備

１　プロジェクトチームの設置

県は、必要に応じ、県全体での食料の調達状況や被災地での需要等の情報の共有や、関連業務（調達、輸送依頼）の調整、将来の調達計画の策定等、食料や物資調達にかかわる業務を一括して担当するプロジェクトチームを災害対策本部に設置する。

２　調達計画の立案

県は、食料・物資の不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握し、不要な物資の調達の抑制や、倉庫の空き状況等に基づく将来に不足すると予想される物資（冬にむかう前の暖房機など）について、早期の調達計画の立案に努める。

３　多様な避難者への対応

県は、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、県は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

４　プッシュ型の物資提供

県は、市町村における備蓄物資等が不足することが想定され、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに、市町村に対する物資の確保及び輸送を行う。

５　積雪寒冷地特有の課題への対応

積雪寒冷地においては、積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。

第３　流通在庫備蓄

県は、次の手順により食料、飲料水及び生活必需品等を迅速に調達し供給する。

１　県は、市町村及び協定を締結している都道府県から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、協定等を締結している事業者等に対する物資の調達要請を行う。

２　県は、協定等を締結している事業者等へ文書又は口頭により物資の調達要請をする。

第４　食　料

１　食料の調達・供給

（１）　県は、主要食料（米穀、野菜、果実、乳製品等）の需給動向の把握並びに応急調達及び供給の決定と調整を図る。

（２）　市町村は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

（３）　日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、関係事業者等との協定により調達を図るなどして、確保する。

（４）　県及び市町村は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

２　米穀

（１）　調達

県は、非常災害時において、市町村の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）を調達する。

ただし、災害救助法が適用された場合においては、県又は市町村は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年５月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という。）を調達する。

ア　応急用米穀

（ア）　県は、市町村の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、農林水産省に対し要請するとともに、農林水産省は、県からの要請を踏まえて、米穀販売事業者に対して手持ち精米を、県又は県の指定する者（県又は市町村が取扱者として指定した米穀小売業者等。以下「取扱者」という。）に売却するよう要請する。

（イ）　また、農林水産省は、必要に応じ、政府所有米穀を供給する。

イ　災害救助用米穀

（ウ）　県は、市町村からの要請等を踏まえ、必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）について、農林水産省に要請する。

（エ）　市町村は、直接農林水産省に要請した場合は、速やかに県に連絡することとし、県は必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）について、農林水産省に要請する。

（２）　供給

ア　応急用米穀

（ア）　県は、農林水産省から直接購入した応急用米穀を市町村に供給する。

（イ）　市町村は、県から供給を受けた応急用米穀又は米穀卸売業者等から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

（ウ）　市町村は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

イ　災害救助用米穀

（ア）　県は、農林水産省と売買契約書により契約を締結し、農林水産省から、契約の締結を受けて受託事業者に対して、県又は取扱者に引き渡すよう指示された災害救助用米穀を市町村に供給する。

（イ）　市町村は、県から供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

（ウ）　市町村は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡を受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

緊急時における食料（精米）の供給体制略図

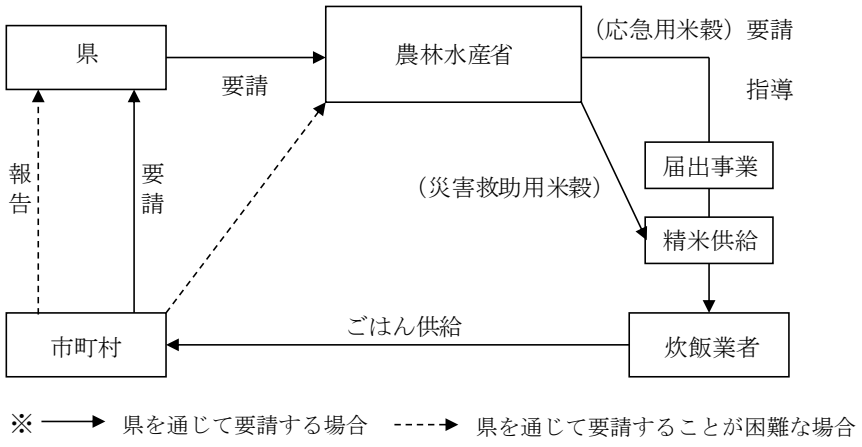

ウ　供給数量

（ア）　応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、１人当たりの供給数量に、市町村の要請に基づき県が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

（イ）　１人当たりの供給数量は次のとおりとする。

・被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
１食当たり200精米グラムの範囲内で知事が定める数量
・災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合
１食当たり300精米グラムの範囲内で知事が定める数量

エ　炊き出しの実施

被災市町村は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難するなど炊事のできない者に対し、炊き出しその他による食料の供与を行う。

炊き出し等の実施に当たって、市町村職員による対応では要員が不足する場合には、県、日赤宮城県支部等の協力を得て作業を実施する。

3　野菜及び果実

野菜及び果実について、県は各市町村と連携を取りながら需要動向を把握するとともに、農業関係団体等に対して提供協力の要請を行うこととし、被災者に供給すべき野菜及び果実の確保に努める。

4　乳製品

県は、乳製品について、各市町村と連携をとりながら需要の動向を把握するとともに、（一社）日本乳業協会と連携の上、被災地以外の乳業工場等から応急的調達及び供給に係る調整を行う。

5　水産加工品

県は、各水産加工業協同組合に対して、水産加工品の提供協力の要請を行い、その確保に努める。

6　その他副食品等

その他副食品等について、県は、各市町村と連携を取りながら需要の動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどに対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。また、必要に応じ、県は、宮城県食品産業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等に対しても、協力要請を行い、供給に努める。

7　他都道府県からの調達

県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができない場合は、災害時応援協定を締結している都道府県に対して応援を要請し、必要量を確保する。

また、構成都道府県は、円滑に要請・応援が実施できるよう、担当窓口の把握や通信手段の確保、備蓄量の把握、訓練の実施など連絡体制の整備を図っておく。

（１）　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会）

（２）　大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定（北海道・東北７県）

8　緊急炊き出しの実施

県は、大規模災害発生時に、協定等の締結事業者等の被災や物流の停止により、市町村からの食料支援要請に伴う食料調達が困難な場合、又は国や他都道府県からの食料調達に時間を要する場合は、自衛隊に対し緊急炊き出しの協力要請を行い、食料の供給に努める。

第５　飲料水

１　飲料水の供給は、市町村が行う。

２　応急給水は、緊急時用貯水施設や配水池等の応急給水拠点による給水のほか、給水車等による運搬給水を行い、その時間や場所について広報に努める。

３　県は、市町村から飲料水供給の要請があった場合、応急給水対策フローチャートにより対応する。

４　県は、大規模地震による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送事業者に対して、飲料水等輸送のため車両の派遣を依頼し、市町村で必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。

５　県は、市町村の水道施設被災による断水に対応するため、広域水道各浄水場及び送水管上に設置する臨時給水所を利用した給水車への供給及び住民への給水を、可能なかぎり実施する。

６　応急給水に当たっては、避難所・医療機関等の重要施設への給水確保について考慮する。

７　地震災害時における飲料水の確保は、最小１人１日３リットルを目標とする。

８　県は、被災市町村から応急給水に必要な資機材、人員等について要請があった場合は、市町村間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要と認める場合には、国土交通省又は自衛隊等関係機関に対して支援を要請する。

９　保健所は、市町村衛生担当課と協力し、飲料水の衛生指導を行うこととし、地域住民が井戸水、湧水等を飲料水として利用する場合には、煮沸又は消毒して飲用するなどの対策を指導する。

10　水道事業者で構成する（公社）日本水道協会宮城県支部は、「災害時相互応援計画」に基づき応援活動を行う。

第６　生活物資

１　支給品目

（１）　寝具　　（５）　日用品

（２）　衣料類　　（６）　光熱材料

（３）　炊事用具　　（７）　緊急用燃料

（４）　食器　　（８）　その他

２　物資の調達・供給

（１）　県は、市町村及び協定を締結している都道府県から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県が備蓄している物資等の放出を決定し、毛布等を迅速に供給する。さらに不足が生じる場合は、あらかじめ協定を締結している事業者等から調達し供給を行う

（２）　県及び市町村は、民間団体や国との連携により、応急時に必要な物資の迅速かつ的確な調達・供給を行う。

（３）　市町村は、当該市町村が甚大な被害を受けたことにより、自ら生活必需品の調達・供給が困難な場合は、広域応援協定を締結している近隣市町村や、県、厚生労働省、その他の

関係機関に協力を要請する。

（４）　県は、大規模かつ広域的な被害が生じ、かつ、市町村から要請があった場合は、必要に応じ事前に協定を締結している民間団体との連携により、直接被災市町村に対し供給を行う。

（５）　県は、災害救助法を適用し、被災者の生活を確保するために、被服、寝具その他生活必需品の供与を必要と認めた場合は、備蓄物資又は自ら調達した物資を被災者に対し供給する。

（６）　市町村は、被災者に対する迅速かつ的確な供給を行う。

（７）　供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

３　物資の安定供給

東北経済産業局は、県との連携を図りながら、物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資を適正な価格で安定的に供給するよう指導・要請するとともに、必要な物資の円滑な供給ができない場合において、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第78条第1項の規定により保管命令又は収用を行う。

４　日本赤十字社宮城県支部の活動

日本赤十字社宮城県支部は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、携帯ラジオなどが入った緊急セット、キャンピングマットなどが入った安眠セットを備蓄し、被災者のニーズに応じて、遅滞なく配分する。また、県内の備蓄分で不足する場合は、日本赤十字社各都道府県支部の在庫を調整し、配分する。

なお、配分に当たっては、県や市町村、防災ボランティア等の協力も得ながら行う。

第７　物資の輸送体制

１　県は、あらかじめ締結した協定に基づき、トラック協会等民間輸送事業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。

２　輸送事業者等は、指定した、物資等の受け取り場所から引渡し場所までの物資の輸送を行うとともに、引渡しを行う。

３　県は、被災状況により協定等を締結している事業者等による輸送が困難な場合は、自衛隊の車両、航空機等による輸送を要請する。

なお、要請に当たっては、発災直後は、救助活動が優先されることに留意する。

４　県は、あらかじめ、倉庫協会やトラック協会などと締結した協定に基づき、専門倉庫を物資拠点として利用するとともに、フォークリフト等の専用機材の提供、さらに、倉庫管理や輸送業務実施への支援を得る。

第８　義援物資の受入れ、配分

１　義援物資の受入れ

（１）　県、市町村など関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、関係機関が相互に連携を図りながら直ちに義援物資受入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受入れを開始する。

（２）　義援物資の募集に当たっては、報道機関等と連携し、義援物資の受入れ方法等について広報・周知を図る。

なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入れ方法については、品目及び数量を事前に限定し、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

（３）　日本郵便（株）東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社宮城県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

（４）　県及び市町村は、関係機関と調整の上、事前に義援物資の（一時）保管先等を確保（指定）し、配分作業が円滑にできるよう努める。

２　義援物資配分

（１）　義援物資の配分に当たっては、県、市町村など関係機関との間で調整を行い、速やかかつ適切に配分する。

なお、義援物資の仕分け、配付に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力も得ながら行う。

（２）　県及び市町村は、必要配分数量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配付作業に当たるボランティア団体等に情報提供を行う。

また、県は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を公表するとともに、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するよう努める。

（３）　義援物資の配送・管理に当たっては、（公社）宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に行う。

第９　燃料の調達・供給

１　燃料の調達、供給体制の整備

県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合と締結した「災害時における支援協力に関する協定」及び石油連盟と締結した覚書の活用、必要に応じた国等への確保要請などにより、燃料の供給を図る。また、被災状況の程度に応じて国等へ緊急用燃料の確保を要請し、県民生活の維持に努める。このとき、被災市町村が複数にまたがる場合は、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

２　重要施設への供給

県は、災害発生時においても、その機能を維持する必要のある病院などの重要施設については、必要量の情報収集とあらかじめ想定された必要量の供給に努める。

なお、必要量の確保が困難な場合は、燃料調達シートに必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対し、緊急供給要請を行う。

3　災害応急対策車両への供給

県及び市町村は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

また、県、市町村及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

4　県民への広報

県は、燃料類の供給見通し等について、県民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第18節　防疫・保健衛生活動

＜主な実施機関＞
県（環境生活部、保健福祉部、教育庁）、市町村

第１　目　的

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、県及び市町村は、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア関係団体の協力を得つつ、計画的に実施する。

県は、保健医療福祉調整本部において、保健医療福祉活動チームの派遣調整や物資支援等の調整が円滑に行われるよう、国〔厚生労働省〕からの情報提供や助言等を踏まえつつ、必要な措置を講じるものとする。また、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。

第２　防　疫

県及び市町村は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

１　感染症の予防

（１）　感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。

（２）　避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。

（３）　必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行いねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

（４）　疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。

（５）　必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

２　感染症発生時の対応

（１）　県は疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。

（２）　県は、感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。

３　防疫用資器材等の確保

（１）　県は、市町村において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、感染症対策資器材等を市町村へ供給する。

（２）　県は、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、他県や厚生労働省に要請する。

４　支援要請

県は市町村が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて他県、医師会等関係機関への要請等調整を行う。

第３　保健対策

１　健康調査、健康相談

（１）　保健指導及び健康相談の実施

県は、市町村と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と併せて、総合的な対応を図るよう努める。

（２）　避難所や仮設住宅での配慮

県及び市町村は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供するなど、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

（３）　避難所サーベイランスシステムの導入

県及び市町村は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

（４）　医療体制の確保

県及び市町村は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

２　心のケア

（１）　心のケアの実施

大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる）及び市町村は、被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。

（２）　心のケアの実施体制の確保

県は、被災者のストレスケア等のため、災害発生直後に派遣する災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）のほか、心のケアの専門職で構成されるチームを編成し、被災地に派遣する。必要に応じて厚生労働省や被災地域以外の都道府県に対して心のケアの専門職等の派遣を要請する。

（３）　心のケアの継続

復興が長期化することにより、被災者は生活再建への不安等からストレス状態が続くことが想定されるので、心のケアを長期的に実施する。

３　栄養調査、栄養相談

県は、市町村と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ管理栄養士・栄養士による栄養指導及び栄養相談を実施する。

また避難生活の長期化が見込まれる場合､避難所で提供する食事の内容･量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

4　子供たちへの健康支援活動

県教育委員会、市町村教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

5　支援要請

県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するものとする。

第４　食品衛生対策

1　食中毒の未然防止

（1）　県は、県内保健所（支所）及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員等を避難所に派遣し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導する。

（2）　県は、県内保健所（支所）及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、食品の配送等における衛生確保について指導する。

2　食中毒発生時の対応

県は、県内保健所（支所）及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員を派遣し、原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

3　食品衛生に関する広報

県は市町村と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

4　支援要請

県は必要に応じ、隣県の食品衛生監視員の支援を要請する。

第19節　遺体等の捜索・処理・埋葬

＜主な実施機関＞
県（環境生活部、保健福祉部）、県警察本部、第二管区海上保安本部、（公社）宮城県医師会、（一社）宮城県歯科医師会

第１　目　的

大規模地震による火災・建物倒壊などで死者、行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの捜索、処理を速やかに行う。

第２　遺体等の捜索

１　市町村は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の捜索を行う。

２　警察官及び防災関係機関は、検視（死体調査）、身元確認（歯牙の調査）、死亡者の措置及び行方不明者の捜索等に関し相互に協力する。

３　第二管区海上保安本部は、海上において、行方不明者等の情報を入手したときは、巡視船艇、航空機により捜索を行う。

第３　遺体の処理、収容

１　市町村は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。

２　市町村は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物等）に遺体の収容所（安置所）及び検案場所を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所等の設営が困難となった場合、市町村は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。

３　警察、第二管区海上保安本部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体調査）を行う。

４　県及び市町村は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視（死体調査）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。

５　県は宮城県葬祭業協同組合及び宮城県ＪＡ葬祭事業連絡協議会と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」に基づき、遺体の保管について必要な棺やドライアイス、遺体収納袋等を確保する。

６　県は一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送に係る作業等役務の提供に関する協定」に基づき、次の物品等を確保する。

（１）　棺等の葬祭用品

（２）　遺体の搬送に要する資機材及び作業等役務

（３）　遺体を一時的に安置する施設及び作業等役務

7　県は、海上における身元不明遺体の引渡しについて、入港地、搬送地の市町村と相互に協力する。

第４　遺体の火葬、埋葬

1　市町村は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

2　市町村は、被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

3　県は、「宮城県広域火葬計画」（平成29年2月策定）に基づき、次の事項に留意し対応する。

（1）　被災状況の把握

ア　担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整を行う。

イ　被災市町村及び県内の火葬場の被災状況の情報収集を行う。

（2）　広域火葬の応援要請

ア　県は被災市町村からの応援の要請又は自ら把握した被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定する。

イ　県は広域火葬の実施を決定したときは、受入可能性のある火葬場設置者及び近隣道県に対し広域火葬の応援を依頼する。

ウ　県は、県内及び近隣道県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに、国に対し近隣道県以外の都府県への応援要請を依頼する。

（3）　火葬場の割振り・調整

県は火葬場設置者、近隣道県等からの応援の諾否に関する回答に基づき、被災市町村ごとに応援火葬を割振り当該市町村へ通知するとともに、応援の承諾のあった火葬場設置者、近隣道県等に応援要請の通知を行う。

（4）　火葬要員等の手配

県は、火葬場設置者から火葬要員や火葬に必要な燃料又は資機材の手配について要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼する。

（5）　広域火葬に関連する情報の報告

県は、広域火葬に関連する情報を国に適宜報告する。

4　市町村は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。

（1）　被災状況の報告

市町村は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

（2）　広域火葬の要請

市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

（3）　火葬場との調整

市町村は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と

火葬の実施方法等について詳細を調整する。

（４）　遺族への説明

市町村は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

（５）　広域火葬の終了

ア　市町村は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。

イ　市町村は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

（６）　一時的な埋葬について

市町村は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定により、事務を行うこと。

５　市町村は、身元の判明しない遺骨及び所持品等について、公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

６　市町村は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

第20節　災害廃棄物処理活動

＜主な実施機関＞
県（環境生活部、農政部、水産林政部、土木部）、市町村、東北環境局

第１　目　的

大規模地震災害時には、建築物の倒壊、火災等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、県及び市町村は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

第２　災害廃棄物の処理

１　被災市町村においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理を行う。

２　県は、災害廃棄物の処理について、適切な処理方法を市町村に助言するとともに、必要に応じて広域処理の調整を行う。

３　市町村又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

４　県及び市町村又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第３　処理体制

１　県は、発災直後から、市町村を通じて、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要性、発生した災害廃棄物の種類、性質（土砂、ヘドロ、汚染物等）等について情報収集を行う。

２　市町村は、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分場の確保を検討するなど、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を可能とする体制構築を図る。

３　市町村は、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に被災住居等からの災害廃棄物等の搬出を行う。

４　市町村は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

５　県は、市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、他都道府県等に対して応援を求めるほか、東北環境局に対して支援を要請する。

6　県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。

7　東北環境局は、災害廃棄物の処理状況の把握を行い、処理に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。特に、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行う。

第４　処理方法

1　県民は、廃棄物を分別して排出するなど、市町村の廃棄物処理活動に協力する。

2　市町村は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。

（1）　ごみ処理

市町村は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

（2）　災害廃棄物

ア　市町村は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、大量のがれきを集積・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、処理ルートの確保を図る。

イ　応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

ウ　がれきの処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

（3）　し尿処理

ア　市町村は、被災者の生活に支障が生じることがないよう、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレやマンホールトイレの設置をできる限り早期に完了する。

なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別や多目的トイレの設置、女性や子供が安全に行ける場所への設置に配慮する。

また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

イ　県は、被災市町村と連携し、避難所などでし尿が滞りなく処理されているかを調査し、能動的に支援が行える体制を構築する。

ウ　市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

3　事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

第５　推進方策

1　県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関と緊密に連携し、市町村支援を実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する。

2　県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第21節　社会秩序維持活動

＜主な実施機関＞
県（環境生活部）、県警察本部、市町村、東北経済産業局、第二管区海上保安本部

第１　目　的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模地震災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買い占め等が起こるおそれがある。

このため県、市町村及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて、物価監視等を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

第２　生活必需品の物価監視

１　県は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を防止するため、国及び市町村と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並びに県民への情報提供を行う。

２　東北経済産業局は、特に必要があると認められるときは、生活必需品等の物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、災害対策基本法第78条第1項の規定により当該物資の保管命令又は収用を行う。

３　市町村は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

第３　警察の活動

１　被災地及びその周辺（海上を含む。）において、警察は治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努める。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

２　県公安委員会は、発生した地震・津波の被害規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊の援助要請を行う。

３　警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第４　第二管区海上保安本部の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講じる。

１　災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

２　警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第22節　教育活動

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、教育庁）、市町村

第１　目　的

県及び市町村の教育委員会並びに私立学校等設置者は、大規模地震災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒等、幼児の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等、幼児の教育対策等必要な措置を講じる。

第２　避難措置

学校等の校長等は、地震災害が発生した場合又は市町村長等が避難の指示等を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

１　在校園時の措置

（１）　地震発生直後の対応

地震発生後、児童生徒等を速やかに安全な一時避難場所に誘導するとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

（２）　安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。

（３）　校園外活動時の対応

遠足等校園外活動時に地震が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行う。

２　登下校園時及び休日等の状況把握

登下校園時及び夜間・休日等に地震が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努める。

３　保護者への引渡し

（１）　校園内の児童生徒等への対応

警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に保護する。

（２）　帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園内に保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

（３）　保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校園内に保護する。

第３　学校等施設等の応急措置

県及び市町村の教育委員会並びに私立学校等設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

１　公立学校等

（１）　校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。

（２）　当該施設を所管する教育委員会及び市町村は、速やかに被害の状況を調査し、関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、応急復旧を行う。

２　私立学校等

（１）　私立学校等の校長等は、施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置に努めるとともに、速やかに被害状況を調査し県に報告する。

（２）　私立学校等の設置者は、当該施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合も同様に県に報告する。

３　社会教育施設、社会体育施設

（１）　施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。

（２）　当該施設を所管する教育委員会及び市町村は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

第４　教育の実施

１　公立学校等

校長等は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休業の措置をとる。

また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。

（１）　教育の実施場所の確保

ア　教育委員会は、校園内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。

イ　教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。

（２）　教職員の確保

校長等及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

また、被災地域外の地方公共団体は、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（Ｄ－ＥＳＴ）を活用し、国の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣するものとする。

（３）　教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

２　私立学校等

私立学校等においても、教育の応急的な実施に努め、その実施に当たり、県は必要に応じ指導助言する。

第５　心身の健康管理

県教育委員会は、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施などにより、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。また、教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

第６　学用品等の調達

市町村は、災害により学用品等をそう失又はき損し、就学上支障のある学校等の児童生徒等に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。

第７　給　食

１　市町村及び市町村教育委員会は、給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。

２　市町村及び市町村教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講じる。

３　伝染病等の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

第８　修学支援

県教育委員会は、災害により被災し経済的に修学が困難な生徒に対し、奨学金の貸付などにより修学支援に努める。

第９　通学手段の確保

教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

第10　学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに市町村は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

1　市町村は、避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。

2　当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所等の運営に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、市町村、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

3　市町村は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講じる。

第11　災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救援活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第12　文化財の応急措置

1　被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を所管の教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。

2　県教育委員会は、速やかに国及び県指定文化財の被害の状況把握に努めるとともに、必要に応じ、関係職員を被災箇所に派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させるなど、被害の拡大防止に努める。

3　県教育委員会は国指定の文化財について、国と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講じる。

4　県教育委員会は県指定の文化財について、市町村教育委員会と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

5　市町村教育委員会は市町村指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

第23節　防災資機材及び労働力の確保

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部）、防災関係機関

第１　目　的

大規模地震災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、災害時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

第２　緊急使用のための調達

１　県は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。

なお、市町村についても県に準じて対応する。

２　県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、電動車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

３　県は、大規模停電発生時には直ちにあらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。さらに、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

４　各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。

５　自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、市町村へ要請する。

第３　労働者の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行い、その手段として次の措置を講じる。

１　関係機関の常用労働者及び関係業者等労働者の動員

２　公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員

３　他機関からの応援派遣による技術者等の動員

４　従事命令等による労働者等の強制動員

第４　労働者の供給

県は、応急措置を講じるために必要な労働者を公共職業安定所を通じて雇用し、必要箇所に迅速に供給する。

第５　応援要請による技術者等の動員

県、市町村及び防災関係機関は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

１　指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続き

知事又は市町村長が､指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は､次の事項を記載した文書をもって要請する。

（１）　派遣を要請する理由
（２）　派遣を要請する職員の職種別人員数
（３）　派遣を必要とする期間
（４）　派遣される職員の給与その他の勤務条件
（５）　その他職員の派遣について必要な事項

２　内閣総理大臣又は知事に対する職員のあっせん要求手続き

知事又は市町村長が、内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県又は他市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

（１）　派遣のあっせんを求める理由
（２）　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
（３）　職員を必要とする期間
（４）　派遣される職員の給与その他の勤務条件
（５）　その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第６　従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

１　知事の従事命令等

（１）　従事命令…応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

ア　医師、歯科医師又は薬剤師
イ　保健師、助産師又は看護師
ウ　土木技術者又は建築技術者
エ　大工、左官又はとび職
オ　土木事業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
カ　鉄道事業者及びその従事者
キ　自動車運送事業者及びその従事者
ク　船舶運送事業者及びその従事者
ケ　港湾運送事業者及びその従事者

（２）　協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

（３）　保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

ア　応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。

イ　応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

（４）　保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

第24節　公共土木施設等の応急対策

＜主な実施機関＞
県、県警察本部、市町村、東北地方整備局、東京航空局仙台空港事務所、第二管区海上保安本部、東日本高速道路（株）東北支社、東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部、阿武隈急行（株）、仙台空港鉄道（株）、宮城県道路公社、仙台市交通局、仙台国際空港（株）

第１　目　的

道路、鉄道等の交通基盤、港湾、漁港、河川及びその他の公共土木施設は、県民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設の管理者については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

また、沿岸部では地震災害による地盤沈下が生じ、海水の流入による床上浸水の発生など生活環境が脅かされることもあり、早急な対応に努める。

第２　交通対策

１　道路

道路管理者は、情報板などにより、津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

２　乗客等の避難誘導

道路管理者のほか、海上、航空、鉄道施設の管理者は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。

なお、避難誘導方法については、冬季は経路上の積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

第３　道路施設

１　県及び市町村の対応

（１）　県土木部及び市町村の対応

ア　緊急点検

道路管理者は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

イ　交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が被害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

ウ　二次災害の防止対策

道路管理者は、地震発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

エ　対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、国及び市町村との情報の共有化に努める。

（２）　県農政部、水産林政部及び市町村の対応

ア　道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

イ　幹線農道は避難路・延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

ウ　道路管理者は、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備の他、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

２　東北地方整備局の対応

（１）　点検

被害を受けた道路及び交通の状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡回を実施する。また、道路緊急ダイヤル（＃９９１０）等からの情報の収集に努める。

（２）　災害時の応急措置

パトロールによる巡回の結果等により、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じる。

緊急輸送道路については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

（３）　道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等についての情報を迅速かつ的確に道路情報板、津波情報板、路側放送等、道の駅SPOT（無料公衆無線LAN）等で道路利用者へ提供する。

（４）　応急対策

被災箇所については、速やかに応急復旧工事等を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

（５）　工事中の道路に関する対策

工事中箇所の被災内容を把握し、必要に応じて対策を講じる。

３　東日本高速道路（株）東北支社の対応

（１）　交通規制及び点検の実施

道路の通行が危険であると認められた場合、あるいは予想された場合には、道路通行規制その他必要な措置を講じる。

道路の被害状況及び交通の状況を速やかに把握するため、管理事務所等においては、速やかに巡回を実施する。

（２）　体制

災害発生時には、その状況に応じて東北支社内及び管理事務所等に災害対策本部を設置する。

（３）　緊急輸送機能の確保

緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

（４）　道路情報の提供

道路利用者が安全で円滑な通行ができるよう、災害に関する情報や交通規制等の情報を速やかに道路利用者に提供する。

（５）　応急復旧

被災箇所については、速やかに応急復旧工事等を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

４　宮城県道路公社の対応

（１）　交通規制及び点検の実施

道路の通行が危険であると認められた場合、あるいは予想された場合には、道路通行規制その他必要な措置を講じる。

道路の被害状況及び交通の状況を速やかに把握するため、速やかに巡回を実施する。

（２）　体制

災害発生時には、その状況に応じて災害対策本部を設置する。

（３）　緊急輸送機能の確保

緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

（４）　道路情報の提供

道路利用者が安全で円滑な通行ができるよう、災害に関する情報や交通規制等の情報を速やかに道路利用者に提供する。

（５）　応急復旧

被災箇所については、速やかに応急復旧工事等を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

第４　海岸保全施設

１　県の対応

（１）　緊急点検

海岸管理者は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

（２）　重要施設等の応急復旧

海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

（３）　二次災害の防止対策

海岸管理者は、地震発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

また、海岸保全施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、速やかに災害復旧工事を実施する。

２　東北地方整備局の対応

（１）　緊急点検

海岸事業者は、対象地震観測所（岩沼海岸「岩沼市桜」、山元海岸「山元町浅生原」）において震度５弱以上を観測したとき（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

ただし、対象地震観測所において震度４を観測したときは、以下のいずれかに該当するときにも緊急点検を実施する。

ア　波浪・高潮により災害対策支部を設置しているとき。

イ　直前に発生した地震又は波浪・高潮もしくはその他の原因により既に海岸保全施設が被災しており、新たな被害の発生が懸念されるとき。

ウ　仙台河川国道事務所長が巡視を必要と判断したとき。

（２）　重要施設等の応急復旧

海岸事業者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

（３）　二次災害の防止対策

海岸事業者は、地震発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

また、海岸保全施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、速やかに災害復旧工事を実施する。

第５　河川管理施設

１　県の対応

（１）　緊急点検

河川管理者は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

（２）　二次災害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた個所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

２　東北地方整備局の対応

（１）　緊急点検

河川管理者は、震度５弱以上の地震が発生した場合、地震発生後直ちに１次点検及び２次点検を実施し、被災状況等を把握する。

また、震度４の地震が発生し、ア～ウのいずれかに該当する場合には１次点検を実施するものとし、重大な被害が確認された場合には、２次点検を実施する。

ア　出水により水防団待機水位を超えてはん濫危険水位に達するおそれのある場合。

イ　直前に発生した地震又は出水、若しくはその他要因により既に河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）が発生しており、新たな災害が懸念される場合。

ウ　河川管理者が点検を必要と判断した場合。

また、前項のほか、地震発生の当日又は翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平時河川巡視により河川管理施設等の異常、変化等の把握を重点的に行い、重大な被害が確認された場合には２次点検を行う。

（２）　二次災害の防止対策

被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。

地震又は津波により河川管理施設が損壊した場合は、地震、津波等に伴う二次災害を防止するため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。

（３）　応急復旧

河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や地震、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

第６　砂防等関係施設

県は、地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

第７　林道、治山施設

県及び市町村は、地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）に、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施する。

1　二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。

2　林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第８　ダム施設

1　県の対応

（1）　臨時点検

管理者は、地震発生後直ちにダムの臨時点検を実施する。

（2）　二次災害の防止対策

管理者は、地震発生後十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を把握する。また、ダム施設が被災した場合においては、関係市町村や関係機関等に通知するとともに、被害の発生、拡大を防止する措置と早急に災害復旧工事を実施する。

2　東北地方整備局の対応

（1）　点検及び二次災害防止のための措置等

地震発生後は各ダムの基準に基づき、速やかに臨時点検を実施するとともに、これらの被災状況等を把握し、二次災害防止のために必要な措置を速やかにとる。

（2）　通知等

ダム施設の操作に当たって、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、住民に周知する。

第９　港湾施設

1　県の対応

港湾管理者は、地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）早急に港湾施設の被災状況を把握し、二次災害による危険の有無及び施設使用の可否を判断し、関係機関の協力を得て必要な措置を講じる。

港湾施設は、地震災害後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期復旧に努める。

2　東北地方整備局の対応

港湾施設等の被災状況、被災施設の重要度等を勘案して、災害復旧事業の促進、再度災害の防止等の措置を講じることにより、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

3　第二管区海上保安本部の対応

（1）　緊急輸送路の確保

国土交通省と連携し港湾内の啓開作業を行い、次いで水路測量により航路を確保する。

（２）　航路障害物の除去

港外の浮遊漂流物の除去・回収と漂流船舶の対応を行う。

（３）　安全情報の提供ほか

無線放送による航行警報やホームページによる水路通報による安全情報の提供及び航路標識の復旧に努める。

第10　漁港施設

漁港管理者（県及び市町）は、地震発生後早急に、津波の危険がないことを確認した上で、漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

第11　空港施設

１　東北地方整備局の対応

空港基本施設の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

２　東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の対応

（１）　災害復旧活動の実施

航空保安施設等の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

（２）　災害応急対策の実施

仙台空港及び空港復旧に必要なインフラ環境の被災状況を考慮したうえ、発災後３日以内を目安に、国及び関係機関の支援を受け救急・救命活動や緊急物資・人員の輸送活動のための航空機（ヘリコプターを含む）の活動拠点として機能させる。その上で、航空輸送上の重要性に応じ、できるだけ早期に民間旅客機の運航可能に努める。

（３）　避難場所への誘導

必要に応じて関係者と連携し、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導する。

（４）　情報伝達手段の確保

地震災害に関する情報等について、旅客等へ速やかに周知するため、館内放送や口頭伝達等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。

３　仙台国際空港株式会社の対応

（１）　避難場所への誘導

必要に応じて関係者と連携し、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導する。

（２）　情報伝達手段の確保

災害に関する情報について、旅客等へ速やかに周知するため、館内放送や口頭伝達等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。

第12　鉄道施設

１　東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部

（１）　災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台事業本部内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

ア　エリア対策本部

（ア）　本部長は仙台事業本部長とし、エリア対策本部の業務を統括する。

（イ）　副本部長は事業本部副本部長、各部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

（ウ）　班長は関係するユニット長、マネージャー等とする。

イ　現地対策本部

（ア）　現地対策本部長は、事業本部長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。

（イ）　本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

（２）　防災関係機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

ア　ＪＲ電話・ＮＴＴ電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及びＦＡＸを整備する。

イ　自動車無線、列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。

ウ　風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

（３）　気象異常時の対応

ア　施設指令は、仙台管区気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

イ　輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びSI値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕

※　SI値とは、地震によって一般的な建物にどの程度被害が生じるかを数値化したもの。

（４）　旅客及び公衆等の避難

ア　駅長等は、自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

イ　駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難するよう指示があった場合及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

（５）　消防及び救助に関する措置

ア　地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ　災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ　大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

（６）　運転規制の内容

ア　地震が発生した場合の列車の運転取り扱いは次による。

（ア）　地震計に12.0カイン以上（一部6.0カイン以上）が感知された場合、列車の運転を中止し、点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。

（イ）　地震計に6.0カイン以上12.0カイン未満（一部3.0カイン以上6.0カイン未満）が感知された場合、初列車を、25km/h又は35km/h以下の徐行運転を行い施設の点検を行った後、安全を確認した区間から速度規制を解除する。

（ウ）　地震計に6.0カイン未満（一部3.0カイン未満）が感知された場合、特に運転規制は行わない。

イ　列車の運転方法はそのつど決定する。

２　阿武隈急行（株）

地震による異常事態が発生したときは、次の措置を取る。

（１）　地震発生時の運転規制

運転指令は、地震を感知したときは、直ちに施設課長及び駅長に通報するとともに、次の各号により運転規制を指令しなければならない。

ア　震度４のとき

地震発生後、最初に運転する列車に対して、要注運転を指示すること。

イ　震度５弱以上のとき

運転を中止すること。運転指令の通報を受けた施設課長は、線路等の点検を行い、その結果を報告する。

（２）　要注運転の運転士の対応

運転士は、要注運転の指令を受けた時は、毎時25km以下の速度で注意して運転し、前方停車場に到着した時は、その区間の線路等の状況について運転指令に報告しなければならない。

運転指令は、前項の報告を受けた時は、その状況について施設課長に通告しなければな

らない。

（３）　地震感知時の運転士等の対応

運転士及び車掌は、列車の運転中に地震を感知した時は、直ちに列車を停止させ、その旨を運転指令に報告し、指令を受けなければならない。

施設係員及び駅長は、地震を感知した時は、直ちにその旨を運転指令に報告しなければならない。

（４）　運転規制の解除

運転指令は、施設課長から運転規制の必要がなくなった旨の通告を受けたあとでなければ運転規制の解除を指示してはならない。

３　仙台空港鉄道（株）

（１）　運転規制の取扱い

ア　運転中止

ただちに列車の運転を中止して、線路等の状態を確かめ異常のないことを確認しなければ運転を再開してはならない。この場合、運転中止解除後の初列車で速度規制を行い、異常動揺のないことを確かめた後、運転規制を解除すること。

イ　速度規制

地震発生後の初列車で速度規制を行い、異常動揺等のないことを確かめ運転規制を解除すること。

ウ　警戒

運転規制を行わない。

（２）　運輸指令員、駅長、運転士及び保守担当所長の取扱い

ア　運転中止

（ア）　運輸指令員の取扱い

a　ただちに列車等に対して、緊急停止手配をとること。

b　運転規制区間の関係駅長にその旨を通報し､列車の緊急停止手配を指示すること。

c　保守担当所長から線路等に異常がないことを確かめた後、運転規制区間の関係駅長にその旨を通報し、初列車を速度規制で運転させることを指示すること。

d　通告した最初の列車が次の停車場に到着し、異常動揺のないことを確認するまでは次の列車を進出させないこと。

（イ）　運転士の取扱い

a　地震を感知したときは、ただちに停止手配をとり、その旨を運輸指令員又は駅長等に通報し、以後の指示を受けること。

b　運輸指令員又は駅長の速度規制の通告でその区間を運転した場合、前途の線路等状態に注意して運転し、異常動揺の有無を運輸指令員又は駅長等に報告すること。

c　運転の途中で異常を認めたときは、ただちに停止してその状況を運輸指令員又は駅長等に通報し、以後の指示を受けること。

（ウ）　保守担当所長の取扱い

a　警備区間を巡回点検し、線路等の状態を確認し、異常の有無を運輸指令員又は駅長等に通報すること。この場合、運輸指令員又は駅長等への通報は、電気指令員等を介して行うことができる。（以下同じ。）

b　被害を発見し事故発生のおそれがある場合は、ただちに運輸指令員又は駅長等に通報すること。

c　停車場間で作業している場合は、すみやかに作業を中止し、その旨を運輸指令員又は駅長等に通報後、警備区間を巡回点検すること。また警備箇所についても地震発生後、すみやかに巡回点検行うこと。

イ　速度規制

（ア）　運輸指令員の取扱い

a　ただちに列車等に対して、緊急停止手配をとること。

b　運転規制区間の関係駅長にその旨を通報し、列車の緊急停止手配をとらせ状況を確認し初列車を速度規制で運転することを指示すること。

c　通告した最初の列車が次の停車場に到着し、異常動揺等のないことを確認するまでは次の列車の進出させないこと。

（イ）　運転士の取扱い

a　地震を感知したときは、ただちに停止手配をとり、その旨を運輸指令員又は駅長に通報し、以後の指示を受けること。

b　運輸指令員は又は駅長の速度規制の通告によりその区間を運転した場合、前途の路線等状態に注意して運転し、異常動揺等の有無を運輸指令員又は駅長に連絡すること。

c　運転の途中で異常を認めたときは、ただちに停止してその状況を運輸指令員又は駅長に通報し、以後の指示を受けること。

（ウ）　保守担当所長の取扱い

a　警備箇所を巡回点検し、異常の有無を運輸指令員及び電気指令員等に通報すること。

b　被害を発見し事故発生のおそれがある場合は、ただちに運輸指令員及び駅長に通報すること。

c　警備箇所以外についても地震発生後建造物等を確認するのに適したときを選んで列車巡回又は地上巡回を行うこと。

４　仙台市地下鉄

（１）　災害発生時の初動措置と応急対策

ア　災害対策本部の設置

災害による被害が激甚な場合等において、旅客及び施設の安全を確保するため、仙台市災害対策本部交通部を設置する。

イ　災害時の初動体制

（ア）　運行規制

総合指令所長は、40ガル以上の地震を感知したときは、全列車を停止させる。振動がなくなったと認めたときは、以下の対応をとる。

a　第１地震警報（40ガル以上）…注意運転

b　第２地震警報（80ガル以上）…25km/h未満の速度で注意運転

c　第３地震警報（120ガル以上）…15km/h未満の速度で最徐行運転し、次駅到着後運転休止

仙台市地下鉄では、気象庁が提供する緊急地震速報（震源位置・発生時刻・規模）を衛星回線及びインターネット回線の２系統により受信し、震度５弱以上の地震が予測された場合、自動的に停止信号を列車に送り減速・停止させる「緊急地震警報システム」を導入している。

（イ）　運転士の対応

運転士は強い地震を感知し、危険と認めたとき又は総合指令所長より停止の指令を受けたときは、次の取り扱いを行う。

a　駅に停車中のときは、出発を見合わせる。

b　走行中のときは、直ちに列車を停止させる。ただし、停止した箇所が危険であると認めたときは、進路の状況を確かめた上、安全と認められるところまで移動しなければならない。

c　総合指令所長の指令により、運転規則による運転を開始するときは、線路、電車線路等の状況について、特に注意しなければならない。

（ウ）　乗客の避難・救護対策

a　運転士及び駅務員は、列車及び駅の状況を的確に把握するとともに、乗客の不安を解消するための放送を行う。

b　必要に応じ、最も安全と思われる場所へ避難誘導する。

c　負傷者等が発生したときは、救護に当たるとともに、必要に応じ関係機関に救護要請を行う。

（エ）　その他の措置

災害発生と同時に関係職員は、巡回点検を行うとともに、応急復旧処置を行う。

ウ　情報連絡

災害情報及び応急復旧処置の連絡並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、業務電話、自営ＰＨＳを使用する。

（２）　輸送等の確保

地震により地下鉄が長時間運行不能と認めたときは、仙台市交通局高速鉄道振替輸送取扱規程に基づき、仙台市一般乗合旅客自動車等により振替輸送を行うほか、宮城交通株式会社と締結した「振替輸送協定書」に基づき、同社が運行する路線バスにより振替輸送を

行う。

第13　農地、農業用施設

県及び市町村は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

1　二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。

2　地震により農地、農業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

3　二次災害防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

4　地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

第14　都市公園施設

都市公園施設管理者は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地、避難路、広域防災拠点となる都市公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

第15　廃棄物処理施設

1　市町村は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。

2　県は、市町村が行う一般廃棄物処理施設の応急復旧に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

3　県及び市町村は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

4　災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

5　災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第16　被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

県は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、市町村、関係団体等との連絡体制整備に努める。

1　被災建築物の応急危険度判定業務は、基本的に市町村が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

２　市町村は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

なお、判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで住宅等の建築物について判定を行い、危険性が高い建築物については避難を促す。

３　被災宅地の危険度判定業務は、市町村の災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。

４　県は市町村の要請を受け、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。

第17　県自らが管理又は運営する施設に関する方針

１　不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

（１）　各施設に共通する事項

ア　入場者等の安全確保のための退避等の措置

＜留意事項＞

冬季は避難誘導方法について、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

イ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

ウ　出火防止措置

エ　飲料水、食料等の備蓄

オ　消防用設備の点検、整備

カ　非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

（２）　個別事項

ア　病院、療養所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

イ　学校、職業訓練校、研修所等にあっては、

（ア）　当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

（イ）　当該学校等に保護を必要とする児童生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）のこれらの児童生徒等の安全確保のための必要な措置

ウ　社会福祉施設にあっては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置。

なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮することとし、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

２　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

（１）　災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎等の管理者は、第16の１（１）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

ウ　災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

（２）　県は、市町村地域防災計画等に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

（３）　県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力する。

３　工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、施工者は、原則として工事を中断する。

なお、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第25節　ライフライン施設等の応急復旧

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、環境生活部、土木部、企業局）、関東東北産業保安監督部東北支部、
市町村、ＮＴＴ東日本（株）宮城事業部、東北電力（株）宮城支店、
東北電力ネットワーク（株）宮城支社、（一社）宮城県ＬＰガス協会、石巻ガス（株）、
塩釜ガス（株）、古川ガス（株）

第１　目　的

大規模地震災害により上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、県民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、県、市町村及びライフライン事業者等は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・整備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

なお、県及び市町村は、情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努める。

第２　水道施設

１　水道事業者等は、地震発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画に基づき復旧活動を迅速に行う。

２　水道事業者等は、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。

３　県は、市町村から応急復旧活動に必要な資機材、技術者等について応援要請があった場合は、（公社）日本水道協会宮城県支部と連携を図りながら水道事業者間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要があると認める場合には、国土交通省等に対して支援を要請する。

４　水道事業者等は、断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。

また、仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。

５　水道事業者等は、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報し、放送媒体等を通じて

住民に周知する。

6　水道事業者等は、（公社）日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援活動を行う。

なお、応急給水及び応急復旧対策は、次のフローチャートにより行う。

応急給水フローチャート

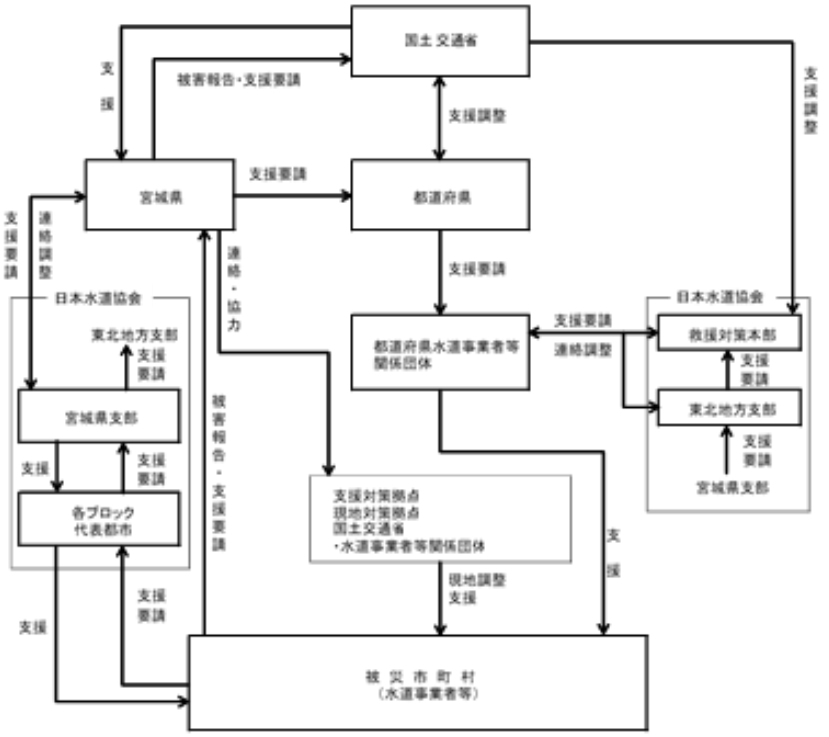

第３　上下水道施設

水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

1　管渠

下水道管理者は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2　ポンプ施設、浄化センター

下水道管理者は、ポンプ施設、浄化センターの構造、機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。

3　広報活動

浄化センターが被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。下水道管理者は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、浄

化センター周辺の環境汚染を防止する。

第４　工業用水道施設

大規模地震による給水施設の被害を最小限に食い止め、漏水等による二次被害や生産活動停止による経済的損失を最小限に止めるためにも、迅速な応急復旧活動を実施することを基本として、次の対策を講じる。

１　迅速な応急復旧活動の実施

地震発生後速やかに施設の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図るとともに、あらかじめ備蓄しておいた資機材を使い、応急復旧活動を迅速に行う。

２　ユーザーへの情報提供

ユーザーに対しては、被害状況及び復旧活動の経過について正確な情報提供を行い、工業用水の供給停止等に対する理解と協力を得るよう努める。

第５　電力施設

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

１　要員の確保

供給区域内において、震度６弱以上を観測する地震が発生し、自動的に第二非常体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなくあらかじめ基準に基づき所属事業所に参集する。

２　店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

３　広報活動

（１）　災害時は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

（２）　広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

４　復旧資材の確保

（１）　調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により速やかに確保する。

ア　現地調達

イ　対策組織相互の流用

ウ　他電力からの融通

（２）　輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプ

ター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

（３）　復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

５　危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

６　応急工事

（１）　応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

（２）　応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア　水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ　送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力や事故復旧資材等の活用により、仮復旧を迅速に行う。

ウ　変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用により応急措置で対処する。

エ　配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速かつ確実な復旧を行う。

オ　通信設備

可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

（３）　災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

第６　ガス施設

１　液化石油ガス施設

（１）　液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

ア　応急措置と応援要請

直ちに情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を掌握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、（一社）宮城県ＬＰガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県ＬＰガス保

安センター協同組合各支所に連絡する。

供給先の多くが被災した場合及び水害時の容器流出の場合、速やかに（一社）宮城県ＬＰガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所に応援要請の措置をとる。

イ　緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。結果は（一社）宮城県ＬＰガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

ウ　応援体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売業者についての情報を（一社）宮城県ＬＰガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

エ　情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、（一社）宮城県ＬＰガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

（２）　（一社）宮城県ＬＰガス協会は、災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の事項について行うため、各支部及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努めるほか、次の対策を講じる。

ア　二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施

イ　応急供給の実施

ウ　被害状況及び復旧状況の確認調査と報告

エ　緊急資機材の受入れ及び応援隊の受入調整

オ　二次災害防止のための広報活動

（３）　県は上記（１）、（２）の各内容に関して、適宜情報を収集し、関係機関間の調整を図ることによって、二次災害の阻止と被災状態の復旧について支援する。

（４）　関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。

２　都市ガス施設

（１）　ガス事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

ア　製造所の緊急点検と復旧対策

地震災害の規模に応じて、製造所の設備を緊急停止させ、緊急点検及び被災部分の応急

措置を行い、二次災害の防止を図る。被災部分の復旧が済み次第、安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。

イ　各施設の緊急点検と復旧対策

直ちに資機材の完備を確認し、次いで情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を掌握後、被災した地区に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止める。

施設や住居、道路等の被害状況や、施設の点検結果によっては、ガスの供給を地域的に遮断し、安全を確保した地区から、速やかにガスの供給を開始する。

なお、供給停止地域における復旧はおおむね以下の手順で行う。

（ア）　供給停止地域の閉栓

（イ）　供給停止地域の復旧ブロック化

（ウ）　復旧ブロック内の漏えい検査

（エ）　本支管、供給管漏えい箇所修理

（オ）　内管検査及び修理（家屋の倒壊等により供給再開が困難な場合、供給管を切断し遮断する。）

（カ）　開栓

ウ　応援体制

災害の規模に応じて、「災害時連携計画」に基づき、（一社）日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

エ　広報の実施

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、関係機関に適宜、情報の提供を行う。

利用者に対しては、広報車等により、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

（２）　県は、上記（１）の各内容に関して適宜情報を収集し、国の指示のもと、関係機関（特に（一社）宮城県ＬＰガス協会）との調整を図ることによって、二次災害の阻止と被災状態の復旧（カセットコンロの確保等、液化石油ガスの提供）について支援する。

（３）　関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。

（４）　仙台市ガス局の対応

ア　災害時の要員確保

「仙台市ガス局災害対策要綱」により、被害状況に応じた配備をとるとともに、必要に応じて仙台ガス工事協同組合を通じるなどして、仙台市が公認するガス工事人各社へ応援を要請する。

なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「災害時連携計画」に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行う。

イ　応援復旧用資材の確保

緊急時に必要な資材を即時出庫できるよう、ガス管、継手等を幸町構内の資材倉庫に常時２か月分確保しているほか、不足分については他事業者の協力により補充する。

ウ　緊急措置

基準地震計のSI値が緊急停止判断基準値以上を記録した場合若しくは製造所及び供給所のホルダーの送出量又は整圧器等の圧力の大幅な変動により供給継続が困難な場合は、二次災害を防止するため、単位ブロックで即時にガス供給を停止する。

更に、基準地震計のSI値が緊急停止判断基準値に達しないブロックにおいても、一定の基準に該当する地域については直ちに緊急巡回点検を行い、ガス漏えいなどによる二次災害の発生が予測される場合は、必要な範囲のガス供給を停止する。

エ　広報活動

あらかじめ報道機関に協力要請を行っておくマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要になる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ホームページにより周知する。

また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努める。

オ　復旧計画

供給停止地区の復旧は、次のとおり行う。

（ア）　供給停止区域内の閉栓及び被害状況把握

（イ）　復旧順位の決定及び復旧ブロックの確立

（ウ）　復旧ブロック内の漏えい検査

（エ）　本支管、供給管漏えい箇所修理

（オ）　内管検査及び修理（倒壊等により供給再開が困難な建物は、供給管を切断し、ガスの供給を遮断する。）

（カ）　消費機器の点火試験

（キ）　開栓（供給再開）

<復旧対策基本フロー>

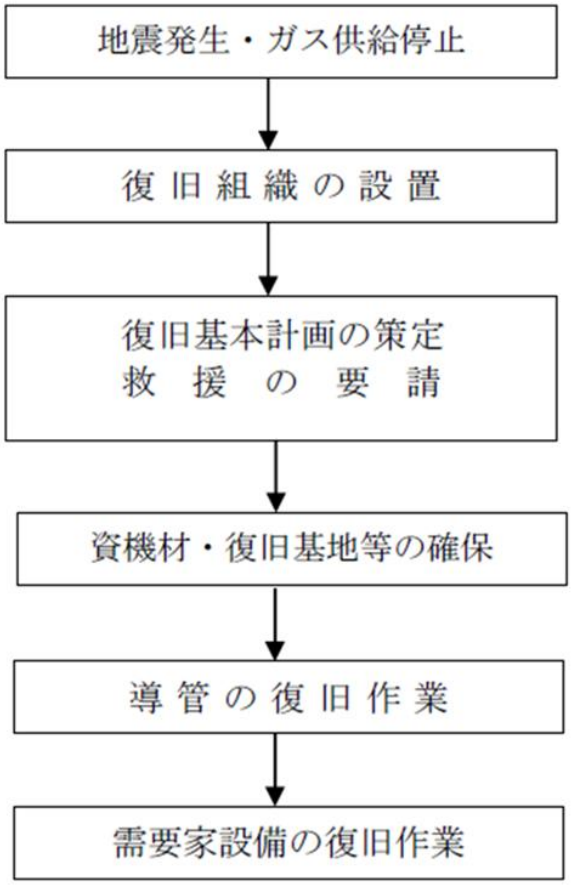

ヘ　需要家支援対策

医療施設等に対し、必要に応じ移動式ガス発生設備等を設置する。

第７　電信・電話施設

電気通信施設が被災した場合には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

１　応急対策の内容

通信施設に被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

（１）　非常用可搬型交換装置の出動

（２）　衛星通信装置、可搬型無線装置などの出動

（３）　移動電源車の出動

（４）　応急ケーブルによる措置

２　応急措置

通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。

（１）　最小限の通信の確保

広範囲な家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。

（２）　災害時公衆電話の設置

ア　各市町村指定の避難所等に、必要に応じて災害時公衆電話を設置する。

イ　孤立化する地域をなくすため、地域ごとに災害時公衆電話を設置する。

ウ　広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

（３）　回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

ア　設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。

イ　被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積･取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板（web171）を提供し、ふくそうの緩和を図る。

ウ　被災地に指定する地域及び期間において、被災者が発信する被災状況の通報又は、救護を求める115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

第26節　危険物施設等の安全確保

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、環境生活部、保健福祉部）、県警察本部、市町村、
関東東北産業保安監督部東北支部、第二管区海上保安本部、石巻ガス（株）、塩釜ガス（株）、
古川ガス（株）

第１　目　的

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を講じる。

第２　住民への広報

県、市町村及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

第３　危険物施設

１　陸上における消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

（１）　危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

（２）　混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出等による広域拡散の防止措置と応急対策

（３）　災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

２　海上における第二管区海上保安本部の応急対策

危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。

（１）　危険物積載船舶について、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う。

（２）　危険物荷役中の船舶について、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

（３）　危険物施設について、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

３　災害発生事業所等における応急対策

（１）　大規模な危険物等災害時、速やかに第二管区海上保安本部、所轄消防署、関係市町村及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。

また、必要に応じ、所在市町と協力し、付近住民に避難するよう警告する。

（２）　自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

ア　大量油の排出があった場合

（ア）　オイルフェンスの展張､その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。

（イ）　損傷箇所の修理､その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。

（ウ）　損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。

（エ）　排出された油の回収を行う。

（オ）　油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。

なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

イ　危険物の排出があった場合

（ア）　損傷箇所の修理を行う。

（イ）　損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。

（ウ）　薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。

（エ）　火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。

（オ）　船舶にあっては、曳航索の垂下を行う。

（カ）　船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。

（キ）　消火準備を行う。

（３）　第二管区海上保安本部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。

第４　高圧ガス施設

１　高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、地震発生後、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。

２　県は、地震の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置が取られるよう調整、指導、助言する。

３　関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

第５　火薬類製造施設等

１　火薬類製造等の事業者は、大規模地震発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。

（１）　火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。

（２）　火薬庫及び庫外貯蔵所においては、貯蔵状態の異常の有無を緊急確認する。

２　消防関係機関は、火薬類を取り扱う事業者に対し、二次災害防止のため、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導助言を行う。

３　県は、警察、消防関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。

なお、警察は、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する製造業者、販売業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。

４　関東東北産業保安監督部東北支部及び消防関係機関は、災害発生の防止又は公共の安全維持のため必要があると認めるときは、火薬類の製造業者、販売業者及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。

第６　毒物劇物貯蔵施設

１　県は、毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。

２　県は、毒物劇物貯蔵施設から毒劇物が漏えいした場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。

３　県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。

４　毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。

なお、毒物劇物貯蔵施設に係る情報の収集、伝達及び必要物等の手配に関するフローは、下図のとおりである。

情報の収集、伝達及び必要物等の手配

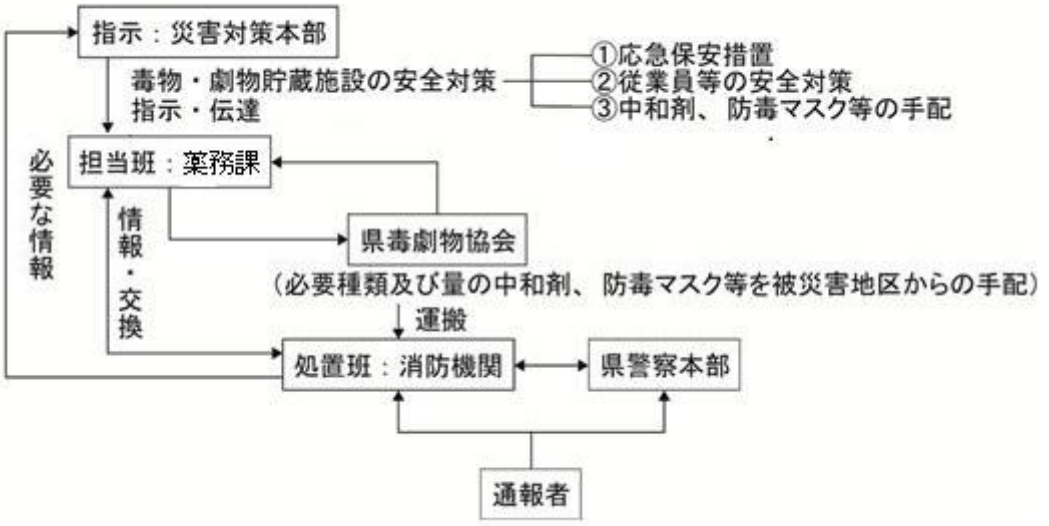

5　県は災害による毒物劇物の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、二次災害についての注意喚起を行う。

第７　環境モニタリング

県は、有害物質の漏えいによる環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。

1　公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング

2　環境大気中の有害物質等のモニタリング

第27節　農林水産業の応急対策

＜主な実施機関＞
県（環境生活部、農政部、水産林政部）、市町村

第１　目　的

大規模地震により、農業生産基盤、林道、養殖施設等への施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害や燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、県、市町村、及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

第２　農　業

１　活動体制

農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期すため、県は「宮城県農政部災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「農政部災害対策本部」を、各地方振興事務所に「農政部災害地方対策本部」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連絡のもとに災害対策を講じる。

２　湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

３　営農用資機材の確保

（１）　営農機材

県は、必要に応じて、農業機械化センター等が保有する農業機械の確保について総合調整を行うとともに、営農機材の購入のあっせんを行う。

（２）　営農用資材

ア　県は、稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう備蓄種子の供給に関し、（公社）みやぎ農業振興公社を指導するなど、確保のための対策を講じる。

イ　県は、肥料、農薬、野菜種子、飼料等について、必要に応じ確保、あっせんのための対策を講じる。

４　家畜伝染病の発生予防

（１）　県は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認められるときは、家畜の検査、注射又は薬浴を実施する。

（２）　防止措置

家畜の所有者に対し、必要により次の防止措置を講じさせる。

ア　患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置

イ　殺処分及び死体の焼却、埋却

ウ　汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

5　死亡獣畜の処理

（1）　家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、県は死亡獣畜の検査を行う。

（2）　死亡獣畜が伝染病でない場合、県は家畜の所有者に対して、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場又は化製場へ搬送させ、適正に処理させる。

（3）　死亡獣畜取扱場又は化製場への搬送が不可能な場合、県は家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い、適正な処理を指導する。

（4）　所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については市町村が行い、市町村から要請があった場合、県は、必要な指導・助言、その他の支援を行う。

6　応急技術対策

（1）　農作物

ア　水稲

（ア）　用排水路・けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、用水の確保を図る。

（イ）　軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水などの被害や、液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として補植、植え直し、土砂の撤去を行う。

イ　畑作物

（ア）　ほ場の復元に努める。

（イ）　被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

ウ　果樹

被害を受けた樹園地では樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして支柱で支える。

エ　施設園芸

（ア）　保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。

（イ）　被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。

（ウ）　暖房機を稼働させるための電源を確保する。

（エ）　給水源等を確保する。

（オ）　重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講じる。

（2）　畜産

ア　倒壊のおそれのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。

（ア）　誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。

（イ）　退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。

イ　近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水源を確保する。

ウ　酪農、ブロイラー、採卵鶏及び大規模肉用牛では、発電機の調達などにより、搾乳機械やバルククーラー、自動給餌機、空調及び地下水のポンプアップなどの電源を確保する。

エ　家畜排せつ物処理施設の倒壊や破損により周辺への排せつ物の流出のおそれがある場合は、被害施設の修繕資材の確保並びに排せつ物の処理の委託先等の確保に努める。

オ　指定生乳生産者団体を主体として近隣の県に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を要請し、牛乳出荷先を確保する。

カ　飼料運搬車及び集乳車の運行路を確保する。

（３）　養蚕

ア　蚕室・上蔟室の暖房器具からの出火が予想されるので、地震後直ちに点検を行う。

イ　蚕座の転倒や蔟器の落下があった場合、蚕児を圧殺又は繭の圧縮が予想されるので、現況に復帰するとともに、選別を行う。

ウ　山間部の桑園で法面の崩壊が生じた場合、修復を行う。

７　市町村の役割

（１）　農業関係団体等は、農業災害に係る応急対策を行う。

（２）　市町村は、病害虫防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。

第３　林　業

１　活動体制

林業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、林業生産の安定を期すため、県は「宮城県水産林政部災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「水産林政部災害対策本部」を、各地方振興事務所に「水産林政部災害地方対策本部」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策を講じる。

２　応急対策

（１）　林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。

（２）　県は、地域における応急対策を実施するとともに、市町村、林産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

第４　水産業

１　応急対策

（１）　水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。

（２）　県は、地域における応急対策を実施するとともに、漁場及び水産業の一体的復旧に向けて市町村、水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

２　資機材の確保

必要に応じ補修資機材の購入あっせん等の速やかな供給体制の整備を行う。

３　応急技術対策

（１）　施設の早期修理と水産物の生産管理及び種苗の再生産に努める。

（２）　補充種苗保有量の調査と情報交換及び種苗の供給体制の整備を行う。

第28節　二次災害･複合災害防止対策

＜主な実施機関＞
県（環境生活部、農政部、水産林政部、土木部、企業局）、県警察本部、市町村、
各防災関係機関

第１　目　的

二次災害とは、地震等による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

第２　二次災害の防止活動

１　県及び市町村又は事業者の対応

（１）　県及び市町村又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、鉄道、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。

（２）　県は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止について市町村に助言等を行うとともに、ライフライン復旧時における火災警戒等については、市町村等事業者を指導する。

（３）　消防職団員、水防団員、警察官、自衛隊員や市町村職員など、救難・救助・パトロールや支援活動に当たる関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。

（４）　電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、併せて被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。

（５）　水道事業者等は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。

（６）　下水道事業者は、漏水による汚水の拡散防止、浄化センター被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。

（７）　ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。

（８）　電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知す

る。

（９）　道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

２　水害・土砂災害

（１）　二次災害防止施策の実施

地震、降雨等による土砂崩れの発生、浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地震による地盤沈下や海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

（２）　点検の実施

県及び市町村は、地震、降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

なお、市町村は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、市町村が適切に避難情報の発令の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。

３　土砂災害警戒情報

仙台管区気象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

４　高潮・高浪・波浪

県及び市町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じて、応急工事等の対策を実施する。

５　爆発危険物等

原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

６　有害物質等

県及び市町村又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

７　地震・誘発地震

県及び市町村又は事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

８　空き家等

市町村は、平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第３　風評被害等の軽減対策

１　県及び市町村は、地震、津波、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。

２　放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第29節　応急公用負担等の実施

＜主な実施機関＞
県、県警察本部、市町村、第二管区海上保安本部、自衛隊

第１　目　的

大規模地震災害時において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。

第２　応急公用負担等の権限

１　市町村長

（１）　応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置を取ることができる。

ア　市町村の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。

イ　災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。

ウ　市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

（２）　知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

２　警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

市町村長若しくはその職権の委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、市町村長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

３　知事

（１）　県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。

ア　被災者の救援、救助その他保護に関する事項

イ　災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

ウ　施設及び設備の応急復旧に関する事項

エ　清掃、防疫その他保護衛生に関する事項

オ　犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

カ　緊急輸送の確保に関する事項

キ　その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事項

（２）　災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、（１）に定める市町村長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

４　指定地方行政機関の長

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは､防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送事業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

第３　立入検査等

１　知事は、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、又は収用するため必要があると認めるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入り検査させることができる。

２　県の職員が、１により立ち入る場合は、その職員は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

３　県の職員が、１により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　知事は、必要と認めるときは、保管命令により物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

第４　公用令書の交付

１　従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合、知事、市町村長又は指定地方行政機関の長は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。

２　公用令書には、次の事項を記載しなければならない。

（１）　公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

（２）　当該処分の根拠となった法律の規定

（３）　従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあっては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

３　知事は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。

４　公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

第５　損失補償及び損害補償等

１　県は、従事命令により応急措置の業務に従事した者に対し、別に定めるところによりその実費

を弁償しなければならない。

2　県は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3　県は、従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、別に定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第30節　ボランティア活動

＜主な実施機関＞
県（環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部）、市町村、日本赤十字社宮城県支部、県社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等

第１　目　的

大規模地震災害時の災害応急対策及び復旧･復興期においては､多くの人員を必要とするため、県及び市町村は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援､調整し､被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第２　一般ボランティア

１　災害ボランティアセンターの設置

ボランティアのコーディネート調整組織としては、社会福祉協議会及びＮＰＯ等関係機関が中心となって、市町村レベル、県レベルの２段階に災害ボランティアセンターを設置し、相互に連携の上、日本赤十字宮城県支部、ＮＰＯ・ボランティア等とも連携を図り、活動を展開する。

この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

なお、ボランティアのコーディネートに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。

（１）　市町村災害ボランティアセンター

市町村社会福祉協議会が中心となって設置し、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

（２）　県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会とＮＰＯ等関係機関が中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、市町村災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災

市町村間のボランティアの調整等を行う。

2　日本赤十字社宮城県支部、ＮＰＯ・ボランティア等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

3　行政の支援

県及び市町村は、ボランティアのコーディネートに際して、ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市町村は市町村災害ボランティアセンター、県は県災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

（1）　災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供

（2）　災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成

なお、県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と県及び市町村の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

（3）　職員の派遣(県は市町村災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。)

（4）　被災状況についての情報提供

（5）　その他必要な事項

第３　専門ボランティア

関係する組織からの申し込みについては、県の部局で対応し、主な種類は次のとおりである。

主な受入れ項目	担当部局
ア　救護所等での医療、看護、保健予防	保健福祉部
イ　被災建築物応急危険度判定	土木部
ウ　被災宅地危険度判定	土木部
エ　防災関係施設診断	土木部
オ　外国人のための通訳	経済商工観光部
カ　被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉部
キ　高齢者、障害者等への介護	保健福祉部
ク　その他専門的知識が必要な業務	各部局

なお、市町村においても、県に準じた体制を敷く。

第４　ＮＰＯ・ＮＧＯとの連携

県及び市町村は、一般ボランティアのコーディネート体制づくりを、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関と連携しながら行い、その他のＮＰＯやＮＧＯとの協働を視野に入れ、必要な調整、

支援を行う。

第31節　海外からの支援の受入れ

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部、経済商工観光部）

第１　目　的

大規模地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、国と十分連絡調整を図りながら対応する。

第２　海外からの救援活動の受入れ

海外からの救援に一義的に対応するのは、国の役割となっているが、具体の被害を把握し、かつ市町村との連絡調整を実施する機関として県が位置づけられることから､以下の事項について、情報収集、提供等を行う。

１　救援を必要とする場所及びその緊急性
２　現地までの交通手段及び経路の状況
３　現地の宿泊の適否等
４　必要な携帯品等
５　その他必要と思われる事項

第３　救援内容の確認

海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、次の事項について確認し、国と連絡調整を図りながら対応する。

１　救援隊の派遣内容
（１）　協力内容、人数、派遣日程
（２）　受入れ方法
（３）　案内、通訳の必要性
２　救援物資の内容
（１）　品名、数量
（２）　輸送手段、ルート
（３）　到着予定

第４　関係機関との協力体制

海外から救援隊派遣や救援物資の受入れについて、警察、消防、自衛隊及び航空会社、トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。

第４章　災害復旧・復興対策

第１節　災害復旧・復興計画

＜主な実施機関＞
県、市町村

第１　目　的

この計画は、地震発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から地震に強い県土を構築していくことを目的とする。

第２　災害復旧・復興の基本方向の決定等

１　基本方向の決定

県及び市町村は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、地震に強い県土づくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定める。

２　住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、県及び市町村が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

３　女性及び要配慮者の参画促進

県及び市町村は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、要配慮者についても参画を促進するよう努める。

４　職員派遣等の要請

県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

また、県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんを行う。

第３　災害復旧計画

１　基本方針

県及び市町村は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、地震に強い県土づくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

２　事業計画の策定

県及び市町村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画はおおむね次の計画とする。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定する。

（１）　公共土木施設災害復旧事業計画

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号））

ア　河川
イ　海岸
ウ　砂防設備
エ　林地荒廃防止施設
オ　地すべり防止施設
カ　急傾斜地崩壊防止施設
キ　道路
ク　港湾
ケ　漁港
コ　水道
サ　下水道
シ　公園

（２）　農林水産業施設災害復旧事業計画

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号））

（３）　都市災害復旧事業計画

（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）

（４）　水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

（水道法（昭和32年法律第177号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号））

（５）　社会福祉施設災害復旧事業計画

（生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、売春防止法（昭和31年法律第118号））

（６）　公立学校施設災害復旧事業計画

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号））

（７）　公営住宅災害復旧事業計画

（公営住宅法（昭和26年法律第193号））

（８）　公立医療施設災害復旧事業計画

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号））

（９）　その他災害復旧事業計画

３　事業の実施

（１）　県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。

（２）　県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。

（３）　県は、特定大規模災害等を受けた市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町村に対する支援を行う。

（４）　県及び市町村は、県道又は市町村道の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

（５）　県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

（６）　県は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国及び独立行政法人水資源機構の権限代行制度による支援が必要な場合には、国及び独立行政法人水資源機構に要請を行う。

（７）　市町村は、市町村が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

（８）　県及び市町村は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、実施に高度な技術又は機械力を要する維持で､国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

（９）　県は、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

(10)　道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

(11)　ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

(12)　警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

４　災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担又は補助するもの

（１）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

（２）　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

（３）　公営住宅法（昭和26年法律第193号）

（４）　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）

（５）　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

（６）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（７）　予防接種法（昭和23年法律第68号）

（８）　都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

（９）　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

(10)　県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

(11)　その他

第４　災害復興計画

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を生かしながら、地震に強い県土づくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、県及び市町村は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する。

１　復興計画の基本方針

市町村は、地震災害からの復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。

県は、複数の市町村において地震災害からの復興の必要性が認められた場合は、県としての復興方針を策定する。

２　復興計画の策定

（１）　市町村の復興計画の策定

市町村は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。

また、市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

（２）　県の復興計画の策定

県は、複数の市町村で地震災害からの復興の必要性が認められ、復興方針を策定したときは、県としての具体的な復興計画の策定を行う。

（３）　被災前の地域課題等の考慮

県及び市町村は、復興計画の策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

（４）　地域全体での合意形成

県及び市町村は、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

（５）　復興計画作成・遂行のための体制整備

県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

３　復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な措置を講じる。

第５　災害復興基金の設立等

県及び市町村は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第６　復興組織体制の整備

県は、災害の規模等必要に応じて、復興組織体制の整備を図り、被災者及び被災市町村を支援する。

第２節　生活再建支援

＜主な実施機関＞
県（総務部、復興・危機管理部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部、教育庁）、市町村、東北管区行政評価局、東北財務局、日本銀行仙台支店、県社会福祉協議会

第１　目　的

県、市町村及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。

その際、県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第２　住宅に関する各種調査

市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は市町村の活動の支援に努める。

第３　罹災証明書の交付

１　市町村

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定める、他の自治体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体、その他の民間団体との応援協定の締結や応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。とともに、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するよう努める。

２　県

県は、市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、平時には市町村の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体、その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。また、災害時には、速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施す

るとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。さらに、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等をおこなうこと等により、被災市町村間の調整を図る。

住家被害の調査や罹災証明書の交付に関し、被災市町村に経験のある職員が少ないなど円滑な事務の実施体制に懸念がある場合には、必要に応じて、調査の実施に係る計画の策定等に関する支援を行う罹災証明コーディネーターの派遣について調整を行う。

第４　被災者台帳

市町村は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第５　被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。

その主な内容は次のとおり。

１　適用災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

（１）　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村における自然災害

（２）　10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害

（３）　100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

（４）　（１）又は（２）の市町村を含む都道府県区域内で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

（５）　５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、（１）～（３）の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

（６）　（１）若しくは（２）の市区町村を含む都道府県又は（３）の都道府県が２以上ある場

合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）、２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口５万人未満に限る）における自然災害

2　対象世帯

（1）　住宅が全壊した世帯

（2）　住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯

（3）　災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

（4）　住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

（5）　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

3　支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の支給額は各該当欄の金額の３／４となる。

被害程度	支給額			計
	住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）	住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）		
全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
解体（半壊・敷地被害）		補修	100万円	200万円
長期避難		賃貸（公営住宅以外）	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸（公営住宅以外）	50万円	100万円
中規模半壊	－	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸（公営住宅以外）	25万円	25万円

4　支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

5　被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、（公財）都道府県センターが指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。

6　支援金支給手続き

被災者世帯主は、被災住所地の市区町村に支給申請書を提出する。提出を受けた市区町村は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、各市区町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である（公財）都道府県センターへ送付する。送付を受けた（公財）都道府県センターは申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

7　受付体制の整備

市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

また、罹災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

8　独自支援措置の検討

県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

第６　地震保険・共済の活用

県、市町村等は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努める。

第７　資金の貸付け

1　災害援護資金

市町村は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。市町村は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

県は、市町村による貸付けに関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導助言を行う。

2　母子父子寡婦福祉資金

県は、被災市町村との緊密な連携のもとに、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸付けを行う。

3　生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要となる経費を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、災害弔意金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。

（１）　貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること。
（２）　資金の貸付けに併せて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
（３）　必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。

※　生活福祉資金の福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付限度

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円以内	６月以内	７年以内

４　一般住宅復興資金の確保

県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ被災市町村と協調して融資に対する利子補給等の処置を講じる。

第８　生活保護

県及び市の各福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

第９　その他救済制度

市町村は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する（弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る）。

県は、市町村による支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し、指導助言を行う。

第10　税負担等の軽減

県及び市町村は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、市町村は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

１　国民健康保険税（料）の減免

被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、被災の程度により、保険者である各市町村の判断で国民健康保険税（料）の納期未到来分の一部又は全部を免除することができる。

２　国民健康保険の一部負担金の減免

被災市町村は、国民健康保険税（料）の減免と同様に国民健康保険の被保険者について、

被災の程度により、一部負担金を減免することができる。

一部負担金の減免基準は、各市町村保険者が基準を定め減免を行う。

３　授業料の減免等

（１）　県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮を来した生徒に対し、授業料の減免の措置を講じる。

（２）　県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

第11　応急金融対策

１　日本銀行仙台支店の措置

（１）　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

ア　通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずることなどにより、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣するなど必要な措置を講ずる。

イ　現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

ウ　通貨及び金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

（２）　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

ア　決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

イ　資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

（３）　金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

（４）　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

ア　預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ　被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ　被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ　損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

オ　必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

（５）　国庫金の取扱に係る措置

災害発生時等における国庫金の受払業務について、金融機関や関係官庁と協力して実情に応じ必要な措置をとること。

（６）　各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に県民に提供するよう努める。特に（３）及び（４）で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

２　生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置

（１）　非常金融措置の実施

東北財務局は、被災地の便宜を図るため、保険会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請する。

ア　保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券（共済証書）、届出印鑑等を喪失した契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

イ　保険金（共済金）の支払及び保険料（共済掛金）の払込猶予に関する措置

保険金（共済金）の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料（共済掛金）の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

ウ　営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

（２）　各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図る。

３　第一種金融商品取引業者（証券会社等）に係る措置

（１）　非常金融措置の実施

東北財務局は、被災地の便宜を図るため、証券会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請する。

ア　届出印鑑喪失の場合の措置

届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。

イ　有価証券喪失の場合の措置

有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力すること。

ウ　預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の措置

被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合、可能な限り便宜措置を講ずること。

エ　営業停止等における対応に関する措置

窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等の告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

オ　その他の措置

顧客への対応について十分配意すること。

（２）　各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図る。

第12　雇用対策

１　公共職業安定所の措置

公共職業安定所の長は被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

（１）　離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集

（２）　被災者のための特別相談窓口等の設置

（３）　雇用保険失業給付の特例支給

（４）　雇用調整助成金の特例適用の要請

（５）　被災事業主に対する労働保険料の特例措置の周知

２　県及び市町村の措置

県及び市町村は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するよう努める。

第13　相談窓口の設置

県及び市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

東北管区行政評価局は、県、市町村及び関係機関と連携して、被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口や特別行政相談所の開設といった特別行政相談活動を実施する。

第３節　住宅復旧支援

＜主な実施機関＞
県（土木部）、市町村

第１　目　的

県、市町村及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第２　一般住宅復興資金の確保

県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ被災市町村と協調して住宅再建のための支援の処置を講じる。

第３　住宅の建設等

県及び市町村は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

１　災害公営住宅の建設等

（１）　災害公営住宅の確保

県及び市町村は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

（２）　災害公営住宅の建設等における指導・支援

県は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・助言を実施するとともに、当該市町村において対応が困難な場合に建設を代行するなど必要な支援を行う。

（３）　安全な地域への移転の推奨

県は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

（４）　生活維持の支援

県及び市町村は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

（５）　計画的な恒久住宅への移行

県及び市町村は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、応急仮設住宅等の提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

２　公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、公募等によらず入居できる措置等を講じる。

第４　防災集団移転促進事業の活用

市町村は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

１　事業主体

市町村（例外として、市町村の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

２　移転促進区域

（１）　被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害(地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの

（２）　災害危険区域

建築基準法第39条第１項の規定により条例で指定された区域

３　補助制度等

（１）　国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：ア～カは３／４、キは１／２）

ア　住宅団地の用地取得造成

イ　移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）

ウ　住宅団地の公共施設の整備

エ　移転促進区域内の宅地等の買い取り

オ　住宅団地内の共同作業所等

カ　移転者の住居の移転に対する補助

キ　事業計画等の策定

（２）　地方債の特別措置

地方財政法第５条第１項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第４節　産業復興支援

＜主な実施機関＞
県（経済商工観光部、農政部、水産林政部）、市町村

第１　目　的

県は、被災した中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

第２　中小企業金融対策

１　県は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会、金融機関等と協議の上、緊急災害融資制度を創設し、災害復興資金のより円滑な融通を図る。

２　県は、事業協同組合や商店街振興組合等が被災施設の復旧又は施設の復旧に当たり新たな施設整備をする場合に、高度化事業（災害復旧貸付）により資金の貸付を行う。

３　県は、その地域の特性に考慮し、地場産業や商店街の復興に配慮するとともに、地域の自立的経済発展を促進するため、将来に向けた基盤整備等を行う。

第３　農林漁業金融対策

県は、市町村や関係融資機関と協力して、既借入制度資金の償還条件の変更や県単災害対策資金の創設など、円滑な災害復興資金の融通を図るとともに、被害が甚大な場合には、貸付条件の緩和や天災融資法の発動、日本政策金融公庫資金（農林水産分野）による資金融通を要請し、資金需要への対応を図る。

第４　相談窓口の設置

県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第５節　都市基盤の復興対策

＜主な実施機関＞
県（企画部、土木部）

第１　目　的

県は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、港湾等の主要交通施設及びライフライン、県土保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障害者、高齢者、女性やこども・若者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

第２　防災まちづくり

１　市町村は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性やこども・若者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

２　復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。また、地方公共団体は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。

３　防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

４　県は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

５　既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

6　新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。

7　県及び市町村は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

第３　想定される計画内容例

1　主要交通施設の整備

道路、鉄道、港湾、空港等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

2　被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現

3　ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

4　防災基盤の整備

河川、海岸、砂防施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、避難施設の整備と都市公園、河川公園など防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第４　都市計画の決定等の代行

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

第６節　義援金の受入れ、配分

＜主な実施機関＞
県（復興・危機管理部）、市町村、日本赤十字社宮城県支部等

第１　目　的

大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、県及び市町村は、これらの受入れ体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。

第２　受入れ

１　窓口の決定

県、市町村、日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

２　受入れ及び管理

県、市町村、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第３　配　分

１　配分委員会

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入れ団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分協議の上、決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

２　配分

宮城県災害義援金配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。

義援金の被災者に対する交付は、原則として市町村が行う。

第７節　激甚災害の指定

＜主な実施機関＞
県、市町村

第１　目　的

県内において、災害により甚大な被害が生じた場合、県及び市町村は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

第２　激甚災害の調査

１　県

県は、市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

２　市町村

市町村は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

第３　激甚災害指定の手続き

地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

第４　特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市町村は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

激甚災害指定事務手続

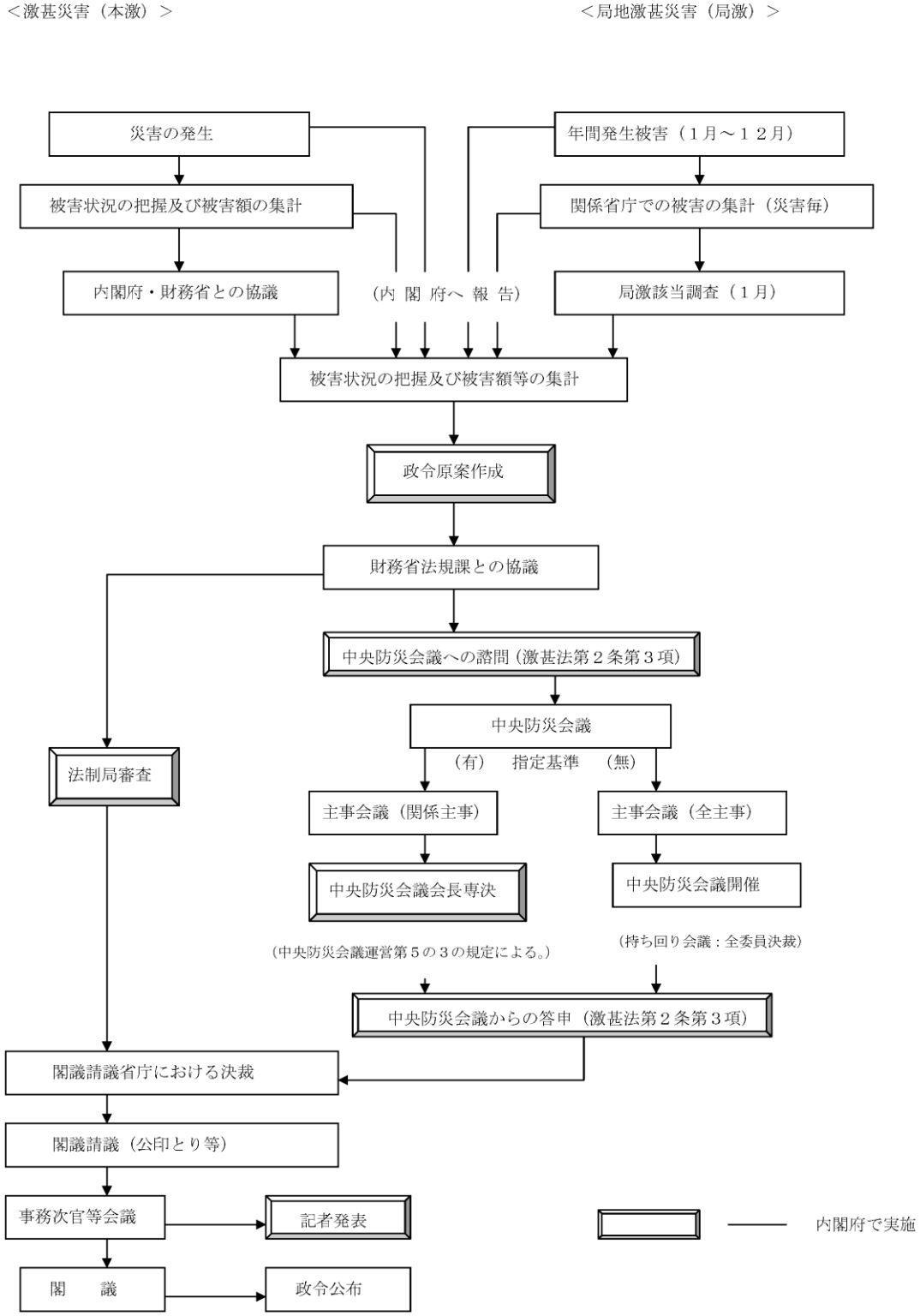

（注）　局地激甚災害の指定については、１月から12月までに発生した災害を一括して翌年の１～２月頃に手続きを行う。

第５　激甚災害指定基準

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

１　本激甚災害

（１）　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第２章：第３条、第４条）

※　公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等

（２）　農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第５条）

イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第６条）

ウ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の特例(法第８条)

エ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条）

オ　共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）

カ　森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の２）

（３）　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

（４）　その他の特別の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）

イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）

ウ　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）

エ　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

２　局地激甚災害

（１）　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第２章：第３条、第４条）

（２）　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第５条）

（３）　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第６条）

（４）　森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の２）

（５）　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

（６）　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

第８節　災害対応の検証

＜主な実施機関＞
県、市町村、防災関係機関

第１　目　的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組が、県民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、県、市町村の防災体制の向上や、県民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組の推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

第２　検証の実施

県、市町村及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、防災関係機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

主な検証項目例

１　情報処理
　自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

２　資源管理
　業務を実施するために必要な、資源（人員、予算、機材など）の調達等

３　指揮・調整
　災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各グループ・県庁各部署・地方支部等の間の業務調整

４　組織間連携
　県庁外各機関（防災関係機関、国、市町村、都道府県、協定締結団体など）との調整

５　個別のオペレーション
　救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等

６　広報・相談
　県民や県外への広報・相談等

７　計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

第３　検証体制

県、市町村及び防災関係機関は、災害対策本部（事務局及び各部局等）のほか、災害の規模等に応じ、県庁内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

第４　検証の対象

県が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び県民の視点に立ち、おおむね次の主体を対象とする。

１　災害対策本部（県庁各部局等）
２　県内市町村
３　防災関係機関
４　県民
５　自主防災組織
６　支援自治体
７　ボランティア団体　など

第５　検証手法

県、市町村及び防災関係機関は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

第６　検証結果の防災対策への反映

県、市町村及び防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により国への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

第７　災害教訓の伝承

県、市町村及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、県民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、県民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確

に伝承するよう努める。

第５章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第１節　総則

第１　推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第５条第２項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２　推進地域及び特別強化地域

法第３条の規定により、本県『全域』が推進地域に指定されている。

（令和４年10月３日内閣府告示第99号）

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、同郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、同郡村田町、同郡柴田町、同郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、黒川郡大和町、同郡大郷町、同郡大衡村、加美郡色麻町、同郡加美町、遠田郡涌谷町、同郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町

また、法第９条の規定により、次の地域が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）に指定されている。

（令和４年10月３日内閣府告示第100号）

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町

第３　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る地震防災に関し、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下この章において「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第１章の「第２節　各機関の役割と業務大綱」の定めるところによる。

第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「宮城県地震防災緊急事業五箇年計画」に定めるところによる。

第３節　津浪からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第１　津浪からの防護

県又は堤防、水門等の管理者が行う各種整備等を行う。次の方針・計画等については、第２章の「第４節　海岸保全施設等の整備」及び津波編　第２章の「第３節　海岸保全施設等の整備」、津波編　第２章　第24節の「第８　孤立集落対策」の定めるところによる。

1　堤防、水門等の点検方針・計画
2　堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画
3　積雪寒冷地において、冬季においても水門等が確実に作動するように配慮した対策
4　水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
5　内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用電源の準備、点検その他所要の被災防止措置
6　津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時離着陸場等の整備の方針及び計画

第２　津波に関する情報の伝達等

次の事項を始めとした津波に関する情報の伝達等に係る関係者の連絡体制は、第２章の「第16節　情報通信網の整備」及び津波編　第２章の「第15節　津波監視体制、伝達体制の整備」、同「第17節　職員の配備体制」に定めるところによる。

1　県内部及び関係機関相互間の伝達体制
2　防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制
3　船舶に対する伝達体制
4　管轄区域内の被害状況の情報収集体制
5　防災行政無線の整備等

なお、津波に関する情報伝達に当たって留意すべき事項等は、津波編　第３章　第12節の「第２　津波の警戒」に定めるところによる。

第３　地域住民等の避難行動等

県は、市町村等と協力し、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、あらかじめ検討し対策に取り組む。このことについては、津波編　第２章の「第23節　避難対策」の定めるところによる。

なお、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるとともに、誘導を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮しつつ適切な対応を実施する。

第４　避難場所及び避難所の運営・安全確保

県は、市町村等と協力し、避難場所及び避難所の運営・安全確保に取り組む。このことについて

は、第２章の「第24節　避難受入れ対策」及び津波編　第２章の「第24節　避難受入れ対策」の定めるところによる。

なお、船舶の避難については、津波編　第２章　第９節の「第２　防災知識の普及、徹底」及び同10節の「第10　訓練及び普及内容」、津波編　第３章の「第12節　避難活動」の定めるところによる。

第５　意識の普及・啓発

県は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、周知を行う。このことについては、津波編　第２章の「第９節　防災知識の普及」の定めるところによる。

第６　消防機関等の活動

市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について対策を定める。このことについては、津波編　第２章　第23節の「第７　避難誘導体制の整備」及び同「第９　消防機関等の対応」の定めるところによる。

県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。このことについては、津波編　第２章　第23節の「第７　避難誘導体制の整備」の定めるところによる。

水防管理団体等は、地震が発生した場合、必要な措置を講じる。このことについては、第３章　第３節　第６の「３　水防管理団体等の活動」の定めるところによる。

第７　水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者は、地震及び津波による被害の軽減や二次災害防止等のために必要な措置を講じる。このことについては、第２章の「第８節　ライフライン施設等の予防対策」及び津波編　第２章の「第７節　ライフライン施設等の予防対策」の定めるところによる。

第８　交通

道路における交通規制及び除雪や、海上及び航空、鉄道において実施する措置、乗客等の避難誘導等については、津波編　第３章の「第24節　公共土木施設等の応急対策」の定めるところによる。

第９　県が自ら管理等を行う施設等に関する対策

県は、地震及び津波発生時の応急対策活動において、県が自ら管理等を行う施設等に係る必要な措置を講じる。このことについては、第３章の「第24節　公共土木施設等の応急対策」及び津波編　第３章の「第24節　公共土木施設等の応急対策」の定めるところによる。

第10　迅速な救助

第３章の「第７節　救急・救助活動」及び津波編　第３章の「第７節　救急・救助活動」の定めるところによる

第４節　関係者との連携強化の確保に関する事項

第１　資機材、人員等の配備手配

第２章の「第19節　相互応援体制の整備」の定めるところによる。

第２　自衛隊の災害派遣

第３章の「第６節　自衛隊の災害派遣」の定めるところによる。

第３　物資の備蓄・調達

地震編及び津波編の両編において、第２章の「第24節　避難受入れ対策」及び同「第25節　食料、飲料水及び生活物資の確保」、第３章の「第17節　食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」の定めるところによる。

第５節　北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項

第１　北海道・三陸沖後発地震注意情報

１　情報発表条件

北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合に限り、発表される。

なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発表される。

２　情報発表の流れ

気象庁において一定精度のMwを推定（地震発生後２時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。その後、準備が整い次第、防災庁・気象庁合同記者会見が行われる。

３　情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容

（１）　同記者会見では、気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報の説明」が、防災庁から「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼び掛け」が行われる。

（２）　防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。

４　情報に関する留意事項

（１）　「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。

（２）　以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。

ア　この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。

イ　後発地震の発生可能性は、先発地震の発生から時間が経つほど低くなる。

ウ　後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。

エ　後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。

オ　統計的には、先発地震を伴わずに大規模地震が突発的に発生することのほうが多く、大地震の前に必ず「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が出るものではない。

カ　最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある内陸直下の地震や、最大クラスの地震より規模は小さいが発生確率が高いMw8クラスの地震等に備える必要がある。

キ　情報発表の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。

ク　すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。

第２　北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、県の災害に関する会議等の設置等

１　北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された際には、社会全体として、通常の社会活動をできるだけ維持することに留意しつつ、後発地震に対して注意する措置を講じるものとされている。

北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「北海道・三陸沖後発地震注意情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。

なお、この場合において、県及び市町村は、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。また、伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意するものとし、このことについては、第３章　第１節の「第５　災害情報収集・伝達」及び同「第６　通信・放送手段の確保」の定めるところによる。

（１）　県内部及び関係機関相互間の伝達体制

県は、国からXML電文と防災情報提供システムや一斉通知・調査システム等からのメール配信、既存伝達網のFAX送信等により連絡を受け、市町村に対して、XML電文や防災行政無線、FAX等により情報を伝達する。

（２）　地域住民等に対する伝達体制

県は、地域住民や企業等に対して、記者発表や県ホームページ、防災情報ポータル、アプリケーション等により情報を周知する。

市町村は、地域住民や企業等に対して、地域防災計画等に基づき、防災行政無線や配信メール、ホームページ等により情報を周知する。

なお、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。また、状況の変化等に応じて、逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を継続して行うよう努める。

２　県の災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第２章の「第17節　職員の配備体制」及び第３章の「第３節　防災活動体制」の定めるところによる。

第３　北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された後の周知

県及び市町村は、その有する責務に応じて、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するよう努める。その体制及び周知方法については、第３章の「第２節　災害広報活動」の定めるところによる。

第４　災害応急対策をとるべき期間等

後発地震に対して注意する措置を講じる期間は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から１週間とされている。

県は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から１週間、本計画に定める県のとるべき措置を講じるものとする。

第５　県のとるべき措置

県は、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発表された場合において、市町村等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。また、県内部における初動体制など、後発地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により職員・施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

第６節　防災訓練に関する事項

県は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年１回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発表された場合の情報伝達にかかる防災訓練を実施する。

実施する防災訓練の内容、方法等は第２章の「第11節　地震防災訓練の実施」及び津波編　第２章の「第10節　地震・津波防災訓練の実施」の定めるところによる。

第７節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第１　県職員等に対する教育

第２章の「第10節　防災知識の普及」の定めるところによる。

第２　地域住民等に対する教育・広報

県は、市町村等と協力し、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報を実施するとともに、市町村等に対し必要な助言を行うものとする。

その実施方法及び内容は第２章の「第10節　防災知識の普及」の定めるところによる。